

印南町地域防災計画

印南町防災会議

印南町地域防災計画

(平成 31 年 3 月)

発 行 印南町防災会議
(印南町総務課)

目 次

第1章 総 則

第1節 計画の目的及び性格	1-1
1. 計画の目的	1-1
2. 計画の構成	1-1
3. 計画の内容	1-1
4. 計画の性格	1-2
5. 計画の修正	1-3
6. 用語	1-3
第2節 防災面からみた印南町の特性	1-5
1. 自然条件	1-5
2. 社会条件	1-10
第3節 防災ビジョン（基本理念～被害想定～計画の目標）	1-17
1. 計画の基本理念と将来像－印南町がめざす「安全で住みよいまち」－	1-17
2. 計画の前提－想定する被害の程度－	1-18
第4節 町及び防災機関の業務大綱	1-39
1. 実施責任	1-39
2. 処理すべき事務または業務の大綱	1-39
第5節 計画の運用等	1-45
1. 平常時の運用	1-45
2. 発災時の運用	1-46
3. 計画の周知	1-46

第2章 災害予防計画

第1節 災害予防計画の基本方針	2-1
1.1 災害予防対策の重点の置き方	2-1
1.2 安全・安心なまちづくりのための土地利用基本方針	2-3
第2節 災害に強いまちづくり	2-4
2.1 町の防災構造化	2-4
2.2 台風・大雨による浸水の予防	2-12
2.3 高潮・波浪災害の予防	2-16
2.4 土砂災害の予防	2-18
2.5 地盤振動災害・地盤の液状化災害の予防	2-23
2.6 津波災害の予防	2-26
2.7 火災の予防	2-29
2.7.1. 一般火災	2-29
2.7.2. 地震火災	2-31
2.7.3. 林野火災	2-36
2.8 地震防災対策アクションプログラム	2-38
2.9 地震・津波防災施設の整備	2-39
2.10 ICTを活用した防災力の向上	2-42
2.11 広域支援防災拠点の整備	2-45
第3節 効果的な応急対策のための事前措置	2-47
3.1 防災体制の整備	2-47
3.2 動員体制の整備	2-50
3.3 災害情報等の収集報告体制の整備	2-51
3.4 業務継続体制の整備	2-53
3.5 災害通信体制の整備	2-54
3.6 災害広報体制の整備	2-56

3.7	災害救助法等の習熟	2-58
3.8	避難活動体制の整備	2-59
3.9	救出救助体制の整備	2-64
3.10	道路施設等の応急復旧体制の整備	2-66
3.11	緊急通行車両確保体制の整備	2-68
3.12	食糧供給体制の整備	2-70
3.13	給水体制の整備	2-72
3.14	生活必需品供給体制の整備	2-74
3.15	医療救護体制の整備	2-76
3.16	防疫・保健衛生体制の整備	2-78
3.17	清掃体制の整備	2-79
3.18	労務供給・広域受援体制の整備	2-81
3.19	災害予防計画の推進	2-83
第4節	災害に強い人づくり	2-84
4.1	防災資源の発掘と活性化	2-84
4.2	要配慮者対策	2-88
4.3	防災訓練	2-94
4.4	防災教育・研修	2-99

〔基本計画編〕

第3章 災害応急対策計画

第1節	活動体制の基本方針	3-1
第2節	初動期	3-25
2.1	初動活動体制の確立	3-25
2.2	救出・救助活動	3-31
2.3	消防活動	3-34
2.4	水防活動	3-39
2.5	避難対策	3-42
2.6	気象情報等の収集・伝達	3-51
2.7	初動期の情報管理	3-54
2.8	初動期の広報活動	3-60
2.9	自衛隊災害派遣要請	3-64
2.10	広域応援要請	3-69
2.11	自主防災組織の活動	3-73
2.12	交通の確保	3-76
2.13	緊急輸送体制の確立	3-79
2.14	医療救護	3-84
2.15	給水体制の確立	3-89
2.16	食糧供給体制の確立	3-92
2.17	生活必需品供給体制の確立	3-95
2.18	二次災害防止活動	3-98
2.19	行方不明者の捜索、遺体の収容処理・埋葬	3-100
2.20	ボランティア・労務者の確保・供給	3-103
2.21	り災者救助保護計画	3-109
2.22	保健衛生活動	3-115

2.23	災害警備	3-119
2.24	要配慮者対策	3-122
2.25	県防災ヘリコプターの活用	3-125
第3節	応急対策期	3-127
3.1	応急対策期の情報管理	3-127
3.2	応急対策期の広報活動	3-129
3.3	避難所の運営	3-132
3.4	土木施設の応急復旧	3-136
3.5	災害廃棄物等の処理	3-139
3.6	住宅対策	3-143
3.7	農林水産業対策	3-148
3.8	文教対策	3-152
3.9	義援金品の受付・配分	3-156
3.10	ライフライン施設の応急復旧	3-158
3.11	特殊災害対策	3-163
3.12	広域一時滞在	3-171

〔地震・津波災害対策計画編〕

第4章 災害応急対策計画

第1節	活動体制の基本方針	4-1
第2節	初動期	4-25
2.1	初動活動体制の確立	4-25
2.2	救出・救助活動	4-31
2.3	消防活動	4-31
2.4	水防活動	4-31
2.5	地震・津波情報等の伝達	4-32
2.6	避難対策	4-38
2.7	初動期の情報管理	4-43
2.8	初動期の広報活動	4-49
2.9	自衛隊災害派遣要請	4-50
2.10	広域応援要請	4-50
2.11	自主防災組織の活動	4-50
2.12	交通の確保	4-50
2.13	緊急輸送体制の確立	4-50
2.14	医療救護	4-50
2.15	給水体制の確立	4-50
2.16	食糧供給体制の確立	4-50
2.17	生活必需品供給体制の確立	4-50
2.18	二次災害防止活動	4-51
2.19	行方不明者の捜索、遺体の収容処理・埋葬	4-51
2.20	ボランティア・労務者の確保・供給	4-51
2.21	り災者救助保護計画	4-51
2.22	保健衛生活動	4-51

2.23	災害警備	4-51
2.24	要配慮者対策	4-51
2.25	県防災ヘリコプターの活用	4-51
第3節 応急対策期		4-52
3.1	応急対策期の情報管理	4-52
3.2	応急対策期の広報活動	4-52
3.3	避難所の運営	4-52
3.4	土木施設の応急復旧	4-52
3.5	災害廃棄物等の処理	4-52
3.6	住宅対策	4-52
3.7	農林水産業対策	4-52
3.8	文教対策	4-52
3.9	義援金品の受付・配分	4-53
3.10	ライフライン施設の応急復旧	4-53
3.11	広域一時滞在	4-53

第5章 災害復旧復興計画

第1節 災害町民相談	5-1
1. 目的	5-1
2. 活動項目	5-1
(1) 災害町民相談	5-1
第2節 被災者のメンタルケア	5-2
1. 目的	5-2
2. 活動項目	5-2
(1) メンタルケア対策	5-2
(2) 災害対策要員のメンタルケア	5-3
(3) 子供たちのメンタルケア	5-4
第3節 生活確保対策	5-5
1. 目的	5-5
2. 活動項目	5-5
(1) 被災者に対する職業のあっ旋	5-5
(2) 災害復旧資金計画	5-6
(3) 租税の徴収猶予及び減免	5-8
(4) 郵政関係保護	5-8
(5) 被災証明書の発行	5-9
(6) 住宅金融支援機構の貸付手続き	5-9
第4節 激甚災害の指定	5-11
1. 目的	5-11
2. 活動項目	5-11
(1) 激甚災害の指定	5-11
(2) 特別財政援助額の交付手続き等	5-12
第5節 普通生活への復帰・避難所の縮小	5-13
1. 目的	5-13

2. 活動項目	5-13
(1) 普通生活への復帰・避難所の縮小	5-13
第6節 災害復興計画	5-14
1. 目的	5-14
2. 活動項目	5-14
(1) 災害復興の基本方針	5-14
(2) 災害復興計画	5-16

第6章 南海トラフ地震防災対策推進計画

第1節 総 則	6-1
1. 推進計画の目的	6-1
2. 防災関係機関が地震発生時の災害応急対策として行う事務または業務の大綱	6-1
第2節 南海トラフ巨大地震（M9クラス）の被害の特性	6-2
1. 地震の特性	6-2
2. 広域的な被害	6-2
第3節 関係者との連携協力の確保	6-3
1. 資機材、人員等の配備手配	6-3
2. 他機関に対する応援要請	6-3
3. 帰宅困難者への対応	6-4
第4節 津波からの防護、円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項	6-5
1. 津波に関する調査	6-5
2. 津波からの防護	6-5
3. 津波に関する情報の伝達等	6-5
4. 避難指示等の発令基準	6-6
5. 避難対策等	6-6
6. 消防機関等の活動	6-8
7. 水道、電気、ガス、通信、放送関係	6-9
8. 交通対策	6-9
9. 町が自ら管理等を行う施設等に関する対策	6-10
10. 迅速な救助	6-11
第5節 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備計画	6-12

第6節	防災訓練計画	6-13
第7節	地震防災上必要な教育及び広報に関する計画	6-14
1.	町職員に対する教育	6-14
2.	地域住民等に対する教育	6-14
3.	相談窓口の設置	6-15
第8節	津波避難対策緊急事業計画の基本となるべき事項	6-16
1.	基本方針	6-16
2.	事業目標	6-16
第9節	南海トラフ沿いにおける地震の時間差発生等への対応	6-17
1.	対応方針	6-17
第10節	復興計画の事前策定について	6-18
1.	策定方針	6-18
2.	復興計画の事前策定についての進め方	6-18
3.	復興計画事前策定の手順	6-19

第 1 章 総 則

第1節 計画の目的及び性格

1. 計画の目的

この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号、以下「災対法」という。）第42条（市町村地域防災計画）及び南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成14年法律第92号）第5条（推進計画）の規定によって、印南町防災会議が作成する計画であり、本町の地域に係る災害に関し、予防活動、応急対策活動及び復旧活動等に関する諸事項を定めるものである。

これにより、本町をはじめ、県や指定地方行政機関及び指定公共機関等の防災関係機関が、防災活動を総合的かつ計画的に実施することにより、町域並びに町民の生命、身体及び財産を災害から保護し、もって社会の秩序の維持と公共の福祉の確保を図ることを目的としている。

2. 計画の構成

この計画の構成は次のとおりである。

- | |
|---------------------------|
| 第1章 総 則 |
| 第2章 災害予防計画 |
| 第3章 災害応急対策計画〔基本計画〕 |
| 第4章 災害応急対策計画〔地震・津波災害対策計画〕 |
| 第5章 災害復旧復興計画 |
| 第6章 南海トラフ地震防災対策推進計画 |
| 資料編 |

3. 計画の内容

この計画においては以下の事項を定める。

（1）総 則

- ① 計画の目的及び性格
- ② 防災面からみた印南町の特長
- ③ 防災ビジョン（基本理念～被害想定～計画の目標）
- ④ 町及び防災機関の業務大綱
- ⑤ 計画の運用等

(2) 災害予防計画

災害の発生を未然に防止し、または被害を最小限に軽減する措置についての基本的な計画。

(3) 災害応急対策計画〔基本計画〕

災害が発生し、または発生するおそれがある場合に、災害の発生を未然に防御し、または災害の拡大防止のための措置ならびに被災者に対する応急的救助の措置についての基本的な計画。

(4) 災害応急対策計画〔地震・津波災害対策計画〕

地震発生直後からの人命救助等の活動、その後の被災者の生活確保など、町災害対策本部及び関係機関がとるべき活動内容、措置等についての基本的な計画。

(5) 災害復旧復興計画

災害復旧復興の実施に当たっての基本的な方針。

(6) 南海トラフ地震防災対策推進計画

南海トラフ地震に伴い発生する津波からの防護及び円滑な避難の確保、地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備などに関する事項について定めた計画。

(7) 資料編

本町及び関係機関の防災情報のうち、特に災害予防、応急対策、復旧・復興を定めるうえで重要となるものを抽出し、関係機関が共有すべき資料・様式等について整理。

4. 計画の性格

- 1) この計画は、町が処置しなければならない、防災に関する事務・業務について、各防災関係機関の責任を明確にするとともに、各機関が防災に対して行う事務及び分掌を総合的に整理したものである。
- 2) この計画は、印南町域における各種防災対策を推進するうえで基本となるものであり、指定行政機関及び指定公共機関が作成する防災業務計画及び和歌山県地域防災計画と緊密な連携を図るものとする。
- 3) 災害発生時には、まず「自分の生命や財産は自分で守る」という心構えと行動が基本になることを町民に広く啓発し、町民自身及び自主防災組織等の町民相互間の自主的な防災対策の支援に努めるものとする。

5. 計画の修正

印南町防災会議は、地域にかかる社会情勢の変化ならびに関連法令の改正及び和歌山県地域防災計画等の修正に応じて、常に現状に沿った計画にするため、災対法第42条の規定に基づき、毎年検討を加えるとともに、必要がある場合にはこれを修正する。

ただし、軽易な事項等は会長が修正し、防災会議に報告する。なお、修正するときは、あらかじめ知事と協議を行う。

また、町及び防災関係機関は、関係事項の修正等について、毎年印南町防災会議が指定する期日（緊急を要するときは、その都度）までに計画修正内容を防災会議に提出する。

6. 用語

- 1) 本計画において、次の各欄に掲げる用語の意義は、それぞれの該当各欄に定めるところによるものとする。

県 本 部	和歌山県災害対策本部
県 支 部	和歌山県災害対策本部の支部
本 部	印南町災害対策本部
県 計 画	和歌山県地域防災計画
本 計 画	印南町地域防災計画
県 本 部 長	和歌山県災害対策本部長
本 部 長	印南町災害対策本部長
県 防 災 会 議	和歌山県防災会議
防 災 会 議	印南町防災会議
知 事	和歌山県知事

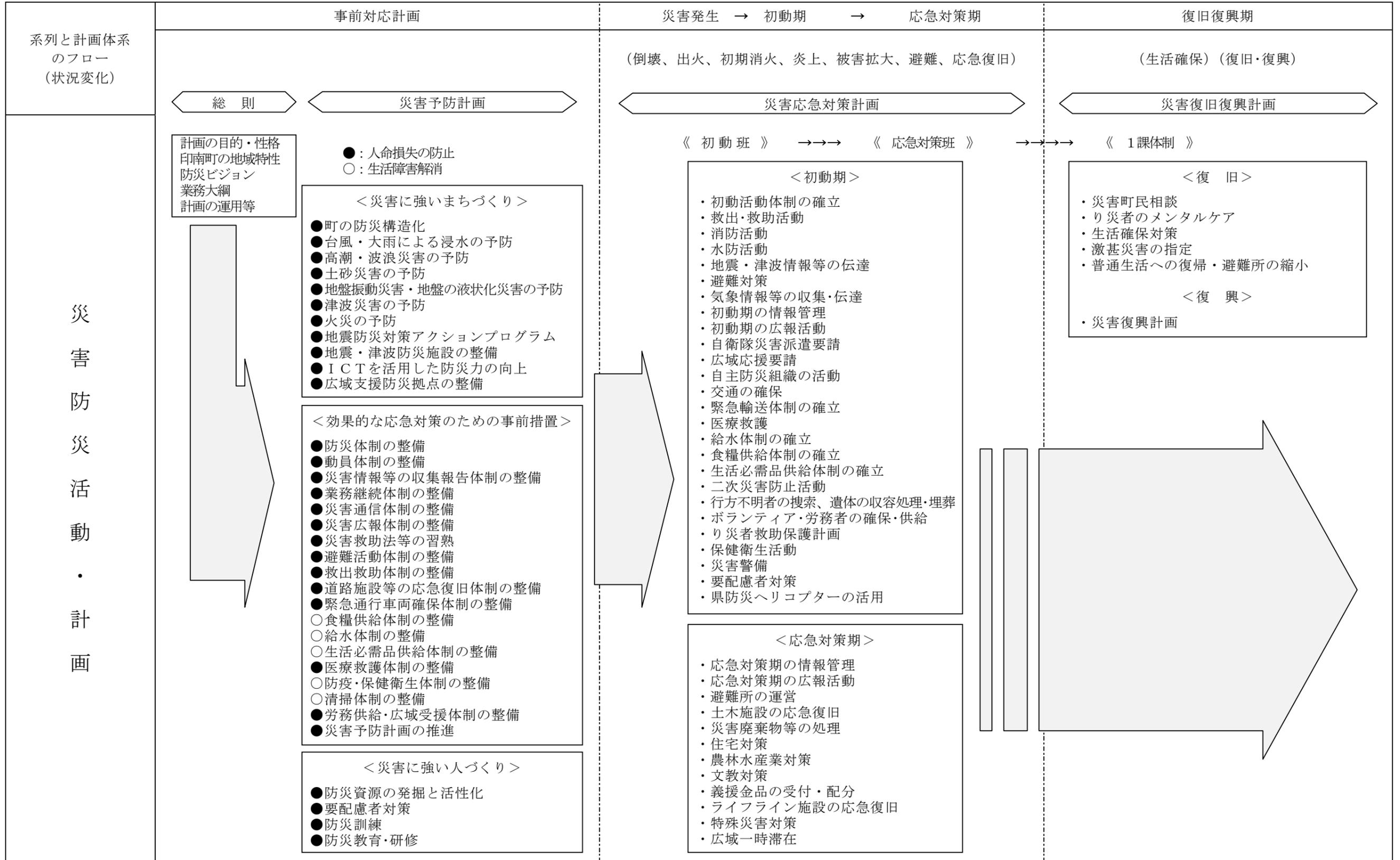
- 2) 本計画に定めた以外に、必要とする事項が生じた場合には、県計画を準用する。

- 3) その他の用語については、災害対策基本法の例による。

本計画において次の組織名称等は、本部設置の如何にかかわらず、それぞれ以下のとおり読み換えるものとする。

本 部 設 置 時	本部不設置時(平常組織時)
本 部	総務課
本 部 長	町 長
副 本 部 長	副町長
部 、 班	課、室
県 本 部	和歌山県危機管理局防災企画課
県 本 部 長	和歌山県知事
日 高 支 部	日高振興局

【災害防災活動の時系列構成】



第2節 防災面からみた印南町の特性

1. 自然条件

(1) 地形の特性

印南町は、紀伊半島西部海岸の中央部に位置し、南西部が太平洋に面する山地・丘陵地・台地、北東部が紀伊山地西端の山地からなり、北東の山地ほど標高が高く、南西部ほど標高が低くなり、切目川、印南川、王子川によって開析されている。

印南町の地形を概観すると、急峻な山地からなる印南町北東の山間地域とややなだらかな山地・丘陵地・台地からなる南西地域に大別される。これら地域の地形特性について以下に示す。

1) 北東の山間地域

北東地域は急峻な山地からなり、主に次のような特徴がある。

- ① 谷底平野は幅が狭く、蛇行しながら細長く分布する。集落は断続的に分布する中位・低位段丘上にあり、主に中位段丘に立地する。河川勾配が急である。
- ② 土石流によって形成されたと考えられる沖積錐の分布が多く、段丘背後の溪流出口にも見られる。
- ③ 崩壊地は北東の標高の高い部分でやや密であり、規模の大きい崩壊跡地がある。

2) 南西地域

南西地域は北東地域と比較して、ややなだらかな山地が多く、丘陵地や段丘が分布する。主要河川は切目川をはじめ蛇行し、河川勾配が緩くなる。また、河川沿いの氾濫平野も広く発達している。

このことから、畑、果樹園、水田の利用地が多く、集落の分布が多い。農業や都市的利用のための人工改変地が多いのも特徴の一つである。

南西地域は、地形の特徴から次の3地域に細分できる。

- 丘陵地からなる印南川及び王子川上流地域
- 氾濫平野と段丘の発達する印南川及び切目川中流域
- 海岸段丘と砂州などの発達する沿岸地域

[印南川及び王子川上流地域]

- ① 主に丘陵地からなり、主要河谷沿いに谷底平野が発達する。
- ② 低位・中位段丘がやや発達する。東西方向の構造が認められる。
- ③ 崩壊地が少なく、沖積錐は部分的に分布するにすぎない。

[印南川及び切目川中流域]

- ① 氾濫平野が広く、旧河道（特に切目川）地形が認められ、河川堤防がある。
- ② 低位・中位段丘が発達し、集落はこの付近に多い。
- ③ 河川沿いの斜面が急であり、谷の出口に沖積錐がやや多い。

[沿岸地域]

- ① 高位段丘に相当する海岸段丘が発達し、標高 20～40m と 60m の 2 段に区分できる。
- ② 海岸段丘や磯の発達から、継続的な地震活動の影響を受けた隆起地域と考えられる。
河川の下流域に幅の広い海岸平野を形成する。
- ③ 河口付近に砂州（砂堆）を形成し、その周辺地域に市街地を形成する。

（2）地 質

印南町の地質を概観すると、北東部の山間地域は形成時代の古い中生代白亜紀の日高川層群と呼ばれる泥岩優勢の互層からなり、南西部の中山間地域及び沿岸地域は、日高川層群より形成時代のやや新しい古第三紀の音無川層群と呼ばれる砂岩・泥岩互層、砂岩、泥岩などからなる。

形成時代の新しい第四紀の段丘堆積物と主に沖積層からなる未固結堆積物は、沿岸部と河川沿いに分布する。段丘堆積物は未固結の礫層からなり、印南港の西の段丘に分布する。

沖積層は未固結の礫、砂、砂泥からなり、一般に砂泥質であるが、河川上流側が礫質で河口付近が砂質となる。

（3）加害要因の特性

1) 気 象

印南町では梅雨前線などによる集中豪雨や台風の通過に伴う豪雨、暴風雨によって、河川の氾濫、高潮などの水害が発生している。

特に、河川の氾濫の発生頻度が大きく、床上・床下浸水被害が発生している。

① 河川の氾濫

河川の氾濫は、梅雨前線などの前線の活動による豪雨と台風の通過に伴う大雨によって起きている。

前線性の集中豪雨のうち、梅雨末期の集中豪雨による被害が大きく、特に昭和 28 年 7 月 18 日の集中豪雨では大きな被害を受けた。このときの雨量は、印南川及び切目川の上流域で 300 mm 以上の大雨であった。印南町史によると、18 日午前中に急激に雨量が増加したとあることから、短時間に降った大雨が出水に大きく影響したものと考えられる。

一方、5 月、9 月、11 月にも前線活動によって集中豪雨が発生しており、梅雨時期以外でも前線性の豪雨によって水害が起こることを示している。昭和 63 年 9 月及び平成 3 年の氾濫区域は、いずれも梅雨時期以外の前線活動に伴う集中豪雨によるものである。

台風による被害は、暴風、高潮に加え、大雨に伴う河川の洪水氾濫によって被害が発生している。過去の被害内容からは、暴風、高潮、洪水別の被害は特定できにくく、

これらの現象が同時に発生するため被害が大きくなるものと考えられる。特に高潮と洪水が同時に発生すると、印南川及び切目川の下流で水位が上昇し、浸水区域が拡大すると考えられる。

平成 23 年台風 12 号による災害では、浸水、河川の氾濫、土砂災害などにより和歌山県、奈良県、三重県などで死者、行方不明者が発生し、記録に残る大水害（後に「紀伊半島大水害」と命名。）となった。町内でも床上・床下浸水などの住家被害、農林業の被害、道路被害が発生した。

② 高 潮

高潮は主に台風の通過時に発生しているが、明治 43 年 5 月のように台風以外（低気圧等）によると思われるものもある。過去の高潮の中では昭和 36 年の第 2 室戸台風による被害が著しく、印南町の沿岸部で多数の全壊家屋や浸水被害が起きた。また、昭和 9 年の室戸台風、昭和 25 年のジェーン台風、昭和 34 年の伊勢湾台風の通過時でも被害が発生している。また、平成 30 年に紀伊水道を北上した台風 21 号（9 月 4 日 徳島県南部へ上陸）に伴い、印南町の最寄りの潮位観測所である祓戸漁港（御坊市塩屋）の観測所において、過去最大級の 316 cm の最高潮位を記録した。

高潮の規模は、気圧に大きく左右されるが、過去の災害履歴からみると風速に大きく影響されている。特に台風の通過コースによって風向、風速の受け方が異なるためと考えられる。

第 2 室戸台風や室戸台風のように、台風の進路が西寄りの室戸岬から大阪湾付近を通過したとき、印南町では強風による吹き寄せが発生しやすくなり、気圧低下による海面上昇と激浪によって大きな被害となりやすい。このことは、台風規模が第 2 室戸台風と伊勢湾台風とがほぼ同規模であるのに対し、東よりのコースを通過した伊勢湾台風による被害が第 2 室戸台風より小さかったことから把握できる。

③ 土砂災害

土砂災害は、昭和 28 年の集中豪雨により切目川上流の大又谷で大規模な崩壊が発生している。このほかには大きな崩壊の記録は残されていないが、切目川上流を中心とする山地に崩壊地が分布する。

羽六地区や宮ノ前地区などで新しい崩壊地が確認された。崩壊地の分布は降雨の多い山地地域ほど多いことから、これらは大雨によって発生したと考えられる。

土石流の記録はないが、主に土石流によって形成された沖積錐の地形が認められる。他地域の事例では、短時間の雨量が大きいほど土石流が発生しやすくなることが把握されている。

2) 地 震

印南町付近では、紀伊半島沖合いの南海トラフと呼ばれるプレートの沈み込み付近で発生する海溝型の巨大地震と、規模が小さくても震源が浅く（地表から 15km ぐらいまでの間）その震源の直上で被害がでる直下型地震の 2 つのタイプの地震が発生している。

前者のタイプとして南海地震があり、後者のタイプとして阪神・淡路大震災がある。南海地震タイプの海溝型地震は過去にたびたび発生し、そのたびに印南町で被害が生じたことが記録されている。阪神・淡路大震災タイプの直下型の地震は、エネルギー規模

は小さいが印南町周辺でも発生している。印南町周辺の直下型地震は、阪神・淡路大震災より規模の小さいマグニチュード6クラスであり、これらの地震による印南町での被害は記録されていない。

① 海溝型地震

紀伊半島沖合いの南海トラフ沿いでは、1946年（昭和21年）12月21日に発生した南海地震をはじめとして、マグニチュード8クラスの巨大地震が発生している。

南海トラフ沿いで発生した地震のうち、紀伊半島沖のマグニチュード8クラスの巨大地震について、次表に整理した。

これによると、紀伊半島沖合では684年以降少なくとも8回の巨大地震が発生したことがわかっている。これらの地震の全てで津波が記録されており、詳しい記録の残されている江戸時代以降の地震では、津波によって多数の犠牲者が出ている。

■ 表1-1. 紀伊半島沖（南海道沖）の巨大地震（M7.9以上）

地震の名称	発生年月日	年 号	規模（推定） （マグニチュード）	津波の記録
天武（白鳳）地震	684年11月29日	天武13年	8.4	あり（高知県）
仁和地震	887年8月26日	仁和3年	8.6	あり
康和地震	1099年2月22日	康和元年	8.0	あり（土佐、木曾川下流）
正平地震	1361年8月3日	正平16年	8.4	あり
慶長地震	1605年2月3日	慶長9年	7.9	あり（被害甚大）
宝永地震	1707年10月28日	宝永4年	8.6	あり（大津波）
安政南海地震	1854年12月24日	安政元年	8.4	あり（大津波）
南海地震	1946年12月21日	昭和21年	8.0	あり（大津波）

備考 1) 南海道沖で発生した巨大地震は、上記8回の記録がある。これ以外に和歌山県に大きな被害を及ぼした巨大地震として、南海トラフのうちの紀伊半島以東の沖合で発生した東南海地震(1944年(昭和19年)12月7日, M=7.9)があり、津波の記録もある。

備考 2) 天武(白鳳)地震、康和地震による和歌山県での津波の記録はないが、他地域の記録から和歌山県でも津波があったと考えられる。

備考 3) 1946年12月21日の地震の名称は、南海地震と南海道地震との2つの呼び方があり、本文では南海地震に統一した。

② 直下型地震

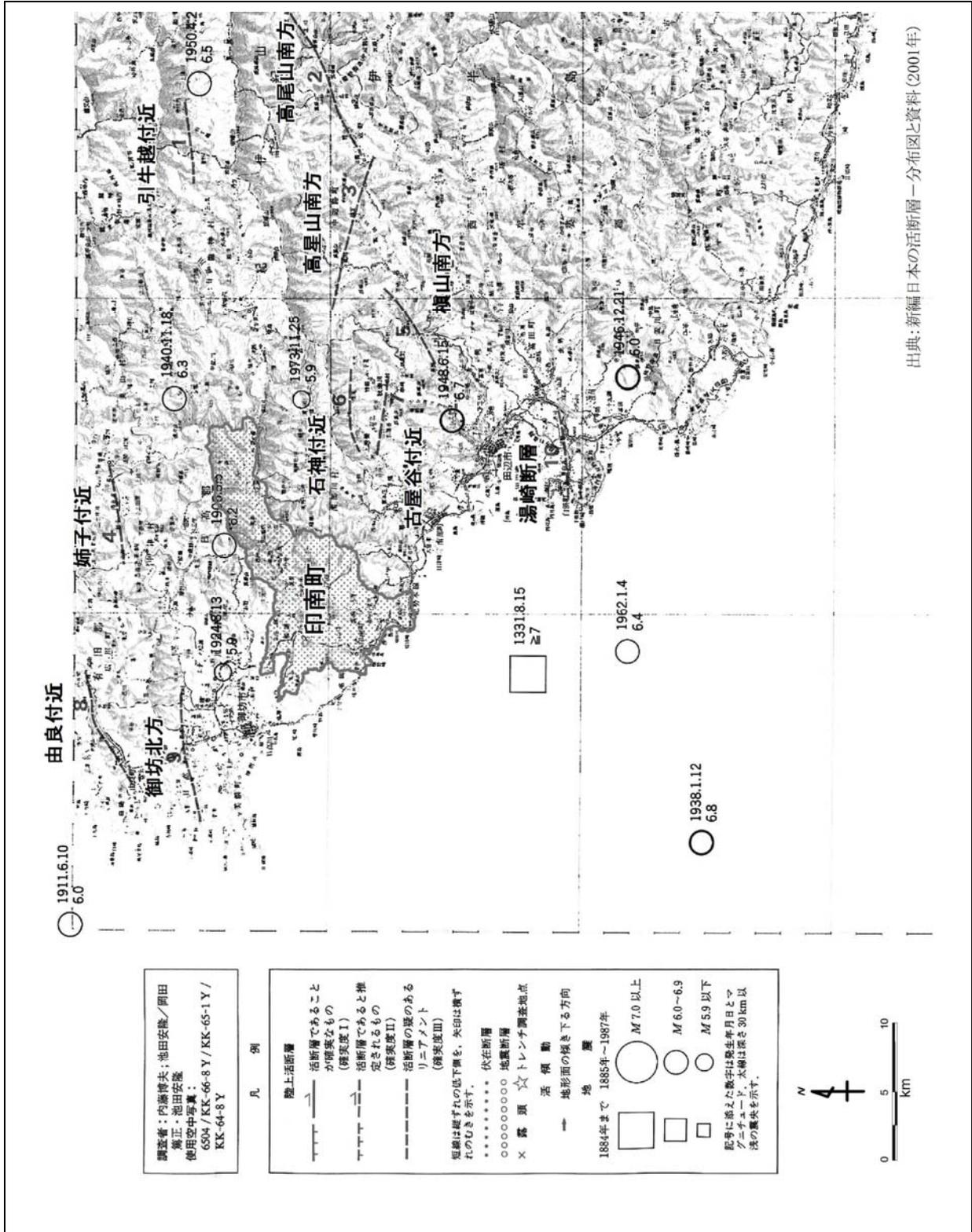
阪神・淡路大震災（マグニチュード7.2）は内陸地震で、地表から15kmぐらいまでの間で起こった直下型の地震であり、淡路島北部の野島断層から北東に延びる活断層の断層系の活動によるものであった。この地震では、活動した断層周辺で大きな被害がもたらされたが、震源からさほど遠くない和歌山県では被害が小さかった。

近い過去に活動した断層のうち、地表で観察できるものを活断層と呼んでいる。こうした定義に含まれる活断層は、印南町では確認されていないが、印南町周辺地域を震

源とするマグニチュード6クラスの直下型地震の記録がある。

したがって、活動の危険性のある活断層は認められていないが、マグニチュード6程度の直下型地震が発生する危険性はあると考えられる。

■ 図1-1. 印南町周辺の活断層と地震の記録



2. 社会条件

(1) 位置

印南町は、和歌山県のほぼ中央部に位置しており、印南町の南西は太平洋沿岸に面し、西は御坊市、北は日高川町、北東は田辺市、南東はみなべ町に、それぞれ接している。

(2) 町村合併の経緯

印南町は、明治 22 年に印南村、稲原村、切目村、切目川村、真妻村が置かれた後、表 1-2 に示す町村合併の経緯を経て現在の町域となっている。

この合併経緯をふまえた旧町村の範囲は、現在の地区区分に反映されている。

■ 表 1 - 2 . 町村合併の経緯

明治 22 年	明治 33 年	昭和 31 年	昭和 32 年
印南村	印南町	印南町	印南町
稲原村			
切目村		切目川村	
切目川村	(羽六村、宮ノ前、古屋)		
	(榎川、古井、美里)	安住村	
真妻村			

(3) 地域・地区、区名等、学校区

沿岸地域を 2 地区、中山間地域を 2 地区、山間地域を 1 地区の計 3 地域 5 地区に区分している。これらの地域と地区の関係を整理したものが表 1-3 である。

また、区名等及び学校区は、広報活動、情報の伝達、安全の確認、避難場所などの面で重要であり、地域・地区の区分と併せて整理した。

■ 表 1 - 3 . 地域・地区、区名等、学校区など

地 域	地 区	区名等	学校区		大 字
沿岸地域	印南地区	津井	印南小	印南中	津井
		地方			印南
		宇杉			
		本郷			
		光川			
	浜				
	切目地区	楠本	切目小	切目中	島田
		名杭			
		線東			
		中西			
		崎山			
		滝ノ岡			
橋ヶ谷	みなべ町立小	みなべ町立中			
切目地区	高垣	切目小	切目中	西ノ地	
	西ノ地				
中山間地域	稲原地区	山口	印南小	印南中	区名等と同様
		印南原	稲原小	稲原中	
		立石			
		蕨野			
		明神川			明神川
	南谷	南谷			
	切目川地区	宮ノ前	清流小	清流中	区名等と同様
		古屋			
		羽六			
		榎川			
		古井			
美里					
山間地域	真妻地区	松原	清流小	清流中	区名等と同様
		丹生			
		崎ノ原			
		皆瀬川			
		小原			
		西神ノ川			
		田ノ垣内			
		上洞			
		川又			

出典：印南町長期総合計画、印南町統計資料、印南町史等より作成

(4) 土地利用

印南町の土地利用を概観すると、山地・丘陵地を中心に森林が多く、低地・段丘・丘陵地の緩斜面が水田及び畑として広く利用されている。

集落などの宅地は、河川沿いの低地や段丘上に分布し、印南川及び切目川河口付近が住宅密集地となっている。

1) 森林

森林は、印南川及び切目川の中・上流域の山地、丘陵地の大半を占め、特に切目川の上流は森林面積の占める割合が大きい。印南町の森林面積は町全体の約71%を占め、そのうちの4割程度がスギ・ヒノキの植林地として利用されている。

2) 農地

水田は、印南川、切目川及び王子川沿いの低地に多く、特に下流域の氾濫平野は水田地帯となっている。切目川上流や谷底低地では、帯状に分布する。

畑は、段丘及び丘陵地の緩斜面を中心に広く分布し、沿岸地域は主に野菜の産地、中山間地域が果樹・野菜の産地、山間地域が花木の産地となっている。沿岸地域及び中山間地域の段丘や丘陵地では、規模の大きい畑地の造成も行われている。

3) 集落

集落などの宅地は、印南川、切目川及び王子川沿いの低地や段丘上に断続的に分布し、印南川及び切目川河口付近の低地を中心に住宅密集地が形成されている。

中・上流域に位置する集落は、水害を受けやすい低地よりやや地盤高の高い低・中位段丘や山麓の土砂の堆積した地形上に立地することが多い。

下流域の集落は、低位段丘や砂州などの微高地に立地するところが多いが、住宅密集地周辺などは低地に盛土しているところが多く、旧役場庁舎西の低地のようにやや盛土高の低いところに商業施設等が立地しているところもある。一方、集落や住宅密集地周辺部では、段丘崖などからなる急斜面直下にも宅地が立地している。

印南川及び切目川河口付近の住宅密集地では、河川勾配が緩く洪水と潮汐の影響を受けやすく、また、島田集落は堤防に囲まれた輪中状の集落となっている。

沿岸に面する付近では、砂州を中心とする微高地に古くからの集落が形成されてきたが、最近では印南町市街の西側や元村の北側の段丘上に宅地が建設されている。

その一方で、津波や高潮の影響を受けやすい印南港の埋立地や切目川河口の中州に店舗、宅地、別荘地などが建てられている。

その他の造成地としては、沿岸・中山間地域に工業団地やゴルフ場がある。

4) 土地利用面積の推移

本町の地目別土地利用面積の推移は、表 1-4 のとおりである。

これによると、平成 27 年時点における森林面積は約 71%と最も多く、次いで農用地面積が約 8%となっている。

保水能力のある森林は、増加傾向から減少傾向へと転じ、農用地は水田が減少傾向であり、畑は横ばい傾向で推移している。

これらのことから、降雨の貯水効果が減少し、表面流出がしやすくなってきていると考えられる。

■ 表 1 - 4 . 印南町の地目別土地利用面積の推移 (単位 : ha)

区分	宅地	農 用 地		森 林	原野	水面	道路	その他	合 計	
		田	畑							
昭和63年	140	1,160	600	558	8,206	7	190	354	1,303	11,360
平成5年	150	1,146	576	570	8,357	-	587	263	857	11,360
平成17年	196	1,031	431	600	8,182	-	578	306	1,003	11,363
平成22年	205	1,011	299	710	8,135	-	572	384	1,056	11,363
平成27年	206	951	283	668	8,056	-	581	509	1,059	11,362

出典：土地利用現況把握調査結果

(5) 人口等

1) 人口及び世帯数の推移

印南町の人口及び世帯数の推移は、表 1-5 に示すとおりである。

国勢調査結果によると、平成 27 年における印南町の人口は 8,068 人、世帯数は 2,919 世帯である。

人口及び世帯数の増減をみると、人口は昭和 45 年以降、減少数が小さくなってきていたが、昭和 60 年より減少数は大きくなり、平成 17 年以降では、600 人近くの減少となっている。一方、世帯数は昭和 45 年までは減少し、それ以降は増加ないしは横ばい傾向となっている。

2) 地区別の人口

地区別の人口及び世帯数は、表 1-6 に示すとおりである。

地区別では印南地区の人口が全人口の約 30%と最も多く、次いで稲原、切目となっている。

これを印南地区と切目地区をあわせた沿岸地域人口で見ると、全体の半数を上回っている。山間地域の真妻地区は約 7%で最も小さく、次いで切目川地区が約 14%と比較的小さな値となっている。

3) 年齢別の人口

災害時に避難誘導などが必要な人口を把握するため、町人口を年齢階級別に整理し、表 1-7 に示す。

災害時に避難の誘導などが必要な配慮者を、14 歳以下及び 65 歳以上と考えると、全体の 4 割以上となり、65 歳以上の高齢者は全体の約 35%である。

■ 表 1 - 5 . 印南町の人口及び世帯数の推移

区分	人口（人）			世帯数 （世帯）	増減数	
	総数	男	女		人口（人）	世帯数（世帯）
昭和40年	11,712	5,653	6,059	2,747	-943	-29
昭和45年	10,953	5,248	5,705	2,725	-759	-22
昭和50年	10,801	5,153	5,648	2,818	-152	93
昭和55年	10,767	5,139	5,628	2,839	-34	21
昭和60年	10,619	5,057	5,562	2,834	-148	-5
平成2年	10,315	4,934	5,381	2,853	-304	19
平成7年	10,077	4,844	5,233	2,953	-238	100
平成12年	9,769	4,671	5,098	3,076	-308	123
平成17年	9,192	4,356	4,836	3,016	-577	-60
平成22年	8,606	4,044	4,562	3,015	-586	-1
平成27年	8,068	3,783	4,285	2,919	-538	-96

出典：各年国勢調査結果（総務省）

■ 表 1 - 6 . 地区別の人口及び世帯数（平成 27 年 4 月 1 日）

区 分	人口（人）	世帯数（世帯）	構成比（％）	
			人 口	世 帯
印南地区	2,439	881	30.2	30.2
稲原地区	2,061	709	25.6	24.3
真妻地区	565	243	7.0	8.3
切目川地区	1,152	418	14.3	14.3
切目地区	1,851	668	22.9	22.9
合 計	8,068	2,919	100.0	100.0

出典：平成 27 年国勢調査結果（総務省）

注1)人口の合計には所在地不明の人数を含むため、地区別人口の合計値とは一致しない。

注2)世帯数の構成比は、四捨五入の関係で合計は必ずしも一致しない。

■ 表 1 - 7 . 年齢階級別人口

区 分	構成比 (%)	総数 (人)	男 (人)	女 (人)
0～14 歳	12.7	1,021	523	498
15～64 歳	52.8	4,262	2,064	2,198
65 歳以上	34.5	2,785	1,196	1,589
合 計	100.0	8,068	3,783	4,285

出典：平成 27 年国勢調査結果（総務省）

（6）防災に関する法的規制区域

印南町の防災に関する法的規制区域としてとりあげた内容は、表 1-8 に示すとおりである。

急傾斜地崩壊危険箇所は、主に切目川、印南川下流、王子川の河川沿いの急斜面に多い。このうち、指定地である急傾斜地崩壊危険区域は 32 箇所あり、市街地周辺では段丘崖の急斜面が指定されている。

人家 5 戸以上（もしくは公共施設 1 以上）の土石流危険渓流Ⅰは主に切目川、印南川の中・上流域にある。人家 1～4 戸の土石流危険渓流Ⅱと人家 0 戸（開発可能な平坦地あり）の準ずる渓流Ⅲを含めた危険渓流は密に分布し、ほとんどの集落に分布する。

地すべり危険箇所は、印南町北部を横断する方向の日高川層の砂岩・泥岩層の分布する地域に点在する。指定地の地すべり防止区域はない。

砂防指定地は 12 箇所あり、山間・中山間地域の渓流で指定されているところがある。

河川の重要水防箇所は切目川中・下流、印南川、王子川に 16 箇所あり、切目川下流のほとんどの区間が重要水防箇所である。海岸の重要水防箇所は、光川河口付近に 1 箇所ある。また、警戒を要するため池が中山間地域に 6 箇所ある。

道路危険箇所は、防災点検により国道 425 号や県道で 29 箇所抽出されている。

山地災害危険箇所は、山間・中山間地域の集落周辺を中心に分布する。

なお、現在町域内では、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定にかかる基礎調査（和歌山県が調査）が順次進められている。

■ 表 1 - 8 . 防災に関する法的規制区域

名 称	指 定	要件等	根拠法令等
急傾斜地崩壊危険区域	○	要設備地	急傾斜地崩壊防止法 (S44)
急傾斜地崩壊危険箇所Ⅰ		人家5戸以上の場合。 5戸未満でも官公署・ 学校・病院・災害時要 配慮者施設などのある 場合。	旧建設省河川砂防通達 「急傾斜地崩壊危険箇所等 点検要領」
急傾斜地崩壊危険箇所Ⅱ		人家1～4戸	
急傾斜地崩壊危険箇所 に準ずる斜面Ⅲ		今後住宅等の新築の 可能性がある	
砂 防 指 定 地	○	要設備地	砂防法 (M30)
土石流危険溪流Ⅰ		人家5戸以上の場合。 5戸未満でも官公署・ 学校・病院・災害時要 配慮者施設などのある 場合。	旧建設省河川砂防通達 「土石流危険溪流及び土石 流危険区域調査要領(案)」
土石流危険溪流Ⅱ		人家1～4戸	
土石流危険溪流 に準ずる溪流Ⅲ		今後住宅等の新築の 可能性がある	
地すべり防止区域	○	要設備地 (町内に指定地なし)	地すべり等防止法 (S33)
地すべり危険箇所		人家、河川、道路等	
重要水防箇所 (河川・海岸)		警戒・危険箇所	水防法 (S24)
重要水防箇所(ため池)		警戒・危険箇所	
道路危険箇所		危険予想箇所	道路法 (S27)
山地災害危険地区 (山腹崩壊危険地区)		崩壊危険地区	治山治水緊急措置法 (S35)
山地災害危険地区 (崩壊土砂流出危険地区)		土砂流出危険地区	
山地災害危険地区 (地すべり危険地区)		地すべり危険地区 (町内に該当なし)	
土砂災害警戒区域	○	和歌山県知事が指定	土砂災害防止法 (H12)
土砂災害特別警戒区域	○		

第3節 防災ビジョン (基本理念～被害想定～計画の目標)

1. 計画の基本理念と将来像－印南町がめざす「安全で住みよいまち」－

印南町がめざす「安全で住みよいまち」づくりに向けた防災ビジョン、計画の基本理念及び将来像を次のように設定する。

目的	町民の生命、身体及び財産を災害から守る
防災ビジョン	一人の犠牲者も出さない、出させない！！
基本理念	住民の安全・安心なくしてすべての福祉はない 住んで良かったと実感できるまちづくり
将来像	○自助：町民一人ひとりが自分の安全は自分で守る ○近助：近くの人同士が互いに助け合う ○共助：地域住民等が連携して、まちの安全をみんなで守る ○公助：災害に強い地域の基盤整備を進める

以上をふまえ、印南町が企画・実施する防災施策は、以下の要件を満たす必要がある。

(1) 自助：町民一人ひとりが自分の安全は自分で守る

新たな町民の流入や生活様式の変化などによって、防災意識の希薄化による防災力低下の可能性等が考えられるため、防災意識の普及や防災訓練の実施を通して、町民の防災意識の高揚を図る。

(2) 近助：近くの人同士が互いに助け合う

自助と共助の間であって、向かい3軒両隣の近くの人同士が、互いに助け合う事を目指す。また、その間柄の中で助けられる人から助ける人へと、あらゆる人が防災力の向上に貢献する体制を目指す。

(3) 共助：地域住民等が連携して、まちの安全をみんなで守る

地域住民や事業所による自主的な防災活動が、被害の拡大防止に重要な役割を果たすことを踏まえ、地域における自主防災体制の強化に努める。

(4) 公助：災害に強い地域の基盤整備を進める

小規模災害または大規模災害による被害を最小限に抑えるため、町災害対策本部の機能強化と情報収集伝達体制の整備などを行い、町の危機管理体制の強化充実を図るとともに、町の防災力を高めるため、河川・道路・漁港の整備や施設の耐震化・不燃化の促進、避難場所及び避難路の確保など、町の防災基盤の整備促進を図る。また、災害発生時に迅速・的確な応急対策を実施するため、町と県、防災関係機関との連携強化を図る。

2. 計画の前提 — 想定する被害の程度 —

印南町の主な既往災害と地形・地質条件からみると、想定される災害としては水害（河川氾濫・内水氾濫、高潮）、土砂災害（がけ崩れ、土石流、地すべり）、地震災害（津波、地震動、液状化）があげられる。

本町は、台風常襲・多雨地域であるため過去に多くの風水害による被害が発生している。

また、地震・津波による被害は、近く発生すると予想されている東南海・南海地震に加え、発生の可能性は極めて低いものの、発生すれば甚大な被害をもたらすマグニチュード9クラスの南海トラフ巨大地震も想定されており、大規模災害等に対しても十分な警戒と防災対策が必要である。

(1) 災害の履歴

1) 風水害等の災害履歴

本町に大きな被害をもたらした風水害は、死者を出した伊勢湾台風（昭和34年）や全壊家屋が多かった第2室戸台風（昭和36年）のほか、切目川堤防等の決壊や全壊家屋90棟のうち83棟が流出した昭和28年の集中豪雨をはじめ、昭和37年や昭和63年の集中豪雨、平成23年台風12号においても家屋の被害をもたらしている。

2) 地震・津波による被害履歴

本町域に影響を及ぼした巨大地震は、宝栄地震（1707年）、安政南海地震（1854年）、南海地震（1946年）がある。

直近の南海地震においては、死者17名、重軽傷者32名、住宅流出8棟など、家屋にも多大な被害をもたらした。

■ 表1-9. 主な気象災害（風水害）の原因と被害状況（その1）

発生年月日 名 称	原因 種別	雨量、風速、水位	被 害 状 況					
			死 者	傷 者	全壊 家屋	半壊 家屋	床上 浸水	床下 浸水
1934年 (昭和9) 9月21日 室戸台風	台 風 (912hpa) 高 潮	210mm (竜神) 最大27.7m/s (潮岬, 南南西) 最大25.7m/s 最大瞬間42m/s (和歌山, 南) 切目川4.5m (西ノ地)	詳細不明 印南港の突堤破壊					
1950年 (昭和25) 9月3日 ジェーン台風	台 風 (944hpa) 暴雨風雨	最大36.5m/s 最大瞬間46m/s (和歌山, 南南西) 切目川2.5m (西ノ地)		12	23	33	3	15
1951年 (昭和28) 7月18日 7・18水害	梅雨前線 集中豪雨	上流域: 300~500mm 下流域: 100~300mm (17~18日)		16	90	165	248	588
1957年 (昭和32) 5月12日 水 害	前 線 豪 雨						1	12
			各所堤防決壊、橋梁流出3					

■ 表1-9. 主な気象災害（風水害）の原因と被害状況（その2）

発生年月日 名 称	原因 種別	雨量、風速、水位	被 害 状 況					
			死 者	傷 者	全壊 家屋	半壊 家屋	床上 浸水	床下 浸水
1959年 (昭和34) 9月26日 伊勢湾台風	台 風 (895~ 910hpa) 暴風雨	最大33.4m/s (潮岬, 東南東) 最大瞬間48.5m/s 最大24.5m/s (和歌山, 北西) 最大瞬間38.3m/s	1	1	12	14	81	50
1961年 (昭和36) 9月16日 第2室戸台風	台 風 (890hpa) 高 潮	最大30.3m/s (潮岬, 南南西) 最大瞬間41.1m/s 最大35m/s (和歌山, 南南西)		28	173	334	414	271
		最大瞬間56.7m/s 和歌山 最大瞬間80m/s 日の岬、最大瞬間57m/s 御坊	西浜地区全壊家屋多い 印南川河口、元村地区海岸筋、 島田地区など沿岸部で被害					
1962年 (昭和37) 7月2日 印南地区 水害	梅雨前線 集中豪雨	320mm (1~2日) 印南川堤防決壊 切目川氾濫		3	1		227	683
			印南中学校付近で道路兼堤防決壊 印南小床上1.2m 島田地区床上浸水200戸					
1988年 (昭和63) 9月25日 切目川・ 印南水害	前 線 集中豪雨	24~25日 379mm (上洞小学校) 301mm (印南町役場) 切目川：島田地区堤防 越水、西ノ地区堤防上端					40	164
			切目川：床上浸水26戸 床下浸水85戸					
1991年 (平成3) 11月28日	前 線 集中豪雨	204mm						
2011年 (平成23) 9月2日~4日 紀伊半島大水害	台風12号	2日~4日 672mm (川又) 375mm (印南)		1		1	18	64
			切目川：古井地区堤防決壊					
2017年 (平成29) 10月22日~23日	台風21号	22日6:00~23日8:00 242mm (川又) 227mm (印南)				6		
			農業用施設全半壊・被覆資材破損59棟、 農作物（ミニトマト、キノサヤ等）風傷 み・倒伏等、鶏（ブロイラー）圧死200羽					
2018年 (平成30) 8月23日~24日	台風20号	最大 41.9m/s (友ヶ島, 南) 最大瞬間52.3m/s						
			町内で約2,480件の停電が発生					
2018年 (平成30) 9月3日~11日	台風21号	最大 42.9m/s (友ヶ島, 南) 最大瞬間 51.8m/s 最大 39.7m/s (和歌山, 南南西) 最大瞬間 57.4m/s 最大潮位偏差 260cm 最大潮位 316cm (御坊観測点)	1			6		
			大規模停電（町内で約5,310件） 一部地域では最大8日間に及ぶ 印定寺の釣鐘堂が倒壊 住家半壊6棟、一部損壊71棟					
2018年 (平成30) 9月30日~ 10月1日	台風24号	最大潮位偏差 218cm 最大潮位 296cm (御坊観測点)						1
			印南漁港内において、高潮・越波により 港内道路の舗装が崩壊、切目地域国道42 号沿いの防波堤の一部が破損					

出典：印南町史、印南町被害状況報告

■ 表1-10. 巨大地震にともなう印南町での津波被害（江戸時代以降）

発生年及び地震の名称	津波の高さまたは浸水高	被害状況
1707年 宝永地震	① 6.3～5.8m （日本被害津波総覧） ②印南札の辻（標高3m）* 6尺余り（1.82m） 印定寺門柱（標高3.4m） 2尺余り（0.61m） 波は山口まで （印定寺石碑） *印南浜地区1739番地	死者196名。 内 印南175名** （印定寺石碑） 切目 21名 （光明寺過去帳） ** 印定寺過去帳では174名
1854年 安政南海地震	① 4mまたは2.4m （日本被害津波総覧） 切目 3m ②印南札の辻（標高3m） 3尺余り（0.91m） （日高郡誌）	○死者なし。（日高郡誌） ○周辺の海辺で人も若干なくなった。多くの家が被害を受けた。 （山口最勝寺の記録） ○坂本より本郷町筋両側残らず流出し、浜方の15～16軒も流出か半壊。 死者なし。 （印南玉置善右衛門の記録） ○死者なし。小家崩れ、海水は床より1尺5～6寸となる。 （島田玉置家の記録） ○一人もけがはなかった。 嶋田村は汐が入り畳の上まで浸水。家は一軒も流されなかった。 （切目勝本源太郎覚書）
1946年 南海地震	① 5.8～1.7m （日本被害津波総覧） 切目村1.7m 印南村3.9m 元村2.6m 印南川西岸5.8m 八幡橋上流2.7 印南川東岸3.8m 光川4.3m ②浸水高 6～0.5m （昭和紀伊洪水の記） 印南川河口6m（海拔） 河口南5.9m（海拔） 河口西4.7m（海拔） 印南橋東4.0m（川底より） 市街地中央付近0.5m ③ 6.11～4.9m （昭和59年度和歌山県 津波関係調査） 印南川河口東5.58m 河口南6.11m，河口西 4.9m 印南港北6.11m 印南港北西5.43m	○人的被害（印南町役場調） 死者17名 重傷 8名 軽傷24名 ○住宅被害（印南町役場調） 流出 8棟 全壊 7棟 半壊 37棟 床上浸水301棟 床下浸水150棟 ○切目地区被害 （切目青年団調） 死者なし 全壊 2棟 半壊 24棟 床上浸水5棟 床下浸水30棟

(2) 被害想定

1) 風水害による被害想定

和歌山県が公表した浸水想定区域によると、切目川では、流域の48時間総雨量を361ミリとして浸水シミュレーションが行われており、河口から上流約14キロにわたる川沿いで浸水が想定されている。特に浸水が多いと想定されたのは、河口付近の左岸側で田畑が多い地域である。

印南川では、流域の24時間総雨量を264ミリとして浸水シミュレーションが行われており、河口付近から約8kmの上流まで浸水するものと想定されている。

※ 印南川、切目川の浸水想定区域は資料編（資-7～9）を参照

2) 地震・津波による被害想定

本被害想定は、「東海・東南海・南海3連動地震」及び「南海トラフ巨大地震」の2つの地震による津波浸水想定（H25.3 和歌山県公表）、地震被害想定（H26.10 和歌山県公表）に基づき、本町域における物的被害や人的被害、津波浸水想定、また社会活動に関わる影響について記述したものである。

① 想定地震・想定津波

○ 東海・東南海・南海3連動地震

約100年周期で発生すると想定されているM8クラスの地震

3連動地震Mw8.7の地震動・津波は、中央防災会議2003年モデルによって、和歌山県が予測したもの

○ 南海トラフ巨大地震

千年に一度、1万年に一度と想定されているM9クラスの地震

巨大地震Mw9.1の地震動・津波は、内閣府2012年モデルの陸側ケース（地震震源）、ケース3（津波波源）によって、和歌山県が予測したもの

② 季節及び時刻等

季節あるいは時刻・風速等により、被害の様相が変わるため、複数の組み合わせで被害想定を実施している。

■ 表1-11. 季節及び時刻等の条件

地震	津波	季節	時刻	風速
東海・東南海・南海 3連動地震	3連動地震津	夏	昼12時	4m
		冬	夕方18時	4m
		冬	夕方18時	8m
		冬	深夜2時	4m
南海トラフ 巨大地震 陸側ケース	巨大地震津波 ケース3	夏	昼12時	4m
		冬	夕方18時	4m
		冬	夕方18時	8m
		冬	深夜2時	4m

※時刻により人口の分布、行動のしやすさ、火気の使用状況が異なる。
また、季節・時刻・風速により、出火や延焼の程度が異なる。

また、津波からの避難については、避難行動パターンを下記の3ケース設定する。

■ 表1-12. 津波避難行動パターンの条件

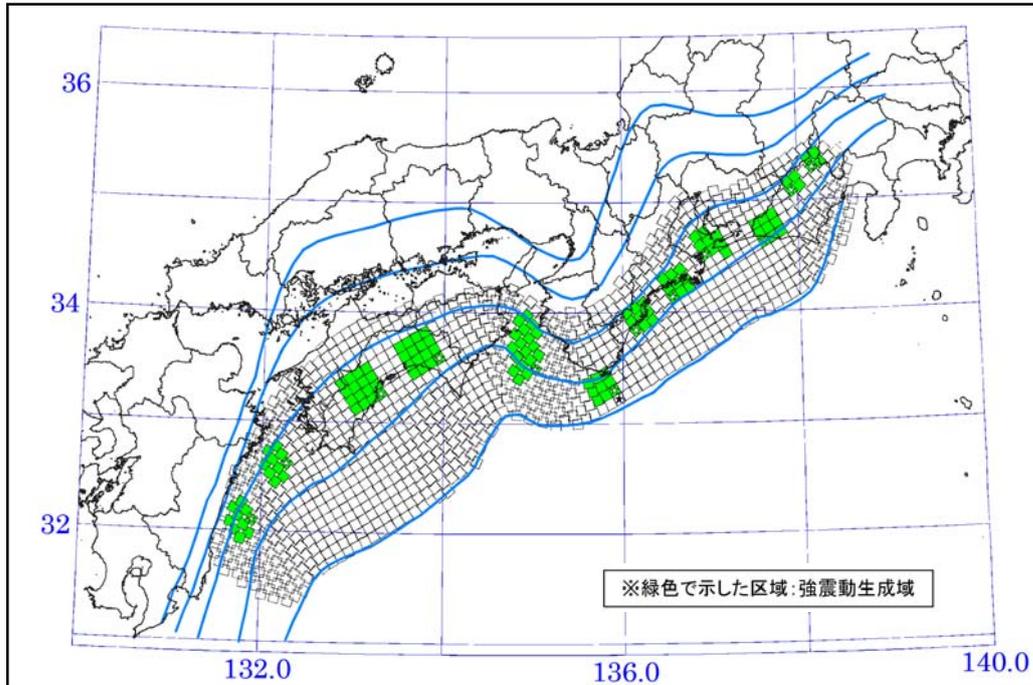
避難行動区分	直接避難	用事後避難	切迫避難または避難せず
ケース1	100%	-	-
ケース2	70%	30%	-
ケース3	35%	40%	25%

※（避難パターンの分類）

- ・直接避難：地震後すぐに準備し避難行動を開始する。
昼間は5分、夜間は10分で準備を完了し避難を開始。
- ・用事後避難：用事を済ませてから避難行動を開始する。
昼間は15分、夜間は20分で避難を開始。
- ・切迫避難：津波浸水後（1cm浸水後）に避難を開始、あるいは避難せず。
避難する者についても、浸水を知った時点からの避難のため避難は困難。

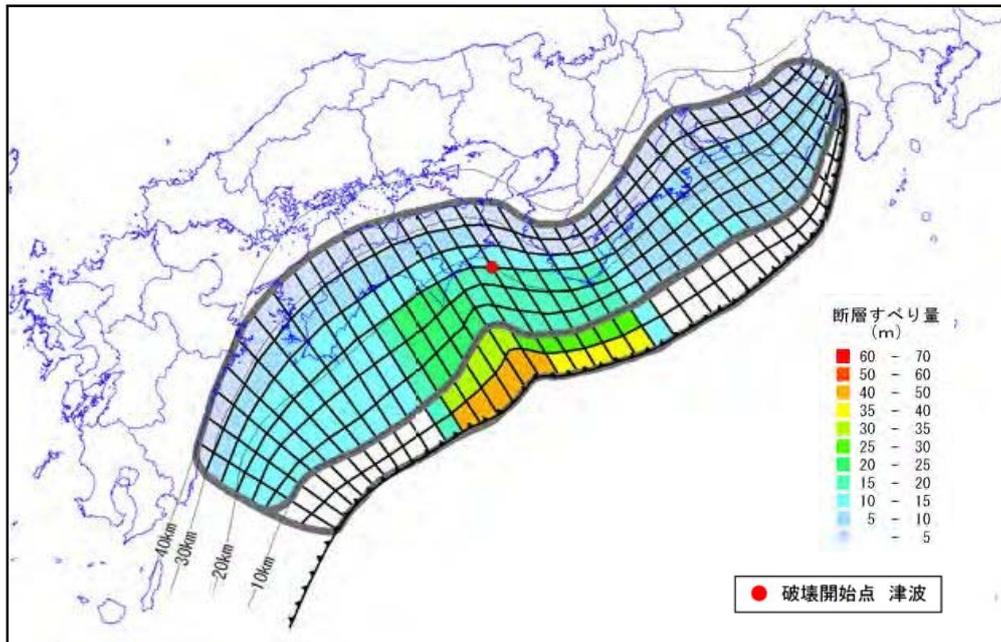
なお、本計画では地震・津波とも被害が最も大きくなる最大値を採用する。

■ 図1-2. 南海トラフ巨大地震 陸側ケースの強震断層モデルと強震動生成域



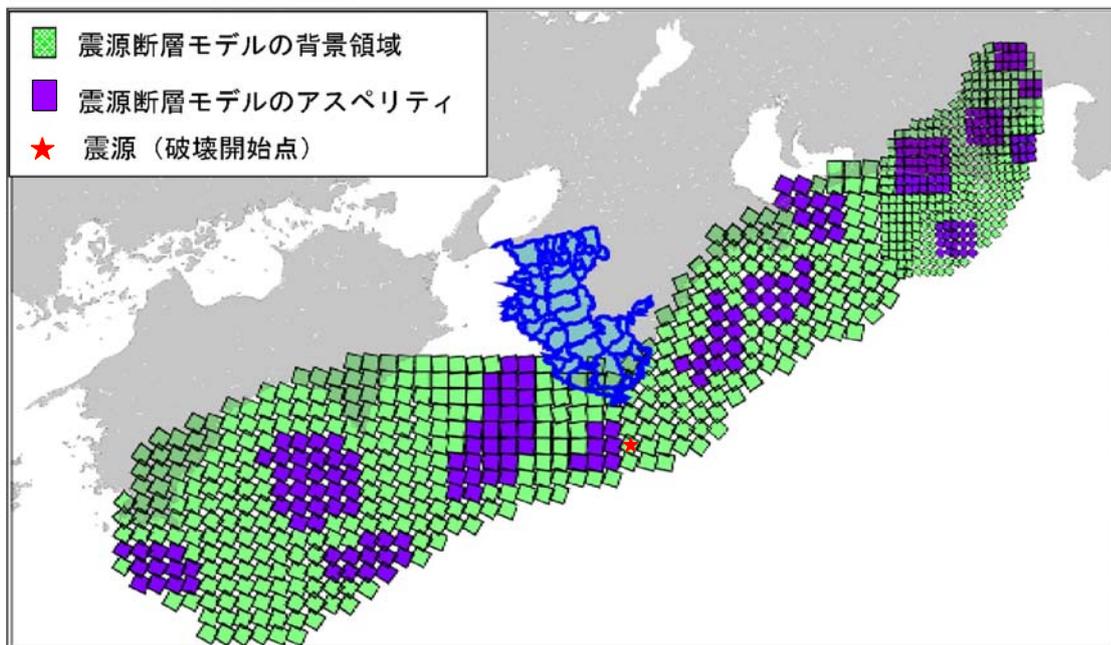
出典：南海トラフの巨大地震モデル検討会（第二次報告）強震断層モデル編－強震断層モデルと震度分布について－（平成24年8月29日）

■ 図1-3. 南海トラフ巨大地震 ケース3「紀伊半島沖～四国沖」に「大すべり域+超大すべり域」を設定（津波断層モデルのすべり量設定）



出典：南海トラフの巨大地震モデル検討会（第二次報告）津波断層モデル編－津波断層モデルと津波高・浸水域等について－（平成24年8月29日）

■ 図1-4. 東海・東南海・南海3連動地震における想定震源断層モデルの位置



出典：和歌山県地震被害想定調査報告書（平成18年3月）

注）アスペリティ：通常は地盤が強く固着しているが、ある時に急激にずれて地震波を出す領域のうち、周囲に比べて特にすべり量が大きい領域のことをいう。

3) 被害想定の結果

① 震度予測

3連動地震の場合は、震度6弱から震度7となり、巨大地震の場合は、震度6弱から震度6強と予測される。なかでも、切目川下流部沿川では、想定震度7と予測され激震域になると考えられる。

■ 表1-13. 震度予測結果

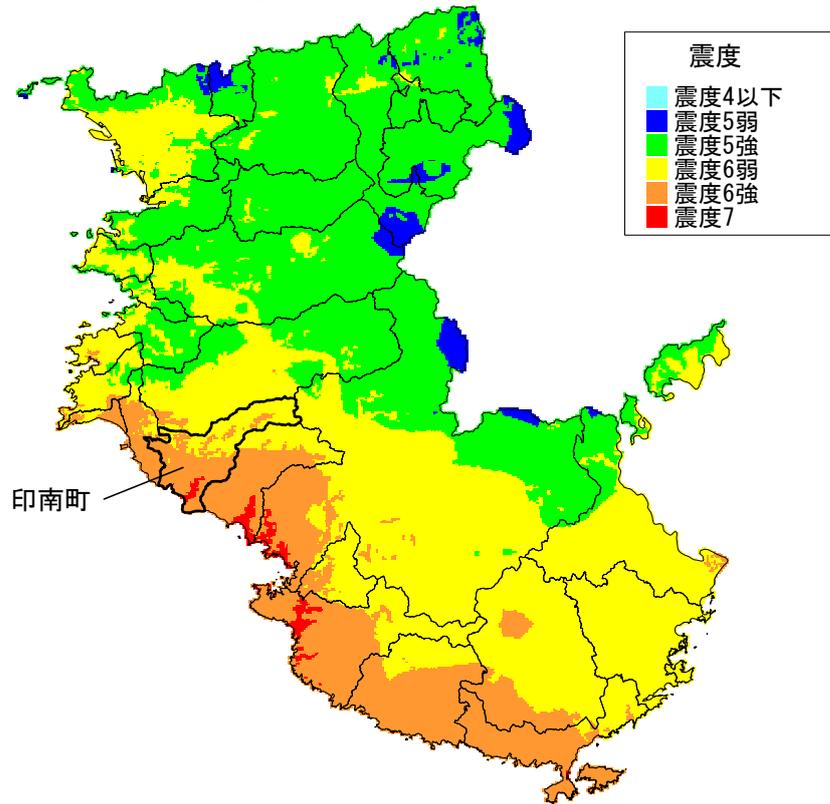
想定地震	地震規模	本町域内の震度
「東海・東南海・南海3連動地震」	Mw8.7	6弱～7
「南海トラフ巨大地震」	Mw9.1	6弱～6強

出典：「東海・東南海・南海3連動地震」及び「南海トラフ巨大地震」による被害想定について（平成26年和歌山県）

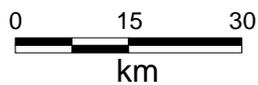
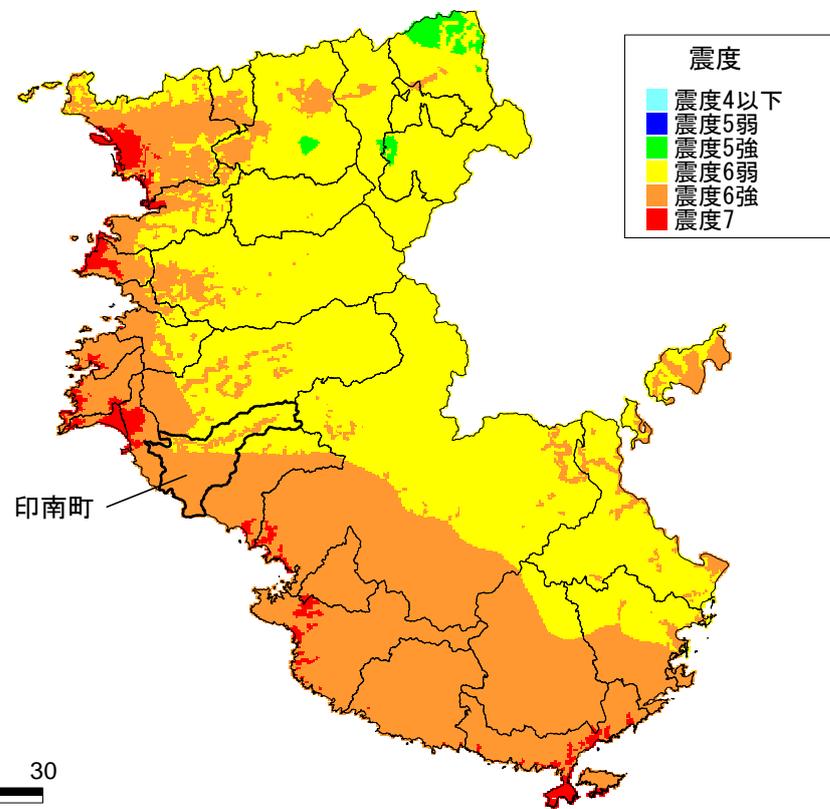
② 液状化予測

一般に液状化危険度は揺れが大きく、地下水があり液状化を引き起こす砂層が厚い区域が高くなる傾向にある。本町では、印南川、切目川、王子川各沿川の低地（谷底平野、氾濫原、三角州）では、液状化危険度は極めて高いと予想される。

【東海・東南海・南海3連動地震】



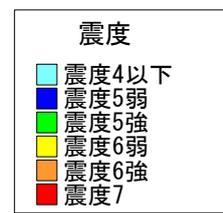
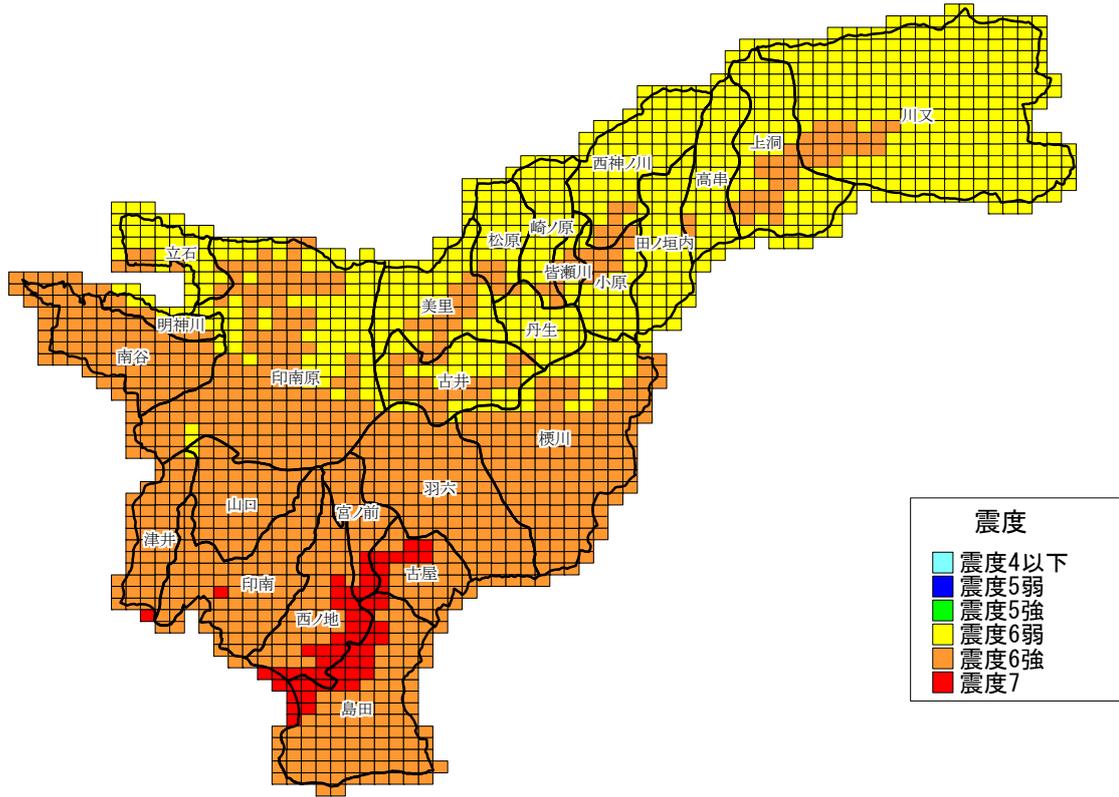
【南海トラフ巨大地震】



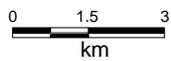
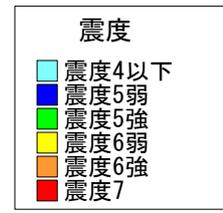
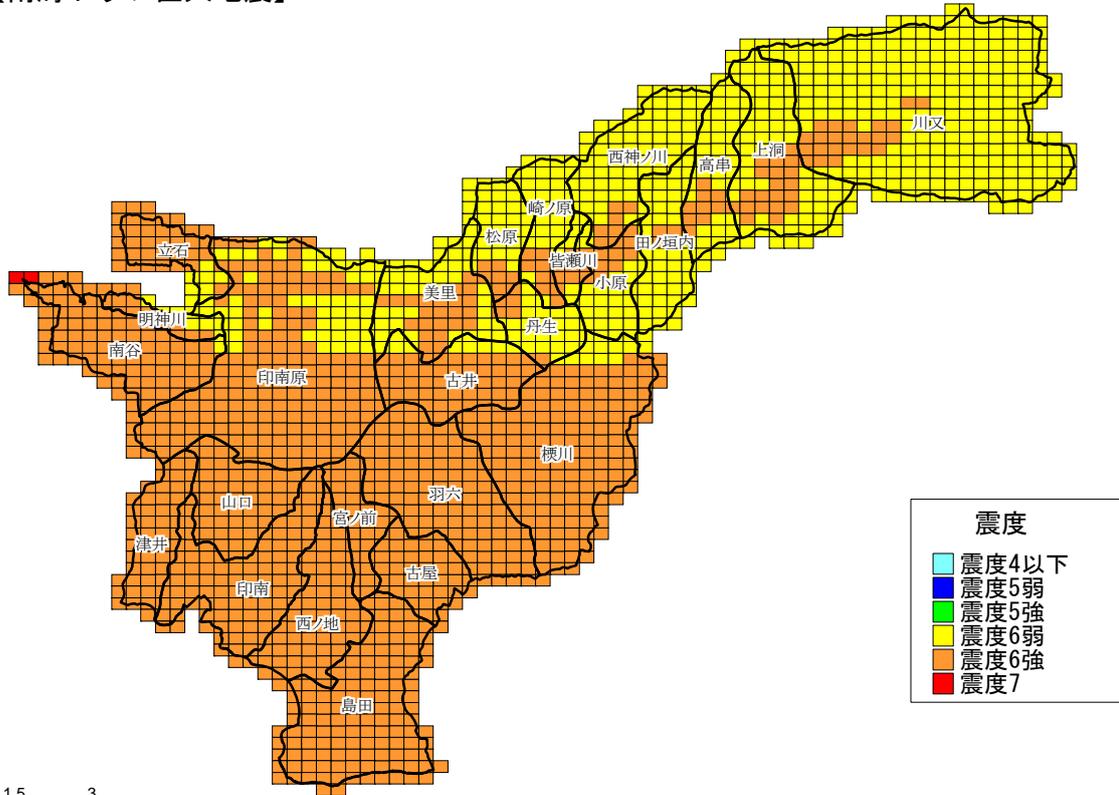
※和歌山県地震被害想定（平成26年3月）
震度・液状化危険度予測250mメッシュデータより作成

■ 図1-5. 和歌山県震度分布図

【東海・東南海・南海3連動地震】



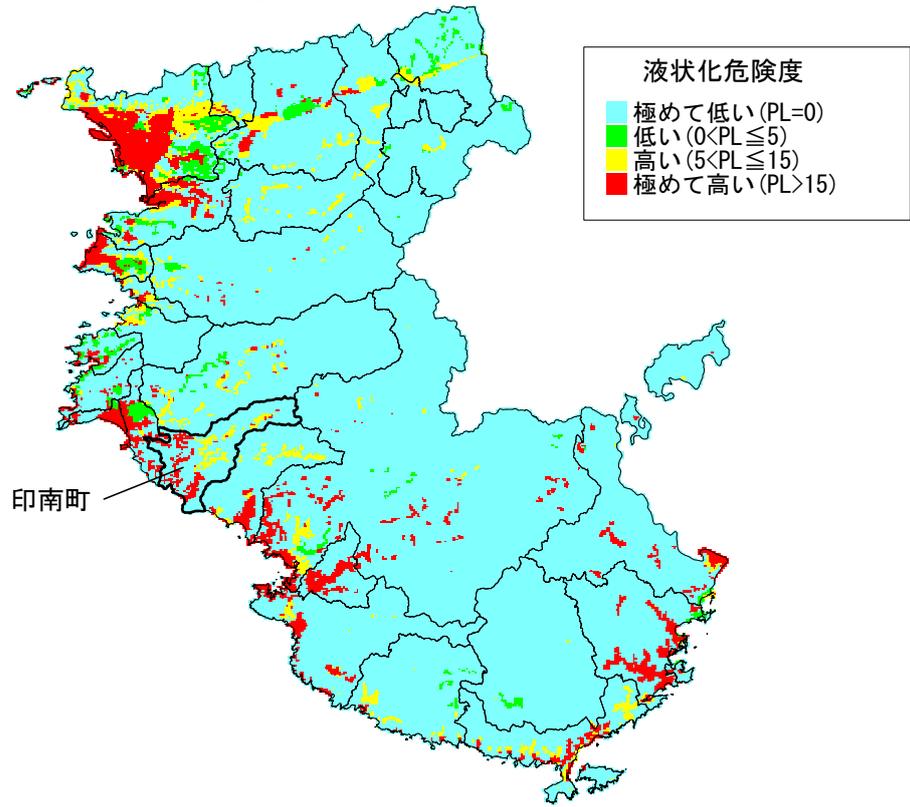
【南海トラフ巨大地震】



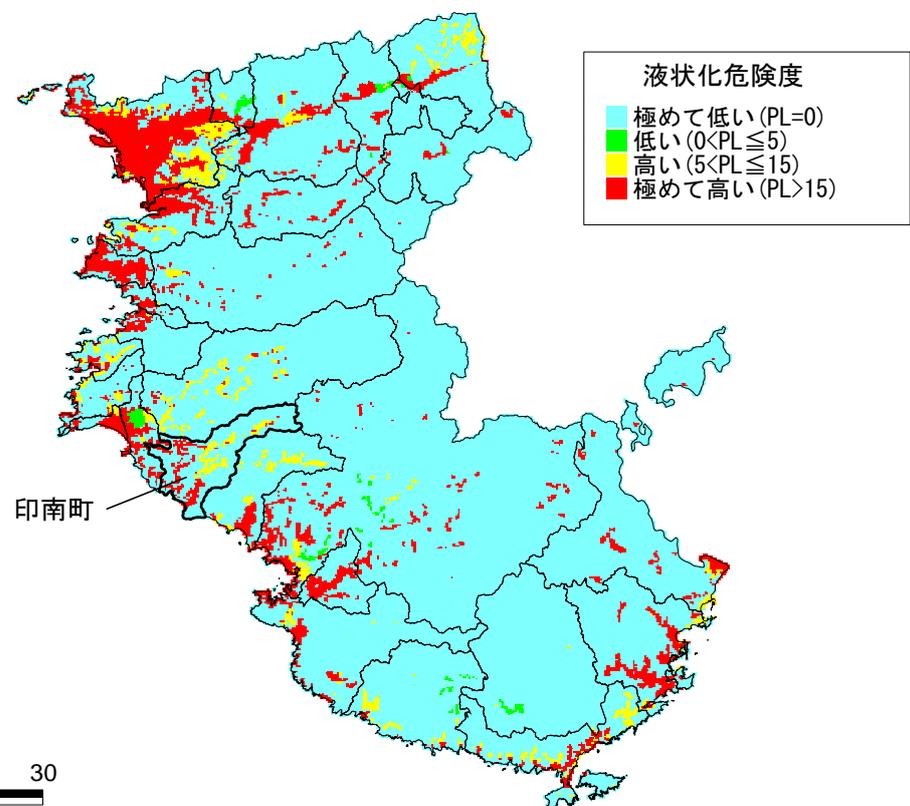
※和歌山県地震被害想定（平成26年3月）
震度・液状化危険度予測250mメッシュデータより作成

■ 図1-6. 印南町震度分布図

【東海・東南海・南海3連動地震】



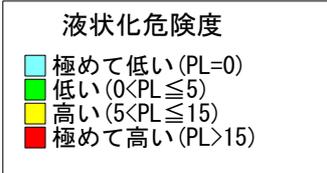
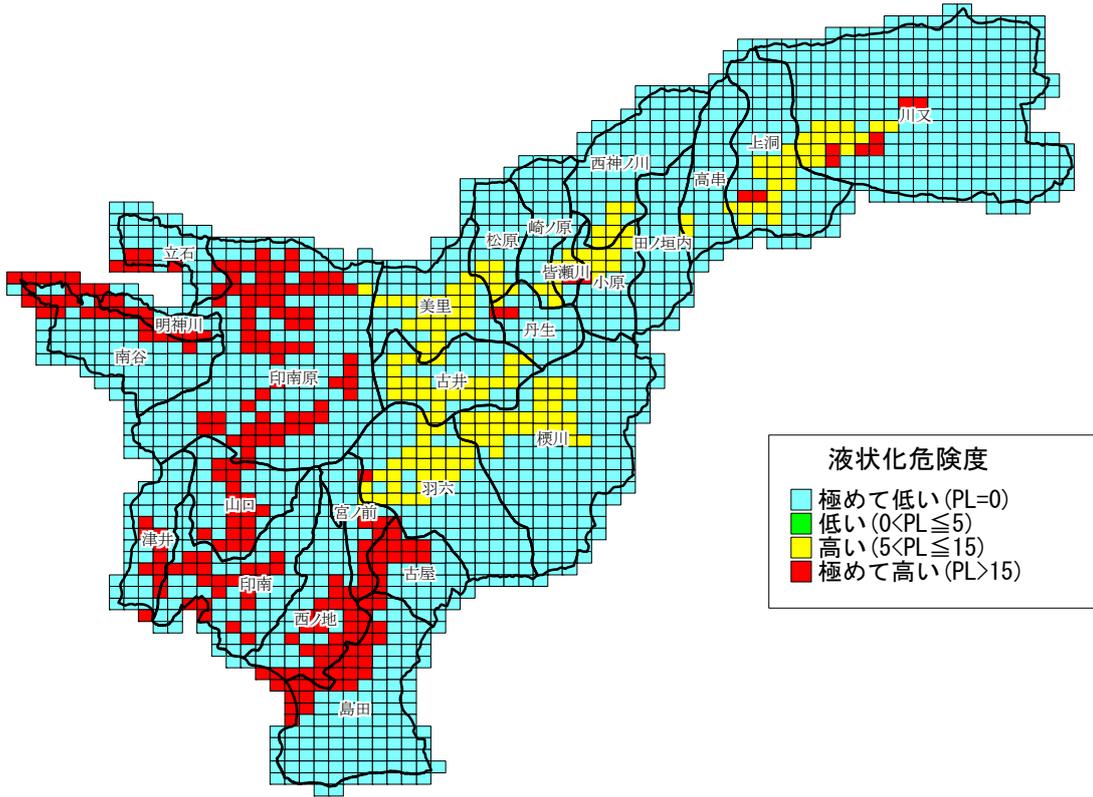
【南海トラフ巨大地震】



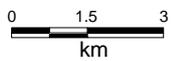
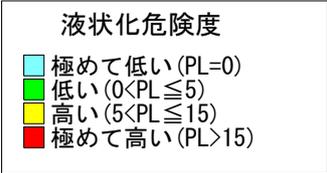
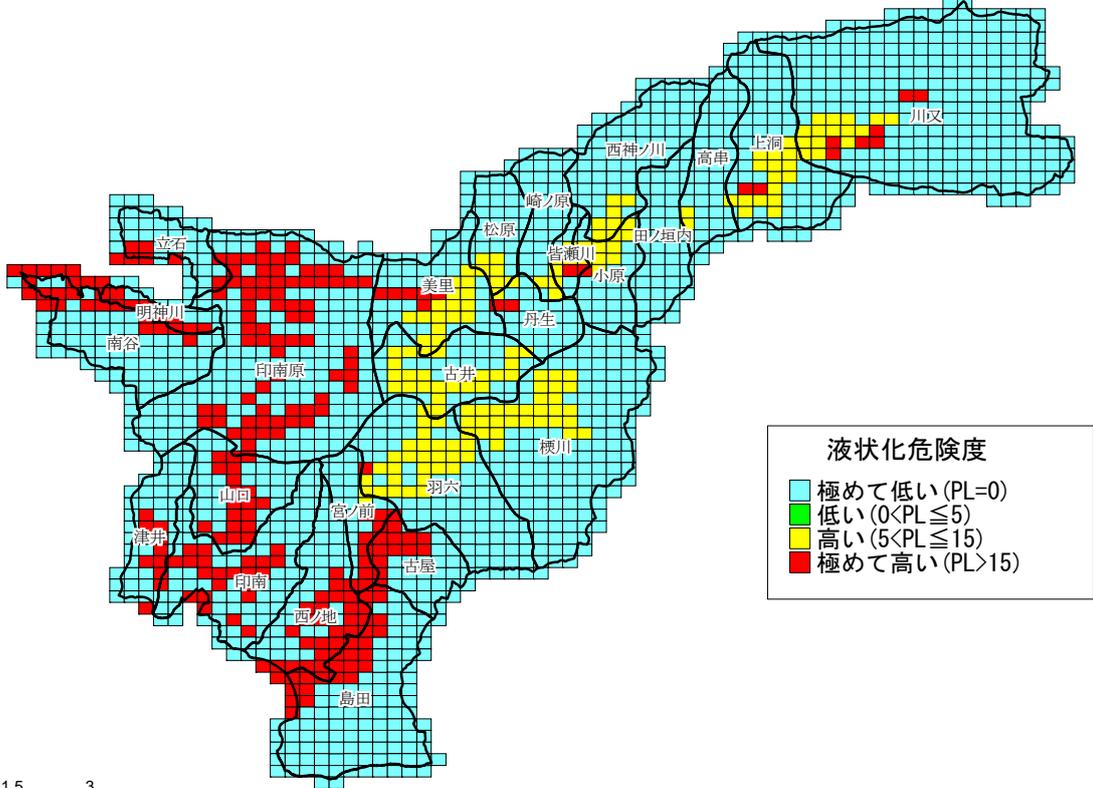
※和歌山県地震被害想定（平成26年3月）
震度・液状化危険度予測250mメッシュデータより作成

■ 図1-7. 和歌山県液状化危険度分布図

【東海・東南海・南海3連動地震】



【南海トラフ巨大地震】



※和歌山県地震被害想定（平成26年3月）
震度・液状化危険度予測250mメッシュデータより作成

■ 図1-8. 印南町液状化危険度分布図

③ 建物被害予測

建物の被害について、揺れ等（液状化・震動・斜面崩壊）、津波、地震に伴う火災の順にその影響を考慮し予測した。

巨大地震の場合は、揺れ等による全壊棟数が約 1,400 棟、津波による全壊棟数が約 1,900 棟、焼失による全壊棟数が約 16 棟と予測され、本町全棟数の約 41%が全壊することとなる。

被害は、震度 6 強以上が予測される領域と津波による浸水が想定される地域に集中すると考えられ、特に、印南川、切目川河口部では、甚大な被害が発生すると予想される。

■ 表 1-14. 建物被害予測結果

想定地震	揺れ等による全壊 [棟]	津波による全壊 [棟]	焼失による全壊 [棟]	全壊棟数合計 ^(注1) [棟]
「東海・東南海・南海 3 連動地震」	1,400	420	64	1,900
「南海トラフ巨大地震」	1,400	1,900	16	3,300

(注 1) 予測等は概数で示されており、要因別の合計とは一致しない。

出典：「東海・東南海・南海 3 連動地震」及び「南海トラフ巨大地震」による被害想定について（平成 26 年和歌山県）

④ 人的被害予測

死者数は、巨大地震の場合、建物倒壊（震動）による被害が約 45 人、建物倒壊（斜面崩壊）による被害が約 1 人、津波による被害が約 1,200 人、火災による被害は無しと予測され、要因別には津波による被害が最も大きいと予想される。

なお、人的被害の予測結果は、最大の被害となる冬の夕方 18 時・風速 8 m・早期避難しない（津波避難行動）・夜間の避難（日没後の避難）の条件での予測結果である。

■ 表 1-15. 人的被害予測結果（死者数）

想定地震	建物倒壊（震動）による被害死者数 [人]	建物倒壊（斜面崩壊）による被害死者数 [人]	津波による被害死者数 [人]	火災による被害死者数 [人]
「東海・東南海・南海 3 連動地震」	54	1	500	2
「南海トラフ巨大地震」	45	1	1,200	0

出典：「東海・東南海・南海 3 連動地震」及び「南海トラフ巨大地震」による被害想定について（平成 26 年和歌山県）

⑤ 避難者・帰宅困難者の予測

避難者数は、1日後、1週間後、1ヵ月後における避難者数を、建物全壊・半壊数予測、浸水区域、断水人口予測より避難所生活者数を予測した。

巨大地震の場合、1日後は、津波浸水想定区域内の居住者は注意報が解除されるまでは、避難者となっているため、約2,900人と予測され、1週間後は、自宅が全壊、半壊（一部）した住民及び断水地区の住民が避難者となり、約3,100人の避難者数となる。

1ヵ月後は、水道・下水道施設等、ライフライン施設の復旧が進むため、約1,300人と予測される。

ピーク時の予測では本町の人口の約36%（被害想定時の平成22年国勢調査人口比）が避難所生活を強いられることとなる。

帰宅困難者は、3連動地震、巨大地震においても全県で最大震度7であり、ほとんどの地区が震度5強以上である。このため、県内では鉄道全線の不通及び道路の通行止めが多く発生すると予測されるため、3連動地震、巨大地震ともに、約1,300人の帰宅困難者が発生する結果となった。

■ 表1-16. 避難者数の予測結果

想定地震	避難所 避難者数 (1日後) [人]	避難所 避難者数 (1週間後) [人]	避難所 避難者数 (1ヵ月後) [人]	帰宅困難者 [人]
「東海・東南海・南海3連動地震」	2,300	2,600	1,200	1,300
「南海トラフ巨大地震」	2,900	3,100	1,300	1,300

出典：「東海・東南海・南海3連動地震」及び「南海トラフ巨大地震」による被害想定について（平成26年和歌山県）

4) 津波浸水想定

和歌山県が平成 25 年 3 月に公表した「南海トラフの巨大地震」及び「東海・東南海・南海 3 連動地震」による津波浸水想定結果を以下に示す。

「南海トラフの巨大地震」の場合は、最大津波高 15m、津波高 1 m 到達時間 11 分、「東海・東南海・南海 3 連動地震」の場合は、最大津波高 7 m、第 1 波最大津波到達時間 24 分と予測される。

津波による浸水域、浸水深の状況は、「津波浸水想定図」に示すとおりである。

■ 表 1-17. 3 連動地震と南海トラフの巨大地震の比較

項目 \ 想定地震	東海・東南海・南海 3 連動地震	南海トラフの巨大地震
地震規模	Mw8.7	Mw9.1
最大津波高	7 m	15m
平均浸水深	2.0m	5.2m
想定浸水面積	90ha	280ha
津波到達時間	第 1 波最大津波：24 分	津波高 1 m：11 分 津波高 3 m：13 分 津波高 5 m：15 分 津波高 10m：24 分

出典：「南海トラフの巨大地震」及び「東海・東南海・南海 3 連動地震」による津波浸水想定について（H25 和歌山県）より作成

南海トラフの巨大地震

地震規模：Mw9.1
千年～万年で1回程度発生するかどうかの地震

【平成25年 津波浸水想定 和歌山県公表内容】

- 内閣府が平成24年8月に公表した浸水想定を基に、より詳細な地形データ等を用いて和歌山県が想定したもの。
- 発生頻度は極めて低い、仮に発生すれば、被害が甚大なもの。対策が非常に困難。
- 「何としても逃げ切る」ためのソフト対策を中心とした防災・減災対策を検討するために想定したもの。

凡例 津波防災地域づくりに関する法律

- 津波災害警戒区域
- 津波浸水想定区域（浸水深分布）
- 0.01m以上～0.3m未満
 - 0.3m以上～1.0m未満
 - 1.0m以上～2.0m未満
 - 2.0m以上～3.0m未満
 - 3.0m以上～5.0m未満
 - 5.0m以上～10.0m未満
 - 10.0m以上～20.0m未満

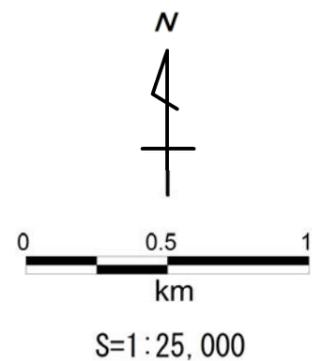
【津波災害警戒区域の指定について】

- 指定区域
南海トラフ巨大地震による津波浸水想定区域
- 津波災害警戒区域
津波が発生した場合に、住民等の生命・身体に危害を生ずるおそれがある区域で、津波災害を防止するために警戒避難体制を特に整備すべき区域

【津波浸水想定計算条件（主なもの）】

- 潮位条件
朔望平均満潮位 T.P. +1.00m
注1) 朔望平均満潮位とは、朔（新月）および望（満月）の日から5日以内に現れる各月の最高満潮面の平均値
注2) T.P.（東京湾平均海面）とは、我が国の陸地の標高の基準となる高さ
- コンクリート構造物（護岸・防波堤等）
地震動により「破壊する」ものとする。
- 盛土構造物（堤防）
地震動により、地震前の25%の高さとする。（75%沈下）
その後、津波が越流し始めた時点で「破壊する」ものとする。
- 道路・鉄道
地形データとして取り扱う（破壊しない）。
- 建築物
建物の代わりに津波が遡上する時の摩擦（粗度）を設定。
- 地盤変動量
地盤の隆起は考慮しない。

項目	想定地震 南海トラフの巨大地震 (H25和歌山県想定)
地震規模	Mw9.1
最大津波高	15m
平均浸水深	5.2m
津波浸水面積	280ha
津波到達時間	津波高 1m: 11分 津波高 3m: 13分 津波高 5m: 15分 津波高 10m: 24分



※和歌山県津波浸水想定（平成25年）を基に作成

■ 図1-9. 南海トラフの巨大地震津波浸水想定図

東海・東南海・南海3連動地震

地震規模：Mw8.7
100年前後で発生する地震

【平成25年 津波浸水想定 和歌山県公表内容】

- 内閣府が平成15年に宝永地震、安政地震など実際に発生した地震を基に想定したもの。従来から和歌山県が防災・減災対策の「想定津波」としてきたもの。
- 100年周期で発生する地震。頻度が高く、先ず対策が必要なもの。
- 引き続き県民の命と財産を守るため、ソフト対策、ハード対策による防災・減災対策の「想定津波」の中心とするため、新しい地形データ等を用いて想定したもの。

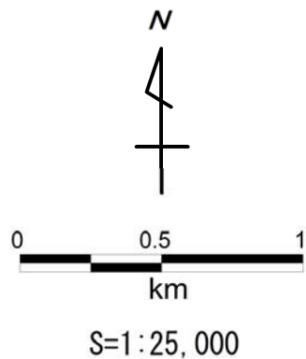
凡 例
津波浸水想定区域（浸水深分布）

0.01m以上～0.3m未満
0.3m以上～1.0m未満
1.0m以上～2.0m未満
2.0m以上～3.0m未満
3.0m以上～5.0m未満
5.0m以上～10.0m未満

項目	想定地震 東海・東南海・南海 3連動地震 (H25和歌山県想定)
地震規模	Mw8.7
最大津波高	7m
平均浸水深	2.0m
津波浸水面積	90ha
津波到達時間	第1波最大津波：24分

【津波浸水想定計算条件（主なもの）】

- 潮位条件
朔望平均満潮位 T.P. +1.00m
注1) 朔望平均満潮位とは、朔（新月）および望（満月）の日から5日以内に現れる各月の最高満潮面の平均値
注2) T.P.（東京湾平均海面）とは、我が国の陸地の標高の基準となる高さ
- コンクリート構造物（護岸・防波堤等）
地震動により「破壊する」ものとする。（ただし、技術的評価結果があれば沈下量を算定）
津波が越流し始めた時点で「破壊」とする。
- 盛土構造物（堤防）
地形データとして取り扱う（破壊しない）。
- 道路・鉄道
地形データとして取り扱う（破壊しない）。
- 建築物
建物の代わりに津波が遡上する時の摩擦（粗度）を設定。
- 地盤変動量
地盤の隆起は考慮しない。



※和歌山県津波浸水想定（平成25年）を基に作成

■ 図1-10. 東海・東南海・南海3連動地震津波浸水想定図

■ 表1-18. 印南町の地震被害想定結果一覧表

項目		想定地震 東海・東南海・南海 3連動地震 (H26和歌山県想定)		南海トラフ巨大地震 (H26和歌山県想定) 地震震源:陸側ケース、津波波源:ケース3	
前提	地震規模	Mw8.7		Mw9.1	
	季節及び時刻・風速	※①夏昼12時・4m、②冬夕方18時・4m、③冬夕方18時・8m、④冬深夜2時・4mのうち被害が最大となる数値を表示。			
震度分布		震度6弱～震度7		震度6弱～震度6強	
建物被害	全壊棟数 ^(注1) 、全壊率	1,900 棟	23 %	3,300 棟	41 %
	揺れ等 ^(注2)	1,400 棟		1,400 棟	
	津波	420 棟		1,900 棟	
	焼失	64 棟		16 棟	
	半壊棟数、半壊率	2,000 棟	25 %	1,400 棟	18 %
人的被害	死者数 ^(注3)	550 人		1,300 人	
	建物倒壊(震動)	54 人		45 人	
	建物倒壊(斜面崩壊)	1 人		1 人	
	津波 ^(注4)	500 人		1,200 人	
	火災	2 人		0 人	
	重傷者数	140 人		92 人	
	軽傷者数	400 人		310 人	
ライフライン被害	上水道断水人口(発災直後)	9,000 人		9,000 人	
	下水道支障人口(発災直後)	110 人		760 人	
	停電軒数(1日後)	170 軒		4,800 軒	
	固定電話(発災直後)	960 回線		2,300 回線	
交通被害施設	道路	15 箇所		31 箇所	
	鉄道	43 箇所		41 箇所	
生活への被害	避難所避難者数(1日後)	2,300 人		2,900 人	
	帰宅困難者	1,300 人		1,300 人	
	食料(3日間)	24,400 食		31,000 食	
	飲料水(3日間)	77,900 リットル		78,200 リットル	
	毛布	5,100 枚		6,200 枚	
津波堆積物(最大値)		51,000 トン		165,000 トン	
災害廃棄物		113,000 トン		218,000 トン	

(注1)、(注3)予測等は概数で示されており、要因別の合計とは一致しない場合がある。

(注2)液状化・震動・斜面崩壊による全壊棟数

(注4)津波による死者数の条件は、早期避難しない場合(避難行動区分:ケース3)

出典:「東海・東南海・南海3連動地震」及び「南海トラフ巨大地震」による被害想定について(H26和歌山県)より作成

5) 各地区の災害要因と避難の必要性

平成7年の印南町防災アセスメント報告書による検討結果を基にして、各地区の災害要因と避難の必要性を整理し下表に示す。

■ 表1-19. 各地区の災害要因と避難の必要性

区名等	避難が必要となる災害要因								人口 (人)	世帯 (世帯)
	水害		土砂災害			地震				
	河川氾濫	高潮	がけ崩れ	地すべり	土石流	地震動	液状化	津波		
津井	—	○	○	—	—	—	—	○	245	64
地方	●	—	○	—	○	—	○	●		
宇杉	◎	—	◎	—	—	—	○	●	2,350	909
本郷	◎	◎	◎	—	◎	○	○	●		
光川	○	◎	◎	—	○	—	○	●		
浜	◎	◎	◎	—	—	○	○	●		
楠本	●	—	◎	—	◎	—	○	○	859	313
名杭	●	—	◎	—	◎	—	○	○		
線東	●	◎	◎	—	—	○	○	●		
中央	●	◎	◎	—	—	○	○	●		
西和	●	◎	◎	—	—	○	○	●		
崎山	—	○	○	—	—	—	—	○		
滝ノ岡	—	—	○	—	○	—	—	—		
橋ヶ谷	—	—	◎	—	○	—	—	—		
高垣	●	—	○	—	—	—	○	○	1,046	423
西ノ地	●	—	○	—	—	—	○	○		
元村	●	◎	◎	—	—	○	○	●		
上道	●	◎	◎	—	—	○	○	●		
山口	◎	—	◎	—	◎	—	—	○	588	255
印南原	◎	—	◎	○	◎	—	—	—	1,072	395
立石	○	—	◎	—	○	—	—	—	41	18
蕨野	◎	—	◎	—	◎	—	—	—	94	35
明神川	◎	—	◎	—	◎	—	—	—		
南谷	◎	—	○	—	◎	—	—	—	329	145
切山	◎	—	○	—	◎	—	—	○		
宮ノ前	●	—	◎	—	◎	—	—	—	149	56
古屋	●	—	◎	—	◎	—	—	—	63	23
羽六	●	—	◎	○	◎	—	—	—	196	73
榎川	○	—	◎	◎	◎	—	—	—	246	94
古井	●	—	◎	—	◎	—	—	—	357	130
美里	○	—	◎	—	○	—	—	—	173	69
松原	○	—	◎	◎	○	—	—	—	35	22
丹生	○	—	○	○	◎	—	—	—	99	38
崎ノ原	○	—	◎	—	—	—	—	—	46	19
皆瀬川	○	—	○	—	○	—	—	—	52	22
小原	○	—	◎	○	◎	—	—	—	43	19
西神ノ川	○	—	◎	—	◎	—	—	—	34	17
田ノ垣内	○	—	○	○	—	—	—	—	23	11
上洞	○	—	◎	—	◎	—	—	—	119	52
川又	○	—	◎	○	◎	—	—	—	134	61
合計									8,393	3,263

注1) ◎：重要な災害要因、○：考慮すべき災害要因、—：ほとんど関係しない災害要因
●：重要な災害要因のうち、災害履歴からみて特に重要と考えられる災害要因

注2) 各地区の人口・世帯数は、平成30年2月28日現在

(3) 計画の目標

1) 計画の目標 ー対策の緊急度・重要度ー

対策の緊急度・重要度を考慮して計画の目標を以下のように設定する。

ここで、対策の緊急度・重要度にⅠ・Ⅱのランクをつけ、ランクⅠ>ランクⅡとし、ランクⅠが最も緊急度・重要度が高いとする。

ただし、ランクⅠ・ランクⅡは、ランクⅠの対策終了後にランクⅡの対策に取り組むということではなく、これらの対策には並行して取り組むが、予算や人員面で競合した場合にはランクの高い「Ⅰ」を優先する。

＜ランクⅠ＞：災害による人命損失の防止（対策）

＜ランクⅡ＞：災害による重度の生活障害の防止（対策）

ランクⅠの対策の達成状況を考慮しながら、順次、災害時の重度の生活障害防止対策へ重点を移す。

2) 危険性とその内容

1) で示した危険性の具体的な内容（例）は、下表に示すとおりである。

■ 表1-20. 危険性とその内容（例）

目 標	内 容（例）
＜ランクⅠ＞ 災害による 人命損失	津波による人命損失、倒壊家屋の下敷き・生き埋め、転倒落下家具による人命損失、ブロック塀等の倒壊による人命損失、火災による焼死、土砂災害による生き埋め、高齢者等の生活環境の悪化に伴う二次的人命損失、重症患者・重い持病のある人のライフラインの損壊や適切な診療機会の喪失に伴う人命損失 など
＜ランクⅡ＞ 災害による 重度の生活障害	長期の避難所生活、ライフライン（特に、水道・電力・ガス）の長期機能停止・低下 など （寝食住の長期不安定）

(4) 対策の体系

基本理念と将来像、目標・ランク、基本となる対策（例）を整理し下表に示す。

■ 表1-21. 基本理念と将来像、目標・ランク、基本となる対策（例）

基本理念 と将来像	目標・ランク	基本となる対策（例）	
<p>【基本理念】</p> <p>印南のまちは、わたしたちみんな で守ります</p> <p>【将来像】</p> <p>① 自助：町民一人ひとりが自分の安全は自分で守る</p> <p>② 近助：近くの人同士が互いに助け合う</p> <p>③ 共助：地域住民等が連携して、まちの安全をみんなで守る</p>	<p><ランクⅠ></p> <p>災害による人命損失の危険性を防止する</p>	ソフト対策	<ul style="list-style-type: none"> 津波危険に対する全町民を対象にした啓発「一人ひとりが主体的に迅速に避難する」と津波ハザードマップの周知。 初動体制、要救出現場等人命危険にかかる情報の収集体制の整備、迅速な広域応援体制の整備。 職員の防災研修、自主防災組織、事業所、ボランティアなどの育成・活性化などの防災体制の強化＝住民防災ネットワークの構築・強化。 学校での防災教育の充実。 発災後の要配慮者（避難行動要支援者）への援護措置（福祉避難所、要配慮者サポート体制など）
<p>④ 公助：災害に強い地域の基盤整備を進める</p>	<p><ランクⅡ></p> <p>災害による重度の生活障害を防止する</p>	ソフト対策	<ul style="list-style-type: none"> 生活物資等の効果的な調達・輸送・配分体制、避難所の管理・運営体制、災害廃棄物処理体制の整備。 被災者の立場に立った応急仮設住宅等の供給体制の整備。 7日分以上の水・食糧備蓄の住民啓発。
		ハード対策	<ul style="list-style-type: none"> ライフラインの耐震性の向上。 避難所のシェルター機能の向上（耐震性、居住性、自律性）。 安全な避難空間の確保に向け、避難場所・避難施設、避難路・避難階段等の整備。 毛布等必須物資の備蓄。

注1) I、IIは、重要度・緊急度のランクであり、I>IIである。

予算・人員面で競合したときは、ランクの高い「I」を優先する。

注2) ソフト対策：体制整備、防災教育、防災訓練、土地利用計画など

ハード対策：構造物の建設、地盤改良、資機材の配備など

(5) 防災まちづくり構想

災害に強い地域の基盤整備をすすめるための防災まちづくり構想を以下に示す。

■ 表1-22. 印南町防災まちづくり構想

施策	A 行政機関・公共施設等の高台移転	B. いなみ防災広場及び印南SAの周辺整備	C. 巨大地震津波対策(津波避難困難地域解消)	D. 防災拠点及び拠点間ネットワークの整備	
現状	<ul style="list-style-type: none"> 庁舎は海拔約30mの高台へ移転済みであり、鉄筋コンクリート造で、震度6強の地震に耐える免震構造である。 教育委員会事務局、社会福祉協議会、小学校1校、中学校2校、広域消防署が津波災害警戒区域内に所在している。 津波災害発生時、教育・社会福祉行政、消防機能が立ち遅れるおそれがある。 	<ul style="list-style-type: none"> 印南サービスエリアは和歌山県のほぼ中央に位置し、上り・下りともに売店・飲食店・トイレが整備されている。 いなみ防災広場(整備中)は、印南SAの北側に位置し、約10haの敷地を有している。 海拔約50mに立地しているため、現在想定している範囲内での津波被害を受ける可能性が低い。 	<ul style="list-style-type: none"> 約100年周期で発生するとされているM8クラスの東海・東南海・南海3連動地震や、千年・万年に一度と想定されているM9クラスの南海トラフ巨大地震が発生した場合津波の浸水により、甚大な被害が出るのが想定される。 特に南海トラフ巨大地震では、切目地域の一部において津波避難困難地域が出る。 	<ul style="list-style-type: none"> 町域が沿岸部から山間部まで広域にわたるため、災害発生時には本庁舎を中心に、各防災拠点との通信連絡体制が必要となる。 災害発生時には、各拠点間の交通ネットワークの寸断が予想される。 	
対策	<ul style="list-style-type: none"> 津波の被害を受けない高台等への移転・建替えを行う。 行政機能の連携強化のため、本庁舎やその周辺に拠点整備を行う。 新たな市街地形成を視野に入れた広がりのある用地を確保する。 	<ul style="list-style-type: none"> いなみ防災広場及び印南SAの敷地整備を進め、大規模災害発生時の拠点機能に備える。 いなみ防災広場と印南SA間の連絡道の整備を進める。 関係機関と協議を行い、必要な施設及び設備の検討を進める。 	<ul style="list-style-type: none"> 自助・共助の精神を普及するため、自主防災会活動の推進を図り、地域から一人の犠牲者も出さない対策を検討し推進する。 南海トラフ巨大地震津波対策検討協議会において定まった計画に基づき、避難困難地域解消に向けた対策の具体化を図る。 	<ul style="list-style-type: none"> 本庁舎と各防災拠点間の通信体制を強化する。 非常用電源の確保、備蓄食糧・資機材の充実等、各地域の防災拠点の機能強化を図る。 各防災拠点間を結ぶ道路・橋梁の耐震化を進める。 防災カメラの整備を促進し現地の情報収集に努める。 	
将来像	町災害対策本部の機能強化	<ul style="list-style-type: none"> 災害対策本部機能の中長期的な維持を可能とする。 	<ul style="list-style-type: none"> 情報連絡員等からの地域災害情報等が、対策本部に瞬時に伝達できるシステム構築の推進を図る。 	<ul style="list-style-type: none"> 対策本部の情報収集力を強化するとともに、各防災拠点の対応力の充実を図る。 	
	危機管理体制の強化充実	<ul style="list-style-type: none"> 危機管理の拠点施設としての機能の確保及び強化を図る。 	<ul style="list-style-type: none"> 紀中地域の防災拠点としての広域的な防災機能を併せつつ、印南町の防災拠点とする。 	<ul style="list-style-type: none"> 本庁舎と各防災拠点間の交通・通信ネットワークを確保する。 	
	避難場所以及避難路の確保	<ul style="list-style-type: none"> 学校の高台移転により、津波災害時の中規模避難施設とする。 	<ul style="list-style-type: none"> 大規模災害時の広域的な避難所とする。 指定緊急輸送路の整備を図り国道とSAのアクセスを容易とする。 	<ul style="list-style-type: none"> 最短避難路の確保及び避難路の安全対策の強化を図る。 	<ul style="list-style-type: none"> 最短避難路の確保及び避難路の安全対策の強化を図る。
	町の防災基盤の整備促進	<ul style="list-style-type: none"> 公共施設の高台移転により、高台への新たな市街地形成の契機とする。 	<ul style="list-style-type: none"> 防災公園として、災害時の一時避難場所はもとより、復旧・復興活動の後方支援拠点、国・県・自衛隊等との中継・連携拠点とする。 	<ul style="list-style-type: none"> 重要な路線・橋梁等の公共施設の耐震化や避難路の整備を推進する。 	<ul style="list-style-type: none"> 重要な路線・橋梁等の公共施設の耐震化や避難路の整備を推進する。

第4節 町及び防災機関の業務大綱

1. 実施責任

印南町は、防災の第一次的責任を有する基礎的地方公共団体として、町域並びに町民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及びその他の地方公共団体の協力を得て防災活動を実施する。

2. 処理すべき事務または業務の大綱

印南町、印南町内に所在または印南町を管轄する行政機関、公共機関、公共的団体その他防災上重要な施設の管理者は、所管事項について、おおむね次の事務または業務を処理するものとする。

(1) 町の機関

1) 印南町

- ① 印南町防災会議に関する事務
- ② 防災に関する施設、組織の整備と訓練
- ③ 災害に関する情報の伝達、収集及び被害の調査報告
- ④ 災害防除と拡大の防止
- ⑤ 救助、防疫等、り災者の救助保護
- ⑥ 災害復旧資材の確保と物価の安定
- ⑦ り災者に対する融資等の対策
- ⑧ 被災町営施設の応急対策
- ⑨ 災害時における保健衛生、文教及び交通等の応急対策
- ⑩ 災害対策要員の動員ならびに雇用
- ⑪ 災害時における交通、輸送の確保
- ⑫ 被災施設の復旧
- ⑬ 管内の関係団体が実施する災害応急対策等の調整
- ⑭ 災害時における主要食糧の応急対策

2) 日高広域消防事務組合消防署印南出張所／印南町消防団

- ① 災害時における情報の収集伝達及び広報
- ② 災害時における被災者の救急、救助業務
- ③ 災害発生時における消防業務
- ④ 危険物等の災害に関する指導及び予防業務
- ⑤ 日高広域消防事務組合消防本部の組織及び施設の強化

(2) 県の機関

1) 和歌山県／日高振興局

- ① 県防災会議に関する事務
- ② 防災に関する施設、組織の整備と訓練
- ③ 災害に関する情報の伝達、収集及び被害の調査報告
- ④ 災害防除と拡大の防止
- ⑤ 救助、防疫等、り災者の救助保護
- ⑥ 災害復旧資材の確保と物価の安定
- ⑦ り災者に対する融資等の対策
- ⑧ 被災県営施設の応急対策
- ⑨ 災害時における文教対策
- ⑩ 災害時における公安対策
- ⑪ 災害対策要員の動員並びに雇用
- ⑫ 災害時における交通、輸送の確保
- ⑬ 被災施設の復旧
- ⑭ 市町が処理する事務、事業の指導、あっせん等

2) 御坊警察署／印南、印南原、島田、古井の各警察官駐在所

- ① 災害時における町民の生命、身体、財産の保護
- ② 災害時における犯罪予防及び取り締まり並びに治安維持のための警察活動
- ③ 災害時における交通の混乱防止及び交通秩序の確保
- ④ 災害時における緊急自動車のための交通規制
- ⑤ 遺体の検視及び身元の確認
- ⑥ 他の機関の行う緊急活動に対する協力援助

(3) 指定地方行政機関

1) 近畿財務局（和歌山財務事務所）

- ① 公共土木等被災施設の査定の立会
- ② 地方自治体単独災害復旧事業（起債分を含む）の査定
- ③ 地方自治体に対する災害融資
- ④ 災害時における金融機関の緊急措置の指示

2) 近畿農政局

- ① 農地、農業用施設の災害復旧及び災害防止事業の指示、助成
- ② 土地改良機械の緊急貸付け、農作物等の病虫害防除指導、応急食糧、種子等の供給対策
- ③ 農業関係被害情報の収集報告、被害農林漁業者等に対する融資対策

3) 和歌山農政事務所

- 災害における主要食糧の応急対策

4) 近畿中国森林管理局（和歌山森林管理署）

- ① 国有保安林、治山施設、地すべり防止施設等の整備
- ② 国有林における予防治山施設による災害予防
- ③ 国有林における荒廃地の災害復旧
- ④ 災害対策復旧用資材の供給
- ⑤ 森林火災予防対策

5) 近畿経済産業局

- ① 災害時における物資の対策及び価格の安定
- ② 被災商工業者に対する融資の調整等
- ③ 電気、ガス、火薬等の保安確保対策

6) 近畿運輸局（和歌山運輸支局）

- ① 交通施設及び設備の整備に関する指導
- ② 宿泊施設の防災設備等の整備に関する指導
- ③ 所管事業者等への災害に関する予警告の伝達指導
- ④ 災害時における所管事業に関する情報の収集
- ⑤ 災害時における輸送機関等の広報、宣伝指導
- ⑥ 災害時における輸送分担、連絡輸送等の調整
- ⑦ 緊急輸送命令

7) 大阪管区气象台（和歌山地方气象台）

- ① 気象、地象及び水象の観測並びにその成果の収集及び発表
- ② 気象、地象及び水象の予報及び警報等の防災気象情報の発表、伝達及び解説
- ③ 気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備
- ④ 地方公共団体が行う防災対策に関する技術的な支援・助言
- ⑤ 防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発

8) 近畿総合通信局

- ① 非常通信体制の整備
- ② 非常通信協議会の育成指導及び訓練の実施
- ③ 災害時における電気通信の確保
- ④ 非常通信への妨害の排除及び混信の除去
- ⑤ 災害地域における電気通信施設の被害状況の把握

9) 和歌山労働局（御坊労働基準監督署）

- ① 被災地域の事業場等に対する労働災害の防止
 - ・災害時（災害応急工事、危険有害物の漏えい防止等の保安措置）
 - ・災害後（災害復旧工事、操業再開等における労働災害防止）
- ② 被災地域の労働力の確保と雇用の確保

10) 近畿地方整備局（紀南河川国道事務所）

- ① 土木施設の整備と防災管理
- ② 水災応急対策
- ③ 被災土木施設の災害復旧

11) 田辺海上保安部

- ① 海難の際の人命、積荷及び船舶の救助並びに天変地異その他救済を必要とする場合の海上における救助及び防災活動
- ② 災害時における港内及び付近海上における船舶交通安全の確保、整頓並びに指示、誘導並びに災害の拡大防止
- ③ 災害時における海上緊急輸送及び治安の維持
- ④ 海上において人命、積荷及び船舶の救助を行うもの並びに船舶交通に関する障害を除去するものの監督
- ⑤ 災害時における非常通信連絡体制の維持及び活動

（４）自衛隊

1) 陸上自衛隊／第 37 普通科連隊／第 304 水際障害中隊

- ① 人員の救助、消防、水防及び救援物資の輸送並びに通路の応急啓開
- ② 応急救援、防疫、給水、入浴支援及び通信支援

（５）指定公共機関

1) 日本郵便株式会社

（印南・印南古井・切目・稲原・崎ノ原・真妻の各郵便局）

- ① 郵便事業の業務運行管理及びこれらの施設等の保全
- ② 救助用物資を内容とする小包郵便物の料金免除及び災害時における郵便葉書等の無償交付
- ③ 被災者の救援を目的とする寄付金を郵便振替により送金する場合における通常払込み及び通常振替の料金免除の取扱いに関する事
- ④ 民間災害救援団体に対する災害ボランティア口座寄附金の公募・配分に関する事

2) 西日本旅客鉄道株式会社（JR西日本）和歌山支社

- ① 輸送施設の整備と安全輸送の確保
- ② 災害対策用物資の緊急輸送
- ③ 災害時の応急輸送対策
- ④ 被災施設の調査と災害復旧

3) 西日本電信電話株式会社（NTT西日本）和歌山支店

- ① 電気通信施設の整備と防災管理
- ② 災害時における緊急通話の取扱い
- ③ 被災施設の調査と災害復旧

4) 日本赤十字社和歌山県支部

- ① 災害時における医療、助産及び被災地での医療、助産、救護
- ② 災害救助等の協力奉仕者の連絡調整
- ③ 義援金品の募集配布

5) 日本放送協会（NHK）和歌山放送局

- ① 防災知識の普及と警報等の周知徹底
- ② 災害状況及び災害対策等の周知徹底

6) 関西電力株式会社田辺配電営業所

- ① 災害時の電力供給
- ② 被災施設の調査と災害復旧

7) 日本通運株式会社御坊営業センター支店

- 災害時における緊急陸上輸送

(6) 指定地方公共機関

1) 印南土地改良区／名田土地改良区／川辺周辺土地改良区

- ① 土地改良施設の整備と防災管理
- ② 農地及び農業施設の被害調査並びに災害復旧
- ③ 農地たん水の防除施設の整備と活動

2) 御坊南海バス株式会社

- ① 災害時における救助物資及び避難者の輸送の確保
- ② 災害時の応急輸送

3) 放送機関：株式会社和歌山放送／株式会社テレビ和歌山

- ① 防災知識の普及と警報等の周知徹底
- ② 災害状況及び災害対策等の周知徹底

(7) その他公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

1) 日高医師会

- 災害時における医療、救護活動の実施

2) 病院等経営者

- ① 避難施設の整備と避難訓練の実施
- ② 被災時の病人等の収容保護
- ③ 災害時における負傷者等の医療、助産救助

3) 社会福祉施設の経営者

- ① 避難施設の整備と避難訓練の実施
- ② 災害時における収容者の収容保護

4) 紀州農業協同組合（JA紀州）、紀州日高漁業協同組合、紀中森林組合

- ① 町災害対策本部が行う農林水産関係の被害調査等応急対策への協力
- ② 農林水産物等の災害応急対策についての指導
- ③ 被災農林漁業者に対する融資またはあっせん
- ④ 飼料や肥料等の生産資材や生活資材の確保またはあっせん
- ⑤ 農林漁業共同利用施設の災害応急対策及び災害復旧

5) 印南町商工会など商工業関係団体

- ① 町災害対策本部が行う商工業関係の被害調査等応急対策への協力
- ② 被災商工業者に対する融資対策
- ③ 救助用物資、復旧資材、生活必需品の確保についての協力

6) 印南町社会福祉協議会

- ① 災害時要配慮者の把握についての協力
- ② 町災害対策本部が行う避難及び応急対策への協力
- ③ 被災者の保護及び救援物資の支給等の支援への協力

7) 印南町建設業組合

- 復旧資材確保、避難施設建設、災害復旧等への協力

8) 金融関係

- 被災事業者に対する資金融資

9) 学校関係

- ① 避難施設の整備と避難訓練の実施
- ② 災害時における教育の応急対策計画の確立と実施

10) 危険物及び高圧ガス施設の管理者

- ① 安全管理の徹底
- ② 危険物及び高圧ガス施設等の点検

第5節 計画の運用等

1. 平常時の運用

(1) 防災ビジョン及び災害予防計画に基づいた事務の遂行

1) 施策・事業の企画・立案段階での防災上の検討

各課は、各種施策・事業の企画・立案段階において、当該施策・事業が防災ビジョン及び災害予防計画に合致したものとなっているか、または反するものとなっていないか点検し、問題がある場合は当該施策・事業の修正を行わなければならない。

このことを確実なものとするため、各課の施策・事業計画の立案に際しては、必ず以下の点を検討するものとする。

① 施策・事業によって予想される防災上の問題

ア. 当該地域の地形地盤条件を考慮した施策・事業となっているか

a. 施策・事業により、施設・設備の建設・改修等を伴う場合、施設・設備は耐震性（耐震性、耐水害性、耐土砂災害性）に問題はないか

b. また、その施設・設備の利用者の安全に問題はないか

イ. その施策・事業によって、対策需要（防災ニーズ）を増加させることにならないか

(例)・障害物の増加

・要避難人口

・危険箇所・地域の増加、拡大

・危険箇所居住人口の増大

・防災力の低下

② 施策・事業における防災上の効果あるいは防災面から配慮すべきこと

2) 施策・事業の防災ビジョン及び災害予防計画に基づく総合調整

① 総務課においては、各課の施策・事業計画が、防災ビジョン及び災害予防計画に照らして適当であるかどうかを検討し、必要があれば担当課に修正を求める。

② 複数の課の施策・事業を組み合わせるにより、防災ビジョンの要求を効果的・相乗的に達成することが可能なものも多い。総務課においては、このような視点から、各課の施策・事業を防災面から総合調整する。

(例)・避難路の設置 → 防火性能の高い木々の植樹 → 町民の散歩道となるとともに親しみやすく分かりやすい避難路

・旧河道 → 遊水池機能を残すとともに、親水・遊水公園として利用

(2) 災害応急対策計画及び災害復旧復興計画への習熟及びマニュアル等の整備

発災時には、被害を最小限にとどめるために防災活動を展開することになる。

防災活動は災害応急対策計画、災害復旧復興計画等に沿って行われることから、防災活動の成否は、これらの計画の適否及び各担当課・職員が担当することとなる活動計画への習熟の程度によって左右されることになる。

そのため、関係する計画箇所については日頃から習熟しておくとともに、発災時にスムーズな計画運用を図るためのマニュアルを必要に応じて整備しておく。

(3) 防災会議への報告

各課及び関係機関は、防災ビジョン及び災害予防計画に基づいた事務の遂行状況及び今後の目標・方針を毎年防災会議に報告するものとする。

2. 発災時の運用

発災時には、災害応急対策計画、災害復旧復興計画等を積極的に活用し、被害を最小限にとどめるよう努める。

3. 計画の周知

この計画は、印南町の職員及び関係行政機関、関係公共機関その他防災に関する重要な施設管理者に周知徹底させるとともに、特に必要と認める事項については住民にも広く周知徹底するものとする。

第 2 章 災害予防計画

第1節 災害予防計画の基本方針

防災ビジョンを受けて、災害予防計画においては以下の方針を基本とする。

1.1 災害予防対策の重点の置き方

担当機関：全課

1. 人命損失防止対策の重点的推進

災害時には、防災ビジョンの重要度・緊急度の「ランクⅠ」に示したような種々の人命損失危険が存在することから、このような人命損失を除去・軽減するための災害予防対策を重視する。

とりわけ、阪神・淡路大震災において、倒壊によって膨大な数の死傷者を発生させ、応急対策需要の主要発生源になった老朽住家被害に対する対策と、南海トラフの地震で想定される最大クラス（南海トラフ巨大地震）の津波から逃げ切るための対策を重視する。

また、熊本地震においては家屋の倒壊等による死傷者よりも、負傷の悪化や避難生活等における身体的負担による災害関連死者数が上回るといった事例もあり、避難所の環境改善等の、災害から逃れた後の対策についても対策を推進する。

近年では、豪雨に伴う土砂災害においても深刻な被害が生じることもあり、これらについての対策も行う。

2. 重度の生活障害防止対策の推進

大型台風や大地震などによる激甚災害では、防災ビジョンの重要度・緊急度の「ランクⅡ」に示したような重度の生活障害が広範囲に発生するため、それを除去・軽減するための災害予防対策を推進する。

3. その他の重要対策の推進

上記の1及び2の対策を効果的に進めるためには、次の1) 2) 対策を併せて取り組む必要がある。（なお、1及び2の中に既に含まれているものもある。）

1) 防災基幹施設の防災対策

災害によって、町関連施設、避難所、病院、警察署、消防署、消防水利、道路などの防災上重要な施設が大きな被害を受けることが予想されるため、防災活動に大きな支障を来すことのないよう、防災基幹施設の防災対策を推進する。

2) 人的資源の発掘・活性化対策

大規模な災害時には、行政機関だけでは対応できないことを、阪神・淡路大震災や東日本大震災、熊本地震は改めて明らかにした。また、防災ビジョンに示した被害予想量を念頭においた場合には、印南町においても同様のことが考えられる。

そのため、行政機関における防災力の活性化とともに、行政機関以外の人的資源（住民、事業所、各種ネットワーク等）の発掘・活性化を重視する。

1.2 安全・安心なまちづくりのための土地利用基本方針

担当機関：全課

平成7年度に実施した防災アセスメントでは、町域における各種災害の危険度が、4段階（A～D）で評価されている。

〔防災アセスメントの「水害危険度図（浸水）」、「水害危険度図（高潮）」、「地震災害危険度図（地震動）」、「地震災害危険度図（津波）」、「地震災害危険度図（液状化）」、「土砂災害危険度図（土石流・地すべり）」、「土砂災害危険度図（崩壊）」を参照〕。

本町においては、この危険度を考慮して、下表に示す「安全・安心なまちづくりのための土地利用基本方針」に基づいた土地利用を図る。

■ 表2-1. 安全・安心なまちづくりのための土地利用基本方針

危険度ランク	安全・安心なまちづくりのための土地利用基本方針
A	原則として施設立地は避けるのが望ましく、農地や遊水・親水公園的な利用が望ましい。立地する場合には、耐災性（耐震、耐水）に十分な配慮が必要である。
B	施設立地は可能であるが、Aに準じて耐災性（耐震、耐水）に配慮する必要がある。
C	施設立地に適している。
D	施設立地に最も適している。

注1) A（より危険）←→ D（より安全）

注2) 例えば、ある災害の危険性がCランクであっても、別の災害の危険度がAやBランクのこともありうるので注意のこと。

第2節 災害に強いまちづくり

2.1 町の防災構造化

担当機関：関係各課、日高広域消防事務組合消防本部、消防団、関係機関等

1. 目的

印南町域の地形・地盤条件に配慮し、災害等に強い町の構造形成に努める。

2. 対策

対策の種類	ランク	担当課
(1) 耐震・耐火建築物の建築促進	I	日高広域消防事務組合消防本部、関係各課
(2) 避難路沿いの建築物等の耐震化	I	総務課、建設課
(3) 規制区域の指定	I	建設課、企画政策課
(4) 公園、緑地等の整備	I	建設課、総務課
(5) 落下物対策	I	建設課、関係各課等
(6) ブロック塀等の安全対策	I	建設課、総務課
(7) 電力・公衆電気通信施設等対策	II	関係機関
(8) 交通施設対策	II	西日本旅客鉄道(株)
(9) 危険物施設対策	I	日高広域消防事務組合消防本部、事業所等
(10) 公共施設対策	I	関係各課
(11) 文化財災害予防対策	II	教育課、関係機関
(12) 農林水産関係災害対策	II	産業課、農業委員会、建設課
(13) 下水道施設災害対策	II	生活環境課
(14) 被災建物応急危険度判定・住家被害認定・被災宅地危険度判定対策	II	建設課
(15) コンピューターの安全対策	II	全課
(16) 停電対策	II	全課
(17) 防災カメラの整備	II	全課

注) ランク I (人命損失防止の対策)、ランク II (生活障害防止対策)

(1) 耐震・耐火建築物の建築促進

町の不燃化及び耐震化を促進するため、都市防災及び土地の合理的利用に寄与する耐震・耐火建築物の普及を関係機関と協力して進めていく。

特に、「印南町耐震改修促進計画」において位置づけられた、耐震化が必要な特定建築物においては耐震化を推進するとともに、耐震化が必要な木造住宅においても耐震診断・耐震改修が進むよう広報に努め、また、支援や助成制度を充実させるなど、関係機関と協力して耐震化された建築物の増加に努めていく。

(2) 避難路沿いの建築物等の耐震化

地震により倒壊した建築物等が津波からの円滑な避難の際に避難路の通行を妨げることを防止するため、「津波からの円滑な避難に係る避難路沿いの建築物等の制限に関する条例」（県条例平成 24 年第 45 号）を活用するなど、必要に応じ避難路沿いの建築物等の耐震化を図る。

なお、ここでいう避難路とは、印南町津波ハザードマップに記載されている避難経路とし、資料編のとおりである。

(3) 規制区域の指定

建築物の建築、宅地造成工事などの規制を行うための規制区域の指定は、防災都市建設の前提であることから、町は県と連携して、宅地造成工事規制区域や防火地域等の防火規制区域の指定を行うとともに、土砂災害警戒区域、津波災害警戒区域等の指定や災害危険区域の指定について検討を行い、その区域の適正化に努める。

(4) 公園、緑地等の整備

公園、緑地等は、平常時においては町民の憩いの空間となるが、災害時には重要な避難場所や避難路となるとともに、防火性の高い植樹等の適切な管理を行えば、大きな延焼防止機能も期待できる。さらに、応急救急活動、物資集積等の基地やヘリポートとしても活用することができる。

このように、公園、緑地、空地等は、重要な防災施設・空間であるため、土地区画整理事業や地区の市街地整備に併せて可能な限り用地確保を行い、整備の促進に努める。

(5) 落下物対策

町内建物の高層化・過密化の進展により、災害発生時には次表のような多くの落下物等が予想される。

■ 表 2-2. 落下物対策

ビル落下物	道路上の障害物	屋内落下物
○窓ガラス（の飛散） ○外装材（外壁タイル、モルタル等） ○エアコン室外機、ウインド型クーラー ○屋上広告物 ○高架水槽	○自動販売機 ○放置自転車等 ○突き出し商品	○天井材 ○照明器具 ○家具の転倒 ○棚上の荷物 ○ガラス・陶器片等

このため、次表に示すような対策に努めるものとする。

■ 表 2-3. 落下危険物の実態把握

関係課	落下危険物の実態把握
総務課	町民や建築物の管理者に対して、一般的な落下物対策を講じるよう啓発・指導する。 特に、町民に対しては、家具等の転倒落下防止策の普及を講じるよう指導するとともに、各種広報媒体を通じて積極的に啓発、PRする。
関係各課	多数の人が集まる公共施設について、強化ガラスへの改修、飛散防止フィルムへの貼付、外壁タイル等のメンテナンスの強化、屋外広告物の落下防止、物品等の倒壊防止、蛍光管の散乱防止等の施策を講ずる。

(6) ブロック塀等の安全対策

ブロック塀等（ブロック塀や石造塀など）工作物について、所有者に安全点検と倒壊防止の補強を指導するとともに、災害時におけるブロック塀の危険性を周知し安全対策の向上に努める。

(7) 電力・公衆電気通信施設等対策

1) 電力施設対策（関西電力株式会社）

① 現況

電気施設の防災については、平時から保安の規定類を始め関係諸規定、要則要綱指針等に基づき施設の管理、維持改良を行い、または計画的に巡視点検及び測定等を実施している。

② 災害予防措置

発雷、大雨または降雨等によって電気施設に被害のおそれがある場合には、気象情報に留意し、電力供給に支障を及ぼさないよう措置するとともに、関西電力株式会社非常災害対策規定、通達に基づき非常対策本部を設置し、各担当部門に重点的に巡視点検を行い、災害発生を防止するとともに、災害発生時に応急復旧に必要な態勢を整える。

発電・変電・通信の耐震性の確保については、各設備に充分科学的な解析を行い、さらに従来からの経験を生かして万全の措置を講ずる。

③ 町との連携強化

災害発生時における停電情報や復旧状況等について、町と関西電力は緊密な情報連携体制の確立を図る。また、関西電力は停電作業に支障を及ぼさない範囲において、町に情報を提供し、町においても必要な情報の提供及び住民との調整等に関し協力するものとする。

2) 公衆電気通信施設災害予防計画（西日本電信電話株式会社）

西日本電信電話株式会社は、電気通信事業の公共性に鑑み、国の防災基本計画に協力し、災害時においても可能な限り電気通信サービスを維持し、重要通信をそ通させるよう、次の各項の防災対策の推進と、防災体制の確立を図る。

① 電気通信設備等に対する防災計画

(1) 電気通信設備等の高信頼化

災害の発生を未然に防止するため、次のとおり電気通信設備と、その付帯設備（建物を含む。以下「電気通信設備等」という。）の防災設計を実施する。

ア) 豪雨、洪水、高潮または津波等のおそれがある地域にある電気通信設備等について、耐水構造化を行うこと。

イ) 暴風または豪雪のおそれのある地域にある電気通信設備等について、耐風または耐雪構造化を行うこと。

ウ) 地震または火災に備えて、主要な電気通信設備等について耐震及び耐火構造化を行うこと。

(2) 電気通信システムの高信頼化

災害が発生した場合においても、通信を確保するため、次の各項に基づき通信網の整備を行う。

ア) 主要な伝送路を多ルート構成若しくはループ構成とすること。

イ) 主要な中継交換機を分散設置すること。

ウ) 大都市において、とう道（共同溝を含む。）網を構築すること。

エ) 通信ケーブルの地中化を推進すること。

オ) 主要な電気通信設備について、必要な予備電源を設置すること。

カ) 重要加入者については、当該加入者との協議により加入者系伝送路の信頼性を確保するため、2ルート化を推進すること。

(3) 電気通信処理システムに関するデータベース等の防災化

電気通信設備の施設記録等重要書類並びに通信処理システム及び通信システム等のファイル類について、災害時における滅失若しくは損壊を防止するため、保管場所の分散、耐火構造容器への保管等の措置を講ずる。

② 伝送路の整備計画

局地的地震災害による回線の被害を分散するため、次のように実施し、または計画する。

ア) 主要都市間に多ルート伝送路を整備する。

イ) 主要区間の伝送路について、無線によるルート化を実施する。

③ 回線の非常措置計画

地震災害が発生した場合において、迅速かつ的確に通信サービスを確保するために、あらかじめ次の措置計画を定めて万全を期す。

ア) 回線の切替措置方法

イ) 可搬形無線機、工事用車両無線機等及び移動電源車の運用方法

④ 孤立化防止対策計画

地震災害の発生で、県下の遠隔地市町村との通信途絶による孤立化を防止するため、衛星携帯電話等の整備充実を図る。

ア) 衛星携帯電話の整備

イ) 移動無線網の整備

- ・小型無線電話機の整備充実
- ・可搬形無線機の整備充実

⑤ 電気通信設備及び回線の応急復旧措置

電気通信設備に災害等が発生した場合、当該設備及び回線の復旧に関し応急の措置を行う。

前項の場合において、重要通信の確保に留意し、災害の状況、電気通信設備の被害状況に応じ、つぎの復旧順位を参考とし、適切な措置をもって復旧に努めるとともに、応急復旧に必要な社内連絡用打合回線、各種コントロール回線を他の回線に優先して作成する。回線の復旧順位等の決定については次による。

■ 表 2-4. 重要通信を確保する機関

重要通信を確保する機関（各社の契約約款に別の定めがある場合はその定めによる）	
第1順位	気象機関、水防機関、消防機関、災害救助機関、警察機関、防衛機関、輸送の確保に直接関係のある機関、通信の確保に直接関係のある機関、電力の供給の確保に直接関係のある機関
第2順位	ガス・水道の供給の確保に直接関係のある機関、選挙管理機関、預貯金業務を行う金融機関、新聞社、通信社、放送事業者、及び第1順位以外の国または地方公共団体
第3順位	第1順位、第2順位に該当しないもの

3) プロパンガス防災計画（プロパンガス販売会社等）

ガスの使用者に対して、緊急時にはガス栓を閉めること、ガス施設及び消費機器の取扱い、注意事項等に関して、平素から周知に努める。

また、町は、プロパンガス製造業者と、常日頃から連携強化を図るものとする。

(8) 交通施設対策

1) 計画方針

電車等の交通施設を災害から防護し、輸送の確保を図る。

2) 鉄道施設災害予防計画（西日本旅客鉄道株式会社）

本町には、西日本旅客鉄道株式会社の紀勢本線（きのくに線）が走っているため、西日本旅客鉄道株式会社に対して、鉄道施設の災害防止について、路線諸設備の実態を把握し、併せて周囲の諸条件を調査して、災害異常時においても常に健全な状態を保持できるように諸設備の整備を要請する。

また、災害が発生した場合には、状況連絡を密接に取り合い、協力して被災列車の救援救護を最優先に行うとともに、輸送業務を早急に復旧できるようにする。

- ① 諸施設の改善整備
保安装置、軌道、電線路施設等の改善増強を図る。
- ② 車両の改善整備
車両機器、車両保安装置の改善、整備を行う。
- ③ 保守の強化
保守機械化の促進とともに、各種検査設備を充実する。
- ④ その他
業務指導体制の強化や、異常時訓練の実施等を行う。

(9) 危険物施設対策

1) 計画方針

危険物等の貯蔵施設については、地震等による火災及び危険物の大量流出から町民の生命、身体及び財産を保護するため、これらの施設に立入検査を実施し、これらに従事する者に当該物件の取扱指導や訓練等を実施することによって災害の予防を図る。

2) 危険物保安計画

- ① 法令に基づく立入検査を実施し、災害予防の指導に当たるとともに、危険物保安監督者及び危険物取扱者等による自主的災害予防体制の確立を図る。
- ② 各事業所に対し、随時査察を実施し、危険物の貯蔵所、取扱所等の位置、構造設備の適正と貯蔵、取扱いの保持に努め、災害の未然防止に努める。
- ③ 各事業主及び危険物取扱者による研修会等を行い、火災予防思想の普及と危険物の貯蔵、取扱い技術の習熟を図る。
- ④ 各事業所には、必ず危険物取扱者の有資格者を配置して取扱わせるよう、有資格者の養成に努める。
- ⑤ 予防規程を定めなければならない製造所等については、規程に基づき有効に自主防火管理体制の確立を図るよう指導する。

(10) 公共施設対策

本町では、これまでに小・中学校の建物耐震化、庁舎の高台移転を終えているが、いくつかの公共施設は耐震化が未整備となっており、大規模地震での倒壊の危険性も危惧されている。

今後、耐震化未対応の建物については、緊急度・重要度の高いものから順次、耐震化を図る予定である。

また、耐震化を完了した建物においては、施設内のロッカーや本棚といった設備の転倒防止対策や、照明器具等の落下防止対策等の予防対策を行うことが必要である。

また災害時における長期的な停電に対応できるよう、防災行政無線等の通信施設や、水道関連の施設については、発電機等の非常用電源を設置、もしくは確保しておくことが必要である。

このため、各施設の現状を正確に把握し、予想される災害に対する予防対策計画の策定を進め、必要な整備を図るものとする。

(11) 文化財災害予防対策

1) 計画方針

本町には、歴史的に価値の高い文化財が数多く残されており、これら文化財を保存し、後世に伝えるためには万全の配慮が必要であり、現況を正確に把握し、予想される災害に対して予防対策を計画し、施設の整備を図るとともに、文化財保護思想の啓発、普及及び指導の強化を推進する。

文化財の所有者または管理者は、良好な状況のもとに、文化財の維持管理にあたるものとし、勧告、助言、指導については、県指定のものは県教育委員会もしくはその指示を受けた町教育委員会が行う。

2) 防災事業計画

町教育委員会、消防機関及び文化財の所有者または管理者は、下記について、具体的な防災事業計画を立て、災害防止対策を実施する。

① 文化財の維持管理

文化財の所有者及び管理者が、良好な状況のもとに文化財の維持管理を行うよう、教育委員会が勧告・助言、指導等を行う。

② 施設等の整備

文化財の所有者及び管理者が、消火器・防火水槽・避雷針等、防災対策上必要な設備整備に努めるよう指導する。

③ 文化財保護思想の普及

文化財保護のため、文化財防火デー、文化財保護月間等の機会を通じて、住民に対する文化財保護思想の普及を行う。

④ 文化財被災状況の報告

文化財の所有者または管理者は、災害により文化財が被災した場合は、その被災状況を直ちに町教育委員会に報告する。

町教育委員会は、管内の文化財の被災状況を取りまとめて、県教育委員会に報告する。

(12) 農林水産関係災害対策

1) 農林関係災害対策

風水害による農産物、農林業施設等の被害の軽減を図るため、関係機関を通じて防災営農技術、気象情報等の末端への迅速な伝達・浸透に努める。

2) 水産関係災害対策

各種災害による漁場、水産施設等の被害の軽減を図るため、事故発生時における伝達方法を予め明確にしておく。

- ① 油流出による漁場、水産施設災害の発生に際しての事故発生等の伝達方法
- ② 赤潮時による漁場、水産施設への災害の発生に際しての事故発生等の伝達方法
- ③ 風水害等による漁船及び養殖筏等の損害流出事故発生等の伝達方法

(13) 下水道施設災害対策

農業集落排水処理施設の整備を図り、下水道施設の耐震化を検討する。

- ① 災害復旧資機材の充実を図るとともに、衛生面上による消毒作業の実施体制の整備を図る。
- ② 下水道等施設の施工に当たっては、自家発電装置や設備の二元化など、災害に強い下水道等の整備を図る。
- ③ 下水道施設の点検、復旧要員の確保を図るため、近隣市町による応援体制の整備、活用を図る。

(14) 被災建物応急危険度判定・住家被害認定・被災宅地危険度判定対策

県が行う被災建物応急危険度判定・住家被害認定・被災宅地危険度判定講習会への職員の受講を促進し、各資格を持つ職員の確保に努める。

また、県との協議のうえ、各判定用資機材の備蓄に努める。

(15) コンピューターの安全対策

自ら保有する重要な情報システムについて耐震補強、機器の落下転倒防止、データの安全な場所での保管等、所要の安全対策の実施に努めるとともに行政データのバックアップシステム（クラウド化）の強化を図る。

(16) 停電対策

災害発生に伴う、長期的な停電に備え非常用電源等の確保・整備を行う。

- ① 蓄電池式避難誘導灯の整備
- ② 防災行政無線の中継・再送信局における非常用電源の確保（太陽光発電設備等）
- ③ 水道施設における発電機等の設置もしくは確保
- ④ 自主防災組織における発電機・非常用ライト等の資機材の充実

(17) 防災カメラの整備

印南町では沿岸部（印南・切目地域）を中心に津波や河川氾濫に対応した防災カメラの整備を行ってきたが、（P2-42 参照）山間部（稲原・切目川・真妻地域）においては未整備である。このため、山間部を対象として、河川氾濫や土砂災害に対応した防災カメラの整備・運用に努める。

2.2 台風・大雨による浸水の予防

担当機関：関係各課、紀南河川国道事務所、和歌山県

1. 目的

印南町では、河川の氾濫によって繰り返し水害を受けてきた。最近では、昭和 63 年、平成 3 年、平成 18 年及び平成 23 年に水害を受け、その氾濫区域が詳細に把握されている。一方、昭和 28 年の水害は、印南町の記録の中では顕著なもので、堤防の決壊、橋梁の流出があいつぎ、家屋の流出、床上・床下浸水など多数の被害を出した。

河川の氾濫による浸水の危険地域は、切目川及び印南川沿いの低地に広く分布し、特に切目川下流の古井地先から河口付近一帯と印南川下流の大洲及び権現地先付近で浸水の危険性が大きい。

また、内水被害の発生するおそれがある印南地域等において排水ポンプによる排水活動を行っているが、これらの適切な運用に努める。

以上のような状況を踏まえ、台風・大雨による浸水の予防対策を図るものとする。

2. 対策

対策の種類	ランク	担当課
(1) 水害防止対策の推進	I	総務課、建設課
(2) 河川の防災対策	I	日高振興局河港課、建設課
(3) 道路及び橋梁の防災対策	I	紀南河川国道事務所、日高振興局、建設課
(4) ため池の防災対策	I	日高振興局農地課、建設課
(5) 監視警戒体制の整備	I	日高振興局、総務課、建設課
(6) 排水ポンプの運用・整備	II	総務課、建設課

注) ランク I (人命損失防止の対策)

(1) 水害防止対策の推進

洪水に対する事前の備えと洪水時の迅速かつ的確な情報伝達・避難により、水災の軽減を図るため、水位情報（避難判断水位等）の公表、浸水想定区域図の指定・公表、避難体制の整備を行う。

1) 水位情報の公表

県は、水位観測所を設置した印南川、切目川において、その水位の公表を行う。

2) 浸水想定区域の指定・公表

県は、水位周知河川である印南川、切目川が氾濫した場合に浸水が予想される区域を浸水想定区域に指定し、その区域及び浸水した場合に想定される水深を公表する。

※浸水想定区域は資料編「資料-7～9 印南川、切目川の浸水想定区域」を参照

3) 浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難の確保

① 町は、浸水想定区域の指定を受け、本計画において、当該浸水区域ごとに、次に掲げる事項について定めるものとする。

ア) 洪水情報、避難情報等の伝達方法

イ) 避難場所その他洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項

ウ) 浸水想定区域内に主として高齢者、障害者、乳幼児その他特に防災上の配慮を要する者が利用する施設で当該施設の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められる者がある場合、これらの施設の名称及び所在地

■ 表 2-5. 特に防災上の配慮を要する者が利用する施設（要配慮者利用施設）の範囲

要配慮者利用施設	幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、高等専門学校、専修学校（高等課程を置くものに限る）、児童福祉施設、老人福祉関係施設、介護保険施設、障害児支援施設、障害福祉サービス事業所、身体障害者社会参加支援施設、福祉ホーム、精神障害者退院支援施設、地域活動支援センター、医療提供施設、障害児通所支援事業所、救護施設、更正施設及び医療保護施設、特別支援学校、その他要配慮者に関連する施設等
----------	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

② 町は、上記ウ) に該当する施設（いわゆる要配慮者利用施設）に対し、降雨や河川水位の状況等から洪水情報等の水害関連情報の提供が必要と判断された場合、速やかに当該情報を提供する。

該当する施設の名称、所在地は資料編「資料-58 防災上の配慮を要する者が利用する施設」を参照。

③ 洪水ハザードマップ、ため池ハザードマップの作成等による危険箇所の住民への周知

浸水被害が想定される区域及び避難時の危険箇所等の状況を整理し、関係地域の住民に周知する。

※浸水危険地区は「表 1-19. 各地区の災害要因と避難の必要性」を参照

※洪水ハザードマップは資料編「資料-10 印南町洪水ハザードマップ」を参照

※ため池の決壊による浸水想定区域は資料編「資料-52 町内ため池位置図」を参照

4) 水防訓練

水防管理団体の長は、定期的に県水防指導員の指導により水防訓練を実施するものとする。

5) 水防資機材の充実・整備

円滑な災害応急対策の実施のため、水防資機材の充実に努める。

(2) 河川の防災対策

河川及び用排水路の氾濫を防止するための改修事業が実施されているが、引き続き氾濫防止のための改修・維持・管理を行う。

なお、印南川や切目川の改修事業の積極的な推進を図るとともに、切目川ダムの適正な管理及び機能維持について、日高振興局に対し要望していく。

土地利用上の課題としては、浸水被害を受けやすい地区では、可能な限り住宅を建てないことが望ましいが、利用する場合は盛土により宅地の地盤面を高くする必要がある。

また、洪水氾濫の危険性を低下させるため、保水機能のある森林の保全や、出水期に雨水を一時的に水田に貯留する取り組み（水田貯留）、河積の拡大や流下を阻害する橋（桁下高の不足等）の改築等、総合治水対策の検討を進める。

（３）道路及び橋梁の防災対策

交通の安全と円滑を確保し、災害発生時の避難及び救助活動の迅速化を図るため、路線の拡幅改良を行うとともに、降雨、溢水による道路面の流水を早急に排除できるよう町内道路の側溝整備を図る。

また、既存の町道及び町道にかかる橋梁については、平成 8 年より職員による目視の点検を実施し、平成 23 年度より専門家による危険箇所(point)の点検調査を実施している。

補修工事が必要な箇所については、避難時に活用する道路等を優先的に必要な補修、改修等の災害予防措置を講じる。

（４）ため池の防災対策

1) ひび割れ・決壊防止工事の実施

危険が予想される重要水防ため池を水防計画に位置づけ、各種改良事業の推進を図るとともに、必要な防災対策を講じる。

2) 緊急防災用水利としての利用

ため池は利水目的として設置されたものであるが、最近の農地利用の変遷とかかわって管理面からやや危惧されるところもあり、今後は町土保全、緊急防災用水利としての認識を高め、その保全に努める。

3) ため池の適正管理についての啓発

ため池の堤体異常を早期発見するためにも、日頃の維持管理の重要性等について管理者をはじめ地域住民に広く啓発を行う。

また、平成 27 年には、ため池一斉点検とともに「ため池ハザードマップ」を作成し、意識啓発を実施している。

（５）監視警戒体制の整備

集中豪雨等で氾濫等の危険が予想される河川・用排水路・ため池に対して、監視体制の充実（防犯パトロール等）を図るとともに、気象予測システム等の活用によって、避難情報の発令、緊急情報の伝達体制の強化に努めるものとする。

（６）排水ポンプの運用・整備

印南町では、内水による道路・家屋の冠水に対応するため、「印南町排水ポンプ操作員設置要領」に基づき排水ポンプの運用を行っている。

・設置基準

農地または道路が冠水した場合、または冠水するおそれがある場合。

住居が浸水するおそれがある場合。

その他町長が排水作業の必要があると判断した場合。

上記の場合に、排水ポンプを印南・切目地域において設置・運用しているところであるが、より効果的かつ安全な運用のために、操作施設等の整備に努めるものとする。

2.3 高潮・波浪災害の予防

担当機関：総務課、建設課、和歌山県

1. 目的

印南町は湾内の地盤高が低く、過去に台風などによる波浪や高潮による被害が発生している。昭和 36 年の第 2 室戸台風に伴う高潮では、印南港の湾奥部や島田地区を中心に家屋の全壊や浸水被害が発生した。（台風が西寄りのコースを通過した時に高潮が発生しやすい）

平成 30 年に紀伊水道を北上した台風 21 号（9 月 4 日 徳島県南部へ上陸）に伴い、印南町の最寄りの潮位観測所である祓戸漁港（御坊市塩屋）の観測所において、過去最大級の 316 cm の最高潮位を記録した。

この際に、印南町の浜区において印南川河口付近の道路が冠水し、元村区においては越波による家屋の一部損壊が発生した。また水路への海水の逆流により比較的少量の雨にもかかわらず、内水発生のおそれがあるため排水ポンプの設置を行った。

高潮による浸水危険区域は、印南漁港周辺及び切目川河口付近で、防波堤や消波工の設置によって安全性を高めているが、残存する災害の発生が予想される注意すべき区域について、災害予防に必要な対策を適宜実施するものとする。

2. 対策

対策の種類	ランク	担当課
(1) 高潮危険予想区域の周知	I	総務課、建設課
(2) 高潮に対する警戒避難体制・手段の整備	I	総務課、建設課
(3) 漁港、護岸、防潮堤等の整備	I	日高振興局、建設課
(4) 保安林の整備	I	日高振興局林務課、産業課

注) ランク I（人命損失防止の対策）

(1) 高潮危険予想区域の周知

関係住民等に対し、高潮危険予想区域を各種手段・機会を活用して周知する。

※高潮危険予想地区は「表 1-19. 各地区の災害要因と避難の必要性」を参照

(2) 高潮に対する警戒避難体制・手段の整備

「2.6 津波災害の予防」の「(2)津波に対する警戒避難体制・手段の整備」を準用する。

(3) 漁港、護岸、防潮堤等の整備

海上交通ルートによる避難、救助、輸送等を行うために、国、県と連携を図りながら漁港、護岸、防潮堤等の整備を促進する。

(4) 保安林の整備

高潮ならびに波浪・潮害・飛砂を防止するため、防潮林や飛砂防備林等の造成と維持及び後背地の保全を図る。

2.4 土砂災害の予防

担当機関：総務課、建設課、和歌山県

1. 目的

土砂災害としては、急傾斜地の崩壊、土石流、地すべりがあげられる。

印南町では、段丘崖などの急傾斜地（崖）の崩壊の危険性に加え、印南町北東部の山腹に崩壊地が多く見られる。また、印南町の山地地域では、ある程度植生が復旧しているが、かつて崩壊したとみられる崩壊跡地が分布する。

土石流については、山腹崩壊や溪岸侵食によって溪床内に堆積した不安定土砂の流出によって形成された沖積錐が溪流出口に数多く認められ、地形分類上、土石流の発生する危険性を示唆している。

地すべりについては、地すべり地形の分布は少ないが、規模の大きい崩壊の記録や地すべり危険箇所がある。

以上のような状況を踏まえ、土砂災害の予防対策を図るものとする。

2. 対策

対策の種類	ランク	担当課
(1) 土砂災害危険箇所の周知	I	総務課、建設課
(2) 予防措置の指導	I	日高振興局、建設課
(3) 崩壊防止工事の実施	I	日高振興局、建設課
(4) 監視警戒体制の整備	I	日高振興局、建設課
(5) 情報伝達体制の整備	I	総務課、建設課
(6) 警戒避難体制の整備	I	総務課、建設課
(7) 集落の孤立化等防止対策	I	総務課、建設課

注) ランク I (人命損失防止の対策)

(1) 土砂災害危険箇所の周知

1) 現状

① 急傾斜地崩壊危険箇所

切目川、印南川下流、王子川の河川沿いの急斜面に多い。このうち、指定地である急傾斜地崩壊危険区域は 32 箇所あり、市街地周辺では、段丘崖の急斜面が指定されている。

② 土石流危険渓流

人家5戸以上（もしくは公共施設1以上）の土石流危険渓流Ⅰは、主に切目川・印南川の中・上流域にある。人家1～4戸の土石流危険渓流Ⅱと人家0戸（開発可能な平坦地あり）の準ずる渓流Ⅲを含めた危険渓流は密に分布し、ほとんどの集落に分布する。

③ 地すべり危険箇所

印南町北部を横断する方向の日高川層の砂岩・泥岩層の分布する地域に点在する。指定地の地すべり防止区域はない。

④ 砂防指定地

山間・中山間地域の渓流で12箇所が指定されている。

⑤ 山地災害危険箇所

山地災害危険箇所（山腹崩壊危険地区：310地区、崩壊土砂流出危険地区：219地区）は、山間・中山間地域の集落周辺を中心に分布する。

※土砂災害の発生のおそれのある地区は「表 1-19. 各地区の災害要因と避難の必要性」（p. 1-35）を参照

※土砂災害危険箇所は資料編「資料-20 土砂災害危険箇所一覧表」、「資-36 土砂災害危険箇所分布図」を参照

※山地災害危険箇所は資料編「資料-37 山地災害危険箇所一覧表（山腹崩壊危険地区）」、「資-44 山地災害危険箇所一覧表（崩壊土砂流出危険地区）」を参照

2) 土砂災害危険箇所及び土砂災害警戒区域等の周知

土砂災害危険箇所及び土砂災害警戒区域等の土砂災害のおそれのある区域について、周辺住民や防災上の配慮を要する者が利用する施設に対して、当該地域が土砂災害のおそれのある区域であることを周知する。

周知の方法は、土砂災害に関する情報の伝達方法や避難場所、円滑な警戒避難を確保する上で必要な事項等を記載した印刷物の配布、町のホームページ、広報による情報提供、住民説明会や防災訓練、防災教育等を通じて周知する。

※土砂災害警戒区域等は資料編「資-13～19 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域位置図」を参照

(2) 予防措置の指導

土砂災害のおそれのある区域の土地所有者、管理者または占有者に対する維持管理の徹底及び危険を及ぼすような施設の管理者に対する保安措置の行政指導を行う。

(3) 崩壊防止工事の実施

土砂災害の危険を避けるため、がけ崩れの危険のある斜面下に立地している集落については、対策工事や建物の堅牢化によって今後安全性を高めていく。

また、県営事業として実施されている砂防事業、地すべり対策事業、急傾斜崩壊対策事業について、今後も積極的に要望を行うとともに、防災拠点、避難場所、避難路の保全及び確保に努める。

(4) 監視警戒体制の整備

災害危険箇所及び通報箇所において防災パトロールを行い、降雨状況等を観察するとともに、地域住民に注意を呼び掛け、関係機関との連携を密にし、警戒・避難体制の整備に努める。

また、防災拠点、避難所及び避難路等の安全確保と県から提供される警戒避難に資する情報（雨量、SYNFOS-3D降水予測、土砂災害警戒避難判定図等）をもとに避難基準の目安を設定し警戒・避難体制の整備に努め災害の危険性を排除する。

なお、災害の危険性を覚知し、または災害が発生した場合には災害に関する予警報の発表・伝達及び警戒・避難対策並びに救助活動を実施し、応急対策に万全を期すものとする。

(5) 情報伝達体制の整備

災害事例、気象情報等土砂災害に関する情報の収集に努め、避難が円滑、安全かつ自主的に行えるよう基準雨量の公表に努めるとともに、適切な避難場所、避難路、方法について選定し、周知を図る。

(6) 警戒避難体制の整備

町は、県等からの雨量情報や土砂災害警戒情報の発表等を踏まえて、土砂災害発生に注意すべき区域の警戒避難体制等の整備充実を図るとともに、関係住民に対し土砂災害警戒区域等の周知徹底を行う。

また、重大な土砂災害（河道閉塞等の土砂災害など）の急迫した危険が認められる場合に、国土交通省または県から発表される土砂災害が想定される土地の区域及び時期に関する情報（土砂災害緊急情報）の通知を受けた場合、町は「避難勧告等の判断・伝達マニュアル」に基づき避難指示を発令し関係住民を避難させる。

1) 土砂災害警戒区域等における計画策定

町は、県から「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」（平成12年法律第57号）及び国土交通省が定める「土砂災害防止対策基本指針」に基づく基礎調査により土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域の指定を受けたときは、警戒区域ごとに次の事項について計画を定める。

- ① 土砂災害に関する情報の収集及び伝達
- ② 予報または警報の発表及び伝達
- ③ 避難、救助その他当該警戒区域における土砂災害を防止するために必要な警戒避難体制に関する事項

さらに、警戒区域内に主として高齢者等の要配慮者が利用する施設がある場合には、当該施設の利用者の円滑な警戒避難が行われるよう、土砂災害に関する情報等の伝達方

法を定めるとともに、円滑な警戒避難を確保するうえで必要な事項を記載した印刷物（土砂災害ハザードマップ等）の配布などにより関係住民に周知する。

2) 土砂災害による被害軽減対策

町は、土砂災害に関する情報の伝達方法、土砂災害のおそれがある場合の避難場所に関する事項、その他警戒区域における円滑な警戒避難が行われるために必要な事項について、次の方法で町民に周知するよう努めるとともに、要配慮者への支援体制を整備する。

① 平常時の防災意識高揚を促す方法

- ア) 土砂災害情報を記載した平面図の作成・公表
- イ) 土砂災害に対して警戒を要する区域であることの明示
- ウ) 過去の土砂災害に関する情報の提供
- エ) 土砂災害ハザードマップの作成・配布
- オ) 簡易雨量計や警報装置等の整備
- カ) 住民説明会、防災訓練、防災教育等の実施

② 緊急時の警戒・避難を促す方法

- ア) 雨量情報等の気象情報の提供
- イ) 避難準備情報、避難勧告・指示等の伝達
- ウ) 土砂災害警戒情報等の提供

③ 要配慮者への支援

- ア) 要配慮者利用施設、在宅の要配慮者に対する情報の伝達体制の整備
- イ) 要配慮者情報の共有化

3) 防災パトロール及び点検の実施

町は、土砂災害危険箇所等における災害の防止及び軽減を図るため、関係機関の協力を得て、毎年、梅雨期、台風期の前及び豪雨が予想されるときに防災パトロールを実施し、危険箇所等の点検を行う。

4) 土砂災害に係る避難訓練

土砂災害に係る避難訓練については、毎年1回以上実施することを基本とする。

避難訓練の内容については、土砂災害ハザードマップ等を活用するとともに、土石流が流れてくると予想される区域や危険な急傾斜地から離れる方向に速やかに避難するなど、実践的な訓練となるよう工夫し、広く住民の参加が得られるよう努めるものとする。

(7) 集落の孤立化等防止対策

町は、土砂災害等により道路網が寸断され孤立するおそれがある地域では、災害時において最低限の安全度を確保できるように、防災施設の整備、情報伝達システムの二重

化などの通信の代替確保を図るとともに、関係機関と連携して避難・救護活動に利用可能な道路等の整備に努める。

1) 孤立化するおそれのある地区（集落）の把握

町は、風水害や地震によって、道路や通信手段が途絶し孤立化が予測される地区について事前の把握に努める。

2) 孤立化対策

- ① 地区の代表（区長、自主防災会会長、消防団員等）を災害時の連絡担当者としてあらかじめ決めておくなどして、災害の情報連絡体制を整備する。
- ② 孤立集落設置用の無線機や衛星携帯電話等の配備を検討する。
- ③ 水、食料等の生活物資、負傷者発生に備えた医薬品、救出用具、簡易トイレ等の備蓄を確保する。この際、自主防災会及び個々の世帯レベルでの備蓄を積極的に推進する。

3) 道路管理者

孤立化するおそれのある地区に通じる道路の防災工事（法面崩壊対策や橋梁の耐震化対策等）に計画的に取り組むものとする。

4) 土砂災害等防止事業

孤立化するおそれのある地区に隣接する土砂災害危険箇所等の対策工事に計画的に取り組むものとする。

2.5 地盤振動災害・地盤の液状化災害の予防

担当機関：総務課、建設課、関係各課

1. 目的

平成7年1月の阪神・淡路大震災では、地盤振動によって、木造住家をはじめ多くの建築物が破損・倒壊し、多数の死傷者が発生した。また、膨大な救出・救助需要が発生するとともに、住家を失った人々の救援活動に多大な人的・物的支援が必要となった。

さらに、地盤の液状化によって、埋立地を中心に広範囲にわたって地盤の液状化現象が発生し、栈橋の損壊、落橋等によって港湾機能等に著しい低下がみられ、海からの救援活動に支障をきたした。

このように、地盤振動災害及び地盤の液状化災害は、地震防災対策を考える場合の大きな課題である。そのため、地盤振動災害及び地盤の液状化災害による被害を最小限にするための体制・手段を整備する。

2. 対策

対策の種類	ランク	担当課
(1) 住家の地盤振動災害・地盤の液状化災害の防止	I	総務課、建設課
(2) 防災基幹施設の防災対策	I	関係各課

注) ランク I (人命損失防止の対策)

(1) 住家の地盤振動災害・地盤の液状化災害の防止

1) 住民への周知徹底

住民に対し、地盤振動危険予想区域及び地盤振動被害を防止する対策等について広報誌等によって周知し、自主的な対策を促す。

※ 地盤振動災害・地盤の液状化災害危険地区は「表 1-19. 各地区の災害要因と避難の必要性」を参照のこと

2) 住宅に対する助成制度

地震時の被害が大きくなると予測される平成 12 年 5 月以前に着工された木造住宅について所有者等が耐震診断を希望する場合、町が無料で耐震診断を実施し、その結果、所有者等が倒壊の危険性が高いと判定された建物を改修する場合、補強に要する費用の一部について助成している。

■ 表 2 - 6 . 助成内容の事業実績

(単位：棟)

区 分	平成 16～ 18 年度	平成 19～ 21 年度	平成 22～ 24 年度	平成 25～ 27 年度	平成 28～ 29 年度	計
耐震診断	62	14	6	10	8	100
耐震改修	0	4	1	4	1	10

なお、耐震補強に対して助成する要件として、補強後の耐震性能が一応安全とされるレベルで補強すること（一般型補強）を求めていたが、改修に多額の費用を要する古い木造住宅が多いことなどから、「避難さえできればよい」というニーズを踏まえ、基礎補強等に多額の費用を要するが多い昭和 45 年以前の木造住宅を対象に、小規模補強（避難重視型補強）を平成 18 年 7 月に補助対象に加えている。

また、平成 26 年度からは、非木造住宅の耐震診断・改修及び木・非木造住宅の現地建替が補助対象となっている。

(2) 防災基幹施設の防災対策

1) 町関係既存防災基幹施設の耐震診断と耐震補強

避難所、消防分署、無線施設、水利施設等の耐震診断を計画的に実施し、必要な補強を実施する。

耐震診断は、建物の堅牢性だけでなく、機能面や収容物が耐震性を有しているかも含めて診断する。

- ア) 非常電源の耐震性の確保
- イ) ロッカーの固定状況
- ウ) その他重要施設の固定状況（無線関係、パソコン等）

2) 建設予定の町関係施設の耐震性等の配慮

町関係施設を新築、改築する際、地盤振動危険予想区域を十分に考慮し、適切な耐震性を確保する。

3) 液状化対策

① 液状化現象の発生そのものを防止する工法

地盤の性質を変えることや、地盤の応力・変形条件を変えることによって、液状化現象の発生そのものを防止でき、これにより液状化現象の発生による建築物等の被害を未然に防止できる。

② 液状化現象の発生を前提とした構造上の対策

液状化現象が発生しても、建築物等が杭基礎で支えられていることや、建築物等がその外力に耐える十分な耐力を有していると、液状化現象の発生が建築物等に及ぼす有害な影響が著しく軽減され、あるいは防除される。

小規模建築物に関する工法としては、ジオテキスタイルを用いて地盤を補強し、不等沈下を防止する工法がある。

※ジオテキスタイル：土木工事で使用。不織布、織物製品等の水の動きを阻害しない人工素材で、土の安定・強化のための副資材として使用される。

■ 参考：地盤振動災害・地盤の液状化災害の被害態様

平成7年度に実施した印南町防災アセスメント調査では、地盤振動（地震動）危険度、地盤の液状化危険度が把握された。これらの危険度の高い地域では、地震時に以下の理由から被害が生じやすい。

1) 地盤振動危険度の高い地域

- ① 軟弱な地盤は、他の地形より強く揺れるため被害が大きくなる。
- ② 軟弱な地盤は、地震時に大きく変位しやすく、従って地盤内に埋設された線状構造物の被害が大きくなる。さらに、変位の少ない良い地盤との境界で相対変位が大きくなり、被害が集中する。
- ③ 地盤の沈下によって被害が生ずる。

2) 地盤の液状化危険度の高い地域

地下水位の高い砂質地盤では、地盤の液状化現象を生じやすい。地盤の液状化現象とは、平常時には安定していた地盤が、地震のとき液体のようにゆるんで動くことであり、流動化現象とも呼ばれる。

そして、水、砂、泥を高く吹き上げる噴砂、噴泥によって地盤の盛り上がりや陥没が生じる。その結果、次のような被害を生じることになる。

- ① 地中のガス管、上下水管、地下タンクなどの軽量構造物の浮上
- ② 深い基礎のない建物、橋台などの重量構造物の沈下、傾斜
- ③ 堤防沈下
- ④ 盛土の基礎地盤の液状化に伴って盛土に発生するすべりによる水平方向変位及び施設の被害
- ⑤ 護岸、擁壁の押し出し
- ⑥ 沈下地盤と堅牢構造物の境界付近での配管類等の被害
- ⑦ その他支持低下による種々の被害

2.6 津波災害の予防

担当機関：総務課、建設課、国、日高振興局

1. 目的

沿岸部をかかえる印南町では、過去に津波による被害を数度にわたって受けており、沿岸部住民、海水浴客、釣り人、漁業関係者、港湾工事関係者等を津波被害から守る必要がある。

津波対策の基本的な考え方は、最大クラスの津波に対しては、減災や多重防御に重点を置き人命を最優先とした対策を講じる。

海岸保全施設等のハード対策に過度に依存するのではなく、住民の「自助」、住民組織等の「共助」、行政による「公助」の各主体における津波避難を軸としたソフト対策を講じた上で、海岸保全施設や防波堤などのハード対策を組み合わせ、ソフト・ハードを織り交ぜた総合的な津波対策を推進するものとする。

2. 対策

対策の種類	ランク	担当課
(1) 津波危険に関する啓発	I	総務課、教育課
(2) 津波に対する警戒避難体制・手段の整備	I	総務課、建設課
(3) 漁港、護岸、防潮堤等の整備	I	国、日高振興局、建設課

注) ランク I (人命損失防止の対策)

(1) 津波危険に関する啓発

1) 全町民が、津波危険に対する正しい知識と高い意識を有するために、以下の項目について繰り返し啓発を行う。

- ア) 津波危険予想区域の周知
- イ) 津波危険への対処方法
- ウ) 「津波避難3原則」の浸透
 - ・想定にとらわれない
 - ・最善を尽くせ
 - ・率先避難者になれ

2) 啓発は、以下に例示する各種手段・機会を利用して実施する。

- ア) 学校、こども園での職員、生徒・児童・園児、保護者を対象とした啓発
- イ) 漁業関係者を対象とした啓発
- ウ) 津波危険地域に立地する施設管理者を対象とした説明会

- エ) 津波危険地域の各町内会、自治会単位での説明会
- オ) 町の広報誌やホームページ
- カ) 防災訓練

(2) 津波に対する警戒避難体制・手段の整備

1) 危険予想区域

印南港から印南川河口付近一帯、切目川河口付近一帯及び光川地区の富の川河口付近に分布する。

平成 25 年和歌山県が公表した津波浸水想定図に基づき避難場所、避難路を選定し、これを示す津波ハザードマップの整備を行い危険予想区域を周知する。

南海地震に伴う津波の浸水実績をみると、印南川及び切目川とも河川に沿って遡上し氾濫したようである。特に、印南川では河口から 1 km 以上遡上しており、漁船等を巻き込みながら、橋梁部、屈曲部などから進入したと考えられる。聞き取りによると、湾奥部では段丘崖の際まで津波が押し寄せたとされている。

※ 津波災害危険地区は、「図 1-9. 南海トラフの巨大地震津波浸水想定図」、「図 1-10. 東海・東南海・南海 3 連動地震津波浸水想定図」、「表 1-19. 各地区の災害要因と避難の必要性」を参照

2) 危険予想区域住民に対する情報伝達体制の整備

本町では、各地区に防災行政無線子局（屋外同報無線）が整備されており、津波に関する予警報が発表されたときには、全国瞬時警報システム（Jアラート）によって、自動的に住民に情報が伝達されることになっている。

※ 伝達の流れについては、「第 4 章 災害応急対策計画 第 2 節 2.5 地震・津波情報等の伝達」を参照

3) 監視警戒体制の整備

津波災害に対し、予警報等の把握、海岸地域及び河口付近のパトロール等を迅速的確に行うため、監視警戒体制を整える。

なお、発災時に職員や消防団員等が海岸へ直接津波を見に行かなくても情報を収集することができるよう、防災カメラ、無人航空機（ドローン）等監視機器の整備、拡充に努め、現場状況を早期に把握できる監視体制を構築しておく。

4) 避難ルート、避難用資機材の整備

避難距離の長い避難ルートの見直しや、避難ルートの整備及び避難場所案内板の設置を行う。

津波浸水被害が想定される地域に所在する学校等に対し、ライフジャケットやヘルメット、避難用リヤカー等の整備に努める。

5) 避難誘導體制の整備

津波に備えて平常時から地域防災計画等に基づき、自主防災組織、地域住民等と連携した防災訓練を実施するとともに高齢者、障害者などの要配慮者を適切に避難誘導するため、自主防災組織や地域住民等の協力を得ながら、避難誘導體制の構築に努める。

- ① 地震・津波発生時には、家屋の倒壊、道路の損傷、がけ崩れ、渋滞等が発生するおそれがあることから、避難は徒歩を原則とする。
- ② 避難する住民の安全確保はもちろんのこと、消防団員（水防団員）、警察官、町職員など防災対応や避難誘導にあたる者の危険を回避するため、津波到達時間内での防災対応や避難誘導に係る行動ルールを定める。避難誘導にあたる者は、この行動ルールに従い、安全が確保されることを前提として、避難誘導する。
- ③ 要配慮者を適切に避難誘導し、安否確認を行うため、自治会、自主防災組織など地域住民組織の協力を得ながら、平常時より、要配慮者に関する情報の把握及び関係者との共有に努めるとともに、上記の行動ルールを踏まえつつ、これらの者に係る避難誘導體制の整備を図る。

(3) 漁港、護岸、防潮堤等の整備

海上交通ルートによる避難、救助、輸送等を行うために、国、県と連携を図りながら漁港、護岸、防潮堤等の耐震化等の整備を進めていくものとする。

※「津波の到達時間と避難記録（記録のある3大地震）」は、資料編（資-57）参照

2.7 火災の予防

担当機関：日高広域消防事務組合消防本部、消防団、和歌山森林管理署、県、産業課、関係各課

2.7.1. 一般火災

1. 目的

火災の発生を未然に防止し、また一旦火災が発生した場合被害の軽減を図るため、日高広域消防事務組合消防本部と連携し、火災予防及び消防体制の整備充実を図る。

2. 対策

対策の種類	ランク	担当課
(1) 消防体制の確立	I	日高広域消防事務組合消防本部、消防団、関係各課
(2) 予防啓発の強化	I	日高広域消防事務組合消防本部、消防団、関係各課
(3) 予防査察体制の充実強化	I	日高広域消防事務組合消防本部、消防団、関係各課
(4) 防火対象物に対する火災予防の徹底	I	日高広域消防事務組合消防本部、消防団、関係各課
(5) 相互応援協力	I	日高広域消防事務組合消防本部、消防団、関係各課

注) ランク I (人命損失防止の対策)

(1) 消防体制の確立

町及び日高広域消防事務組合消防本部は、広域協力体制の強化を推進するとともに、情勢に応じた消防団の組織強化、住民や事業所による自主的な防災組織の育成、指導に努める。

(2) 予防啓発の強化

町民に対する防火思想の普及及び火災予防の徹底については、以下の方法により行う。

- ① 秋・春2回の火災予防運動及び文化財防火デー、山火事予防運動等を通じ、火災予防思想の普及徹底を図る。
- ② 火災警報を発令した場合、広報車及び防災行政無線を通じて火災予防を周知徹底させる。

(3) 予防査察体制の充実強化

日高広域消防事務組合消防本部は、次により消防機関の予防査察体制の強化充実を図る。

- ① 毎年樹立する立入検査実施計画に基づき、予防査察を実施する。
- ② その他、必要に応じ特別査察を実施する。

(4) 防火対象物に対する火災予防の徹底

消防法第8条の規定により、防火管理者を選任しなければならない防火対象物及び同法第17条の規定により消防用設備等を設置することを義務づけられている防火対象物の関係者等に対し、日高広域消防事務組合消防本部の指導により以下の措置をとる。

- ① 学校、病院、事業所等多数の者が出入りし、勤務し、または居住する防火対象物について、防火管理の徹底を期するため立入検査を実施するとともに、通報、避難、消火等の訓練の実施及び消防計画の作成の指導を強化する。

- ② 消防法第8条に規定する防火対象物には必ず防火管理者を選任し、その有資格者を養成するため、防火管理者資格取得講習会を開催し、防火管理者の資質の向上を図るとともに、消防計画の作成、消防訓練の実施、自衛消防組織の充実、促進、消防用設備等の設備点検及び火気の使用について十分な指導を行う。

なお、人命及び財産に多大の損害をもたらすのみならず、大きな社会不安を醸成し、国民全体に深刻な影響を及ぼすほどの大惨事となる可能性の非常に高い旅館等特定防火対象物の安全対策については、上記の事項を徹底させる。

また、消防法第8条2の2に規定する防火対象物には、防火対象物定期点検報告制度を徹底し、さらに、宿泊客に対する予防知識の啓発、避難経路等の周知徹底について強力な指導を行うとともに、毎年予防査察を実施して出火防止に努め安全対策の万全を期するものとする。

- ③ 消防法第7条の規定による建築同意制度の効果的な運用を図り、また、消防法第17条の14の規定による工事整備対象設備等着工届出書、火災予防条例に定める防火対象物使用開始の届出の際の指導を的確に行い、建築面からの火災予防の強化を図る。

(5) 相互応援協力

広域的な消防体制を確立し、火災の予防・鎮圧に万全を期すため、県内の市町村及び一部事務組合相互間において以下の協定を締結している。

- 和歌山県下消防広域相互応援協定

2.7.2. 地震火災

1. 目的

地震による二次災害としての火災の発生は、同時多発の危険性が予想され、木造家屋密集地域では大火災に至る危険性もある。そのため、このような火災の発生を防止するとともに、万一火災が発生した場合でも延焼拡大を防止するための体制・手段を整備する。

また、地震時の火災に対する対策を確立することは、震災対策全般の中でも大きな比重を占めているため、日高広域消防事務組合消防本部と連携し、火災予防及び消防体制の整備充実を図るとともに、地震時の出火防止・初期消火を基本とした火災の予防対策について、綿密な計画を定めておく。

2. 対策

対策の種類	ランク	担当課
(1) 延焼危険地域の把握	I	日高広域消防事務組合消防本部、消防団、関係各課
(2) 出火の防止	I	日高広域消防事務組合消防本部、消防団、関係各課
(3) 初期消火体制の強化	I	日高広域消防事務組合消防本部、消防団、関係各課
(4) 火災の拡大防止	I	日高広域消防事務組合消防本部、消防団、関係各課

注) ランク I (人命損失防止の対策)

(1) 延焼危険地域の把握

木造家屋密集地域、消防車両の進入困難な地域、耐震性消防水利の不足などの理由から、地震火災が延焼拡大するおそれの高い地域を把握する。

(2) 出火の防止

1) 火気使用設備・器具の安全化及び周囲の可燃物の整理

地震時における燃焼機器の安全化、使用取扱いの適正化を図るとともに、火気使用場所の環境整備について指導の徹底を図る。

また、耐震自動消火装置付ストーブの普及、電気・ガスストーブの周囲にある可燃物除去の励行等に努める。

2) 石油等危険物施設の安全化

地域内の危険物施設等の把握、危険物等の安全取扱いと適正管理についての事業所関係者に対する教育及び指導、防災資機材の整備の促進、立入検査の実施などによる出火及び流出防止対策を実施する。

3) 化学薬品、火薬類の安全化

化学薬品、火薬類の取扱施設の把握、学校、病院、事業所等の関係団体に対する保管時の転倒防止措置及び適正配置の励行、保管施設の耐震不燃化を促進する。

4) 電力施設の安全化

電力等の指定事業所と連絡を密にし、施設の安全性を確保する。

また、変電設備、自家用発電設備、蓄電池設備等電気設備に対する点検、整備及び耐震不燃化対策を励行する。

5) プロパンガス設備の安全化

プロパンガスを取扱う家庭及び事業所からの出火を防止するため、容器の転倒防止、ガスの漏洩防止等の安全化について指導促進を図る。

6) 査察時における出火危険排除の徹底

町内の防火対象物に対し、査察計画に基づく査察を実施し、地震時における出火の危険排除を図る。

7) 町民の火気取扱いにかかる意識の向上

各家庭における出火防止措置の徹底を図るため、町民一人ひとりの出火防止に対する知識及び地震に対する備えなど、講習会、広報等を利用した防災教育を行い、自主防災意識の高揚を図る。

8) 消防団員の町民指導能力向上のための教育指導

消防団員に対し火災予防に関する知識及び町民に対する指導能力向上を教育指導し、地域住民の出火防止に対する行動力の向上を図る。

9) 発火後初期段階の緊急広報

出火防止にかかる緊急点検を実施させるため、火元の安全点検やガス栓の閉栓等適切な対処を行うよう、防災行政無線による一斉放送や広報車による出火防止の広報等を行う。

10) 感震ブレーカーの整備促進

地震発生時に通電火災を未然に防ぐための感震ブレーカーを周知する。

(3) 初期消火体制の強化

地震に伴う火災では、自主防災組織及び事業所の自衛消防組織による初期消火活動が重要であり、以下のとおりとする。

1) 消防用設備等の適正化及び耐震化

消防用設備等の適正な設置指導を行うとともに、防火対象物に設置された消防用設備等が地震時に有効に機能するよう、設備の耐震化及び維持管理の徹底を図る。

2) 町民の防災行動力の向上

町民の防災意識・行動力等を調査分析して、初期消火等の防災行動力を把握するとともに、町民一人ひとりの防災行動力を高め、町内会自治会等を単位として自主防災組織の訓練指導を行い、組織的に災害に立ち向かう防災行動力の向上を図る。

3) 事業所の自主防災体制の強化

- ① 日高広域消防事務組合消防本部は、地震時における事業所の自主防災体制を確立するため、全ての事業所に防災計画を樹立させるとともに、各種訓練、指導を通して防災行動力の向上を促進する。

また、事業所相互間の協力体制を高めるとともに、保有する資機材を活用し、地域との共同体制づくりを推進する。

- ② 防火管理者選任義務対象の事業所はもとより、選任義務のない小規模事業所においても、職場の組織を機能的に活用して、出火防止に対する職場内の体制の確立を図る。

4) 家庭での初期消火対策

町民啓発を通じて、各家庭への住宅用火災警報器の普及促進とともに、消火器、消火バケツ等の備えを促進する。

5) 消防団活動強化のための訓練指導

地域防災活動の中核である消防団員の行動力を高め、町民に対する初期消火に関する指導能力の向上を図るための訓練指導を推進する。

(4) 火災の拡大防止

大地震による同時多発火災や大規模火災の際には、町民及び事業所等の協力によって出火防止と初期消火の徹底を図っても、各種の制約が発生し、通常消防活動を実施することが困難となり、相当数の延焼火災の発生が予想される。

万全な延焼防止のためには、人命の安全確保を重点とした消防力の整備強化とともに、事前の予防対策が重要である。

1) 消防活動体制の整備強化

消防機動力、装備資機材及び通信資機材の充実を図るとともに、隣接地域の市町村圏との連携を深め、消防力の整備・増強を図る。

また、地震規模、地域別、風速別等火災の被害予測に対応した諸計画の見直しを行い、消防活動基準を整備して職員を訓練し、地震時の活動要領の習熟を図る。

2) 情報通信体制の整備強化

震災に対する事前の各種情報データの分析、整備を行い、地震時における迅速、的確な災害情報の収集及び指揮命令の伝達機能を確保するため、日高広域消防事務組合消防本部と消防団との情報通信体制の整備を含めた総合的な強化を図る。

3) 既存消防水利の充実強化と震災用消防水利の確保

既存消防水利の機能維持を図るほか、大規模地震時においては、消火栓は水道施設の破壊等により断水または大幅な機能低下を被るおそれがあることから、耐震性貯水槽の整備やプール、河川水・海水等の自然水利の活用を図るなど、火災の危険の高い地域を重点的に考慮し、計画的な消防水利の整備を行う。

4) 消防団体制の強化

消防団の活動体制を充実・強化し、地震時の同時多発火災に対応できる消防団独自の活動能力を向上させ、消防隊と連携した活動力の強化を図る。また、平常時は地域住民に対し初期消火、応急救護等の技術的な訓練指導を行うなど、地域防災の中核として重要な役割を担っている。

そのため、消防団用可搬ポンプの整備及び活動資機材を充実し、地震時に対応できる消防団体制の充実を図る。

- ① 地震時における消防団の消防活動を充実・強化するため、分団詰所、消防ポンプ車、可搬ポンプ、消火ホース、携帯無線機、受令機等の整備・増強を図る。
- ② 地域の防災指導者として適切な指導を行うために、必要な教育訓練用資機材を整備し、その強化を図る。

5) 消防団員の安全確保対策

退避ルールの確立と津波災害時の消防団活動の明確化を図るとともに、以下の内容を含む、津波災害時の消防団活動・安全管理マニュアルの作成に努める。

- ① 退避のルールを確立し、住民への事前説明により理解を得ること。
- ② 指揮者の下、複数人で活動すること。
- ③ 津波到達予想時間を基に、出勤及び退避に要する時間を踏まえ、活動可能時間を設定すること。
- ④ 活動可能時間の経過前でも、危険を察知した場合は、直ちに退避命令を出すこと。
- ⑤ 水門閉鎖活動時などは、ライフジャケットを着用すること。
- ⑥ 和歌山県沿岸部に津波警報（大津波、津波）が発表され、水門、樋門等の操作に係る十分な時間が確保できない場合は、水門等の操作はせず速やかに退避すること。

6) 消防活動路等の確保

地震時には、道路周辺の建物や塀、電柱等工作物の倒壊、さらには道路の陥没などによって消防車両等が通行不能となることが予想されることから消防活動路を確保するための対策を推進する。

- ① 消防力の整備とあわせ、道路啓開用特殊資機材の整備を検討する。
- ② 消防活動に必要な幹線的道路の拡幅、U字溝等の暗きょ化、架空線の地中化、道路隅切りの整備などを関係機関とともに検討し、消防活動路等の確保に努める。

7) 火災危険区域の解消

木造建物の密集、道路狭隘等による火災危険区域は町街地大火になる危険性が高いと考えられる。

そのため、「第2章 災害予防計画 第2節 災害に強いまちづくり 2.1 町の防災構造化」の計画と併せて、火災危険区域を計画的に解消する。

8) 地域ぐるみの防災対策

事業所の自衛消防組織と町内会自治会の自主防災組織が相互に協力連携し、両組織の装備等を有効に活用した総合的な火災の拡大防止を図るよう指導する。

2.7.3. 林野火災

1. 目的

印南町の森林面積は、総面積の約7割を占めている。したがって、林野火災の発生を未然に防止し、また、火災が発生した場合における被害の拡大防止を図るため、火災予防及び消防体制の整備充実を図る。

2. 対策

対策の種類	ランク	担当課
(1) 森林保全巡視員の設置	I	日高振興局林務課、産業課
(2) 啓発運動の推進	I	和歌山森林管理署、日高振興局林務課、日高広域消防事務組合消防本部、消防団、産業課
(3) 消防対策	I	和歌山森林管理署、日高振興局林務課、町、日高広域消防事務組合消防本部

注) ランク I (人命損失防止の対策)

(1) 森林保全巡視員の設置

日高振興局林務課と協議し、森林保全巡視員の設置を検討する。

森林保全巡視員は、保全林の巡視を行うとともに、山火事等の林野被害の多発するおそれのある林野等を「山火事予防地域」と定め、林野火災発生の危険度の高い時期には特に重点的に巡視する。

(2) 啓発運動の推進

1) 一般啓発

自治会、自主防災組織、学校等に啓発宣伝を依頼するほか、各種機会を通じて、映画、スライド、ポスター等によって啓発宣伝を図る。

また、住民に対しては、広報誌を利用して啓発を図っていく。

2) 予防広報

林野火災の原因の多くは、入山者のたばこの不始末や作業関係者のたき火の不始末である。したがって、立看板による注意の呼びかけをするとともに、入山者の多い山を中心に日高広域消防事務組合消防本部、消防団、和歌山森林管理署、県、町が連携してパトロールを実施する。

また、作業関係者に対しては、自主管理の徹底を図っていく。

(3) 消防対策

1) 消防計画の樹立

日高広域消防事務組合消防本部は、印南町、和歌山森林管理署、森林組合、消防団、隣接市町村等と消防計画に必要な事項について協議し、次の事項について計画する林野火災消防計画の検討を図るものとする。

(1) 消防方針	(6) 火災防御訓練
(2) 特別警戒区域	(7) 出動計画
(3) 特別警戒時期	(8) 資機材整備計画
(4) 特別警戒実施計画	(9) 防御鎮圧要領
(5) 消防分担区域	

2) 協力体制の確立

林野火災の予防、警戒、鎮圧活動は、森林関係行政機関、森林所有者、入林入山者、その他地域住民の協力によることが大きいので、これらの関係機関と定期的に連絡協議会を開催するなど協力体制の確立に努めるものとする。

3) 教育訓練の実施

消防職団員に対して、年1回以上の防災訓練または図上訓練を実施する。

4) ヘリポートの整備

林野火災においては、延焼方向、速度、範囲の迅速な把握及び空中消火のためにヘリコプターが必要である。

したがって、空中消火剤の補給基地としてヘリポートの整備を検討していく。

5) 林道の整備

林道及びハイキングコースは、有効な防火帯として幅員を拡張し、消防車の進入可能な林道には適当な場所にUターン広場を設ける。

6) 防火水槽の整備

山ぎわの水利は高所のため水道水圧が低く、消火栓では十分な水量が得られないため、防火水槽の整備を進めていく。

7) 林野火災用資機材の整備

和歌山県森林整備課に、林野火災用資機材の整備を要請する。

8) 植栽による防災林の造成

住宅地に面する一帯に、耐火性の強い樹種を幅広に植栽していく。

耐火性の強い樹種は、サンゴジュ、シイ類、ヤマモモ、サザンカ、ツバキ、イチョウアベマキ、アオキ、ナナカマド、ヤツデ等がある。

2.8 地震防災対策アクションプログラム

担当機関：総務課、関係各課

1. 目的

東海・東南海・南海地震や南海トラフ巨大地震等の地震災害や、風水害、土砂災害などの災害に備え、これらによる被害を最小限にすることを目的として、印南町地域防災計画を基本に、今後、町として取り組む施策を体系化した行動計画として策定する。

なお、詳細については「印南町地震防災対策アクションプログラム」に別途定める。

2. 対策

対策の種類	ランク	担当課
(1) 地震防災対策アクションプログラムの策定	I	総務課、関係各課
(2) アクションの進行管理	I	総務課、関係各課

(注) ランク I (人命損失防止の対策)

(1) 地震防災対策アクションプログラムの策定

和歌山県の地震防災対策アクションプログラムを推進するため、印南町地震防災対策アクションプログラムを策定し、計画的かつ効率的、効果的な地震防災対策に取り組むものとする。

(2) アクションの進行管理

印南町地震防災対策アクションプログラム（平成 29 年度～平成 34 年度）において設定された個別アクションの進行管理を行う。

毎年、達成状況の確認を行い完了したアクションと未完了のアクションを整理し、アクションの見直しと未完了アクションの確実な実施を促進する。

2.9 地震・津波防災施設の整備

担当機関：総務課、関係各課

1. 目的

和歌山県の南方海域には南海トラフが位置し、これまでも南海地震をはじめ多くの地震被害を受けてきた。南海地震の再来周期は100～150年程度であり、前回の昭和21年の発生からすでに半世紀以上を経過しているため、計画的な地震防災施設の整備が重要となっている。

防災基盤の強化策として、災害発生時でも各種の社会施設が致命的な損壊を被ることなく、必要最小限の機能が果たせるよう防災基盤諸施設を計画的に整備する。

また、南海トラフ地震防災対策推進地域及び津波避難対策特別強化地域の指定を受け、防災拠点や避難路・避難場所の整備、建築物の耐震・不燃化の促進等大規模災害への対策をさらに推進し、災害に強い地域空間の形成を目指すものとする。

2. 対策

対策の種類	ランク	担当課
(1) 防災施設の整備	I	総務課、関係各課
(2) 津波避難先、津波防護施設等の整備	I	総務課、関係各課
(3) 避難施設の整備	I	総務課、関係各課
(4) 避難路の整備	I	総務課、建設課

(注) ランク I (人命損失防止の対策)

県の策定する「地震防災緊急事業五箇年計画」に基づき、防災施設の整備を図る。

(1) 防災施設の整備

地震災害に対する、地域住民の安全の向上を資する総合的な地域防災拠点施設の整備を行う。

(2) 津波避難先、津波防護施設等の整備

1) 津波避難先及び避難路、津波避難ビル等の整備

津波避難先（指定避難所、津波一時避難場所）及び、津波浸水想定区域の外側へ短時間かつ安全に避難できるよう地域の状況を考慮しながら避難路、避難階段等の整備に努める。

また、避難に時間的余裕がない場合の緊急避難先として、津波避難ビルの指定・整備を図る。

2) 海岸保全施設及び河川堤防の整備

海岸堤防・防潮水門等海岸保全施設、防波堤等港湾施設・漁港施設、河川堤防等河川管理施設の整備及び、既存の海岸保全施設の点検、耐震性診断、改修・補強を必要に応じて国、県に要望する。

河川堤防については、河川を津波が遡上し、被害の発生が想定されることから、海岸保全施設の整備とあわせて堤防の嵩上げ及び、構造強化等を必要に応じて県に要望し、津波遡上による河川の氾濫や溢水等による浸水被害の軽減に努める。

3) 安全な津波監視のための対策

情報収集・伝達にあたり、発災時に職員や消防団員等が海岸へ直接津波を見に行かなくても情報を収集することができるよう、防災カメラ、無人航空機（ドローン）等監視機器の整備、拡充に努め、現場状況を早期に把握できる監視体制を構築しておく。

(3) 避難施設の整備

地震や津波に対応した避難施設の安全性の確認を行い、避難施設指定の見直しを行う。

また、必要に応じて耐震診断や耐震改修を行い、大規模地震の発生時においても安全な避難施設の確保を図る。

津波避難の困難が想定される地域においては、緊急的な避難施設の整備を行う。

(4) 避難路の整備

避難路は、避難施設に通じる道路であるため、災害時に安全に避難が実施できるよう、避難路整備計画に基づき避難路の整備を行う。

また、背後に高台を持つ地区や既存の道路盛土が津波からの避難に有効な場合、避難路・避難階段の整備を検討する。

1) 道路の整備

避難路のうち、既存住宅地が密集している地区を通行する路線や地域の骨格となる路線を優先整備路線として選定する。

選定した避難路に対し、道路整備事業の実施や沿道の不燃化促進事業を計画的に推進していく。

2) 特定避難路の指定

津波浸水想定を踏まえ、津波からの円滑な避難に対し支障とならないよう避難路沿いの建築物等に制限をかける必要がある場合、特定避難路の指定の提案を知事に行う。

また、地震により倒壊した建築物等が津波からの円滑な避難の際に避難路の通行を妨げることを防止するため、「津波からの円滑な避難に係る避難路沿いの建築物等の制限に関する条例」（県条例平成24年第45号）を活用するなど、必要に応じ避難路沿いの建築物等の耐震化を図る。

なお、ここでいう避難路とは、印南町津波ハザードマップに記載されている避難経路とし、資料編のとおりである。

3) 避難上重要な道路及び沿道の安全化

町は、避難路となる主要道路を災害から防護するため、主要道路の安全化を図る。

通行可能ルートを確保するため、道路の拡幅、行き止まりの解消、電線の地中化、沿道の建築物の耐震・不燃化等を促進する。

4) 誘導表示板等の整備

誘導表示板等の整備について、設置箇所等を地域と調整の上、検討する。

誘導表示板等の設置については、地域と協働して整備に取り組むことを検討する。

5) 学校における防災機能の向上

津波浸水想定区域内における児童・生徒等の安全確保のため、校舎から高台等へ通じる避難路、避難階段等の整備について検討する。

2.10 ICTを活用した防災力の向上

担当機関：総務課、関係各課

1. 目的

災害発生時においては、いかに被害を最小限にとどめ、迅速な応急対応、活動体制を構築出来るかが重要である。

そのために、いち早く被害状況を含む災害情報の収集及び収集した情報を迅速に共有し、地域住民への的確な情報伝達と応急対応に係る迅速な意志決定を可能とし、人命の安全確保を図るため、ICTを活用した防災力の向上を図る。

2. 対策

対策の種類	ランク	担当課
(1) 災害情報等の収集	I	総務課、関係各課
(2) 情報発信、広報体制の充実	I	総務課、関係各課
(3) 情報通信環境の整備・充実	I	総務課、関係各課
(4) 避難所管理運営体制の充実	I	総務課、関係各課

注) ランク I (人命損失防止の対策)

「印南町防災・減災ICT活用計画(仮称)」を定め、これに基づき、整備及び運用を図る。

(1) 災害情報等の収集

災害時における被災状況等を迅速かつ正確に情報収集し、関係機関への情報提供、災害対策本部での迅速な意志決定を図ることが出来るよう、次の防災ICT機器の活用及び整備充実を図る。

1) 無人航空機(ドローン)の整備・活用

ドローンを活用した上空からの被災状況調査等を行うために、アクセスが困難な被災箇所や二次災害の危険が高い被災箇所、職員の安全を確保しつつ、迅速に映像による被災状況をリアルタイムで伝達する。

また、拡声器を搭載したドローンによる広報や住民の安否確認手段等、更なる機器の整備を図る。

2) 映像伝送システム(テレキャスター等)

災害現場における被災状況等を、迅速かつ正確にリアルタイムの映像情報として、災害対策本部に伝達し、初動・応急対応等に係る的確な意志決定を行う。

3) 防災カメラの整備・活用

現在、防災カメラの設置箇所については、沿岸部地域(印南地区、切目地区)のみ

の設置であり、山間部地域においても新たに設置を図り、土砂災害や河川氾濫等が生じるおそれがある際、いち早く状況を察知することで被害の軽減を図る。

■ 防災カメラの設置箇所

設置箇所	映像伝送地区	設置者
印南地区（宇杉地内）	地方地区、浜地区、宇杉地区、津井地区	読売テレビ
印南地区（本郷地内）	本郷地区、浜地区	町
切目小学校（屋上）	上道地区、元村地区、島田地区	町
役場旧庁舎（屋上）	印南川下流域	町
切目社会教育センター（屋上）	切目川下流域	町
切目地区（上道地内）	切目川下流域（切目大橋付近）	県

4) 地理情報システムの整備・活用

避難の勧告等の判断材料の状況分析資料や、時々刻々と変化する被害状況、応急対応状況の情報集約・可視化・管理を目的として、地理情報システムの整備・運用を図る。

(2) 情報発信、広報体制の充実

災害による被害を最小限にとどめるため、災害に関する重要な情報を確実かつ迅速に住民に伝達することが重要であり、情報伝達手段を最大限に活用し、住民に対し多重的に情報発信する。

1) 緊急速報メール（エリアメール）

国民保護情報や避難準備情報等の発令、特別警報の発表または発表されるおそれがある場合等、生命に関わる緊急性の高い情報を一斉に緊急配信を行う。

2) 町ホームページ、SNS

緊急的な防災情報については、従来から防災行政無線により広く住民に伝達してきたところであるが、防災行政無線のみでは全住民に対して伝達が出来ない可能性がある。その中で、正確性と情報量の豊富さや情報提供範囲の広さの観点から、町ホームページやSNSを多重的に活用し、防災情報等に係る住民への伝達の徹底を図る。

(3) 情報通信環境の整備・充実

大規模災害発生時では携帯電話の不通や情報の入手が困難であるといった、過去の大災害の課題から、災害発生時の指定避難所における状況把握や避難者等が各種防災情報等を入手する手段の一つとして、各避難所となる公共施設への公衆無線LAN環境の整備を検討する。

(4) 避難所管理運営体制の充実

避難所の状況等について、離れた場所においても避難者及び避難所の状況等を映像を通じて災害対策本部に伝達し、正確な情報を共有し避難所運営に必要な対応及び措置を取ることができるよう、避難所となる公共施設への防災会議カメラ設置を検討する。

2.1.1 広域支援防災拠点の整備

担当機関：総務課、企画政策課、建設課、関係各課

1. 目的

大規模災害発生時において、広域的で甚大な災害が発生した際には、圏域全体として災害対策活動を行う必要があり、地域的な災害対策活動とともに、これを支援する救援物資の中継・分配、災害医療支援、応急・復旧資機材等の広域輸送、トラック・ヘリコプター等の輸送手段の確保、広域支援部隊の投入等の広域的な災害対策活動を行うことが必要となる。そのため、地域防災拠点及び広域支援防災拠点等による災害対策活動の体制の構築を図る。

2. 対策

対策の種類	ランク	担当課
(1) 広域的ネットワーク支援	I	総務課、関係各課
(2) 広域支援防災拠点の整備	I	総務課、関係各課

(注) ランク I (人命損失防止の対策)

(1) 広域的ネットワーク支援

大規模及び広域的な大規模災害発生時においては、町域を越えて被災地域全体に関わる広域的な災害対策活動が必要であり、「人、物、情報」の広域的な流れを把握し、圏域全体での広域ネットワークによる連携した応急・復旧活動の展開を図る。

(2) 広域支援防災拠点の整備

本町が和歌山県下の中央部に位置し、また「いのちの道」となる高速道路が利用できる広域的ネットワークの中心地であることから、印南町防災まちづくり構想に基づき、印南サービスエリアを中紀災害対応型サービスエリアとして位置づけ、印南サービスエリア周辺に防災広場を整備するとともに、次の機能を備えた施設整備を行う。

1) 広域支援部隊の一時集結・ベースキャンプ

全国から集結する広域支援部隊（自衛隊、警察、消防等）の一時集結、宿泊、連絡等を行うことができるベースキャンプ機能を確保する。

2) 救援物資の集積・中継輸送等

大規模災害等が発生した場合においては、被災地域外から被災地域内への救援物資（水、食料、医薬品、応急資機材等）の集積、中継輸送等を行うことが出来るスペースや車両等の滞留スペースを確保する。

3) 物資等の備蓄

被災地域外からの救援物資が輸送されるまでの間であっても救援を実施し、かつ初動段階においても迅速に活動を可能とするため、水、食料、医薬品、応急復旧用資機材等を備蓄する。

4) ヘリコプター発着

災害における道路交通の寸断や負傷者の緊急輸送、上空からの情報収集、物資等輸送活動等において、ヘリコプターにより迅速な対応・活動を可能とするためのヘリポートを整備する。

5) 情報・通信手段の確保

大規模災害発生時において、ケーブルの切断や停電等により通信が途絶するおそれがあり、町災害対策本部や関係機関等と被害状況や救助要請、支援物資要請等に係る情報収集及び共有を図ることが必要であり、地域衛星通信ネットワークや衛星携帯電話等の整備により通信手段の確保を図る。

■ 広域支援防災拠点に備えるべき機能

備えるべき機能		主な機能の内容
人	広域支援部隊の一時集結・ベースキャンプ	○支援部隊（警察、消防、自衛隊等）の集結・宿泊機能 ○支援部隊等の関係機関間における調整・情報共有機能
物	救援物資の集積・中継輸送等	○支援物資の搬入、荷さばき機能 ○支援物資の各被災地への分配機能 ○支援物資の一時保管機能
	物資等の備蓄	○飲食料品、生活用品等の備蓄機能 ○救援、避難者支援等に必要な資材・設備の備蓄機能
	ヘリコプター発着	○負傷者搬送や物資輸送等に係るドクターヘリ、消防・自衛隊ヘリ等の発着機能
情報	情報・通信手段の確保	○現地及び現場情報等の収集・伝達機能 ○町（県）災害対策本部との連絡、調整機能

第3節 効果的な応急対策のための事前措置

3.1 防災体制の整備

担当機関：全課

1. 目的

災害の発生もしくは発生するおそれがある場合には、印南町災害対策本部を設置することになる。また、災害対策本部を設置するに至らない災害にあつては、災害対策本部に準じた体制を整え、事態の処理にあたることになる。

従って、発災段階あるいは警戒段階において、これらのことを円滑に推進するため、平常時から防災に係る組織体制の整備、充実を図る。

2. 対策

対策の種類	ランク	担当課
(1) 職員の役割の明確化	I	全課
(2) 登庁までの協議体制の整備	I	総務課
(3) 災害対策本部室等の整備	I	総務課
(4) 避難勧告等の判断・伝達マニュアルの運用・修正	I	総務課

注) ランク I (人命損失防止の対策)

(1) 職員の役割の明確化

大規模な災害では、災害対策活動はまさしく総力戦の様相を呈する。そのような状況のもとでは、各職員が自分の役割を自覚し、自主的かつ的確に対応することが重要になる。そのため、以下の事項について職員に周知徹底する。

- ① 災害対策本部の設置基準及び非常配備基準の職員への周知
- ② 初動期の活動一覧表及び災害対策本部の事務分掌に基づき、個々の職員の役割の明確化と自覚を促す。
- ③ 活動要領の周知

上記の①～③の事項については、職員研修や防災訓練等の機会に周知徹底する。

(2) 登庁までの協議体制の整備

勤務時間外に災害が発生した場合に備えて、本部長等の幹部職員の登庁を待つことなく、以下の項目について協議し、必要な意思決定を行える体制づくりに努める。

- ① 災害対策本部の設置の決定
- ② 避難の勧告・指示の決定
- ③ 各班等に対する応急対策の要請
- ④ 広域応援要請
- ⑤ 自衛隊災害派遣要請
- ⑥ 災害救助法適用申請
- ⑦ その他重要事項の決定

ア) 本部の非常配備体制の切り替え及び廃止

イ) 重要な災害情報、被害状況の分析とそれに伴う対策活動の基本方針

ウ) 災害対策に要する経費

エ) その他

(3) 災害対策本部室等の整備

災害対策本部室等の整備として、以下の項目について検討を進めるものとする。

1) 災害対策本部の代替施設の整備

大規模災害により、役場庁舎内に災害対策本部の設置が不可能となった場合に備え、災害対策本部機能を代替する施設を検討しておく。

2) 災害対策本部室、事務局の配備

災害対策活動の中核である災害対策本部室、事務局の確保・配備方法、余裕回線の確保、電話のジャック部分やインターネット（無線または有線）回線の配備などについて検討しておく。

3) 自家発電機の整備・管理

災害対策本部施設（役場庁舎、代替施設）における自家発電機（耐震性）の整備・管理を行う。

4) 防災基幹施設の通信、電力等の優先復旧体制の整備

N T T、関西電力等と災害対策本部等の防災基幹施設における通信、電力の優先復旧方針を確立する。

また、発災時におけるこれらの機関からの連絡員の派遣方法について協議する。

5) 応急対策用地図の作成・整備

避難所、危険地域、消防団詰所、重要道路、給水拠点などを記載した、応急対策用地図を作成・整備する。

6) 職員に対する自宅の耐震補強、家具の固定の督促

標記対策の推進により、災害による自宅の損壊や本人・家族の負傷などに伴う参集率の低下を防止する。

(4) 避難勧告等の判断・伝達マニュアルの運用・修正

平成 23 年 9 月の紀伊半島大水害や平成 26 年 8 月の広島土砂災害など避難勧告等の発令の遅れや情報伝達、危険箇所の認識不足など多数の課題を残した。

これら課題に対応するため和歌山県の避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成のモデル基準を参考としながら、印南町の「避難勧告等の判断・伝達マニュアル」を整備し警戒体制を強化しているところである。

町職員は、本マニュアルを習熟し被害が発生する前の段階に避難勧告等を発令できるよう、気象情報等を分析した予測ベースの発令に努める。

また、実際の災害現象や避難行動を踏まえ、発令基準を検証し必要に応じマニュアルを修正していくものとする。

3.2 動員体制の整備

担当機関：総務課

1. 目的

災害の発生が予想されまたは発生した場合、災害応急対策の迅速かつ的確な実施に必要な人員の動員配備体制を整備する。

2. 対策

対策の種類	ランク	担当課
(1) 配備編成計画の作成	I	全課
(2) 動員配備に対する認識の向上	I	総務課

注) ランク I (人命損失防止の対策)

(1) 配備編成計画の作成

災害の発生が予想される場合または発生した場合、円滑な動員配備が行えるよう職員の居住地、災害の種類・規模を勘案し、実戦的な動員配備体制を整備しておくものとする。

(2) 動員配備に対する認識の向上

毎年、防災研修、防災訓練等を開催することにより、職員に対し非常登庁に対する基準の再認識及び心構え等を認識させるものとする。

○ 配備に対する職員の心構え (職員の非常登庁)

ア) 職員は、あらかじめ定められた災害時における配備体制及び自己の任務を充分習熟しておかなければならない。

イ) 職員は、災害が発生するおそれがあるときは、ラジオ、テレビの聴視、所属の連絡責任者、総務課等への電話照会等の方法によるほか、自ら工夫してその災害の状況、配備命令等を知るように努めなければならない。

ウ) 職員は、災害が発生し、または災害が発生するおそれが強いときは、配備命令がない場合であっても、状況によっては所属長と連絡をとって、すすんでその指揮下に入るように努め、または自らの判断ですみやかに参集し、防災活動に従事するものとする。

エ) 万一、被災により道路交通の利用が不能で、あらゆる手段によっても定められた配備につくことが不可能な場合には、通信連絡により所属長または本部の指示を受けることとする。(これによる対応も不可能な時は、最寄りの官公庁の機関に参集し、その指示に従うこと)

※「第3章 第1節 活動体制の基本方針」を参照

3.3 災害情報等の収集報告体制の整備

担当機関：総務課、関係各課

1. 目的

災害応急対策において情報管理は最も重要な位置を占める。

そのため、迅速・確実な災害応急対策の実施に必要な情報の種類と管理体制・方法を整備しておく必要がある。

2. 対策

対策の種類	ランク	担当課
(1) 初動期の情報管理体制の整備	I	総務課
(2) 応急対策期の情報管理体制の整備	II	総務課、関係各課

注) ランク I (人命損失防止の対策)、ランク II (生活障害防止対策)

(1) 初動期の情報管理体制の整備

初動期には、人命の安全確保を目的として、主に以下の情報を収集し、各種の意思決定に反映させる必要がある。

○倒壊家屋件数

倒壊家屋の件数を収集する意味は、要救出現場（生き埋め者のいる可能性のある現場 ⇨ 倒壊家屋件数）が何箇所あるかということである。

○出火件数

○津波被害状況（人的被害状況、倒壊家屋状況）

○二次災害危険箇所（土砂災害危険等）

上記情報を効果的に収集管理するために、以下の体制を整備する。

1) 情報収集担当区体制の整備

- ① 各職員の居住区を考慮した「情報収集担当区」を定め、「情報収集担当区表」を作成する。

この場合、自転車あるいはバイクにより、20～30分程度で回りきれ程度の範囲とする。

- ② 情報収集担当者用の情報収集要領を整備する。

- ③ 情報収集担当者に対して、情報収集・連絡を効果的に行えるよう無線、バイク、自転車（ノーパンク仕様車が望ましい）等を確保する。

④ 無人航空機（ドローン）や防災カメラ（定点カメラによるリアルタイム映像）等監視機器の整備、拡充により現場状況が早期に把握できる体制を整備する。

2) 災害対策本部には、次の機能を付加した情報管理部局（情報班）を設ける。

- ① 情報収集担当者からの人命危険情報の集約、分析、管理
- ② 関係者間における情報の共有化促進
- ③ 住民等からの通報等への対応

(2) 応急対策期の情報管理体制の整備

1) 住家被害調査体制の整備

住家被害は、災害救助法の適用（申請）、り災証明の発行、税の減免、救援物資の配分、義援金の配分等、被災者に対する各種の救援活動を実施する上で最も基本となる情報である。

そのため、住家被害の迅速・正確な調査体制を整備するものとする。

2) 情報管理体制の整備

(1) の 2) に準ずる。

3.4 業務継続体制の整備

担当機関：全課

1. 目的

町は、大規模災害が発生した際には災害対応の主体として重要な役割を担うこととなるが、過去の大規模災害発生時において、首長の不在、庁舎等の電気・通信機器の使用不能により、災害対応に支障をきたした事例もある。

災害時には行政自らも被災し、人、物、情報等利用できる資源に制約が発生するが、そのような状況下においても、一定の業務を的確に行える体制を整備する。

2. 対策

対策の種類	ランク	担当課
(1) 業務継続計画の作成・継続的改善	I	全課
(2) 業務継続に関する認識の向上	I	全課

注) ランク I (人命損失防止の対策)

(1) 業務継続計画の作成・継続的改善

優先的に実施すべき業務(非常時優先業務)を特定するとともに、業務の執行体制や対応手順、継続に必要な資源の確保等をあらかじめ定める。

また、状況により優先すべき業務等に変化が生じた場合や、より実情に即した計画とするために継続的改善を行う。

(2) 業務継続に関する認識の向上

毎年、防災研修、防災訓練等を開催することにより、職員に対し非常時優先業務に対する基準の再認識及び心構え等を認識させるものとする。

※業務継続計画の重要6要素

業務継続計画の中心となり、その策定に当たって必ず定めるべき特に重要な要素として、以下の6要素がある。

- 1) 首長不在時の明確な代行順位及び職員の参集体制
- 2) 本庁舎が使用できなくなった場合の代替庁舎の特定
- 3) 電気、水、食糧等の確保
- 4) 災害時にもつながりやすい多様な通信手段の確保
- 5) 重要な行政データのバックアップ
- 6) 非常時優先業務の整理

3.5 災害通信体制の整備

担当機関：総務課、企画政策課、関係機関

1. 目的

災害時における各機関相互の通信連絡を迅速・的確に行うための体制を整備する。

2. 対策

対策の種類	ランク	担当課
(1) 通信手段の整備	I	総務課、企画政策課
(2) 通信体制の整備	I	総務課、企画政策課

注) ランク I (人命損失防止の対策)

(1) 通信手段の整備

災害時には有線通信施設は相当途絶されることが予想されるため、町及びその他防災関係機関は、計画的に防災無線のデジタル化を進め、通信網の確保を図る。

本町では、同報系無線についてはデジタル化が完了しており、今後、移動系無線、衛星携帯電話等の通信手段の整備をさらに進めていく。

1) 災害時優先電話の配備の推進

災害時に迅速かつ正確な情報の伝達を図るための手段として電話の果たす役割は非常に大きい。

このため、西日本電信電話株式会社 (NTT 西日本) の協力により、現在は災害時優先電話を2回線設置して緊急連絡体制の確立を図っており、今後さらに充実していく。

2) 特設公衆電話の配備推進

大規模災害等により避難所へ避難された方々に対し、安否発信等緊急の通信手段を確保するため、避難所への特設公衆電話回線の事前設置を推進する。

3) 防災行政無線の整備

防災行政無線は地域住民に対し、迅速かつ的確な災害情報を提供し、住民の生命・財産の安全を守るうえで、欠かすことのできない情報伝達手段である。

町は、これまでに防災用無線局 (固定系・移動系)、相互通信無線機の整備を進めているが、町全域への無線回線とする整備を図る。

また、長期間の停電に備えて非常用電源を整備する。

このほか、災害時の応急活動を円滑に実行するため、各防災関係機関を有機的に結ぶ県総合防災システムの取扱いについて習熟しておくものとし、これを有効に活用する。

(2) 通信体制の整備

- ① 無線等の通信施設は、防災担当課のみが操作できればよいということではなく、災害の規模や参集状況においては、だれでも操作できる必要があり、日常から時期を定めて通信施設の利用についての研修、訓練を行うことが必要である。
- ② 特に災害対策本部が設置されたときの広報・通信の担当部局は、複数の通信担当者を定めておき、日常からの操作の熟知を図り、災害発生時の体制を整備する。
- ③ 災害発生時における職員の情報伝達網について、複数の案を日常より計画し、防災訓練等において検証する。
- ④ アマチュア無線やインターネット、携帯メール等の活用についても、有効に情報の伝達ができる体制づくりを検討する。
- ⑤ 町及び防災関係機関は、連絡用の電話を指定し、窓口の統一を図るため「連絡用電話及び連絡責任者一覧表」を作成する。

3.6 災害広報体制の整備

担当機関：総務課、企画政策課

1. 目的

災害時における人心の安定と社会秩序の維持を図るためには、町民に対する迅速かつ正確な情報の提供が必要である。特に大規模災害時や津波発生時においては、速やかに正確な広報活動を実施することが被害の軽減に繋がる。

従って、発災時に町民に対して迅速かつ正確な情報の提供ができるよう、平常時から広報体制について整備する必要がある。

2. 対策

対策の種類	ランク	担当課
(1) 初動期広報体制の充実	I	総務課、企画政策課
(2) 報道機関との協力協定の締結	I	総務課、企画政策課
(3) 避難所における広報体制の整備	II	総務課、企画政策課
(4) 広報案文の充実	I	総務課、企画政策課
(5) 災害用伝言ダイヤル及び災害用伝言板サービス活用体制の整備	II	総務課、企画政策課

注) ランク I (人命損失防止の対策)、ランク II (生活障害防止対策)

(1) 初動期広報体制の充実

勤務時間外での災害発生に対しても、的確な広報活動を実施できるよう、初動期広報担当者を確保する。

また、これらの担当者の参集までの間についても、全国瞬時警報システム(Jアラート)の活用や消防団による広報等によって、広報体制を確保する。

※資料編(資-61)の「印南町災害対策本部初動期事務分掌(全体図)」を参照

(2) 報道機関との協力協定の締結

災害時における広報に関しては、報道機関の役割が重要となるため、日頃から報道機関と災害時の広報のあり方等について協議しておくとともに、協力協定の締結を図っておく。

また、災害発生時に報道機関に広報する場所を事前に設定し、広報をどの様に行うかについて防災訓練等を通じて検証を行う。

(3) 避難所における広報体制の整備

避難所における広報手段としては、掲示板での掲示、広報誌・ビラ等の配布のほか、インターネットのできるパソコンの設置などが考えられるが、平常時からどの手段をどう用いるかを検討しておく必要がある。

また、広報の内容は、災害発生から初動期、応急対策期へと移行していくに従って、必要とされる情報が変わっていくため、どの時期に何の情報を広報すればよいかを平常時から考慮しておく必要がある。さらに近年普及しているSNSを用いた広報体制の整備に取り組む必要がある。

(4) 広報案文の充実

災害時には極めて厳しい時間的制約のもとで、効果的な広報活動を行う必要がある。

一方、災害時に必要とされる広報内容は極めて多様なものとなることから、平常時から様々な状況を想定した広報案文を準備しておき、迅速・的確な広報活動に資するものとする。

(5) 災害用伝言ダイヤル及び災害用伝言板サービス活用体制の整備

一定規模の災害にともない被災地への通信が輻輳した場合においても、被災地内の家族・親戚・知人等の安否等を確認できる情報通信手段である西日本電信電話株式会社（NTT西日本）の「災害用伝言ダイヤル」や各電話会社の「災害用伝言板サービス」について、住民に対して認知を深め、災害時における利用方法などの定着を図る必要がある。

そのため、町は、平常時において西日本電信電話株式会社等の各電話会社と連携して、広報誌・ビラ、ホームページの活用など、さまざまな広報手段を活用し、普及促進のための広報を実施する。

また、災害時において西日本電信電話株式会社が「災害用伝言ダイヤル」の運用を開始した場合における広報体制及び各電話会社が「災害用伝言板サービス」の運用を開始した場合における広報体制について、町は西日本電信電話株式会社（NTT西日本）等の各電話会社と協議しておく。

○災害用伝言ダイヤル

災害時の安否確認等の通信を全国に分散させることにより円滑な伝達を確保し、災害時の輻輳を緩和するとともに、災害救援・復旧用の通信を確保することを目的に、日本電信電話株式会社がボイスメールやネットワーク制御技術をもとに開発し、平成10年3月31日より運用を開始したシステム。災害発生後、家庭のダイヤル式電話、公衆電話、携帯電話等から「171」通話により伝言登録を行う仕組みとなっており、被災地内外の家族・親戚・知人間や企業の職員への伝言通知などさまざまな用途がある。

○災害用伝言板サービス

日本国内で震度6弱以上の地震など大規模な災害が発生した場合に、メッセージの伝言板の役割を果たすシステムで、各電話会社（事業者、キャリア）が提供するもの。一種の電子掲示板で、災害時の安否確認等による電話網の輻輳状態に対処する。

3.7 災害救助法等の習熟

担当機関：住民福祉課

1. 目的

災害時の被災者に対する応急救助には、災害救助法が適用された場合の救助及びこれに準じ町長の責任において実施する救助がある。

大規模災害の場合は、通常、災害救助法が適用されるが、法令等の未習熟から、その運用に際し混乱を生じることが多い。

そのため、日頃から災害救助法等を習熟しておくとともに、マニュアルを整備しておくものとする。

2. 対策

対策の種類	ランク	担当課
(1) 災害救助法等の運用の習熟	I	住民福祉課
(2) 運用マニュアルの整備	I	住民福祉課

注) ランク I (人命損失防止の対策)

(1) 災害救助法等の運用の習熟

「災害救助の実務」(厚生労働省社会局施設課監修) や県の細則等の資料を十分に用意しておくとともに、日常から担当者を複数名決めておき、県の担当者との協議、情報交換を行い、異動等で担当者が替わった場合は、課内の研修及び自己の研修によって、その内容を充分習熟しておくものとする。

(2) 運用マニュアルの整備

印南町において災害救助法が適用された場合を設定し、災害救助法等の適用申請から適用を受けた後の運用方法について、分かりやすいマニュアルを作成する。

3.8 避難活動体制の整備

担当機関：総務課、住民福祉課、建設課、教育委員会、企画政策課、消防団

1. 目的

災害によって避難を余儀なくされた場合において、安全・的確に避難行動・活動を行うことができるよう、平常時から必要な体制を整備しておくものとする。

2. 対策

対策の種類	ランク	担当課
(1) 避難場所・避難路の選定	I	総務課、教育委員会
(2) 避難所の選定	I	総務課、教育委員会
(3) 避難所の整備、安全確保	I	総務課、教育委員会
(4) 住民への周知	I	総務課、企画政策課
(5) 避難誘導体制の整備	I	総務課、消防団
(6) 福祉避難所の指定及び整備	I	総務課、住民福祉課、教育委員会
(7) 応急仮設住宅の事前準備	I	建設課
(8) 南海トラフ地震に関連する情報（臨時）（定例）についての対応	I	総務課

注) ランク I (人命損失防止の対策)

(1) 避難場所・避難路の選定

町は、自主防災組織等地域の意見を参考として、避難場所・避難路の選定を行う。

1) 地震に伴う火災発生時の避難場所及び避難路の選定

① 広域避難場所

火災の延焼拡大によって生じる輻射熱や熱気流から町民の安全を確保できる場所を、広域避難場所として選定する。

ア) 原則として延焼火災に対し、有効な遮断ができる概ね 10ha 以上の空地とする。

ただし、10ha 未満の空地であっても、周辺地域に耐火建築物等が存在し、火災に対して有効な遮断が可能な場合は広域避難場所として選定する。

イ) 想定される避難者 1 人あたり概ね 1 m²以上の避難有効面積を確保できること。

ウ) 土地利用の状況やその他の事情を勘案して、地震災害時における避難上必要な機能を有すると認められるもの（上記のア）、イ）に該当するものを除く。）

② 一時避難場所

火災発生時に、町民が一時的に避難できる、概ね1 ha以上の場所を一時避難場所として選定する。

③ 避難路

地震火災が延焼拡大した場合、一時避難場所及び指定避難所から広域避難場所への避難が安全に行われるように、広域避難場所に通じる避難路を選定する。

2) その他の避難場所及び避難路の選定

浸水、土石流及びびがけ崩れ等に備え、それぞれの地域の実情及び災害特性に応じた安全な避難場所、避難路を選定する。

3) 避難場所、避難路の安全性の向上

町は、関係機関と協力し、一時避難場所、広域避難場所及び避難路を、要配慮者にも配慮して整備するとともに、消防水利の確保など総合的に安全性の向上を図る。

① 広域避難場所

ア) 避難場所標識の設置

イ) 非常電源付きの照明設備・放送施設の整備

② 避難路

ア) 沿道における耐震・耐火建築物の整備促進及び緑化の促進

イ) 落下・倒壊物対策の推進

ウ) 誘導標識、誘導灯（ソーラーLED避難誘導灯など）の設置

エ) 段差解消、誘導ブロックの設置等

オ) 避難路上の障害物の除去

4) 特定避難路の指定

津波浸水想定を踏まえ、津波からの円滑な避難に対し支障とならないよう避難路沿いの建築物等に制限をかける必要がある場合、特定避難路の指定の提案を知事に行う。

なお、ここでいう避難路とは、印南町津波ハザードマップに記載されている避難経路とし、資料編のとおりである。

5) 広域一時滞在に係る避難対策

① 町は、避難所を指定する際に併せて広域一時滞在の用にも供することについても定めるなど、他の市町村からの被災住民を受け入れることができる避難所をあらかじめ決定しておくよう努める。

② 町は、指定避難所が広域一時滞在の用に供する避難所にもなりうることについて、あらかじめ施設管理者の同意を得るよう努める。

③ 町は、大規模広域災害時に円滑な広域一時滞在が可能となるよう、県その他関係機関と連携し、他の市町村との相互応援協定の締結や、運送事業者との被災住民の運送に関する協定の締結に取り組むなど、関係機関との連携の強化に努めるほか、発災時の具体的な避難・受入方法を含めた手順等を定めるよう努める。

(2) 避難所の選定

避難所を選定する場合には、以下の点を考慮して選定する。

- ① アクセスが容易である
- ② 住民等がよく知っている施設等である
- ③ 施設あるいは避難経路が安全である
- ④ 給食施設の有無（給食施設があれば、自律的な避難所運営が可能）
- ⑤ 冷暖房設備の有無（冷暖房設備のある施設は、要配慮者用に適している）

(3) 避難所の整備、安全確保

1) 施設管理者との協議

用地、施設の管理者と災害発生時の施設の運用について、日常から協議及び協定書等の締結を行っておき、緊急時の円滑な開設、運営ができるようにする。

また、避難所開設時に必要な生活物資について、スペースの提供を協議し、避難所での生活物資確保ができる体制を整備する。

2) 有線通信の確保

災害対策本部と避難所との間の連絡手段を確保するため、特設公衆電話の確保、増強についてN T Tに協力を依頼する。

3) 避難所の安全化

指定済みの避難所についても、避難所としての機能や災害時の安全性に問題がないかどうかを定期的に点検し、必要な措置を行う。

4) 避難所の運営管理体制の整備

町は、緊急時の避難所の開設・運営を円滑に行うため、避難所運営マニュアルを整備し、避難所の開設・運営訓練を計画的に実施する。また、訓練の検証結果を踏まえたマニュアルの見直しに努める。

- ① 避難所の管理者不在時の開設体制
- ② 避難所を管理するための責任者の派遣
- ③ 災害対策本部との連絡体制
- ④ 自治会、自主防災組織、施設管理者との協力体制
- ⑤ 男女のニーズの違い等が把握できるよう女性を配置した運営管理体制

5) 生活環境の整備

- ① トイレの確保、清掃等生活環境対策
- ② 避難の長期化等に応じて、プライバシーの確保、男女のニーズの違い等に配慮できる生活環境の整備

(4) 住民への周知

以下の方法で、住民に避難方法・避難所等について周知する。

- ① 町の広報誌、町ホームページ、SNS等による広報
- ② 案内板等の設置
 - ・誘導標識
 - ・避難所案内図
 - ・避難所表示板
- ③ 防災訓練

(5) 避難誘導體制の整備

1) 状況判断基準の確立

町は、災害時において、地区毎の状況等について迅速に把握し、また、自治会、自主防災組織など地域住民組織との連携により適切な避難誘導を行うために必要な体制の整備を進め、災害種別毎に、避難勧告等を適切に発令するための判断基準（避難勧告等の判断・伝達マニュアル）等の確立を図る。

2) 避難誘導體制の整備

① 町

地域特性を考慮した避難誘導體制の整備に努めるとともに、要配慮者の誘導に配慮し、集団避難が行えるよう自治会、自主防災組織など地域住民組織と連携した体制づくりの推進を図る。

なお、車両輸送やタンカ搬送等、個々の状況に応じた避難を自主防災組織、住民、関係事業所職員等が中心となって実施することになる。

その場合、この活動が円滑に実施されるよう平常時からその体制について協議し、整備しておくものとする。

② 学校、医療関係機関等の施設管理者

学校、医療機関、社会福祉施設等、多数の者が利用する施設の管理者は、災害時に施設内の利用者等を安全に避難させるため、体制を整備する。

(6) 福祉避難所の指定及び整備

要配慮者に対し、冷暖房機器の設置、段差の解消、手すりの設置等、特別に配慮された施設を福祉避難場所として指定及び整備することに努める。

(7) 応急仮設住宅の事前準備

町は、災害の被害状況に応じて、公有地の中から、応急仮設住宅の建設候補地を選定する。

(8) 南海トラフ地震に関連する情報（臨時）（定例）についての対応

気象庁では平成29年11月より「南海トラフ地震に関連する情報（臨時）もしくは（定例）」の運用を開始した。南海トラフに関連するプレートにおいてひずみを観測する、南海トラフの東側において先に大規模地震が発生する等の、地震発生の可能性が相対的に高まっていると評価される事態が発生した場合に、「南海トラフ地震発生に関連する情報（臨時）」を発表することとしている。

「南海トラフ地震発生に関連する情報（臨時）」の情報が発表された場合における対策として、日ごろからの地震への備えを再確認するとともに、地震への備えについて住民に周知することとする。

現在、地震発生の可能性が相対的に高まってきていると評価された際の具体的な防災対応を政府が検討しており、その結果に合わせて、本情報の位置付けが変更される可能性がある。

※ 南海トラフ地震に関連する情報については、第4章 第1節「表4-3. 地震情報の種類と内容」を参照

3.9 救出救助体制の整備

担当機関：総務課、住民福祉課、建設課、日高広域消防事務組合消防本部、消防団、御坊警察署

1. 目的

災害時においては、倒壊家屋の下敷きにあった者の救出等、人命救助が何よりも優先されなければならないが、救出を迅速かつ的確に行うためには、日頃から救出体制について検討し、救出用資機材を整備しておく必要がある。

2. 対策

対策の種類	ランク	担当課
(1) 救出隊の整備	I	日高広域消防事務組合消防本部、消防団、警察署等
(2) 救出用資機材の整備	I	総務課、日高広域消防事務組合消防本部、警察署等
(3) 日高広域消防事務組合消防本部との連携	I	総務課、日高広域消防事務組合消防本部、消防団
(4) 関係機関との連携	I	総務課、建設課
(5) 町民の自主救護能力の向上	I	総務課、住民福祉課、日高広域消防事務組合消防本部、消防団
(6) 避難行動要支援者に対する救護体制の確立	I	住民福祉課

注) ランク I (人命損失防止の対策)

(1) 救出隊の整備

救出隊の設置を円滑に行うため、平常時から、救出隊の編成方法等について日高広域消防事務組合消防本部、警察署、消防団及び自主防災組織と検討し、種々の場合を想定した、救出隊編成計画を作成する。

また、広域的または局地的に多数発生することが予想される救助・救出事象に対処するため、より高度な知識、技術を有する消防団員の指導育成について日高広域消防事務組合消防本部と連携して進めていく。

(2) 救出用資機材の整備

多数発生することが予想される救出(救急・救護)事象に迅速・的確に対処するため、地域ごとに救出用機器類を整備するとともに、その使用・活用方法についても訓練等により熟知し、併せて自主防災組織等の指導を行う。

(3) 日高広域消防事務組合消防本部との連携

多数の救出事象に対しては、消防団員だけでは対応が不可能と考えられるため、日高広域消防事務組合消防本部に対し、救急救助活動を効果的に実施するための指導を、訓練等を通じて行うよう依頼する。

(4) 関係機関との連携

御坊警察署、救出用の建設資機材を有する土木建設業者及び町内の各事業所等との一貫性ある救出体制を整備し、前記2.(1)で編成する救出隊との連携について、防災訓練等を通じて検証を行うとともに、平成20年度に土木建設業者と災害時の協力に関する協定等を締結し、緊急連絡方法を確立する。

さらに、救出活動において、自衛隊を要請した場合の活動体制の確保についても、計画及び防災訓練での検証を通じて行っていく。

(5) 町民の自主救護能力の向上

町民の自主救護能力を向上させるため、応急救護知識、技術の普及活動の推進及び救出現場の情報収集方法と連絡方法についての周知を図る。

特に、町民に対しては、救出現場を作らないために、日常からどのような防災に努めるべきかという意識の普及及び防災措置の指導を進めていく。

(6) 避難行動要支援者に対する救護体制の確立

町内に居住する要配慮者（高齢者、障害者、乳幼児その他の特に配慮を要する者）のうち、災害が発生し、または災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な避難行動要支援者に対する人命の安全確保を図るとともに、避難支援プランの策定に努めるものとする。

3.10 道路施設等の応急復旧体制の整備

担当機関：総務課、建設課、教育委員会、紀南河川国道事務所、西日本高速道路（株）、日高振興局、日高広域消防事務組合消防本部

1. 目的

災害によって町の管理する道路施設等が決壊、埋没、その他によって交通が途絶した場合において、救助活動及び応急対策活動を安全かつ円滑に実施するために、道路施設等の応急復旧体制を整備する。

2. 対策

対策の種類	ランク	担当課
(1) 道路施設等の応急復旧体制の整備	I	紀南河川国道事務所、西日本高速道路（株）、日高振興局、建設課
(2) ヘリポートの確保	I	日高広域消防事務組合消防本部、総務課、建設課、教育委員会
(3) 漁港の耐震化の推進	I	建設課

注) ランク I (人命損失防止の対策)

(1) 道路施設等の応急復旧体制の整備

1) 緊急輸送道路の指定

災害発生初期には、救急・救助要員や被災者の搬送、救援物資の輸送等において陸上輸送が主力となる。また、ヘリコプターによる空輸も考えられるが、離着陸場からは陸上輸送が必要である。

印南町では、以下の基準に基づき、緊急輸送道路へのアクセスに資する緊急輸送路線を設定するとともに、災害時における緊急道路啓開・道路復旧のための円滑な体制確保に努める。

■今後優先的に整備すべき輸送路

- ア) 緊急医療計画上重要な道路（基幹病院への道路、広域医療搬送に必要な道路、後方搬送ヘリポートに通じる道路）
- イ) 緊急救援物資の輸送上重要な道路（町内の主要県道、物資集積所から避難所への道路）
- ウ) 広域応援受入れ上必要な道路
- エ) 印南SAと国道42号線を繋ぐ道路、古井運動場と県道田辺印南線を繋ぐ道路

○印南町内の緊急輸送道路

- ・近畿自動車道紀勢線（近畿自動車道松原那智勝浦線）
- ・国道42号

- ・国道425号
- ・県道田辺印南線
- ・県道印南原印南線
- ・町道印南IC線
- ・町道印南山口線
- ・町道わかもの広場線

2) 緊急道路啓開・復旧道路の耐震性の向上

緊急輸送道路（橋梁）については、構造物の耐震診断や道路施設に被害を与える建築物等の調査を検討し、危険箇所については、改築や補強、架け替え、危険建築物への指導等を行い、災害に強い道路施設の確保に努める。

3) 緊急道路啓開・復旧体制の整備

土木建設資機材等を有する関係業者等との間で、応援協定を締結するとともに、災害時の緊急道路啓開・復旧区間の役割分担等について定める。

応援協定については、前記「3.9 救出救助体制の整備」と同一応援協定で対応する。

(2) ヘリポートの確保

空からの緊急輸送を確保するために、災害対策用ヘリポートの設置可能な場所を確保する。

また、ヘリポート設置可能な場所を確保したときは、関係機関にその旨を周知する。

(3) 漁港の耐震化の推進

大地震・津波に備え、漁港地域の防災・減災対策が必要であり、耐震・耐津波の整備を計画的に進める。

3.1.1 緊急通行車両確保体制の整備

担当機関：総務課

1. 目的

災害が発生した場合に、被災者、必要な人員、物資を緊急に輸送するための車両の手配から始まる一連の輸送体制を整備する。

2. 対策

対策の種類	ランク	担当課
(1) 緊急通行車両の事前届出	I	総務課
(2) 民間からの車両の確保計画	I	総務課

注) ランク I (人命損失防止の対策)

(1) 緊急通行車両の事前届出

災害発生時に、町所有の車両を緊急通行車両として活動させるためには、平常時に事前届出を行うことが必要である。

事前届出の申請は、緊急通行に係わる業務の実施責任者(町長)が、当該車両を使用して行う業務の内容を疎明する書類を添えて、届出書を当該車両の使用の本拠の位置を管轄する県公安委員会(和歌山県警察本部)に提出しなければならない。

これにより、事前届出に係わる届出済証(緊急通行車両等事前届出済証)の交付を、応急対策活動で使用する町保有の車両すべてに受けることになる。

また、廃車等により該当しなくなった時は、速やかに届出済証を返還すること。

緊急通行車両に該当する車両は次のとおりである。

- ① 災害時において、地域防災計画等に基づき、災害対策基本法第50条第1項に規定する災害応急対策を実施するために使用される計画がある車両。
- ② 指定行政機関の長、指定地方行政機関の長、地方公共団体の長、その他の執行機関、指定公共機関及び指定地方公共機関が保有し、もしくは指定行政機関等との契約等によって、常時指定行政機関等の活動のために専用使用される車両または災害時に他の関係機関・団体等から調達する車両。

※「緊急通行車両等事前届出書」は、資料編(様-9)を参照

(2) 民間からの車両の確保計画

災害時には、トラック協会や土木建設業者の協力を得て、民間車両の確保を行うことになるが、平常時に必要とされる車両を把握しておくことが、災害発生時の迅速な車両の確保につながる。

このため、応急対策計画上で民間の所有する車両が必要になる活動について、各担当課が検討を行い、必要車両計画を作成することが必要である。

その計画を総務課に提出し、総務課は、この計画に対する配車計画を作成し、出来る限り協定の締結を行うとともに、民間業者に対し、緊急通行車両の事前届出についての指導を行うものとする。

3.12 食糧供給体制の整備

担当機関：総務課、住民福祉課、教育委員会

1. 目的

災害によって日常の食事に支障を生じた者等に対する食糧の供給を迅速に行うため、炊き出しその他による食糧供給体制を整備する。

2. 対策

対策の種類	ランク	担当課
(1) 給食用施設・資機材の整備	Ⅱ	総務課、教育委員会
(2) 食糧の確保と備蓄目標	Ⅱ	総務課、住民福祉課
(3) 災害時民間協力体制の整備	Ⅱ	総務課

注) ランクⅡ (生活障害防止対策)

(1) 給食用施設・資機材の整備

避難所となる町立小・中学校に対して、炊き出しのための資機材の整備を検討する。

また、印南町防災倉庫設置条例に基づく防災倉庫を中心として資機材、食糧等を整備する。

なお、東日本大震災では防災倉庫（備蓄倉庫）が津波で被災した自治体もあることから、浸水想定区域を考慮した配置に努める。

(2) 食糧の確保と備蓄目標

食糧の確保については、民間業者から速やかに調達するとともに、状況によって県等に応援を要請する。なおかつ、量及び品目が不足するときには、義援物資として広く援助を求める。

備蓄目標については、町による備蓄は被災者の3日分相当量（現物または流通在庫備蓄）とする。

住民に対しては、1週間分程度の食糧、飲料水、携帯トイレ及びトイレットペーパー等の備蓄〔家庭においては日ごろ食べる食料を多めに購入し、消費しながら備蓄する「ところてん方式」〕を奨励していくものとする。

企業に対しては、従業員が事業所に留まるための備蓄を呼びかける。

(3) 災害時民間協力体制の整備

災害時の必要物資は、災害時にどの程度のレベルの援護を実施するかによって質・量共に大きく変わってくるが、物資の確保は基本的には緊急度、重要度の高いもの、即時調達の困難なものについて最低限の備蓄をする。

また、災害時における食料、生活必需品等を確保し、さらに災害応急対策の円滑化を図るため、スーパーマーケット、コンビニエンスストア等の流通在庫の利用など、民間業者と緊急物資調達に関する協定を事前に締結し、緊急時の物資調達に万全を期す。

住民に対しては、家庭内備蓄として、家族の1週間分程度の飲料水や食糧、非常持ち出し品の確保を行うよう指導に努める。

さらに、災害時の炊飯体制についても関係機関（地域の団体、自衛隊等）との協力体制を整え、毎年、文書や訓練により、各団体の役割を確認しておくものとする。

3.13 給水体制の整備

担当機関：生活環境課

1. 目的

災害時は、広範囲にわたって配水管の破損、停電による断水が避けられないことや飲料水の汚染が予想されるため、平常時から水道設備（給水施設）及び災害時の応急給水体制について整備しておく必要がある。

2. 対策

対策の種類	ランク	担当課
(1) 効果的な給水方法の研究	Ⅱ	生活環境課
(2) 給水施設の応急復旧体制の整備	Ⅱ	生活環境課
(3) 耐災害性の水道施設の促進	Ⅱ	生活環境課
(4) 給水用資機材の整備	Ⅱ	生活環境課
(5) 貯水・給水意識の向上	Ⅱ	生活環境課

注) ランクⅡ（生活障害防止対策）

(1) 効果的な給水方法の研究

水は住民生活に一時も欠かすことができないため、災害後の早い段階から水需要が増大する。この需要に適切に対応するためには、多くの人力・車両を必要とする。

運搬給水方式のみでは効率が悪いとため、給水所に仮設共用栓を設ける等の方法についても研究しておく必要がある。

また、他市町と相互応援協定を締結し、不足した場合の水の確保や、町内の井戸所有者との災害時生活用水協力井戸登録（13箇所 平成31年3月1日時点）を推進し、生活用水の確保に努めるものとする。

(2) 給水施設の応急復旧体制の整備

印南町では、取水、送水、配給水施設を速やかに復旧して飲料水の確保を図るために復旧に要する業者（労務、機械、資材等）との間において災害時における協定を締結し、応急復旧体制の整備を図っている。

今後は、重要度を考慮した応急復旧順序等についても検討していくものとする。

(3) 耐災害性の水道施設の促進

生活環境課は、あらかじめ非常災害時の給水を考慮し、緊急時に確保できる水量について調査し、一覧表にして表すものとする。

また、災害に強い水道施設及び災害時に最大限の水の確保が可能な施設について整備を行う。

以下の項目について、今後整備を行う。

- ① 緊急遮断弁の設置
- ② 非常用貯留槽の設置
- ③ 水道施設耐震化促進事業による老朽管の布設替えの更新

(4) 給水用資機材の整備

生活環境課は、必要なトラック、給水タンク、運搬者、給配水連絡管等及び給水容器類を準備しておくと共に、容器の借上及び輸送等について関係機関との間において災害時における協定を締結し、飲料水の確保に万全を期する。

(5) 貯水・給水意識の向上

町民及び自主防災組織等に対して、災害に備えての飲料水の備蓄及び災害時に緊急給水の必要が生じた際の給水の方法について、広報誌や訓練時の指導によって意識を高めるものとする。

3.14 生活必需品供給体制の整備

担当機関：住民福祉課、総務課

1. 目的

災害によって生活上必要な被服・寝具、その他日常用品等をそう失またはき損し、直ちに日常生活を営むことが困難な者に対し、給与または貸与する体制を整備する。

2. 対策

対策の種類	ランク	担当課
(1) 生活必需品等の確保	Ⅱ	住民福祉課
(2) 災害時民間協力体制の整備	Ⅱ	住民福祉課、総務課
(3) 供給品目の検討	Ⅱ	住民福祉課、総務課

注) ランクⅡ (生活障害防止対策)

(1) 生活必需品等の確保

生活必需品の公的備蓄とともに、協定業者から速やかに調達することで対応し、状況により県等に応援を要請する。

なおかつ、不足するときは、義援物資として広く援助を求める。

協定業者にお願いする生活必需品に関しては、品目、量についての計画を今後、以下のような方法で定めていく。

被災想定人口（避難者数）3,100人に対し、次のとおりとする。

※「東海・東南海・南海3連動地震」及び「南海トラフ巨大地震」による被害想定(H26.10.28)

南海トラフ巨大地震による避難者（ピーク値である1週間後の避難所避難者数）より

(1) 毛布等の防寒具

被災想定人口より、3,100人分（1人2枚 計6,200枚）の毛布等の防寒具を手当てすることを目標とする。

(2) 生活必需品等

避難所等で一時的に生活するために必要な照明、燃料類、生活必需品等について、3,100人分を手当てすることを目標とする。

(2) 災害時民間協力体制の整備

災害時の必要物資は、災害時にどの程度のレベルの援護を実施するかによって質・量共に大きく変わってくるが、物資の確保は基本的には緊急度、重要度の高いもの、即時調達の困難なものについて最低限の確保をする。

それ以外のものについては、次のような体制を整える必要がある。

- ① あらかじめ関係団体（企業）との間に協定を締結する。
- ② 在庫の優先的供給を受けることのできる量を毎年、把握確認する。
- ③ 災害発生時の生活必需品等の輸送手段や搬送場所についての確認を行い、訓練等によって検証する。

(3) 供給品目の検討

災害救助法が適用された場合の生活必需品等の種類は原則として定められているが、個々の品目については、ある程度変更することが可能とされている。

従って、各市町村の災害時に必要とした品目や実際に供給した品目の事例を参考に、平常時から供給品目について検討しておく。

3.15 医療救護体制の整備

担当機関：御坊保健所、日高広域消防事務組合消防本部、住民福祉課、
日高医師会、医療機関、日高薬剤師会

1. 目的

災害発生時には、家屋倒壊による重症者やその他多数の傷病者が発生し、医療の途を失う住民の発生が予想される。この医療の途を失った住民に対し、応急医療または助産を迅速かつ適切に行うための体制を整備する。

2. 対策

対策の種類	ランク	担当課
(1) 医療機関の耐災害性の向上	I	住民福祉課、医療機関
(2) 広域医療体制の整備	I	日高広域消防事務組合消防本部、御坊保健所、住民福祉課
(3) 救護所の設置体制の整備	I	御坊保健所、住民福祉課
(4) 医療情報の収集伝達体制の整備	I	住民福祉課、御坊保健所、医療機関
(5) 医薬品の整備	I	住民福祉課、日高医師会、日高薬剤師会

注) ランク I (人命損失防止の対策)

(1) 医療機関の耐災害性の向上

初動期の応急医療対策の円滑な実施のために医療機関に対し、耐震診断を行い補強等の適切な処置をとることについて依頼するとともに、内部の備品、器具についても耐震化を図るように依頼する。

各病院においては、備蓄してある医薬品及び衛生材料の品目、量について日常から検討を行い、不足が予測される場合は可能な限り備蓄を増加する。

それでも不足した場合は、町内医薬品取扱業者及び県指定の業者から調達することになるが、その活動を円滑に行うために協力関係を構築する。

(2) 広域医療体制の整備

災害の規模及び患者の発生状況によっては、県をはじめ自衛隊等に広域応援を要請する事態が想定されるため、この要請方法や受入れ体制についての整備を行う。

また、重症者及び多数の傷病者の発生、あるいは町内病院の被害等の発生によって、後方医療施設へ搬送し治療を行う必要が生じることも想定されるため、日常から災害発生時における医療可能な後方医療施設の把握方法、手段を検討しておくとともに、医療情報の提供の方法や負傷者搬送体制についても検討しておく。

なお、町長は、災害発生時における救急医療の確保については、本計画を中心に日高医師会との協定をはじめ県知事、日本赤十字社、医師会、病院協会、その他医療関係機関の協力を得て、医療体制等の確保に努めるものとする。

(3) 救護所の設置体制の整備

避難所等における応急手当を中心とした医療救護活動を行うため、救護所を設置する必要がある。

救護所では、負傷者のトリアージや重傷患者、中等症に対する応急処置等を行う。このため、平常時から救護所の設置場所や設置に関する資機材についての計画を定めておく。

(4) 医療情報の収集伝達体制の整備

町、御坊保健所及び関係医療機関は、連携して災害時における医療情報の収集伝達体制を構築する。

1) 連絡体制の整備

- ① 町、御坊保健所及び関係医療機関は、災害時の連絡・調整窓口や情報内容、情報収集提供方策、役割分担等を定める。
- ② 町及び御坊保健所は、情報収集伝達手段が麻痺した場合にも、災害に関する医療情報が収集できるように災害時医療情報連絡員を指名する。

2) その他

- ① 町は、医療機関及び医療班との情報連絡手段を確保する。
- ② 各医療機関は、災害時優先電話回線を確保する。

(5) 医薬品の整備

震災時に必要な医薬品としては解熱消炎鎮痛剤、抗生物質製剤、全身麻酔・局所麻酔・止血剤、消毒・外皮用剤、強心・昇圧・利尿剤、血液代用剤、血液製剤等が考えられる。

医薬品の品質管理の観点から、常時多量の医薬品を備蓄しておくことは困難であるため、県薬務課や医薬品の販売業者と連携し、迅速かつ円滑な供給を図るとともに、日高医師会にも在庫医薬品の供出協力を依頼する。

3.16 防疫・保健衛生体制の整備

担当機関：御坊保健所、住民福祉課

1. 目的

災害の被災地域においては、衛生条件が極度に悪く、感染症等の疾病の発生が多分に予想されるので、これを防止するための防疫・保健衛生体制を整備する。

なお、この計画では対応できない新型インフルエンザ等の感染症の蔓延（パンデミック）については、県危機管理計画、県新型インフルエンザ等対策行動計画に基づき、県と協力して対応を行うものとする。

2. 対策

対策の種類	ランク	担当課
(1) 医療班等の整備	Ⅱ	御坊保健所、住民福祉課
(2) 防疫用薬剤及び器具の確保	Ⅱ	住民福祉課

注) ランクⅡ（生活障害防止対策）

(1) 医療班等の整備

医療班についての編成を円滑に進めるための協議を平常時から御坊保健所と協議し、体制を確保する。

また同時に、衛生指導、保健指導についての体制づくりについても協議を行い、体制を確保しておく。

(2) 防疫用薬剤及び器具の確保

消毒剤、消毒散布用器具、運搬器具などについて、災害時の緊急の調達に困難が予想されるものについての確保体制について検討する。

3.17 清掃体制の整備

担当機関：生活環境課、御坊広域清掃センター、御坊クリーンセンター、御坊保健所

1. 目的

災害によって排出されまたは処理量の増加した災害廃棄物、生活ごみやし尿を迅速確実に収集処理し、環境衛生の万全を期するための体制を整備する。

2. 対策

対策の種類	ランク	担当課
(1) 生活ごみ、し尿処理体制の整備	Ⅱ	御坊広域清掃センター、御坊クリーンセンター、生活環境課
(2) 災害廃棄物の処理体制の整備	Ⅱ	御坊広域清掃センター、御坊保健所、生活環境課
(3) 災害廃棄物等の仮置場の選定、整備	Ⅱ	生活環境課

注) ランクⅡ (生活障害防止対策)

(1) 生活ごみ、し尿処理体制の整備

1) 生活ごみ処理体制の整備

平常時から、生活ごみ処理能力についての把握を行うとともに、発災時に、処理量が増大した場合の対応計画を作成しておく。

また、処理場が被害を受けた場合や処理能力を越えた場合についても対応計画を作成しておく。

さらに、災害時における収集場所の変更や、避難所における収集の対応方法についても関係機関と協議を行い、計画をあらかじめ作成する。

町民に対しては、災害時のごみの処理方法について平常時から指導を行う。

2) 貯留式仮設トイレの整備

発災時において、避難所等のし尿処理ができない地域に配備できるよう、平成31年2月現在40基の貯留式仮設トイレを整備している。今後、さらに充実させるとともに、貯留式仮設トイレの借り上げについて関係業者との協力関係を構築する。

3) し尿処理体制の整備

平常時から、委託業者のし尿処理能力についての把握を行うとともに、発災時に委託業者が被害を受けた場合や、処理量が増大した場合の対応計画を作成しておく。

また、処理場が被害を受けた場合や処理能力を越えた場合についても対応計画を作成しておく。

貯留式仮設トイレにおける収集処理の対応方法について、委託業者と協議を行い、計画をあらかじめ作成する。

(2) 災害廃棄物の処理体制の整備

町は、不測の事態に備え、大規模災害時の具体的な行動指針となる災害廃棄物処理計画を策定し、災害発生時の迅速な処理体制をあらかじめ整備計画しておく。

災害廃棄物処理の応援を求める町内の土木建設業者については、あらかじめその応援能力について充分調査し、処理計画の中に組入れるとともに、協定書の締結など体制を整えておくものとする。

また、町内の業者で対応ができない場合も想定して、広域の応援体制についての計画も作成しておく。

最終処分場については、御坊保健所や周辺市町村との相互協力協定の構築を含め、災害時の対応計画を作成する。

(3) 災害廃棄物等の仮置場の選定、整備

大規模地震や水害等による災害発生時においては、粗大ゴミ、がれき等の廃棄物が大量に発生するほか、交通機関の途絶等に伴い、災害廃棄物等の収集運搬処理や最終処分場の確保が困難になることが予想される。

このため、町内に仮置場を設置する必要性が生じることから、廃棄物（震災廃棄物・水害廃棄物）の特性に配慮した仮置場をあらかじめ検討し選定しておくものとする。

※災害廃棄物の仮置場は資料編「資料-133 災害廃棄物仮置場候補地」を参照

3.18 労務供給・広域受援体制の整備

担当機関：総務課、建設課、住民福祉課、印南町社会福祉協議会

1. 目的

災害応急対策を迅速的確に実施するためには、和歌山県をはじめ他の市町村に応援を要請し、また必要な場合には、ボランティアとの連携によってマンパワーの確保に努める。このための体制を県の広域受援計画を基に平常時から整備しておく。

2. 対策

対策の種類	ランク	担当課
(1) 応急対策活動の分析	I	総務課、住民福祉課
(2) 労務確保体制の整備	I	総務課、建設課
(3) ボランティアの受入れ体制の整備	I	住民福祉課、印南町社会福祉協議会
(4) ボランティアの確保	I	住民福祉課、印南町社会福祉協議会

注) ランク I (人命損失防止の対策)

(1) 応急対策活動の分析

応急対策活動について、各課は平常時から熟知し、参集率の低下や被害の拡大が生じた場合等を想定した、活動体制について検証、分析する。

その上で、支障をきたすおそれのある活動についての対策を県の職員に求めるのか、他市町村や関係機関、団体に求めるのか、もしくはボランティアに求めるのか、種々検討する。その結果について各課で整理し、総務課に提出する。

(2) 労務確保体制の整備

県への要請手段及び広域応援要請手段について整理し、災害発生時に迅速に行われるようにマニュアルを作成する。

また、上記2.(1)によって各課から提出された計画書について、事前に対処可能なものについては、協定を締結するか、または要請手段を確定する等、体制を整えておく。

(3) ボランティアの受入れ体制の整備

防災活動上有用な、特殊の技能を有した者(例：建物の応急危険度判定士、看護師経験者、アマチュア無線技術者、大型運転免許所持者、通訳、コンピューター関係者等)で災害時の協力を得られる者については、防災ボランティアとして登録しておく。また、県で登録したものがあるときは、県の担当と要請方法について事前確認を行い、円滑な要請ができる体制を整える。

また、ボランティアとの連携については、以下のことについても整備を行う。

- ① 受入窓口の整備（印南町社会福祉協議会と調整）
- ② 活動内容の整備（前記2.（1）による把握）
- ③ 宿泊施設の確保（近隣市町との連携によって確保する）
- ④ 事故に対する補償（ボランティア保険への加入を検討する等、ボランティアの事故に対する補償について検討しておく。）
- ⑤ 活動にともなう材料費等の負担についての検討（平常時から県との協議を行う）

（４）ボランティアの確保

1) 防災ボランティアの募集・登録

町内において、震災等の大規模な災害が発生した場合に、町は県と協力して、災害救援活動にあたる防災ボランティアをあらかじめ募集し登録しておくものとする。

2) ボランティアコーディネーターの育成

被災地内外からの一般ボランティアや防災ボランティアの活動を円滑にし、被災地のニーズとボランティアを効果的に結びつける役割を担うボランティアコーディネーターの養成に努める。

3) 災害ボランティアセンターの組織化等

被災地内外からの一般ボランティアや災害ボランティアの円滑な受入れ、ボランティア組織間の連携、その他の機能を担う災害ボランティアセンターの組織化に努める。

また、災害ボランティアセンターの組織化に向け、活動拠点の確保等に努める。

3.19 災害予防計画の推進

担当機関：全課

1. 目的

限られた財政事情を考慮し、最小の費用で最大限の効果が得られるよう、町としての予防施策の推進の実施計画を策定し、計画的な対策の推進を図る。

2. 対策

予防計画の実施計画の作成は総務課が主管し、各課、日高広域消防事務組合消防本部及び防災関係機関は、当該年度の実施計画（下表）を作成した場合は、総務課長へ提出する。

総務課は、提出された実施計画を取りまとめて町長へ報告する。

取りまとめに当たっては、適宜、担当課室長会議等を開催するなどして、各課室、日高広域消防事務組合消防本部及び防災関係機関の連携に努める。

※「総務課長への報告様式」は、資料編（様-1）を参照

第4節 災害に強い人づくり

4.1 防災資源の発掘と活性化

担当機関：総務課

1. 目的

大規模災害時には、阪神・淡路大震災や東日本大震災でみられたように、行政機関の能力をはるかに超える膨大な応急対策需要が発生する。

さらに、電話の不通、道路施設等の損壊が、これに拍車をかけることになる。

このような事態に的確に対処するには、日常から地域の防災資源の発掘と活性化を図る必要がある。

2. 対策

対策の種類	ランク	担当課
(1) 自主防災体制の整備	I	総務課
(2) 防災資源の発掘と活性化	I	総務課

注) ランク I (人命損失防止の対策)

(1) 自主防災体制の整備

1) 自主防災組織の役割

大規模災害時に行政機関の活動が遅滞するような事態に対し、被害の防止・軽減を図るため、「自分の命は自分で守る」をスローガンに、個人、家庭、隣近所、自主防災組織等が、災害発生時のそれぞれの役割を自覚し、備えを図っておく必要がある。

次表に、それぞれの役割について整理する。

■ 表 2-7. 個人、家庭、隣近所、自主防災組織の役割（平常時）

個人・家庭	<ul style="list-style-type: none"> ○家族間の連絡先、連絡方法、安否の確認 ○非常持ち出し品の点検、持ち物分担の確認 ○ラジオなどによる地震情報の入手方法の確認 ○各個人の日常生活圏の危険性の点検 ○家具の転倒落下防止措置 ○出火防止体制の整備（安全な火気使用環境の確保） ○初期消火体制の整備（消火器具の確保と使用訓練） ○避難カードの携帯、避難場所・ルートの確認 ○救出用資機材の保管 ○必要な物資の備蓄
隣近所	<ul style="list-style-type: none"> ○高齢者等要配慮者の安全化対策の話し合い ○地域の危険箇所の協同監視 ○活用できる防災資源の発掘 ○救出用資機材の協同管理
自主防災組織	<ul style="list-style-type: none"> ○家庭、隣近所への防災対策の呼びかけと推進 ○情報を住民に伝える訓練の実施 ○炊き出し訓練の実施 ○危険箇所の点検と除去 ○避難場所・ルートの確認と安全性のチェック ○救出用資機材の管理

■ 表 2-8. 個人、家庭、隣近所、自主防災組織の役割（警戒・発災時）

個人・家庭	<ul style="list-style-type: none"> ○出火防止 ○初期消火 ○津波からの避難の呼びかけ ○家族の安否確認 ○安全な服装、最小限の荷物で避難
隣近所	<ul style="list-style-type: none"> ○津波からの避難の呼びかけ ○隣近所の生き埋め者の救出活動、負傷者搬送 ○隣近所の出火防止措置 ○初期消火活動への従事 ○隣近所の要配慮者の安否確認 ○要配慮者の救出、避難誘導
自主防災組織	<ul style="list-style-type: none"> ○津波からの避難の呼びかけ ○初期消火活動の応援 ○救出活動の喚起 ○出火防止措置の喚起 ○要配慮者の救出、避難誘導、搬送 ○近所の要配慮者の安否確認の喚起 ○避難所の開設、管理運営 ○給食、給水

2) 地域の自主防災組織の強化

① 組織活動の促進

町は、消防団や防災関係機関等との連携を図り、自主防災組織の訓練等に参加するなど、適切な指導を行うとともに、自発的な防災活動を一層促進する。

② 自主防災組織への助成

自主防災活動に必要な防災倉庫（備蓄倉庫）及び防災用資機材の整備を促進するため、町は必要な助成を行う。

③ 自主防災会連絡協議会への助成

町は、自主防災会連絡協議会による地域防災活動を促進するため、必要な助成を行う。

3) 事業所の自主防災体制の強化

① 防火管理体制の強化

多数の人が利用する事業所については、防火管理者を選任し、消防計画の作成、各種訓練の実施、消防用設備の点検、整備などを行うよう指導し、出火防止、初期消火体制の強化等に努める。

また、複数の用途が存在し、管理権限が分かれている、いわゆる雑居ビル等については、発災時に事業所の自衛消防組織が中心となって防災体制をとれるよう指導する。

② 自衛消防隊の設置

一定規模以上の事業所について、消防資器材を装備した自衛消防隊の設置を要請していく。

また、設置の際には隊員講習訓練等の指導を行い、活動能力の向上を図る。

③ 地域社会との連携

関係地域の住民、自主防災組織、社会福祉施設等とも密接な連携をとり、地域の安全に積極的に寄与するように依頼を行う。

特に、勤労者が町外へ出ている昼間においては、町内の自主防災体制が希薄になることが予想されるため、これらを想定した訓練や町との協議、連携によつて的確な体制づくりを構築する。

④ 企業防災の取り組み

町は、事業継続ガイドライン（内閣府）に基づき、企業が事業継続計画（BCP）の策定を行うよう、普及・啓発を実施する。

企業は、災害時の企業が果たす役割（生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生）を十分に認識し、各企業において、被災した場合の事業資産の損害を最小限に止めつつ、中核となる事業の継続あるいは早期復旧を可能とするために、事業継続計画（BCP）を策定するように努める。

■ 表 2-9. 応急対策の内容に応じた自主防災組織等の役割

人命 救出 関係	津 波	○漁業協同組合（津波による行方不明者の捜索等） ○海岸近くの宿泊施設、事業所（津波からの避難の呼びかけ）
	家屋倒壊 生き埋め	○建設業組合（要救出現場への重機の投入） ○ガソリンスタンド（バール、ジャッキあり）
出火防止 初期消火		○ガソリンスタンド（消火器あり） ○事業所
水、食糧、生活 必需品の調達 及び搬送		○井戸保有住民等 ○J A、生協、コンビニエンスストア、スーパーマーケット ○商工会 ○民宿、旅館等
避難所		○民宿、旅館等
燃 料		○ガソリンスタンド、プロパンガス販売店
被災者援護		○学校 ○ボランティア団体 ○各種事業所

（2）防災資源の発掘と活性化

1）核となる人づくり

町の活動をサポートし、防災の核となる人づくりを推進する。

人づくりの推進のために、定期的かつ集中的に防災について教育・研修するシステムを検討する。

2）各種関係団体・事業所等との協力体制の整備

原則として、災害応急体制に示された各種関係団体等と関係各課との間で、平常時から連携を密にしておくとともに、協力体制の整備に努める。

特に、重要な活動を担うことになる団体等については、その代表者を防災会議のメンバーとすることや協定の締結等により、協力体制の整備に努める。

4.2 要配慮者対策

担当機関：総務課、住民福祉課、教育委員会

1. 目的

高齢者や乳幼児、心身に障害を有する者、病弱者、妊産婦及び日本語を十分に理解できない外国人等は、災害発生時に必要な情報を得ることや円滑かつ迅速な避難行動への対応に困難を伴うことが予想される。

そのため、これら要配慮者の安全確保のため、施設及び地域社会の協力のもとに、対象者の把握、設備等の点検改良、施設ごとの防災計画策定と訓練実施、指導・啓発等の施策を行うものとする。

2. 対策

対策の種類	ランク	担当課
(1) 認定こども園における対策	I	教育委員会
(2) 要配慮者対策	I	住民福祉課、総務課
(3) 外国人等に対する対策	I	住民福祉課、総務課
(4) 社会福祉施設等における対策	I	住民福祉課

注) ランク I (人命損失防止の対策)

(1) 認定こども園における対策

災害発生時には自力で避難できない幼児等が多く通園しており、これらの安全を図るためには日頃から十分な防災対策を講じておくことが必要である。

1) 防災計画の策定

災害発生時には遅滞なく対応するため、職員の任務分担、動員体制等防災組織の確立、保護者への緊急連絡、地域との連携等を網羅した綿密な防災計画を策定する。

2) 防災訓練の実施

策定された防災計画が災害発生時に有効に機能し、円滑に避難が行えるよう、定期的に防災訓練を実施する。

3) 施設、設備等の安全点検

災害発生時に施設自体が崩壊したり、火災が発生したりすることのないよう施設や付属危険物を常時点検する。とりわけ火気については日頃より安全点検を行う。

4) 地域社会との連携

認定こども園の通園児は、自力での避難が困難である者が多く、どうしても他の人の誘導が必要となる。実際の災害発生時の避難に当たっては施設職員だけでは不十分であ

り、常に施設と地域社会との連携を密にし、災害時には地域住民の協力が得られる体制づくりを構築する。

5) 緊急連絡先の整備

災害発生時には、保護者または家族と確実に連絡がとれるよう緊急連絡先の整備を行う。

(2) 要配慮者対策

1) 対象者の範囲

防災上対象となる要配慮者の範囲は、在宅で生活を営む次の障害者、高齢者及び乳幼児、妊産婦等、これらに準ずる者と考えられる。

① 障害者

- ・身体障害者
- ・知的障害者、精神障害者

② 高齢者

概ね65才以上の者で、

- ・常時寝たきりの状態にある者
- ・認知症である者
- ・常時一人暮らしの者、高齢者のみの世帯

③ 乳幼児、妊産婦、病弱者等

2) 要配慮者のうち避難支援が必要な人の把握

町は、自治会（区会）、民生委員・児童委員、自主防災組織等の活動を通じ、高齢者、障害者等の要配慮者の状況を把握し、避難行動要支援者名簿等を作成し、災害時に迅速な対応ができる体制の整備に努める。

① 避難行動要支援者名簿の作成

要配慮者のうち要支援者の要件を満たす対象者を把握するため、町が業務上把握している情報と民生委員・児童委員、自主防災組織など住民組織から収集した情報を集約し、その情報のうち特に避難支援を要する者としての「避難行動要支援者」について対象者本人、または代理人からの申込に基づき、避難行動要支援者名簿を作成する。

② 避難行動要支援者名簿の対象者

- ・高齢者（65歳以上のひとり暮らし、寝たきり、またはこれに準ずる者）
- ・介護保険法による要介護状態区分で3以上の認定を受けている者
- ・身体障害の程度が1級若しくは2級の者、知的障害の程度がA1若しくはA2の者、または精神障害の程度が1級の者
- ・前各号に掲げる者のほか災害時において支援が必要な者
医療機器を使っている人（在宅酸素など）
人工透析を受けている人

③ 名簿情報提供に関する同意確認

ア) 町は、避難行動要支援者名簿登録者に対して、制度の趣旨及び自主防災組織等への名簿情報提供についての同意届を送付するなどして理解を得るとともに同意確認を行う。

イ) 自主防災組織等は、民生委員・児童委員等の協力を得て、地域が把握した避難行動要支援者を訪問するなどして、本人と具体的な避難支援等の方法について計画しておくこととする。

ウ) 同意確認に際しては、「災害発生時に避難支援者が近くにいなかったり、避難支援者自身が被害にあったりすることは十分考えられること」をよく説明し、「必ず避難支援者が来るとは限らないこと」を承知していただく。

④ 名簿情報の提供

町は、避難支援等の実施に必要な限度で、名簿情報提供の同意が得られた者及び自ら支援を希望し個人情報の提供に同意した者の名簿情報を、自主防災組織、民生委員・児童委員、消防機関・県警察等避難支援等の実施に携わる関係者に提供することとする。

なお、現に災害が発生または発生のおそれが生じた場合には、本人の同意の有無に関わらず名簿情報を避難支援等関係者その他の者に提供できる。(災害対策基本法第49条の11)

⑤ 守秘義務

名簿提供を受けた者は、正当な理由がなく名簿情報に係る避難行動要支援者に関して知り得た個人情報を漏らしてはならない。

⑥ 避難行動要支援者名簿の管理・更新方法

ア) 管理方法

避難行動要支援者名簿は、町担当課(住民福祉課、総務課)、町社会福祉協議会、自主防災組織において、個人情報保護条例に基づき厳重に管理する。

イ) 更新方法

町が収集した情報及び民生委員・児童委員、自主防災組織など住民組織から収集した情報を基に、避難行動要支援者名簿の更新を行い、自主防災組織、民生委員・児童委員、消防機関・県警察等避難支援等の実施に携わる関係者に提供する。

自主防災組織等避難支援に携わる関係者は、平常時において、対象者の情報を把握するよう努める。

■用語の定義

○要配慮者

高齢者、障害者、乳幼児その他の特に配慮を要する者(災害対策基本法第8条第2項第15号)

○避難行動要支援者

町内に居住する要配慮者のうち、災害が発生し、または災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する者(災害対策基本法第49条の10第1項)

⑦ 避難支援者の安全確保

避難支援者は、本人または家族等の生命及び身体の安全確保を最優先に、地域の実情や災害の状況に応じて可能な範囲で避難支援等を実施することが原則である。

そのため、避難支援者の被災状況によっては、安否確認・避難誘導などの避難支援が困難となるおそれがあることを、避難行動要支援者に十分に理解を得るよう、周知徹底を図る。

3) 防災についての指導・啓発

広報等を通じ、対象者をはじめ、家族、地域住民に対する啓発活動を行う。

① 対象者及びその家族に対する指導

- ・日常生活において、常に防災に対する理解を深め、また日頃から対策を講じておくこと。
- ・発生時には近隣の協力が得られるよう日常的に努力すること。
- ・地域において防災訓練等が実施される場合は積極的に参加すること。

② 地域住民に対する指導

- ・地域防災組織等において、地域移住の避難行動要支援者の把握に努め、その支援体制を平素から整備すること。
- ・発災時には対象者の安全確保に協力すること。
- ・地域防災訓練等に対象者及びその家族が参加するよう働きかけること。

4) 町は、県と協力して、障害者に対し適切な情報を提供するために専門的技術を有する手話通訳者及び手話ボランティア等の把握に努め、派遣・協力システムを整備することとする。

① 被保険者の取扱いについて

被災により被保険者証が消失している場合や掲示不可能となっている場合でも、医療や介護サービスが受けられるよう、町は県及び国と連携して体制整備を進める。

② 被災時の利用者負担について

町は、被災により介護サービス等に必要な費用を負担することができなくなった介護サービス受給者に対する減免措置が速やかに行えるよう、体制整備を進める。

③ 介護保険料等の納付について

町は、被災により第1号保険料等の納付が困難となった者に対する保険料の減免または徴収の一部猶予が速やかに行えるよう、体制整備を進める。

④ 町は県と協力して、要配慮者と消防機関の間に要配慮者緊急システムを整備し、その周知に努める。

⑤ 町は、災害時において保育を必要とする児童があるとき、または保護者を死亡等により失った児童があるときは、速やかに次により保護する。

ア) 保育を必要とする児童があるときは、保育所に入所させ保育する。ただし、保育所を設置しない地域にあっては、臨時保育所を開設する。

イ) 保護者を失った児童があるときは、日高振興局健康福祉部または児童相談所に連絡して保護する。

5) 町は、水防法に基づく浸水想定区域内に地下街等及び主として要配慮者が利用する施設がある場合には、当該施設の名称及び所在地を明記し、当該施設の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保が図られるよう、洪水予報等の伝達方法を定めるものとする。

(3) 外国人等に対する対策

前記以外の要配慮者としては、外国人、旅行者等が考えられる。

これらの人々に対しては、要配慮者として安心して行動できるような条件、環境づくりを検討する。

1) 在住外国人の把握

町は、県と連絡調整のうえ、各地域に住む外国人について把握するよう努める。

2) 情報伝達体制の整備

町は、県と協力して、外国人に対し適切な情報を提供するため、外国語通訳者及びボランティア等の把握に努め、把握・協力システムの整備に努める。

3) 予防対策等

① 外国人や旅行者等に対し、災害時の対応及び避難場所・避難路の周知に努める。

② 災害時等に在住外国人からの相談に対応するため、県が設置する和歌山県国際交流センター等と連携し、相談窓口の開設等に備える。

③ 通訳者等の確保やボランティア団体の協力により、外国人のサポート体制の推進に努める。

(4) 社会福祉施設等における対策

1) 避難訓練の実施

災害が発生したときの避難場所、避難誘導方法その他細部にわたる計画を樹立し、常に災害に注意するとともに、特に重度障害者、寝たきり高齢者等に対する避難についての訓練を実施する。

2) 避難予定場所の選定

災害の程度種別等に応じた避難場所を選定しておき、災害が発生したときは、入所者等の保護に万全を期する。

3) 社会福祉施設等の対応強化

社会福祉施設等を利用する人が、災害時に独力で自身の安全を確保するのは困難であることから、防災設備・資機材等の整備、防災教育・防災訓練の充実等に努める。

災害により職員が不足して充足を図る必要があるときは、資格保有者名簿等により選定補充に努める。

4) 社会福祉施設等整備の充実化

- ① 社会福祉施設等の管理者は、災害に備え施設・設備等の点検と整備に努めるものとする。
- ② 災害に備え自家発電機等災害時に必要なものの整備に努めるものとする。
- ③ 社会福祉施設等入所者利用状況を把握し、緊急時の食糧、水及び緊急ベッド等の確保に努めるものとする。
- ④ 災害に際し、地域住民の連携協力が得られるよう地域に密接した施設づくりに努めるものとする。

5) 災害時に特に配慮すべき事項

町は、災害時に次の事項について要配慮者に充分配慮することとし、避難支援プランに定める。

- ① 各種広報媒体を活用した気象情報、災害情報、避難勧告等の情報提供
- ② 自主防災組織、民生・児童委員・町内会等、地域住民の協力による避難誘導
- ③ 名簿等の活用による居宅に取り残された要配慮者の迅速な発見
- ④ 条件に適した避難所の提供や社会福祉施設等への緊急入所等対象者に応じたきめ細かな対応
- ⑤ 避難所等における要配慮者の把握とニーズ調査
- ⑥ 生活必需品への配慮（ほ乳瓶、おむつ等）
- ⑦ 食料の配慮（やわらかい食品、アレルギー、離乳食、ミルク等）
- ⑧ 手話通訳者、要約筆記者、ガイドヘルパー（身体障害者の付き添いを専門に行う者）、ボランティア等の協力による生活支援
- ⑨ 巡回健康相談、電話等による相談や栄養相談等の重点的实施
- ⑩ 仮設住宅の構造、仕様についての配慮
- ⑪ 仮設住宅への優先的入居
- ⑫ 仮設住宅入居者等への相談、訪問、安否確認
- ⑬ ケースワーカー（社会福祉の立場から、課題の解決や緩和のために助言、支援する援助者）等の配置や継続的なこころのケア対策
- ⑭ 食中毒やインフルエンザ等感染症の防止
- ⑮ 社会福祉施設等の被害状況調査
- ⑯ 医療福祉相談窓口の設置

4.3 防災訓練

担当機関：関係各課

1. 目的

防災活動要領の習熟、防災関係機関の連携の強化、防災意識の高揚、技術の習得、さらには防災計画（特に、応急対策計画）の実効性の検証を行うため、防災訓練を実施する。

2. 現況

印南町が計画している訓練は以下のとおりである。

■ 表2-10. 訓練計画表（1）

区分	実施団体	実施時期	実施場所	実施方法	
総合防災訓練	印南町 及び 各機関	適宜	適宜	各災害対策機関が一体となって想定災害によって総合的効果的活動を実施する。	
個別訓練	水防訓練	印南町 水防団	水害が 予想される 時期前	水害危険区域	図上または実施訓練とし必要に応じて県との合同または他の関係機関と併合して行う。
	消防訓練	消防団	火災時期前 または 訓練効果のある 適当な 時期	火災危険地帯 または 訓練効果のある 場所	図上または実施訓練とし必要に応じて県との合同または他の訓練と併合して行う。
	災害救助 訓練	消防団	台風襲来時期	適宜	救助、救援を円滑に遂行するため必要に応じて他の機関と合同または他の訓練と併合して行う。

■ 表 2 - 1 0 . 訓練計画表 (2)

区 分		実施団体	実施時期	実施場所	実施方法
個別訓練	非常招集訓練	各 部 及び 各機関	適 宜	適 宜	災害時における職員の動員が円滑かつ迅速に行われるよう実施する。
	通信連絡訓練	各 部 及び 各機関	適 宜	適 宜	災害対策を有効、円滑に実施するために被害状況の把握及び指令の伝達が迅速かつ適切に行われるよう実施する。
	火災時避難訓練	各 部 及び 各機関	適 宜	適 宜	学校、育児施設、集会所等の建造物内の人命保護を目的として実施する。
	災害時避難訓練	各 部 及び 各機関	適 宜	適 宜	地域ごとに発生するリスクのある災害を想定して、避難場所、避難所等への効果的で安全かつ迅速な避難、また避難誘導を行うことを目的として実施する。

3. 対 策

対策の種類	ランク	担当課
(1) 基礎的訓練	I	関係各課
(2) 総合訓練等	I	関係各課
(3) 防災危機管理委員会〔仮称〕による計画立案	I	関係各課
(4) 訓練結果の防災計画等への反映	I	関係各課

注) ランク I (人命損失防止の対策)

(1) 基礎的訓練

1) 初動・応急対策計画確認訓練

初動・応急対策計画の実効性の確認を主眼とした訓練であり、関係課においては初動・応急対策の流れ、情報連絡系統(連絡窓口)、協定内容等の確認を行う。

図上演習や窓口確認訓練等、課単位で比較的容易に取り組める上に、訓練効果が大きいため、積極的に行うことが望まれる。

また、業務継続計画に定める非常時優先業務等についての対応訓練を実施し、継続的改善を図っていく。

2) 災害救助実務研修会

災害発生時における災害救助業務を円滑かつ的確に推進し、有事の際の災害救助体制に万全を期するため、関係職員は災害救助法実務研修会を実施する。

3) 炊き出し訓練

防災意識の高揚と災害発生時における炊き出し計画を、円滑かつ迅速に推進するとともに、応急救助活動に万全を期するため、職員、地区関係者に対し、炊き出し訓練を適宜実施する。

4) 避難訓練

- ① 危険予想区域及び避難場所、避難の方法等の住民への周知徹底及び把握
- ② 避難勧告等の伝達及び避難誘導
- ③ 救難、救護等の措置

5) 職員参集訓練

職員の本部、各地区等の非常配備体制を確保し、各防災機関、町民との連携を図るため、職員の参集訓練を実施する。

参集に当たっては、交通機関、交通用具の使用を制限または禁止し、勤務時間内外の条件を加えた訓練を実施する。

○ 訓練内容

非常招集訓練、指令伝達訓練、本部運営訓練

6) 無線通信訓練

災害時においては、情報伝達収集に必要な有線通信が壊滅的な被害を受ける事が予想され、無線通信による情報伝達収集が必要かつ重要となってくる。

また、大規模地震の場合、無線設備にも被害を受けることが考えられ、通信の途絶が予想される。

このような事態に対処し、通信の円滑な運用を確保するため、機器の操作習熟に努めるとともに、町民、各機関及び複数の他機関との間において、情報の収集及び伝達の要領、通信設備の応急復旧等についての訓練を実施する。

また、県防災企画課・日高振興局・山間部地域自主防災組織と共同で開催する、孤立集落通信訓練の実施をさらに推進していく。

① 実施方法

- ・災害発生を想定して実施する本部と各施設、学校、防災関係機関との情報伝達訓練
- ・固定系無線を使用した避難勧告等の伝達訓練
- ・通信設備の応急復旧等についての訓練

② 通信伝達事項

災害対策本部設置、災害対応措置、被害状況報告、応急活動の実施、応急措置の要請等

③ 実施

実施期間を定め定期的に行う。孤立集落通信訓練については年数回程度実施する。

7) 排水ポンプ操作訓練

毎年、印南町では出水期において、排水路の溢水による内水害が発生、または発生するおそれがあり、これに対応するため、平成 25 年度より排水ポンプの整備を行い、翌年度より設置・運用を行っているところである。

また平成 30 年に「印南町排水ポンプ操作員設置要領」を定めており、同要領に基づきポンプの操作員は安全にポンプを設置するとともに、その機能を十分発揮できるように訓練を実施することとする。

8) ICT機器操作訓練

防災施策に用いられている ICT機器の操作訓練を通じ、職員の技能向上・習熟を図る。ICTを活用した防災体制の確立による情報収集、情報発信力の向上を目指す。

(2) 総合訓練等

1) 総合防災訓練

毎年 11 月 5 日の「世界津波の日」前後において、町は防災関係機関の協力を得て、総合防災訓練を実施するよう努める。

① 訓練内容

避難行動、避難誘導、職員参集、本部運営、通信連絡、ICT機器を活用した広報、災害警備、救護、救出、物資等の輸送、給水、非常炊き出し、避難所の開設等。

② 訓練参加者

印南町、町内会、自主防災組織、小・中学校、こども園、県、警察署、日高広域消防事務組合消防本部、消防団、自衛隊、日本赤十字社支部、医師会、地元関係団体、その他災害応急対策計画上必要な防災機関、団体。

③ 訓練場所

町内の適切な場所を設定する。

④ その他

総合防災訓練の特殊性を考慮し、防災関係機関は特に情報収集と伝達要領ならびに通信設備の応急復旧等についての訓練を適宜実施する。

2) 地域防災訓練

自主防災組織、自治会等を単位とする訓練及び複数の組織の連合による訓練と警察署、日高広域消防事務組合消防本部、消防団等の協力のもとに実施する。

○ 訓練内容

出火防止訓練、初期消火訓練、避難誘導訓練、応急救護訓練、情報伝達訓練、給食給水訓練

3) 国、県その他関係機関の実施する訓練

国、県その他関係機関が実施する訓練には、積極的に参加し相互の連絡を密にするとともに、大災害発生の際の混乱と被害を最小限にとどめるよう努める。

また、県防災企画課・日高振興局・山間部地域自主防災組織と共同で開催する、孤立集落通信訓練の実施をさらに推進していく。

4) 小・中学校等の防災訓練

教育委員会指導のもとに定期的に訓練を行う。

- ① 災害に対して、沈着、冷静、敏速に行動することの意味や必要性を理解させ、身の安全を守る動作と方法を身につけさせる。
- ② 避難の実践を通して、災害予防の意識を高め、安全体制をつくる。
- ③ 集団行動を通して、規律と協力の精神を養い、積極的な協力と実践する態度を育てる。

(3) 防災危機管理委員会〔仮称〕による計画立案

毎年度における防災訓練の内容、実施時期等の計画立案を行う。また、防災に関する先進的な取組等を視察する、防災に関する研修会を開催するなどの取り組みを行う。

そのために、総務課を中心とし各課の代表職員を加えた防災危機管理委員会を設立する。

(4) 訓練結果の防災計画等への反映

防災訓練は単に「問題なく無事終了」というのが成果ではなく、訓練を行うことで、実際の応急対策に対する問題点を掘り起こすことが重要である。

その結果を踏まえ、終了後の検討を行い、防災計画の改正や次回訓練の際の重点課題として有効に活用する。

4.4 防災教育・研修

担当機関：関係各課

1. 目的

平常時及び災害時において、町民及び職員が的確に判断し、行動しうるよう防災教育・研修を行う。

2. 対策

対策の種類	ランク	担当課
(1) 職員に対する防災教育・研修	I	総務課、関係各課
(2) 学校教育における防災教育	I	教育委員会
(3) 社会教育における防災教育	I	教育委員会
(4) 自主防災組織リーダーに対する防災教育	I	総務課
(5) 事業所に対する啓発	I	総務課
(6) 防災広報	I	総務課

注) ランク I (人命損失防止の対策)

(1) 職員に対する防災教育・研修

災害の発生時には、職員個々の正確な状況判断が要求される。

町職員をはじめ、災害対策関係機関の職員の災害時における適正な判断力を養成し、自発的に責任をもって行動できるようにするため、職場研修、その他の研修、講習会、講演会等の防災教育・研修を行う。

また、職場内における防災体制を確立するため、あらゆる機会を利用して防災教育の徹底を図るよう努める。特に、近年充実しつつある I C T に対応した取組を重視する。

1) 職場研修

災害時の担当職務が平常時の担当職務と著しく異なるとき、困難または特殊な職務を担当する所属においては、所属長は、定期的に実技習得演習を実施しなければならない。

実施の時期は、内容に応じて所属長が定め、実施の内容は担当の応急対策業務をできるだけ体験して行うことにより行う。

2) その他の研修、講習会

その他必要に応じ、研修、講習会を実施するとともに、県または防災関係機関が行う研修会、講習会、講演会に職員を派遣する。

① 防災講習会

職員を対象とし、学識経験者及び関係機関の専門職員を講師として招き、災害の原因、対策等の専門的知識の高揚を図る。

② 資格・免許取得

小型無人航空機（ドローン）の操縦士資格の取得職員を増やすことで、担当課職員のみならず、広く職員が活用できる体制づくりを構築し、技能及び知識の習得を図る。

また、防災・危機管理に関する多様な資格等を取得し、防災力の向上のための活動について、十分な意識・知識・技能の習得に努める。

③ 研修会

災害対策関係法令及びその他の防災関係法令の説明、研修会等を行い、主旨の徹底と円滑な運営を図るとともに、土木、水防、建築、その他防災技術の習得を図る。

④ 検討会

防災訓練と併せて検討会を開催し、災害時における業務分担等についての自覚と認識を深める

⑤ 見学、現地調査

防災基幹施設、防災関係研究機関等の見学ならびに危険地域等の現地調査行い、現況の把握と対策の検討を行う。

⑥ 印刷物

災害の原因、予防、応急対策、その他必要事項等をまとめた防災活動の手引書、パンフレット等を作成し配付する。

(2) 学校教育における防災教育

児童・生徒に対しては、学校における教育活動の機会を通じて、必要に応じ災害に対する知識の普及に努める。

普及に当たっては、次のとおりである。

1) 教科指導

教科課程の中に震災の種類、原因、実態ならびにその対策等、防災関係の事項をとりあげ習得させる。

2) 防災教育・訓練

防災「いなみっ子」未来プロジェクトとして防災教育や防災訓練を実施し、学校（学校内、登下校路）、家庭、地域等における防災の実践活動、避難行動について習得させる。

- ・「和歌山県防災教育指導の手引き」を活用した防災学習
 - ・歴史資料等を活用した防災文化の形成
 - ・「津波避難3原則」の浸透
 - 想定にとらわれない
 - 最善を尽くせ
 - 率先避難者になれ
 - ・実践的な避難訓練や地域と連携した避難訓練
 - ・身近な安全対策（耐震化、家具固定等）を子どもから発信する減災運動
 - ・家庭内ワークショップの実施
- 3) 課外活動における教育
防災関係機関、防災施設ならびに防災関係の催し等の見学を行う。

(3) 社会教育における防災教育

公民館活動等における研修、集会などの機会を通じ、必要に応じて災害に対する知識の普及に努める。

普及に当たっては、次のとおりである。

1) 講座

災害に対する基礎的知識、防災に対する一般的、個人的、集団的な心得についての講座をカリキュラムに編成する。

2) 実習

救助の方法、特に人工呼吸に対する知識と技術について体得させる。

3) 話し合い学習

カリキュラムに「防災についての話し合い学習」を組入れ、講座、映画、テレビ、ラジオ、体験談等を素材とした話し合い学習を行う。

4) 研修

防災関係機関、防災施設ならびに防災関係の催し等の見学を行う。

5) 印刷物

防災関係資料等を収集してパンフレットを作成・配布するとともに、機関誌に関係記事を記載する。

(4) 自主防災組織リーダーに対する防災教育

防災教育に当たっては、次のとおりである。

- ① 自主防災組織のリーダーの活動マニュアルを作成・配布し、活動内容等の知識の普及を行う。
- ② 自主防災組織とともに地区の防災の実態を把握し、地域特性に応じた対策の検討を行う。
- ③ 防災関係機関の協力のもとに、自主防災組織リーダー養成講座、講習会及び施設見学等によって、防災に対する種々の知識の普及に努める。

(5) 事業所に対する啓発

防火管理者、危険物取扱者等に対する講習を実施するほか、防火の集い、研究会、講習会等を随時実施し、防災思想の普及を図る。

(6) 防災広報

町の広報誌等で町の防災施策に関し、分かりやすく伝える「見える化」を行い、災害対策に関する記事を掲載し、町民の防災意識の普及に努める。

また、男女のニーズの違い等男女双方の視点に配慮した広報内容に努める。

広報の重点事項は次のとおりである。

(平常時の心得に関する事項)

- ・緊急避難先安全レベル（☆～☆☆☆）の考え方と災害種別に応じた避難場所を確認しておくこと。
- ・「避難カード」を作成し、家族と避難場所の相談をしておくこと。
- ・避難が必要になった時に備えて、事前に避難ルートや避難場所を確認しておくこと。
- ・非常持出用品をまとめておくこと。
- ・情報の入手方法（防災わかやまメール配信サービスへの登録、エリアメール、データ放送など）。
- ・危険を感じたら、ただちに安全な場所へ移動すること（自主避難）。
- ・日頃から雨の降り方、低い土地の浸水、河川の増水、裏山の土砂崩れに注意すること。
- ・自主防災組織活動の活性化、防災リーダー（特に若者や女性）を育成すること。
- ・火災予防、家具等の転倒防止措置、地震に備えた耐震診断・耐震補強に関すること。
- ・石綿の吸引を防ぐ防じんマスクの備蓄及び正しい活用方法を習得しておくこと。
- ・防災訓練に進んで参加すること。

(災害発生時の心得に関する事項)

- ・自分と家族の身の安全を確保すること。
- ・火の元（台所や暖房器具）の安全を確認すること。
- ・火が出たら初期消火（消火器、くみ置き水）を行い消防署へ通報すること。
- ・地震による揺れを感じにくい場合でも、津波警報等を見聞きしたら速やかに避難すること。
- ・避難は徒歩で近所住民に声を掛けながら行き、持ち物は最小限にすること。
- ・正しい情報をつかみ、デマに迷わされないこと。

1) 広報の方法

① ラジオ、テレビ

ラジオ、テレビの県民向け放送の中で、防災知識の普及を図る放送を行うことについて、県とともに依頼していく。

② 広報誌「広報いなみ」等

町民全世帯を対象として定期発行している広報誌「広報いなみ」等を通じ、町民に災害対策の周知徹底を図る。

③ パンフレット等の作成

防災に関するパンフレットを作成し、これを災害対策関係者はじめ町民に配布する。

④ 報道機関の協力

防災知識の普及啓発を図るため、報道機関に対しては積極的に協力を依頼するとともに、本町の災害対策についての計画等、絶えず必要な情報記事の提供に努める。

2) ハザードマップの周知徹底

町は、県が想定したシミュレーション結果に基づき、津波ハザードマップ、印南川及び切目川における洪水ハザードマップ（裏面は土砂災害危険箇所マップ）を作成している。

これを広く町民に周知することにより、防災意識の高揚を図ることが必要であることから、広報誌等による各種ハザードマップの閲覧が可能な場所の告知や、町ホームページによる公開などにより、周知徹底を図る。

〔基本計画編〕

第3章 災害応急対策計画

第 1 節 活動体制の基本方針

1-1. 目的

町は、災害対策基本法に基づき町民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、適切な応急対策活動を実施する責務を課せられている。

この節においては、災害が発生し、または発生が予想される場合における、災害の発生の防御及び拡大防止のための、災害対策本部の組織と動員配備について定める。

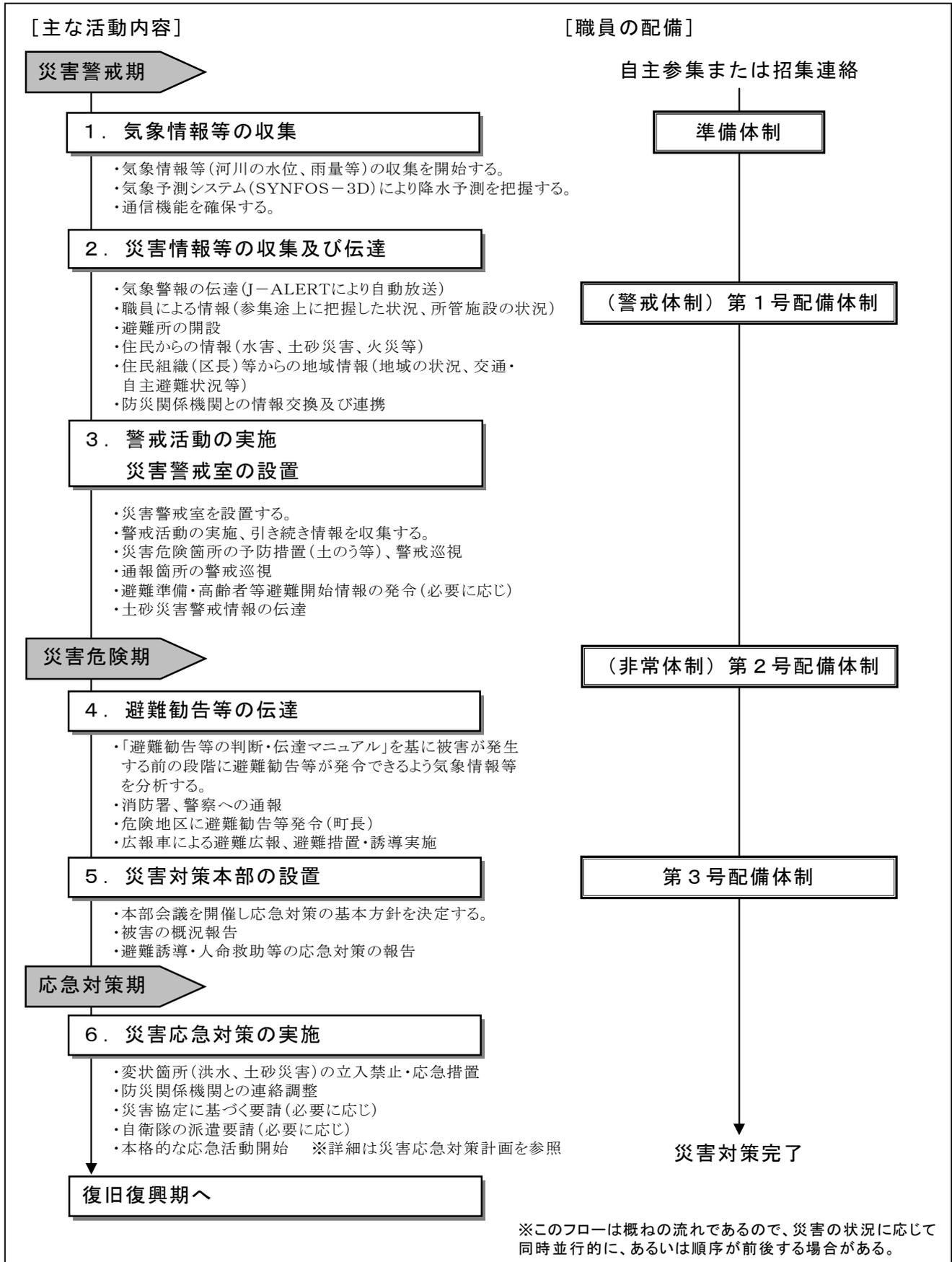
ただし、災害の規模や状況によっては、想定を超える事態も起こり得ることから、常に臨機応変の対応を心掛けることが必要である。

1-2. 記載項目

1. 初動活動の内容	●町の役割／全班 ○初動対応
2. 組織計画	●町の役割／総務班 ○動員体制の整備
3. 動員計画	●町の役割／総務班 ○動員体制の整備

1. 初動活動の内容

■ 表 3 - 1. 風水害時の初動対応フロー／町：全班



2. 組織計画

災害が発生し、または発生するおそれがある場合で、町内における災害対策を実施するため、本計画の定めるところによって、『印南町災害対策本部』（以下、本部という）を設置し、関連組織との緊密な連絡協力のもとに災害応急対策活動を実施する。

また、本部の設置にいたらない災害については、平常時の町の組織をもって対処するものとする。

(1) 準備体制及び配備体制

気象状況等により、災害の発生が予想され、町長、副町長が必要と認めるときは、概ね次の基準による配備につき、気象・水防・火災等の情報収集及びその通報ならびに被害状況等のとりまとめ、その他災害対策に関する連絡調整に万全を期す。

1) 準備体制

① 配 置

準備体制の発令基準にあたる気象予警報等が発表されるなど、災害の発生が予想される時は、副町長と教育長は協議のうえ準備体制をとる。

② 解 除

気象予警報等が解除されたとき、または災害の発生のおそれがなくなったときは、副町長と教育長は協議のうえ、準備体制を解除する。

③ 任 務

災害担当長を副町長、副担当長を教育長、災害担当課を総務課とし、以下の任務を行う。また、収集した情報は、随時町長に報告する。

- 災害関係情報及び気象情報等の収集・報告・伝達に関すること。
- 防災関係機関との連絡に関すること。
- その他必要なこと。

2) 配備体制

① 災害警戒室の設置

第1号配備体制及び第2号配備体制にあたる各警報等が発表されるなど、災害の発生が予想されるときは、町長及び副町長、教育長は協議のうえ配備体制をとり、災害警戒室（以下「警戒室」という）を設置する。また、必要に応じて災害警戒対策会議を開く。

② 解 除

警報の解除または災害の発生するおそれが解消され、町長が判断した場合は、警戒室を解散し、配備体制を解除する。

③ 任 務

警戒室の室長を町長、副室長を副町長とし、以下の任務を行う。

- 災害関係情報及び気象情報等の収集・報告・伝達に関すること。
- 防災関係機関との連絡に関すること。
- 災害危険区域の警戒に関すること。
- その他必要なこと。

3) 災害対策本部の配備基準

- ① 本部は、防災活動の強力な推進を図るため、事態の状況に応じて配備の体制を整え、応急対策活動を実施していくものとする。
- ② 配備体制への移行その他必要な指示は本部長（町長）が決定し、総務対策部長（総務課長）は各対策部長へ連絡するものとする。

■ 表3-2. 配備体制一覧（一般災害）

体制	準備・警戒・配備体制の発令基準			
	気象予警報	水防指令	その他	動員配備職員
準備体制	・印南町に、 大雨及び洪水注意報 が発表され、災害の発生に備える必要があるとき。	—	・台風が町に接近するおそれがあり、 厳重な警戒 を要すると認められるとき。 ・ 大規模な事故（爆発等） が発生したとき。 ・その他、副町長が必要と認められたとき。	・防災担当職員及び関係各課職員 ・排水ポンプ操作員
第1号配備体制 （警戒体制）	・印南町に、大雨、洪水、暴風、高潮の 各警報 が発表され、 厳重な警戒 を要すると認められるとき。	・水防配備態勢第1号が発令されたとき。	・町内が 台風の暴風域内 に入るとおそれがあり、かつ 重大な災害 が起こると認められるとき。 ・ 林野火災等 が発生したとき。 ・その他、町長が必要と認められたとき。	・全職員 ・排水ポンプ操作員
第2号配備体制 （非常体制）	・印南町に、大雨、暴風、波浪、高潮その他の 特別警報 が発表されたとき。 ・町域に 記録的短時間大雨情報 が発表されたとき。 ・町域に 土砂災害警戒情報 が発表され甚大な災害が発生するおそれがあるとき。	・水防配備態勢第2号が発令されたとき。	・ 災害救助法の適用をしなければならぬような災害 が予想される時。 ・災害対策本部を設置しなければならぬような規模の災害が発生するおそれがあるとき。 ・その他、町長が必要と認められたとき。	・全職員
第3号配備体制 （災害対策本部）	・印南町に、大雨、暴風、波浪、高潮その他の 特別警報 が発表されて、町長が必要と認められたとき。	・水防配備態勢第3号が発令されたとき。	・ 災害救助法の適用を必要とする災害 が発生し、町長が必要と認められたとき。 ・ 大規模な火事、爆発、水難等 が発生し、町長が必要と認められたとき。 ・その他、 重大な災害 が発生するおそれがあり、町長が必要と認められたとき。	・全職員

(2) 災害対策本部の設置基準

1) 本部の設置は、災害対策基本法第 23 条の 2 の規定に基づき、次の基準に達したときに、町長が必要性を判断し設置する。

- ① 印南町に、大雨、暴風、波浪、高潮その他の特別警報及び警報が発表されて、町長が必要と認めたとき。
- ② 災害救助法の適用を必要とする災害が発生し、町長が必要と認めたとき。
- ③ 大規模な火事、爆発、水難等が発生し、町長が必要と認めたとき。
- ④ その他重大な災害が発生するおそれがあり、町長が必要と認めたとき。

2) 本部の解散

町内において、災害が発生するおそれが解消したと認められたとき、または災害応急対策がおおむね完了したと認められるとき、町長（または、これに代わる者）は、災害対策本部を解散する。

3) 本部の組織機構及び編成

- ① 災害対策本部の組織は、印南町災害対策本部条例の定めるところによる。
ただし、災害対策本部長は町長を、副本部長は副町長、教育長を、各部長は消防団長、各課長・次長・局長・室長をもってあてる。
- ② 本部に対策部及び班を設け、部に部長、班に班長及び班員を置く。

4) 各対策部と各班の任務分担

- ① 各対策部の部長は、本部長の命をうけて、部内の事務または業務を掌理する。
各班長は、部長の命をうけ、班の事務または業務を掌理する。
- ② 激甚災害が発生したとき（第 3 号配備体制をとる場合）は、発災直後から事態がある程度落ち着くまでの間（初動期）は、人命に係る諸対策（情報収集、救出、消火、医療救護、避難勧告・指示、応援要請、広報、給水、給食、物資供給等）を緊急かつ優先的に実施する体制を組むものとする。
- ③ 災害状況等を考慮し、事態がある程度落ち着いた段階になると、本部長の指示のもと、初動期の活動体制から応急対策期の活動体制へ円滑に移行していくものとする。

5) 本部の設置場所

本部は、町庁舎内に設置する。

なお、町庁舎が被害を受け設置場所が確保できない場合は、以下の施設を利用し本部を設置する。この際は、本部の設置場所を県及び関係機関等に連絡するものとする。

< 候補施設 >

- 稲原防災センター

6) 本部長の順位

町長が事故や不在時等の非常時については、以下の順位により指揮を執るものとする。

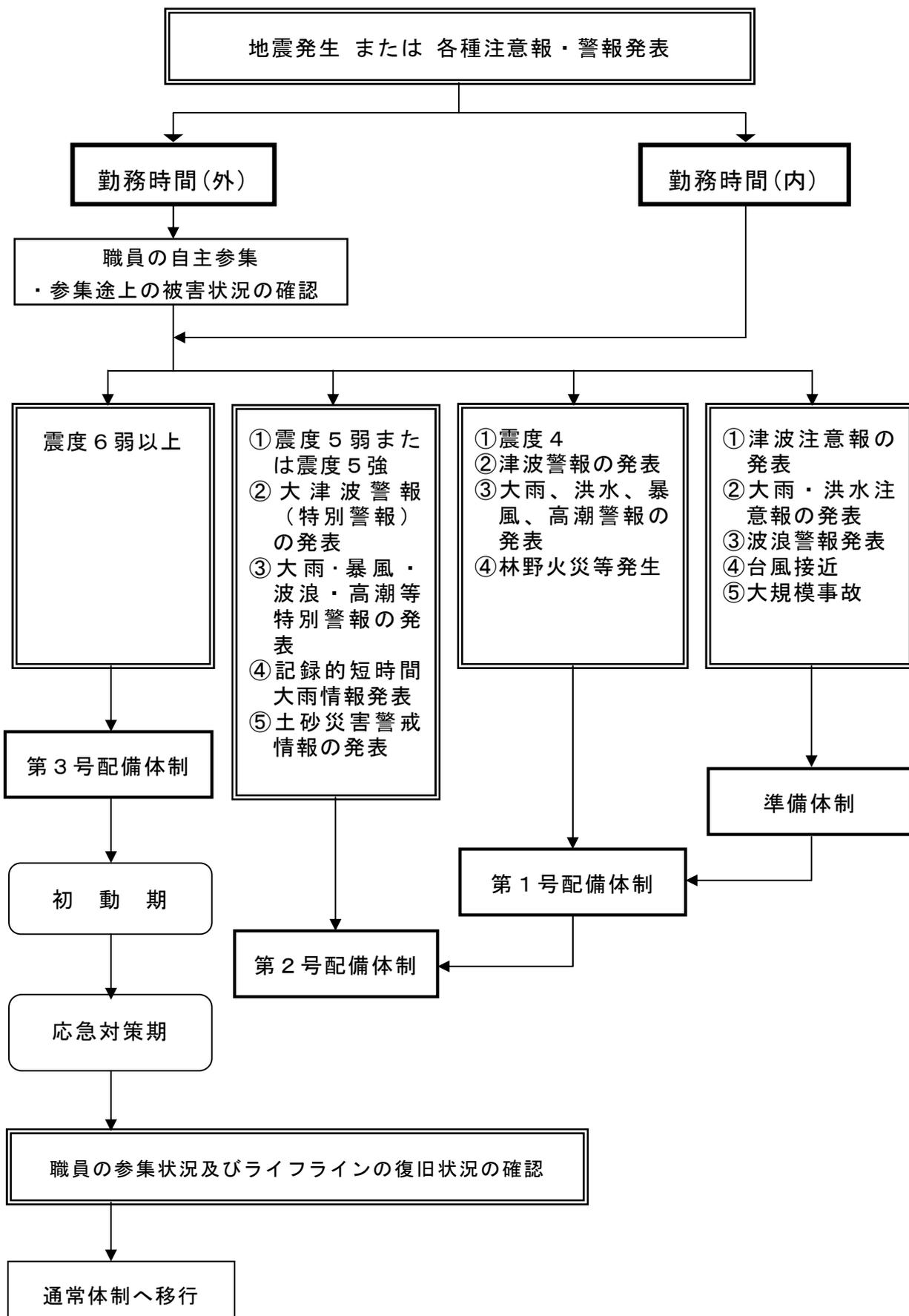
<順位>

- ① 町 長
- ② 副町長
- ③ 教育長
- ④ 総務課長
- ⑤ 税務課長

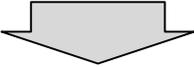
7) 優先業務の把握・選定

事前に定めた業務継続計画に基づき、発災後に町が実施する応急対策業務に加え、非常時においても継続すべき優先業務の選定を行う。

■ 図 3 - 1 . 職員の配備体制の流れ



■ 表 3 - 3 . 印南町災害対策本部事務分掌

<p>本部長</p>	<p>町長</p>	<p>初期</p> <p>1. 災害対策本部設置の宣言をする。</p> <p>●役場庁舎または代替施設において、部長会議からの報告を受け、以下を行い、指示を与える。</p> <p>2. 避難の勧告・指示等の意思決定</p> <p>3. 自衛隊災害派遣要請の意思決定</p> <p>4. 広域応援要請の意思決定</p>
<p>副本部長</p>	<p>副町長 教育長</p>	
		
		<p>応急対策期</p> <p>●役場庁舎または代替施設において、部長会議からの報告を受け、以下を行い、指示を与える。</p> <p>1. 避難の勧告・指示等の意思決定</p> <p>2. 自衛隊災害派遣要請の意思決定</p> <p>3. 広域応援要請の意思決定</p> <p>4. 災害応急対策重要事項の意思決定</p> <p>5. 災害救助法の適用申請の意思決定</p> <p>6. 本部の配備体制の切り替え、廃止の意思決定</p> <p>7. その他重要事項の意思決定</p>
<p>部長会議</p>	<p>総務課長 税務課長 住民福祉課長 産業課長 建設課長 教育課長 出納室長 消防団長 各課等長 総務課副課長 防災担当職員</p>	<p>初期</p> <p>●役場庁舎または代替施設において、以下を行う。</p> <p>1. 各部の情報、状況の確認</p> <p>2. 予想外事項の打合せ</p> <p>3. 本部長、副本部長への報告</p>
		<p>応急対策期</p> <p>●役場庁舎または代替施設において、以下を行う。</p> <p>1. 各部の情報、状況の確認</p> <p>2. 予想外事項の打合せ</p> <p>3. 本部長、副本部長への報告</p>

総務対策部	部 長：総務課長 副部長：企画政策課長、議会事務局長、出納室長 税務課長【初動期】
-------	----------------------------------------------------------------------

総 務 班
班長：総務課職員 (副課長、主幹) 班員：総務課職員 議会事務局職員 税務課職員【初動期】

初 動 期	<p>●役場庁舎または代替施設において、災害対策本部の事務局として、</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 初動期の体制を始動させ、各部班と連絡調整を行い、部長会議の開催に係る調整を行う。 2. 人命に係る被害情報及び気象情報等を部長会議に上申する。 3. 避難の勧告・指示に関する連絡調整を行う。 4. 通信手段の確保及び統制を行う。 5. 県、自衛隊、日高広域消防事務組合消防本部、消(水)防団、御坊警察署及び関係機関に概括情報を報告するとともに、応援要請等の連絡調整を行う。 6. 人命に係る被害情報及び気象情報等を取りまとめる。 7. 庁舎の応急修理及び保安措置を行う。 8. 町有車を管理し、緊急輸送に優先的に配車するとともに、民間車両を確保する。 9. 本部員及び対策要員の給食、給水を手配する。 10. ライフラインの被害状況を把握する。 11. 排水ポンプの運用について検討する。
-------------	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

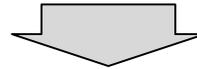


応 急 対 策 期	<p>●役場庁舎または代替施設において、災害対策本部の事務局として、</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 初動期の体制を始動させ、各部班と連絡調整を行い、部長会議の開催に係る調整を行う。 2. 部長会議の事務運営や本部長の命令及び部長会議の決定事項の各班への伝達を行う。 3. 防災無線の管制を行う。 4. 通信手段の確保及び統制を行う。 5. 避難の勧告・指示に関する連絡調整を行う。 6. 各部各班との連絡調整を行う。 7. 県、自衛隊、日高広域消防事務組合消防本部、消(水)防団、御坊警察署及び関係機関に概括情報を報告するとともに、応援要請等の連絡調整を行う。 8. 本部の人事管理のほか、庶務業務を行う。 9. 被害状況、活動状況の収集整理を行い、部長会議及び各班へ伝達する。 10. 気象情報の収集を行い、部長会議及び各班へ伝達する。 11. 庁舎の応急修理及び保安措置を行う。 12. 町有車を管理し、緊急輸送に優先的に配車するとともに、民間車両を確保する。 13. 本部員及び災害対策要員の宿舎、給食、給水、資機材を手配する。 14. ライフラインの被害状況、復旧状況を把握する。 15. 災害対策の総合計画を作成する。 16. 災害対策の予算及び資金運用財政計画を立案する。 17. 町有施設及び町有林の災害対策を行う。 18. 排水ポンプの運用について検討する。
-----------------------	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

総務対策部	部 長：総務課長 副部長：企画政策課長、議会事務局長、出納室長 税務課長【初動期】
-------	-------------------------------------------------

広 報 班
班長：企画政策課職員 (副課長、主幹) 班員：企画政策課職員 総務課職員 出納室職員

初 動 期	<p>●役場庁舎または代替施設において、</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 総務班に集中した人命に係る情報を報道機関に、場所、時間、報告者を決めたくえで発表する。 2. 警報等の伝達を行う。 3. 住民からの問い合わせや相談については、各担当部署の活動に支障が生じないように、専用電話や専用部屋を設置して、担当者が集中対応する。 <p>●避難所や市街地において、</p> <ol style="list-style-type: none"> 4. 被災者に災害の状況や応急対策活動について、掲示板や広報車等で情報提供を行う。
-------------	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------



応 急 対 策 期	<p>●役場庁舎または代替施設において、</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 被害状況、応急対策状況に係る情報を総括的に取りまとめ、報道機関に場所、時間、報告者を決めたくえで発表する。 2. 住民からの問い合わせや相談については、各担当部署の活動に支障が生じないように、専用電話や専用部屋を設置して、担当者が集中対応する。 <p>●避難所や市街地において、</p> <ol style="list-style-type: none"> 3. 被災者に気象情報、災害の状況、応急対策活動状況について、掲示板や広報車、同報無線等で情報提供を行う。
-----------------------	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

税務対策部 【応急対策期】	部長：税務課長 副部長：税務課（副課長等）
------------------	--------------------------

税 務 班
班長：税務課職員 （主幹等） 班員：税務課職員

初 動 期	【総務対策部総務班に編入】
-------------	---------------



応 急 対 策 期	<ul style="list-style-type: none"> ●被災現場等において、 1. 被災住家等の調査を行う。 ●役場庁舎または代替施設において、 2. り災証明を発行する。 3. 被害納税者の納税、減免を行う。
-----------------------	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

民生対策部	部長：住民福祉課長 副部長：生活環境課長 産業課長【初動期】
-------	--------------------------------------

救助・厚生班
班長：住民福祉課職員 （副課長、主幹） 班員：住民福祉課職員 産業課職員【初動期】

初動期	<ul style="list-style-type: none"> ● 役場庁舎または代替施設において、 1. 応援部隊の受入調整を行う。 2. 行方不明者の捜索受付を行う。 3. 総務班に集中した被害情報をもとに、食糧及び生活必需品の調達ならびに炊き出しを行う。 4. 避難行動要支援者対策を検討・実施する。 5. 災害救助法の適用申請の事務事務を担当する。 6. ボランティア対策を実施する。 7. 避難所の開設を行う。
-----	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

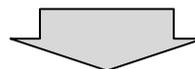


応急対策期	<ul style="list-style-type: none"> ● 役場庁舎または代替施設において、 1. 行方不明者の捜索受付を行う。 2. 災害救助法の適用申請の事務事務を行う。 3. 社会福祉施設の被害調査及び災害対策を行う。 4. 避難行動要支援者対策（移送等）を行う。 5. 義援金品の受付、保管、配分を行う。 6. ボランティア対策を実施する。 ● 役場庁舎または代替施設あるいは遺体収容所において、 7. 遺体の収容、処理、埋葬の管理事務を行う。 ● 避難所において、 8. 避難所の管理運営事務を行う。
-------	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

民生対策部	部 長：住民福祉課長 副部長：生活環境課長 産業課長【初動期】
-------	---------------------------------------

医 療 班
班長：住民福祉課職員 （副課長、主幹） 班員：住民福祉課職員 産業課職員【初動期】

初 動 期	<ul style="list-style-type: none"> ●避難所または町内医院において、 1. 救護所を開設し、救護活動を行う。 2. 消防本部と連携をとり、重症者の後方搬送を行う。 3. 保健衛生対策（主に健康管理対策）を実施する。 4. 必要な保健活動方針を決定し、県に適切な支援を求める。 <ul style="list-style-type: none"> ●役場庁舎または代替施設において、 5. 上水道が使用不能の場合、医療用水を確保し、救護所へ搬送する。
-------------	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

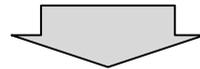


応 急 対 策 期	<ul style="list-style-type: none"> ●避難所または町内医院において、 1. 医療救護班を編成する。 2. 傷病者の応急手当を行う。 3. 消防本部と連携をとり、重症者の後方搬送を行う。 4. 被災者の健康管理を行う。 5. 医療施設の被害調査及び災害対策を行う。 6. 医療ボランティア対策を実施する。
-----------------------	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

民生対策部	部 長：住民福祉課長 副部長：生活環境課長 産業課長【初動期】
-------	---------------------------------------

生活環境班
班長：生活環境課職員 (副課長、主幹) 班員：生活環境課職員 産業課職員【初動期】

初動期	● 役場庁舎または代替施設において、 1. 仮設給水所による拠点給水や、給水車等による搬送給水を行う。 2. 保健衛生対策（主に環境・防疫対策）を実施する。 3. 町内主要箇所へ仮設トイレを設置する。 4. 遺体の安置所及び火葬場を確保する。
-----	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

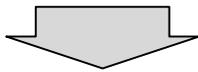


応急対策期	● 被災した地域または避難所において、 1. ごみ、し尿及び災害廃棄物について、業者と連携をとり処理する。場合によっては一時置場も検討する。 2. 保健衛生対策（主に環境・防疫対策）を実施する。 3. 遺体の安置所及び火葬場を確保する。 ● 上水道が使用不能の場合において、 4. 浄水場やため池等で飲料水を確保する。 5. 仮設給水所による拠点給水や給水車等による搬送給水を行う。 6. 水源、配水管、浄水施設の被害調査及び災害対策を行う。
-------	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

産業対策部 【応急対策期】	部 長：産業課長 副部長：産業課職員（副課長等）
------------------	-----------------------------

産 業 班
班長：産業課 （主幹等） 班員：産業課職員

初 動 期	【民生対策部に編入】
-------------	------------

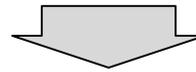


応 急 対 策 期	<p>●役場庁舎または代替施設において、</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 農地、農産物の被害調査及び災害対策を行う。 2. 林産物、林業施設の被害調査及び災害対策を行う。 3. 家畜、畜産施設の被害調査及び災害対策を行う。 4. 被災農林漁業家に対する災害融資を行う。 5. 商工業の被害調査及び災害対策を行う。 6. 観光施設の被害調査及び災害対策を行う。 7. 被災商工業者に対する経営指導及び災害融資を行う。 8. 食糧、救援物資を調達する。
-----------------------	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

建設対策部	部長：建設課長 副部長：建設課（副課長等）
-------	--------------------------

建設班
班長：建設課職員 （主幹等） 班員：建設課職員

初 動 期	<p>●役場庁舎または代替施設あるいは被災現場等において、</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 救出用資機材を確保する。 2. 応急対策用資機材を確保する。 3. 緊急輸送道路の応急復旧を行う。 4. 印南漁港の応急復旧を行う。 5. ヘリポートを確保する。 6. 写真記録を行う。
-------------	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

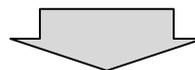


応 急 対 策 期	<p>●役場庁舎または代替施設において、</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 公共土木施設の被害調査及び災害対策を行う。 2. 水産物、水産施設の被害調査及び災害対策を行う。 3. 農地、農業用施設の被害調査及び災害対策を行う。 4. 仮設住宅の建設を行う。 5. 写真記録を行う。
-----------------------	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

文教対策部	部 長：教育課長 副部長：教育課職員（副課長等）
-------	-----------------------------

教 育 班
班長：教育課職員 （主幹等） 班員：教育課職員
班長：学校長 班員：教職員

初 動 期	●公民館または役場庁舎もしくは代替施設・文教施設等において、 1. 児童生徒の避難誘導（対策）を実施する。 2. 避難所の管理運営を支援する。 3. 避難所となる学校施設及び社会教育施設の被害状況を把握し、総務班へ報告する。
-------------	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

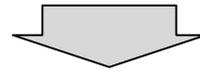


応 急 対 策 期	●役場庁舎または代替施設あるいは文教施設等において、 1. 児童生徒の避難誘導（対策）を実施する。 2. 避難所の管理運営を支援する。 3. 学校施設の被害調査及び災害対策を行う。 4. 被害学校の授業の応急処置を行う。 5. 被害学校の給食の応急処置を行う。 6. 被災学童に対する教科書及び学用品の支給を行う。 7. 社会教育施設の被害調査及び災害対策を行う。
-----------------------	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

消防対策部	部長：消防団長 副部長：消防副団長
-------	----------------------

消 防 団
班長：消防団分団長 班員：消防団員

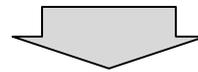
初 動 期	●被災現場等において、 1. 災害の警戒を行う。 2. 人命に係る災害情報を収集・報告する。 3. 人命の救出及び救急活動を行う。 4. 火災防御活動、水防活動等の災害防御活動を行う。 5. 避難勧告・指示による住民の避難誘導を行う。 6. 避難行動要支援者の保護・移送を行う。 7. 遺体の捜索、収容活動を行う。
-------------	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------



応 急 対 策 期	●被災現場等において、 1. 災害の警戒を行う。 2. 人命に係る災害情報収集・報告を行う。 3. 人命の救出及び救急活動を行う。 4. 火災防御活動、水防活動等の災害防御活動を行う。 5. 避難勧告・指示による住民の避難誘導を行う。 6. 避難行動要支援者の保護・移送を行う。 7. 遺体の捜索、収容、処理、埋葬活動を行う。
-----------------------	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

情報連絡員	町職員 消防団 社会福祉協議会 区長 自主防災組織 民生委員 住民等
-------	------------------------------------------------------

初動期	●あらかじめ定められた地区や避難所において、 1. 危険箇所数・場所や人命に係る情報を収集し、本部の総務班へ連絡する。 2. 出火件数・場所の情報を収集し、本部の総務班へ連絡する。 3. 地域の区長、自主防災組織、住民等と協力して、情報収集に務め、場合によっては、救出、初期消火、避難誘導、炊き出し等を行う。 4. 災害の状況に応じて、避難所を開設する。
-----	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------



応急対策期	●あらかじめ定められた地区や避難所において、 1. 危険箇所数・場所や人命に係る情報を収集し、本部の総務班へ連絡する。 2. 出火件数・場所の情報を収集し、本部の総務班へ連絡する。 3. 地域の区長、自主防災組織、住民等と協力して、情報収集に務め、場合によっては、救出、初期消火、避難誘導、炊き出し等を行う。 4. 災害の状況に応じて、避難所を開設する。 5. 必要な水、食糧、生活必需品、医薬品等を把握し、本部の総務班へ連絡する。
-------	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

(3) 職員の証票等

- 1) 災害応急対策において、町職員が災害対策基本法に基づき施設、家屋または物資の所在する場所もしくは物資を保管する場所に立ち入り、検査等を行う場合における証票は、印南町職員証明書とする。
- 2) 本部職員のうち、災害応急対策の実施にあたる者は、腕章を着用する。また、本部の所在地及び自動車には原則として標旗をつけるものとする。

※「本部の標識板、腕章、自動車及び現地本部の標旗」は資料編（資-63）を参照

3. 動員計画

災害応急対策に必要な職員の動員計画は、次により実施する。

(1) 動員の実施機関

- ① 動員は災害対策本部長の命によって各部長が行い、各部長は、動員の結果を災害対策本部長に報告する。
- ② 動員について、各部に調整の必要があるときは、本部長が行うものとする。

(2) 職員動員の体制

- ① 各部長は、分担業務に基づいて各班の配備計画を立て、これを本部に報告するとともに、班員に周知徹底しておくものとする。
- ② 各部長は、配備計画に基づき、班員を直ちに動員できる体制を整え、非常連絡系統図を作成しておくものとし、職員に異動があったときは直ちにこれらを修正し、本部に届け出ておくものとする。
- ③ 各部は、非常配備体制に基づき、各部の実情に即した計画等により動員を行うものとする。

(3) 動員配備の決定と伝達

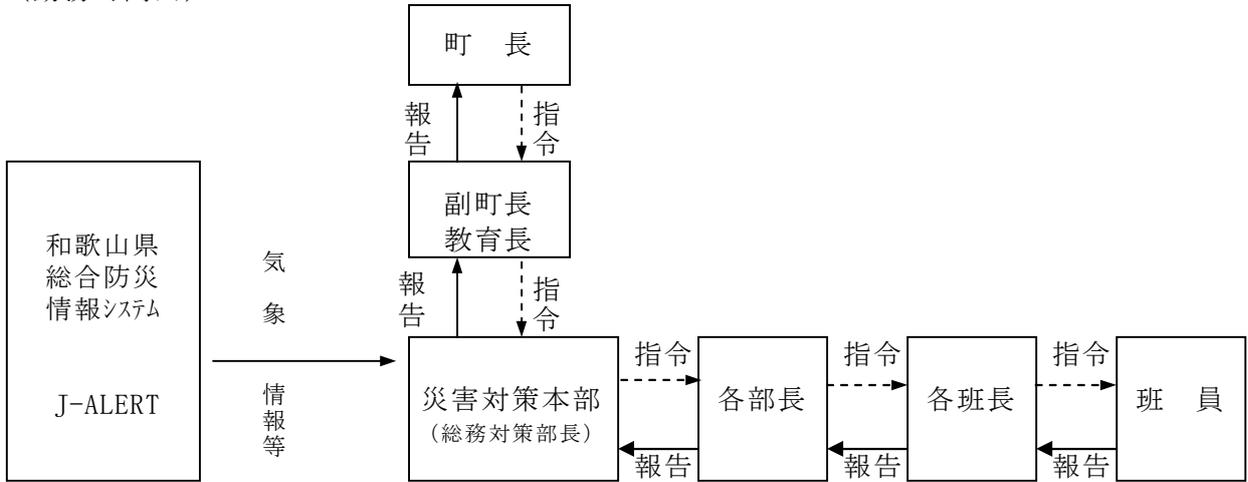
1) 勤務時間内の決定と伝達

- ① 表 3-2. 配備体制一覧 (p. 3-4) に掲げる災害が発生した場合または各種警報が発表された場合は、総務対策部長（総務課長）は、本部長及び副本部長に報告を行う。
- ② 報告を受けた本部長は、副本部長、本部員と協議して、表 3-2 の基準に基づいて動員配備体制を決定する。
なお、迅速を要する場合は、在庁（または連絡可能な）最上位意思決定者において専決する。
- ③ 動員配備の決定後は、総務対策部長は各部長にその旨伝達するとともに、庁内放送で職員に周知する。

※ 図 3-2. 動員配備伝達系統図（勤務時間内）を参照

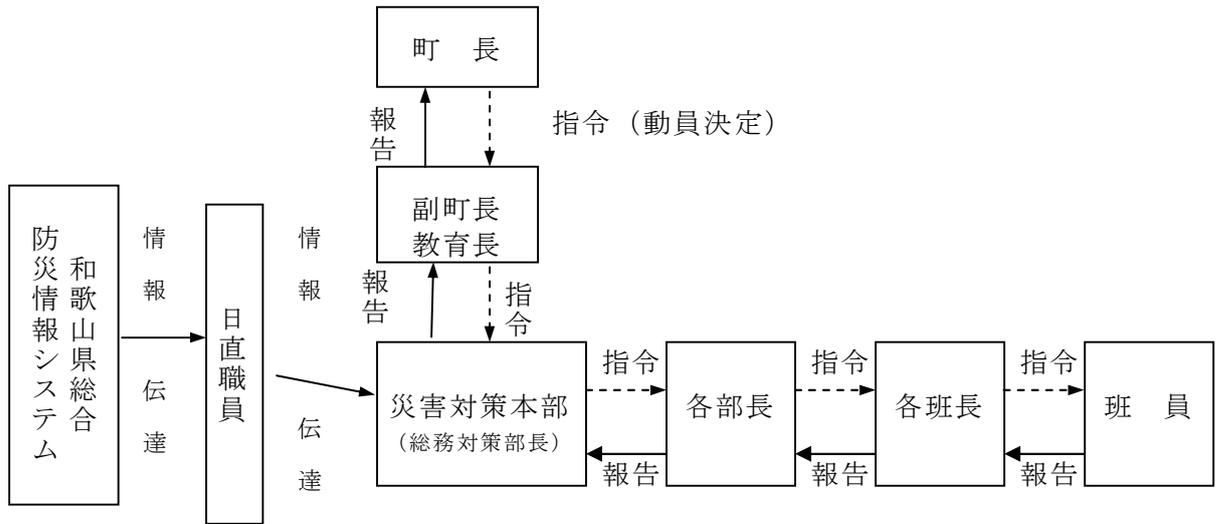
■ 図3-2. 動員配備伝達系統図

(勤務時間内)

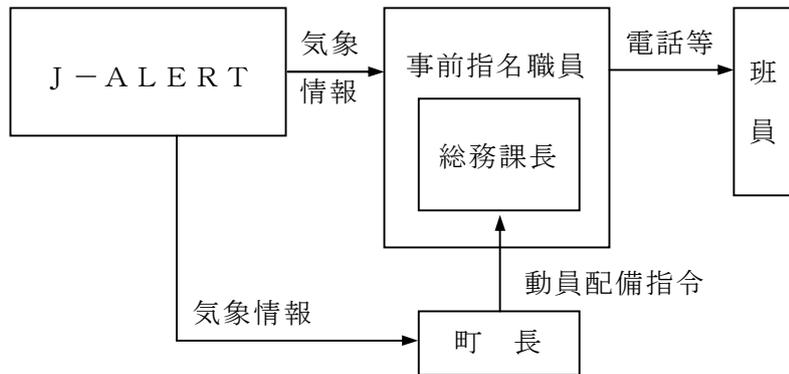


(休日または勤務時間外)

① 県からの情報伝達



② 全国瞬時警報システム (Jアラート)・職員参集システムからの情報伝達



2) 勤務時間外の決定と伝達

<気象業務法に基づく、津波、暴風、大雨、洪水、高潮警報が発表されたときなど、災害の発生が事前に予測されるとき>

- ① 全国瞬時警報システム（Jアラート）・職員参集システムによって、町長、副町長、事前指名されている町職員等へ伝達される。
- ② 伝達を受けた職員は、関係機関へ伝達するとともに、町役場へ参集して、所定の応急対策活動を行う。
- ③ 総務対策部長（総務課長）は、本部長（または連絡可能な最上位意思決定者）に報告し、動員配備決定を受け、その旨を各部長へ伝達する。
- ④ 日直職員は、県から気象予警報の伝達を受けたときは、総務対策部長（総務課長への連絡不能時は、総務対策副部長）に報告する。

※「図3-2. 動員配備伝達系統図（休日または勤務時間外）」を参照

<地震等の突発災害が発生したとき>

- ① 通信連絡機能が保持されている場合は、総務対策部長（総務課長）または総務課担当職員は、本部長（または連絡可能な最上位意思決定者）に災害の状況（概略）を報告し、動員配備決定を受けた後、直ちに役場へ参集する。
- ② 職員については、動員指令を待つことなく自己の判断により、直ちにあらゆる手段をもって所定の参集場所へ参集あるいは所定の活動に従事する。
（特に、町長以下の幹部職員については、その参集時間がその後の初動活動に影響を及ぼす）
- ③ 地区によって、道路が寸断され直ちに登庁出来ない場合は、各地区の職員は次の場所に参集して、本部と連絡を取りながら、地区住民の安全対策を実施する。
なお、通信不能のときは、それぞれの地区に配置している衛星携帯電話等を活用する。

■ 表 3 - 4 . 町役場へ参集不能時の参集場所

地 区 名	参 集 場 所
切目地区	切目小学校
切目川地区	切目川防災センター
稲原地区	稲原防災センター
真妻地区	旧まづま保育園

(4) 自主参集

1) 参集上の注意

- ① 単車、自転車、徒歩による参集
- ② ラジオ、食糧、最小限の衣服の携帯
- ③ 活動しやすい服装及びヘルメット・軍手等の着用
- ④ 通信機器（携帯電話、アマチュア無線等）があれば携帯すること
- ⑤ 参集途上において、火災あるいは人身事故等に遭遇したときは、付近住民と協力して適切な処置をとること。

2) 参集対象から除外する職員

- ① 病弱者、身体不自由者等で、応急活動を実施することが困難であるもの
- ② その他各班長が認めるもの

3) 参集途上における被害状況の把握

夜間、休日等の勤務時間外に参集を要する災害等が発生したときは、参集途上において人命にかかる災害情報を収集する。

なお、この業務は、調査をしながらの参集を意味するものではなく、迅速な参集を第一に、その範囲で把握した情報を報告するものである。

(5) 応援職員の要請

- ① 総務班長は、初動各班の参集状況を確認し、緊急を要する班へ職員の重点配置を行う。
- ② 各部（班）長は、災害対策活動を実施するにあたり職員が不足し、他部班の職員の応援を受けようとするときは、総務班長あてに次の要領で要請を行う。

1) 各部（班）長は、その所掌事務を処理するにあたり職員が不足し、自部内他班の職員を動員してもなお不足するときは、下記様式により総務班長に要請するものとする。ただし、緊急を要する場合は事後提出する。

2) 総務班長は、前記の応援要請を受けたときは、次の要領により職員を派遣する。

- ① 他の部班の職員
- ② 町の職員をもって不足するときは、県または他の町の職員の派遣を要請する。

※「応援職員要請書」の様式は資料編（様-2）を参照

第2節 初動期

2.1 初動活動体制の確立

1. 目的

災害発災直後において、被害を最小限にとどめるために町の体制を整える。

2. 活動項目

(1) 重要事項の決定	<p>●町の役割</p> <ul style="list-style-type: none"> ○本部長、副本部長（または、連絡可能な最上級の職員） → 意思決定者 ○総務班 → 意思決定者との連絡調整
(2) 災害対策本部の設置準備	<p>●町の役割</p> <ul style="list-style-type: none"> ○総務班 → 災害対策本部の設置準備 ○初期に登庁した職員 → 庁舎の被害状況の把握
(3) 災害対策本部の設置	<p>●町の役割</p> <ul style="list-style-type: none"> ○本部長 → 災害対策本部設置の決定 ○建設班 → 災害対策に必要な資機材確保 ○広報班 → 災害対策本部設置の広報 ○職員 → 自主参集等
(4) 部長会議の開催	<p>●町の役割</p> <ul style="list-style-type: none"> ○各部長 → 情報交換、予想外事項の協議 ○総務班 → 会議の準備・運営
(5) 住民組織等との連携	<p>●町の役割</p> <ul style="list-style-type: none"> ○総務班 → 住民、自主防災組織等との連絡調整 <p>◆関係機関等の役割</p> <ul style="list-style-type: none"> ◇住民、自主防災組織 → 応急対策活動の協力
(6) 防災基幹施設の電力・ガス・水道・通信施設の早期復旧	<p>●町の役割</p> <ul style="list-style-type: none"> ○総務班 → 関係機関への早期復旧要請 <p>◆関係機関等の役割</p> <ul style="list-style-type: none"> ○各関係機関 → 防災基幹施設の早期復旧

(1) 重要事項の決定

① 勤務時間（外）における重要事項の意思決定方法

勤務時間（外）に災害が発生した場合、または発生するおそれがある場合、本部長等の幹部職員の登庁を待つことなく、以下により③で記載する事項について協議し、必要な意思決定を行う。

- 1) 本部長、副本部長の一人と連絡がとれるとき
総務班員（または最上級の職員）が本部長等と協議をして判断する。
- 2) 本部長、副本部長あるいは本部員と連絡がとれないとき
この時点で参集している最上級の職員が判断する。

② 勤務時間（内）における重要事項の意思決定方法

勤務時間（内）に災害が発生した場合、または発生するおそれがある場合、本部長、副本部長は、③で記載する事項について協議し、必要な意思決定を行う。

なお、迅速を要するときは、在庁（または連絡可能な）最上級意思決定者において専決する。

③ 意思決定事項

- ア) 災害対策本部の設置の決定 → 次の（２）で記載
- イ) 避難の勧告・指示等の決定
- ウ) 自衛隊災害派遣要請
- エ) 広域応援要請（県及び人命救出・救助のための協力機関）
- オ) 災害救助法適用申請
- カ) 人心安定のための町長のメッセージ
- キ) その他重要事項の決定
 - a) 配備体制の決定
 - b) 災害情報、被害情報の分析とそれに伴う対策活動の基本方針
 - c) 災害対策に要する経費
 - d) その他

(2) 災害対策本部の設置準備

- 1) 準備実施者
 - 勤務時間（外）：初期に登庁した職員が実施する。
 - 勤務時間（内）：総務班（総務課）が実施する。

- 2) 災害対策本部の設置準備のため以下の活動を行う。
- ① 建物・庁内破損状況、電気・水道・ガス・ガラス等の被災状況
 - ② 庁内の火気、危険物の点検
 - ③ 通信機器、自家用発電機の機能点検（故障の場合は、修理業者へ連絡する。）
 - ④ 庁舎周辺の外部状況の確認
 - ⑤ 確認事項の総務班への報告（班員が不在のときは登庁している幹部職員へ報告する）

3) 2)の被害状況等を総合的に判断して、庁内での災対本部設置の可能性を判断する。
（意思決定責任者については、前記(1)を参照）

4) 庁内に災害対策本部設置可能と判断したときは、本部室等の設営に入る。
庁内での設置が不可能な場合は、稲原防災センターに災害対策本部を設置する。

5) 電話回線を確保する。

- ① 災害時優先電話の使用ルールを確認する。

〔例〕災害時優先電話は幹部職員が使用するものとし、他の職員等には災害時優先電話の輻輳を避けるため、電話番号は公表しない。

- ② 一般加入電話の輻輳等によって、防災対策に支障をきたした場合には、衛星通信車載局や特設公衆電話の配備等について、西日本電信電話（株）和歌山支店へ依頼する。
- ③ 県等の重要防災機関との連絡電話を指定する。

6) 和歌山県への第1報

- ① 連絡先

ア) 和歌山県 防災企画課 電話：073-441-2262／FAX：073-422-7652
県防災電話 300-404

イ) 和歌山県 日高振興局 電話：0738-24-2904／FAX：0738-24-2906
県防災電話 350-400

ただし、県へ報告できない場合は、総務省消防庁へ直接報告する。

電話：03-5574-0119／FAX：03-5574-0135

- ② 報告内容

第1報は、報告者等周囲の者が把握している範囲の情報を報告する。

ア) 勤務時間（外）

- ・自主参集時に収集した人命にかかる災害情報の概数
- ・庁内及び庁舎周辺の被害状況

イ) 勤務時間（内）

- ・庁内及び庁舎周辺の被害状況

【報告例】

- ・町内全域に大きな地震発生。
- ・建造物の大部分が破壊または破損し、死傷者も多数発生している模様。
- ・道路橋梁は亀裂が入り、交通機関通信連絡網は途絶状態である。
- ・町庁舎は、停電状態であり、今後の通信連絡や応急対策に支障が生じる可能性が高い。
- ・引続き、追って連絡する。

なお、電話も無線も機能していないときは、連絡員を日高振興局へ派遣する。

7) その他災害対策本部の設置に必要な準備活動

- ① 来庁者、庁舎内にいる職員等の安全を確認し、来庁者を避難所等安全な場所へ誘導する。
- ② テレビ、ラジオからの気象・災害情報の視聴体制をとる。
- ③ 庁内の危険箇所の立入り禁止規制を実施する。
- ④ 町本部へ直接来庁してくる被災者には、適宜避難所等へ誘導する。
- ⑤ 苦情や相談は広報班で対応する。
- ⑥ 町本部に取材に来る報道機関は、指定する会議室等へ誘導する。
- ⑦ 初動各班の参集人員の確認（定期的に各班から報告させる）及び長期化に備えた対策要員のローテーション計画を作成する。

(3) 災害対策本部の設置

- ① 災害対策本部は、図 3-2. 動員配備伝達系統図に示す系統図に基づき確立する。
- ② 本部設置の報告

報告先	報告・通知の方法
町の機関	町防災行政無線、庁内放送、FAX、電話、電子メール、口頭 等
県防災企画課	電話、県防災無線、和歌山県総合防災情報システム 等
町民	広報車、報道発表、同報無線、町ホームページ
その他関係機関	FAX、電話、電子メール、口頭

- ③ 総務班は、建設班と連携を図り、初動活動が効率的に実施できるようにするために、以下の物的準備を行う。

- ア) 災害対策本部室の確保
- イ) 通信機器、テレビ、ラジオ、FAX、パソコンの準備
- ウ) 要員用の食糧の準備、食堂の確保
- エ) 管内地図、住宅地図、掲示板の用意
- オ) 車両及び駐車場の確保
- カ) 被害状況連絡表その他の書式類の確保
- キ) 防災関係機関の名簿・連絡先・連絡手段の用意
- ク) その他災害対策用資機材

防災服、腕章、テント、乾電池、懐中電灯、スコップ、軍手、長靴、投光機、発電機、カップ、ヘルメット、ビニールシート、マスク等

(4) 部長会議の開催

1) 開催

- ① 部長会議は、副本部長（または庁内放送）を通じて、本部長が必要に応じて招集し、開催するものとする。
- ② 各部長及び各班長は、それぞれの分掌事項について、会議に必要な資料を提出しなければならない。
- ③ 部長会議に必要と認められるときは、防災関係機関を会議に出席させるものとする。
- ④ 総務班は、部長会議の事務を司るものとする。

2) 協議事項

災害対策本部の下に、応急対策などの確迅速な防災活動を実施するに当たっての基本方針の確認や情報交換、あるいは予想外に発生した出来事に対する協議を行う。

3) 決定事項の周知

会議の決定事項は、速やかに本部長、副本部長、関係職員に周知する。

(5) 住民組織等との連携

災害対策本部が設置されると、印南町災害対策本部職員は、全力をもって災害応急対策活動を遂行する。

しかし、大規模災害の発生等の状況によっては、町職員だけでは、対策に不備不足が生じる場合があることから、町民の一人ひとりが、「自分の命は自分で守る。自分達の地域は自分達で守る」という自主防災の意識のもとに、防災活動に取り組むことが必要である。

そのため、災害発生時には、本部と各区長等とが密接な連携を取り、下記事項等に対し連携して応急対策活動を進めていく。

- ① 倒壊家屋の生き埋め者等の把握と救出
- ② 出火防止、初期消火活動
- ③ 負傷者等への応急救護及び搬送
- ④ 要配慮者の安否確認・保護及び避難が必要な場合の移送
- ⑤ 避難所の開設・運営への協力または自主的運営
- ⑥ り災者に対する給食・給水等の援護活動
- ⑦ 要配慮者に対する生活支援

(6) 防災基幹施設の電力・ガス・水道・通信施設の早期復旧

1) 総務班は、防災基幹施設の早期復旧要請を以下の機関に行う。

電力	関西電力(株) 田辺営業所
ガス	町内業者
水道	生活環境課(町内指定業者)
通信	西日本電信電話(株) 和歌山支店・(株) ケイ・オブティコム

2) 防災基幹施設

<input type="radio"/> 町役場 <input type="radio"/> 医療施設 <input type="radio"/> 避難所	<input type="radio"/> 輸送拠点 <input type="radio"/> その他総務班が依頼する施設
--------------------------------------------------------------------------------------	-------------------------------------------------------------------

3) 応急復旧

電力	<ul style="list-style-type: none"> ・送電設備の応急復旧 ・変電設備の応急復旧 ・配電設備の応急復旧
ガス	<ul style="list-style-type: none"> ・ガス施設の調整修理 ・プロパンの搬入
水道	<ul style="list-style-type: none"> ・水道施設の応急復旧 ・仮設給水栓の設置
通信	<ul style="list-style-type: none"> ・回線の応急復旧 ・特設公衆電話の設置 ・臨時電報

2.2 救出・救助活動

1. 目的

災害発災直後は、建物等の倒壊、落下物、火災等によって、広域かつ集中的に救出・救助事象の発生が予想され、これらに対処するため、救出・救助体制を確保し、迅速・的確な救出・救助活動にあたる。

2. 活動項目

(1) 要救出・救助者の把握	●町の役割
	○消防団 → 要救出・救助者の把握・報告 ○総務班 → 要救出・救助者の把握 ○職員 → 参集途上における把握・報告 ○情報連絡員 → 管轄区域の状況把握
(2) 救出・救助活動	◆関係機関等の役割
	◇住民、自主防災組織 → 近所の要救出・救助者の把握・報告
(3) 関係機関との連携	●町の役割
	○消防団 → 救出・救助活動の実施 不足資機材等の調達要請 ○建設班 → 建設資機材の調達
	◆関係機関等の役割
	◇住民、自主防災組織 → 救出・救助活動の協力 ◇土木建設業者 → 救出用資機材の貸与 救出・救助活動の協力
	●町の役割
	○消防団 → 関係機関の調整(役割分担・地域分担等) ○総務班 → 県、自衛隊等への応援要請 ○医療班 → 医療機関との連携
	◆関係機関等の役割
	◇日高広域消防事務組合消防本部、御坊警察署、自衛隊 → 救出・救助活動の従事 ◇住民、自主防災組織 → 関係機関への活動協力 ◇医療機関 → 医療救護活動

(1) 要救出・救助者の把握

1) 救出・救助対象者

- ① 災害のため、現に生命・身体が危険な状況にあり、次のような状態にある者
 - ア) 火災の際に火中に取り残された者
 - イ) 災害の際に水と共に流されたり、孤立した地点に取り残された者
 - ウ) 倒壊家屋の下敷きになった者
 - エ) がけ崩れ、土石流、地すべり等によって生き埋めになった者
 - オ) 大規模な爆発、交通事故による集団的大事故発生のため救出を要する者
 - カ) 海上で船舶が災害に遭遇した場合、または陸上から海上に流された場合
- ② 災害によって行方不明の者

2) 要救出・救助者の把握

職員による情報収集（情報連絡員による現場収集、参集職員による報告）、消防団、警察、住民からの通報、役場庁舎等からの高所視察等あらゆる手段を利用して、把握に努める。

【状況不明の場合の対応】

災害（特に地震等の突発災害）の発生直後は、被害情報がなかなか入ってこない。そこで、防災アセスメントの結果を利用し、危険地区に対策要員や資機材の重点投入することも検討する。	
水 害	○河川氾濫危険地区 ほぼ町内全域であるが、特に、地方、楠本、名杭、線東、中央、西和、高垣、西ノ地、元村、上道、宮ノ前、古屋、羽六、古井地区
地 震	①地震動災害（建物倒壊）危険地区 本郷、浜、線東、中央、西和、元村、上道地区 ②津波危険地区 特に、本郷、地方、宇杉、光川、浜、線東、中央、西和、元村、上道 津井、山口、崎山、名杭、楠本、高垣、西ノ地、切山地区
土砂災害	①地すべり危険地区 榎川、松原地区 ②がけ崩れ、土石流については町内全域にまたがる。

(2) 救出・救助活動

救出・救助活動は、次の要領で行う。

- ① 災害発生後の初期は、消防団員（2～3名）及び自主防災組織・住民（7～8人）で、1班10人程度の救出隊を可能な限り多数編成し、担当区域内をローラー作戦でまわることによって対応する。

なお、建設重機等を必要とする場合は、町災害対策本部・建設班へ調達を要請する。

- ② 要請を受けた建設班は、町内の建設団体等の協力を得て土木建設業者へ連絡し、建設重機の調達及び救出活動への協力を依頼する。
- ③ ①②でも対応が困難な特殊救助資機材や技術を要する救出現場の場合は、その状況に対応できる機械力をもつ必要な救助隊（消防、警察、自衛隊等）の派遣を要請する。

その場合、他の救助機関との役割分担、地域分担の決定は、消防団及び日高広域消防事務組合消防本部が関係機関の意見を聞いて行う。
- ④ 救出した負傷者は、直ちに救急車や周辺の一般車両の協力を得て、その症状に適合した救急病院等へ搬送する。
- ⑤ 救出活動の重複を避けるため、捜索済みのところはわかるように印をつけておく。
- ⑥ 管轄地域の救出・救助活動が完了した場合は、別災害現場への出動体制を速やかにとるものとする。

（3）関係機関との連携

1）日高広域消防事務組合消防本部との連携

生き埋め者等の救出については、日高広域消防事務組合消防本部と十分な連携をとり、円滑な救出・救助活動を実施する。

2）御坊警察署との連携

生き埋め者等の救出については、御坊警察署と十分な連携をとり、円滑な救出・救助活動を実施する。

3）自衛隊災害派遣要請

※「2.9 自衛隊災害派遣要請」を参照

災害によって緊急に救出を要する住民が多数であり、自衛隊の派遣が必要と認められるときは、県知事へ自衛隊の派遣を依頼する。

なお、県知事への依頼ができない場合は、自衛隊（陸上自衛隊信太山駐屯地司令等）へ直接被害情報を通知する。

4）緊急消防援助隊派遣要請

災害によって緊急に救出を要する住民が多数であり、県内の消防力では救出が困難と認められるときは、県へ緊急消防援助隊の派遣要請を行う。

5）医療機関との連携

救出業務を実施するにあたり、傷病者を受け入れるべき医療機関との連絡調整については、日高振興局健康福祉部や日高広域消防事務組合消防本部、県医師会、日高医師会と連携をとりながら、協力体制の確立を期するものとする。

※「救出用資機材の提供が可能な機関（平成 29 年度末現在）」は資料編（資-68）を参照

2.3 消防活動

1. 目的

大地震または大規模な市街地火災や林野火災が発生した場合は、人命の危険が予想される。

このため、日高広域消防事務組合消防本部及び消防団は、防災関係機関と連携を保ちつつ、その全機能をあげて消防活動を行い、災害から住民の生命、財産を保護する。

2. 活動項目

(1) 消防団の活動	●消防団の役割
	○消防団 → ①消火活動 ②救出・救助活動 ③被害状況等の本部への報告
(2) 日高広域消防事務組合消防本部との連携	◆関係機関等の役割
	◇住民、自主防災組織 → 消防団への協力
(2) 日高広域消防事務組合消防本部との連携	●町の役割
	●総務班 → 日高広域消防事務組合消防本部への応援要請 ●消防対策部 → 日高広域消防事務組合消防本部との連絡調整 (災害現場)
(2) 日高広域消防事務組合消防本部との連携	◆日高広域消防事務組合消防本部の役割
	◇日高広域消防事務組合消防本部 → ①消防活動 ②消防団の指揮

(1) 消防団の活動

1) 消防団の編成組織

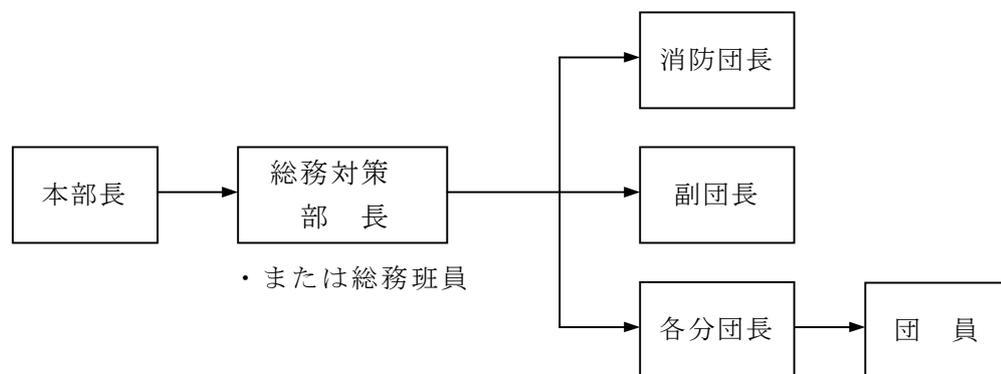
消防団は、団本部（団長 1 名、副団長 2 名）と第 1～第 5 分団の 5 分団からなり、総員は 216 名（平成 30 年 4 月）である。

※「消防団の編成組織」は資料編（資-79）を参照

2) 動員計画

① 伝達系統ならびに方法

■ 図 3 - 3 . 消防団の動員伝達系統



○伝達手段

- ・全国瞬時警報システム（Jアラート）・職員参集システム
- ・サイレン、電話、電子メール、伝令

② 出 動

火災、その他非常災害が発生し、または発生するおそれがあるときは、消防団員は、印南町消防団条例の定めるところにより出動するものとする。

（地震等の突発災害の場合は、動員指令を待つことなく自己判断によって出動する。）

本部長は、別に定めがある場合を除き、次の場合出動命令を発する。

- ア) 地震または火災が発生したとき
- イ) 水防の必要が発生したとき（水防計画書による。）
- ウ) 危険区域の避難を行うとき
- エ) り災者の救出を行うとき
- オ) 行方不明者、遺体の捜索を行うとき

③ 参集途上の活動

可能な限りの被害情報（特に人命情報）を収集し、団本部（災害対策本部）へ報告する。

④ 応急復旧の始期、終期

消防団の実施する応急復旧の始期及び終期は、町長あるいは消防団長の明確な指示に基づいて決定するものとする。

■ 表3-6. 消防団員の参集場所

区 分	参集場所	電話番号
本 部	印南町役場	0738(42)0120 (代)
第1分団	印南町役場	0738(42)0120 (代)
第2分団	稲原防災センター	0738(44)0972
第3分団	小原へき地会場	—
第4分団	切目川防災センター	0738(45)0780
第5分団	切目小学校	0738(43)0023

2) 消防団活動の基本方針

① 初動期は「分散防御（それぞれの担当区域での防災活動）」によって対応する。

② 重要防御地区の指定

特定の地域で大火の危険が拡大した場合などは、「集中防御（団の防災力の集中的な運用による防災活動）」によって対応する。

集中防御を行うときは、地域及び対象物の重要度に応じ、現有消防力を最も効果的に投入すべき地域を明確にする。

ア) 重要防御地区

重要防御地区とは、住民が避難するに当たって要衝の街区及び延焼危険が高い地区ならびに被災することが社会的に多大な影響を及ぼす地区であり、重点的に選択防御する重要地区をいい、指定基準は次による。

- 避難上確保すべき重要地区
- 駅
- 商業基盤地域
- その他団長が必要と認める地域

イ) 重要対象物

重要対象物とは、町民生活に直接影響を及ぼす避難者の収容施設、救護施設及び防災基幹施設で延焼危険のある地域に所在する対象物をいい、指定基準は次による。

- 避難者の収容施設（学校、体育館等）
- 防災基幹施設（町役所等）
- 救護施設
- 食糧品備蓄施設
- その他団長が必要と認める地域

③ 住民及び自主防災組織等との協力

大規模な地震等の災害の際には、消防団の力だけでは対応できない。
そのため、住民及び自主防災組織等の協力を得て対応する。

④ 活動の優先順位

それぞれの地区の事情によって異なるが、概ね以下の活動を優先する。

- ア) 津波危険地域住民等に対する警戒・避難の呼びかけ（海岸線や河口近くの河川沿い）
- イ) 消火活動（特に、木造密集地域では重要）
- ウ) 倒壊家屋、崖崩れ等の生き埋め者の救出
- エ) その他の二次災害危険（余震等による土砂災害が発生するおそれがある場合等）に対する警戒・避難活動

3) 消防団の活動

① 住民及び自主防災組織等に対する活動協力要請・活動喚起

消防団の担当者は、住民や自主防災組織の役員に対し、出火防止、初期消火、家族や隣近所の保護・救出などに協力するよう要請するとともに、必要に応じてハンドマイク等で当該活動に協力従事するよう喚起する。

② 津波危険地域住民等に対する警戒・避難の呼びかけ

津波危険地域を有する消防団においては、関係機関・団体と協力して、津波危険地域の住民等へ津波への警戒・避難を呼び掛ける。

③ 消火活動

- ア) 災害発生直後は、居住地付近住民及び自主防災組織に対し、出火防止を指示し、速やかに火災発生状況を把握する。
- イ) 火災が発生したときは、住民や自主防災組織等と連携し、初期消火の徹底を図る。
 - 消防力が火災規模より優勢のとき
積極的な消火活動を展開する。
 - 火災規模が消防力より優勢のとき
住民の安全確保を行い、重要防御地区の消火活動を優先して実施するとともに、町本部、日高広域消防事務組合消防本部への応援要請及び日高広域消防事務組合消防本部を通じて県内消防本部への広域応援要請を行う。
- ウ) ホースの破損を防ぐため、御坊警察署と連携を図りながら現場周辺の交通規制を行う。

④ 救出・救助活動

消防団員（2～3名）＋自主防災組織・住民（7～8人）で1班10人程度の救出隊を可能な限り多数編成し、担当区域内をローラー作戦でまわることにより対応する。救出された傷病者は、救護所や医療機関への緊急分散輸送を行う。

また、傷病者の救急輸送に当たっては、軽症者等の割り込みにより救急車が占有されることのないよう、毅然たる態度で活動する。

傷病者が多数発生している災害現場には、直近の医師または地域防災計画に基づき編成される医療救護班の派遣を求める。

⑤ 避難誘導

延焼火災等によって町民避難の必要性が生じたときは、これを町民へ伝達するとともに、町職員、自主防災組織等と連携をとりながら、火勢の状況等の正しい情報に基づき、安全な場所に避難させる。

(2) 日高広域消防事務組合消防本部との連携

災害発生直後は、多数の住民からの 119 番通報等によって、日高広域消防事務組合消防本部との連絡に支障をきたすおそれがある。

そこで町本部は、次のことを考慮し、消火活動等の円滑化を図るものとする。

- ① 本部を設置後、総務課の電話のひとつを日高広域消防事務組合消防本部との専用電話として指定し、連絡体制を確立する。
- ② 被害情報については随時連絡をとり、可能な限りの出動を要請する。
- ③ 被害の規模、状況を判断し、現消防力での対応が困難であることが判明したときは、速やかに県等に広域応援要請を行う。
- ④ 火災現場等で、消防団と日高広域消防事務組合消防本部が協力して活動する場合の指揮は、日高広域消防事務組合消防本部がとるものとする。

■ 表 3-7. 消防団の保有資機材 (平成30年4月2日現在)

区 分	消防団員数	中型消防ポンプ自動車	可搬式動力ポンプ	小型動力ポンプ付積載車
本 部	3			
第一分団	43	1	5	5
第二分団	45		5	5
第三分団	34		5	5
第四分団	40		4	4
第五分団	51	1	8	8
計	216	2	27	27

なお、本部長または消防長は、災害の規模により必要な場合は、県内市町及び日高広域消防事務組合消防本部において締結されている和歌山県下消防広域相互応援協定に基づき、応援を要請する。

2.4 水防活動

1. 目的

津波、高潮または河川及びため池の損壊による水害が発生し、または発生するおそれがあるときは、水防管理者である印南町長が消防関係機関、警察機関と連携を図り、水防活動を行う。

なお、詳細については「印南町水防計画」を参照すること。

2. 活動項目

(1) 水防組織	<p>●水防本部の組織系統</p> <p>○本部員 → 水防活動の指揮</p> <p>○町各課 → 水防活動</p> <p>○消防団 → 水防活動、避難誘導等</p>
(2) 水防態勢	<p>●町の役割</p> <p>○本部長 → 水防配備態勢の決定</p> <p>○町各課 → 水防非常配備</p> <p>○消防団 → 水防非常配備</p>
(3) 水防活動	<p>●町の役割</p> <p>○本部員 → 水防活動の指揮</p> <p>○町各課 → ①情報収集・報告活動 ②関係機関（県、日高広域消防事務組合 消防本部、他市町村等）との連絡調整</p> <p>○消防団 → ①情報収集・報告活動 ②避難誘導活動 ③救出・救助活動</p> <p>◆関係機関等の役割</p> <p>◇住民、自主防災組織 → 水防活動の協力</p>

(1) 水防組織

1) 水防の責任

町長は、水防管理団体の責任者として、地域内の津波、高潮、洪水、ため池の決壊等による水害を防御し、水防態勢の万全を図るものとする。

2) 水防本部組織

水防法第10条の規定により、和歌山地方気象台から県を通じ洪水または高潮に関する通知を受けたとき、ならびに気象状況の急変により洪水または高潮による被害が予想されると判断したときは、洪水の危険がなくなるまでは、水防本部を設置し水防事務を処理する。

水防本部は、被害が拡大し、本町に災害対策本部を設置したときは、災害対策本部に編成替えし、引き続き水防事務にあたる。

※ 組織図は「印南町水防計画」を参照

(2) 水防態勢

1) 水防非常配備態勢

町長は、洪水や高潮予報または水防情報に関する通知を受け、水位がはん濫注意水位に達したとき、その他水防上必要と認めるときは、非常配備の発令を行う。

※ 非常配備態勢の種類等は「印南町水防計画」を参照

2) 応援の要請

町長は、現場での秩序維持のため、必要があるときは警察署長に対して警察官の出勤、水防のため緊急の必要があるときは他の水防管理者または市町村もしくは県に対して、応援要請及び自衛隊の派遣要請を行う。

(3) 水防活動

1) 災害発生以前

① 町職員及び消防団

それぞれの地域の事情で異なるが、概ね以下の活動を行う。

- 危険地域における警戒巡視
- 危険地域住民等に対する警戒の呼びかけ
- 危険地域住民等に対する避難準備の呼びかけ及び避難勧告・指示等の伝達
- 危険地域住民等に対する隣近所等の要配慮者の安否確認の喚起・指示
- 避難誘導、要配慮者の保護・移送
- 排水ポンプによる排水活動
- その他の二次災害危険に対する呼びかけ

② 住民及び自主防災組織等

- 町職員及び消防団活動に協力する。

③ 水位観測者

- 雨量、河川及びため池の水位の観測及び本部への報告

2) 災害発生後

① 町職員及び消防団

- 人命の救出・救助活動を中心に行う。

※ 「2.3 消防活動」を参照

- ② 住民及び自主防災組織等
 - 応急対策活動に協力する。

2.5 避難対策

1. 目的

災害のため現に被害を受け、または受けるおそれのある時は、町長等は住民に対して避難勧告・指示等及び避難誘導を行うとともに、避難所の開設をいち早く進めなければならない。

なお、詳細については「避難勧告等の判断・伝達マニュアル」に別途定める。

2. 活動項目

<p>(1) 避難の勧告・指示等</p>	<p>●町の役割</p> <ul style="list-style-type: none"> ○町長 → 避難勧告・指示等 ○町長の命を受けた職員 → 避難の指示 ○総務班 → 関係機関への伝達 ○広報班 → 住民への周知 ○消防団 → 住民への周知 <p>◆関係機関等の役割</p> <ul style="list-style-type: none"> ◇知事 → 避難の勧告・指示等の代行 ◇警察官 → 避難の指示 ◇自衛官 → 避難の指示 ◇水防管理者 → 避難の指示／高潮、洪水 ◇住民、自主防災組織 → 近所住民への呼びかけ
<p>(2) 警戒区域の設定</p>	<p>●町の役割</p> <ul style="list-style-type: none"> ○町長 → 警戒区域の設定 ○町長の命を受けた職員 → 警戒区域設定 ○消防吏員、消防団員 → 警戒区域の設定 <p>◆関係機関等の役割</p> <ul style="list-style-type: none"> ◇警察官 → 警戒区域の設定 ◇自衛官 → 警戒区域の設定 ◇水防管理者 → 警戒区域の設定／洪水等
<p>(3) 避難誘導</p>	<p>●町の役割</p> <ul style="list-style-type: none"> ○消防団員 → 避難誘導 <p>◆関係機関等の役割</p> <ul style="list-style-type: none"> ◇警察官 → 避難誘導 ◇住民、自主防災組織、ボランティア団体 → 避難誘導の協力 ◇各施設管理者（学校等） → 避難誘導
<p>(4) 避難所の開設</p>	<p>●町の役割</p> <ul style="list-style-type: none"> ○開設担当者 → 避難所の開設 ○教育班 → 避難所の被害状況の把握 <p>◆関係機関等の役割</p> <ul style="list-style-type: none"> ◇避難所の施設管理者（学校、公民館） → 避難所の開設（特に勤務時間内）

(1) 避難の勧告・指示等

町長は、災害が発生し、または発生するおそれがある場合は、必要と認める地域の居住者、滞在者その他の者に対し、避難のための立退きを勧告し、緊急を要すると認めるときは避難のための立退きを指示する。

1) 実施責任者

避難の勧告・指示等は以下の者が行う。

① 「避難準備・高齢者等避難開始」＝住民に避難開始を促す。

避難の勧告・指示に先立ち、住民の避難準備と避難に時間を要する人（高齢者、障害者、乳幼児等）とその支援者の避難開始を促すため「避難準備・高齢者等避難開始」を伝達する。

なお、災害全般について、町長が実施する。

② 「避難勧告」＝居住者等に自主的な避難を促す。

■ 表 3－8．避難勧告の実施責任区分

実施責任者	災害の種類	根拠法	備考
町長	災害全般	災害対策基本法第60条	
知事	災害全般	災害対策基本法第60条	町長ができない場合に代行

③ 「避難指示（緊急）」＝危険が目前に迫っているときに行い、勧告よりも拘束力が強い。

■ 表 3－9．避難指示（緊急）の実施責任区分

実施責任者	災害の種類	根拠法	備考
町長	災害全般	災害対策基本法第60条	
知事	災害全般	災害対策基本法第60条	町長ができない場合に代行
警察官 海上保安官	災害全般	災害対策基本法第61条 警察官職務執行法第4条	町長から要請がある場合、 または、町長が避難の指示を するいとまのないとき
自衛官	災害全般	災害派遣 自衛隊法第94条	警察官がその場にはいないとき
知事または その命を受 けた職員	洪水、高潮 地すべり	水防法第29条 地すべり等防止法第25条	
水防管理者	洪水、高潮	水防法第29条	

- ④ 「屋内での待避等の安全確保措置の指示」＝危険が目前に迫っているときに行い、その場から移動するよりも、屋内に留まる方がより危険性が少ないと考えられる場合に、「屋内への待避」を指示する。

■ 表 3-10. 屋内での待避等の安全確保措置の指示の実施責任区分

実施責任者	根拠法	備考
町長	災害対策基本法第60条第3項	
知事	災害対策基本法第60条第6項	町長ができない場合に代行
警察官 海上保安官	災害対策基本法第61条第1項 警察官職務執行法第4条	町長から要請がある場合、 または、町長が避難の指示を するいとまのないとき
自衛官	災害派遣 自衛隊法第94条	警察官がその場にはいないとき

2) 避難勧告・指示等が発せられる場合の例示

① 避難の種類と発令の意図等

種類	発令の意図	住民等に求める避難行動
避難準備・高齢者等避難開始	○災害発生の危険性があり、住民に避難の準備を求める。 ○また、避難に時間を要する住民（高齢者、障害者、乳幼児等）とその支援者には避難の開始を求める。	○対象地区の住民は、最小限の衣類、薬、タオル、水、食料、懐中電灯（冬はカイロ）等を用意し、周りの状況により自主避難する。 ○対象地区の避難行動要支援等とその支援者は避難を開始する。
避難勧告	○災害により被害が発生する危険性が高まり、住民に避難の開始を求める。	○対象地区の住民は、近所の人にも声をかけて、複数で避難を開始する。 ○対象地区以外の住民は、周りの状況により自主避難する。
避難指示（緊急）	○災害により被害が発生する危険性がさらに高まり、住民に避難の完了を求める。	○対象地区の住民は、直ちに避難を完了する。 ○避難所まで移動できない場合は、自宅または近くの高い場所に移動する。

② 避難勧告・指示等の発令の目安

水害、土砂災害、高潮災害、津波災害における避難勧告等の発令の判断基準は、「避難勧告等の判断・伝達マニュアル」に別途定める。

③ 緊急避難

災害が発生した場合、または事前避難のいとまがないとき。

④ 収容避難

避難勧告・指示等が発せられるか、緊急避難の必要にせまられて住居を立ち退き避難した者及び住家が災害によって全壊（焼）・流失・半壊（焼）・床上浸水等の被害を受け、日常起居する居住の場所を失った者がいるとき。

3) 避難勧告・指示等の内容及び伝達

① 内容

避難の勧告・指示等は、以下の内容を明示して行う。

- ア) 避難対象地域
- イ) 避難の理由
- ウ) 避難先及び必要に応じて避難経路
- エ) その他避難に当たっての注意事項
 - ・火気等危険物の始末
 - ・2食程度の食糧、水及び最小限の肌着、救急薬品等の携帯
 - ・素足をさけ、必ず帽子、ヘルメット等の着用
 - ・隣近所そろって避難すること等

② 関係機関への伝達

避難の勧告・指示等を行った者は、概ね次によって必要な事項を関係機関へ通知する。

- ア) 印南町長の措置
 - ・印南町長（総務対策部）
→ 県知事（日高振興局総務県民課 → 県防災企画課）
- イ) 知事の措置
 - a. 災害対策基本法に基づく措置
 - ・県知事（日高振興局総務県民課）→ 印南町長（総務対策部）
 - b. 地すべり等防止法に基づく措置
 - ・県知事 → 御坊警察署長
- ウ) 警察官の措置
 - a. 災害対策基本法に基づく措置
 - ・警察官 → 御坊警察署長 → 印南町長（総務対策部）→ 県知事
 - b. 警察官職務執行法（職権）に基づく措置
 - ・警察官 → 御坊警察署長 → 県警察本部長 → 県知事
→ 印南町長（総務対策部）
- エ) 自衛官の措置
 - ・自衛官 → 印南町長（総務対策部）→ 県知事
- オ) 水防管理者の措置
 - ・水防管理者（総務対策部）→ 御坊警察署長

③ 住民への周知

以下の方法によって、住民への周知を図る。

- ア) 屋外同報無線による伝達
- イ) 緊急即報メール（エリアメール）による伝達
- ウ) 広報車による伝達
- エ) 伝達員による伝達
- オ) 和歌山県総合防災情報システム（防災わかやまメール配信サービス）による伝達
- カ) 町ホームページ、SNS等による伝達

緊急を要し、上記ア) イ) 等の方法により難しいときは、消防団及び自主防災組織等による個別伝達を行う。

4) 避難勧告・指示等の解除

当該住民の身边から、災害による直接の危険が去ったと認められるときとする。

(2) 警戒区域の設定

1) 設定権者

■ 表3-1-1. 警戒区域の設定の実施責任区分

実施責任者	災害の種類	根拠法	備考
町長	災害全般	災害対策基本法第63条	
警察官 海上保安官	災害全般	災害対策基本法第63条 消防法第28条 水防法第21条	町長から要請がある場合 または町長（委任を受けた 職員含む）がその場にいな いとき
自衛官	災害全般	災害対策基本法第63条	町長（委任を受けた職員 含む）、警察官等がその場 にいないとき
消防吏員 消防団員	現場での 活動確保	消防法第28条、第36条 水防法第21条	
水防管理者	洪水、高潮	水防法第21条	

2) 警戒区域設定の内容及び伝達

避難勧告・指示の内容及び伝達を準用する。

【避難勧告・指示と警戒区域の設定の違い】

- 警戒区域の設定には、強制力があり従わない場合には罰則もある。
(従って、不必要な範囲にまで設定することのないよう留意する必要がある。)
- 設定が考えられる場合としては以下があげられる。
 - ア) 災害危険の範囲が広範囲で長期にわたる場合
 - イ) 応急対策上、止むを得ない場合

(3) 避難誘導

1) 避難の誘導者

避難の誘導は原則として、町長または知事の命を受けた職員、警察官、消防職員、消防団員、自衛官等が行うものとし、各地区に責任者及び誘導員を定めておくものとする。

誘導に当たっては色腕章を付け、懐中電灯を所持する。

2) 避難の誘導

避難の誘導は、災害の規模、状況に応じて次のように実施する。

- ① 避難は原則として避難者各自が行うものとし、自主判断により所定の避難先または縁故関係先に避難する。
- ② 避難誘導は、なるべく地区、あるいは職場、学校等を単位とした集団避難を行うものとする。
- ③ 災害が発生した場合または事前避難のいとまがないときは、緊急避難を行なうものとし、緊急避難の場合は避難の指示・勧告等が発せられたとき、または自主的な判断により行うものとする。
- ④ 避難先は安全レベル（☆、☆☆、☆☆☆）のある避難先に避難することとし、できる限り避難先（☆☆、☆☆☆）へ避難する。
避難先（☆）または（☆（注））で危険が切迫した場合は、避難先（☆☆、☆☆☆）に二次避難する。
- ⑤ 浸水（道路冠水など）、土砂災害により避難先までの歩行等が危険な状態になったときは、生命を守る最低限の行動として、自宅や近くの建物の2階等へ緊急的に避難する。
- ⑥ 火災等で最初の避難先が危険と判断された場合、他の避難先に二次避難する。

3) 避難順位

避難順位は、緊急避難の必要がある地域から行うものとし、通常の場合は、次の順位による。

- ① 高齢者、乳幼児、傷病人、妊産婦、障害者及び介護が必要な者
- ② 一般住民
- ③ 防災義務者

4) 誘導方法及び輸送方法

- ① 避難経路の指示
- ② 避難経路中の危険箇所の事前伝達
- ③ 避難経路中の危険箇所に誘導員を配置
- ④ 夜間においては、可能な限り投光機、照明器具を使用
- ⑤ 出発、到着の際の人員点検
- ⑥ 自力立ち退きが不可能な避難者に対する車両輸送（状況によって、県へ応援要請を行う）
- ⑦ 警察官、消防職員、消防団員等による現場警戒区域の設定

5) 避難行動要支援者に対する避難誘導

自力での避難が困難な避難行動要支援者については、あらかじめ定められた方法により、自治会、自主防災組織など地域住民組織等の協力を得ながら、できる限り早めに事前避難を完了する。

6) 学校、社会福祉施設、病院等における避難対策

学校、社会福祉施設、病院その他多数の人が集まる場所における避難誘導は、原則として消防計画または避難計画に基づき施設の防火管理者及び管理者が実施する。

なお、学校、施設、病院においては以下に示す内容の避難計画を定め、児童、生徒及び施設の入所者等の生命並びに身体の安全と保護を最優先として、適切な避難誘導を行う。

- ① 避難実施責任者
- ② 避難の順位
- ③ 避難誘導責任者及び補助者
- ④ 避難誘導の要領措置

(4) 避難所の開設

1) 避難施設

避難所の開設については、あらかじめ指定している施設を利用することを原則とするが、災害の状況によっては、テント等により仮設するものとする。

(野外テントについては、自衛隊へ設営依頼を行う。)

2) 収容対象者

① 災害によって現に被害を受けた者

ア) 住家が被害を受け、居住の場所を失った者

全壊（焼）、流出、半壊（焼）、床上浸水等の被害を受け、日常起居する場所を失った者。

イ) 現実に災害を受けた者

自己の住家の被害に直接関係はないが、現実に災害に遭遇し、速やかに避難しなければならない者。

〔例〕旅館の宿泊人、一般家庭の来訪客、通行人等

② 災害によって現に被害を受けるおそれがある者

ア) 避難勧告・指示等が発令された場合

イ) 避難勧告・指示等は発令されないが、緊急避難の必要がある場合

3) 開設の担当者

避難所の開設は、施設の管理者またはあらかじめ事前指定している職員、または消防団員、区長等が実施する。

4) 開設手順

開設の手順は、次に示すとおりとする。

- 1) 避難所の被災状況を目視し、避難所の外観、内部について、崩壊の危険がないか判断し、安全が確認できた後、開設準備に移るものとする。
- 2) 電話、無線等により避難所開設を本部に報告する。
 - ・開設の日時、場所、施設名、収容人員等
- 3) 施設の門をあける。
(すでに避難者がいるときは、取りあえず広い部屋へ誘導する。)
- 4) 避難所内に避難所の管理・運営事務を行うための事務室を設置する。
事務室には、避難者からよく判るように「事務室」の標示をする。
なお、避難所を開設した以降は、事務室に必ず要員を常備配置しておくこと。事務室には、避難所の運営に必要な用品（避難者カード、事務用品等）を準備する。
- 5) 避難者の受入れスペースを指定する。
スペースを指定するときは、概ね3㎡/1人以上の面積を基本とし、できるだけ個人のプライバシーが確保できるように考慮する。
指定の方法は、床面にテープの貼り付け、または掲示等で標示する。
- 6) すでに避難している人を、指定のスペースへ誘導を行う。



以下、「3.3 避難所の運営」へ

※「各地区の災害要因と避難所」は資料編（資-80）を参照

2.6 気象情報等の収集・伝達

1. 目的

地象、水象、気象関係のあらゆる情報を迅速・的確に収集する。

収集した情報は、整理判断のうえ各種対策に活用するとともに、必要な情報を防災関係機関や住民へ的確に伝達する。

2. 活動項目

(1) 気象警報等の収集・伝達	●町の役割
	○総務班（総務課）→ 情報収集・伝達 本部長等への伝達 ○教育班 → 学校への伝達 ○広報班（総務課）→ 住民への周知 ○消防団 → 住民への周知
(2) 河川水位等の収集・伝達	◆関係機関等の役割
	◇住民、自主防災組織 → 近所住民への呼びかけ
(3) 異常現象発見者の通報	●町の役割
	○観測担当者 → 河川水位等の収集・伝達 ○消防団 → 河川水位等の収集・伝達
(3) 異常現象発見者の通報	◆異常現象発見者の役割
	◇異常現象発見者 → 町長、警察官、消防機関、海上保安官等への通報

(1) 気象警報等の収集・伝達

- ① 総務班（または総務課員）は、全国瞬時警報システム（J-ALERT）及び県防災企画課から特別警報、警報及び注意報（以下これらを「気象警報等」という。）の収集を行う。

また、情報を入手したら直ちに各班へ伝達する。

- ② 総務班長（または総務課員）は、気象警報等の伝達を受けたときは、第3章「第1節 活動体制の基本方針」に定めるところによって、本部長等と協議を行い、防災配備体制をとるように各部長へ伝達する。
- ③ 各班長は、総務対策部長から非常配備体制の指示を受けたときは、その内容に応じた適切な措置を講ずるものとする。
- ④ 勤務時間外に全国瞬時警報システム（J-ALERT）による職員参集システムによって気象警報等の情報を入手した職員は、所属職員にその旨を伝達するとともに、所定の勤務公署に参集し、初動活動を実施する。
- ⑤ 住民に対しては、全国瞬時警報システム（J-ALERT）により自動伝達されるが、広報班は、住民及び関係機関へ再度情報伝達を行うものとする。

（2）気象警報等の情報

- ※「表3-12. 警報・注意報発表基準一覧表」を参照
- ※資料編「資-69 気象警報等の情報」を参照

（3）河川水位等の収集・伝達

不意打ち的な集中豪雨、土砂災害に対処するため、和歌山地方気象台からの情報のほか、印南町独自でも水防計画に基づき、河川や雨量観測点での情報収集を行う。

（4）異常現象発見者の通報

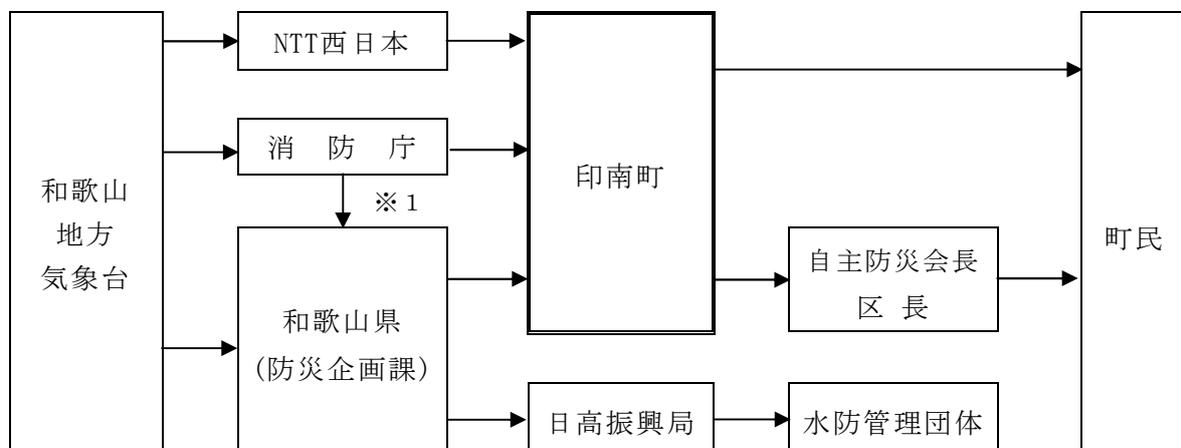
異常現象を発見した者は、直ちにその旨を町長、警察官、日高広域消防事務組合消防署印南出張所、消防団または海上保安官に通報する。

また、異常現象を発見した警察官等は、直ちにその旨を町長及び所轄警察所長等に通報する。

異常現象の通報を受けた町長は、県及び関係機関に通報するものとする。

なお、その現象が自然現象である場合は、和歌山地方気象台にあわせて通報を行う。

■ 図3-4. 気象注意報・警報等の伝達経路



※1 全国瞬時警報システム（J-ALERT）

表 3 - 1 2 . 警報・注意報発表基準一覧表

印南町	府県予報区		和歌山県		
	一次細分区域		北部		
	市町村等をまとめた地域		紀中		
警 報	大雨	(浸水害)	表面雨量指数基準	19	
		(土砂災害)	土壌雨量指数基準	161	
	洪水		流域雨量指数基準	印南川流域=9.3, 切目川流域=22	
			複合基準 ^{※1}	印南川流域=(8,9.2), 切目川流域=(8,19.8)	
			指定河川洪水予報による基準	-	
	暴風	平均風速	陸上	20m/s	
			海上	25m/s	
	暴風雪	平均風速	陸上	20m/s 雪を伴う	
			海上	25m/s 雪を伴う	
	大雪	降雪の深さ	平地	12 時間降雪の深さ 15 cm	
			山地	12 時間降雪の深さ 30 cm	
波浪	有義波高	6.0m			
高潮	潮位	1.8m			
注 意 報	大雨	表面雨量指数基準	11		
		土壌雨量指数基準	114		
	洪水	流域雨量指数基準	印南川流域=7.4, 切目川流域=13		
		複合基準 ^{※1}	印南川流域=(5,7.4), 切目川流域=(8,12.2)		
		指定河川洪水予報による基準	-		
	強風	平均風速	陸上	12m/s	
			海上	15m/s	
	風雪	平均風速	陸上	12m/s 雪を伴う	
			海上	15m/s 雪を伴う	
	大雪	降雪の深さ	平地	12 時間降雪の深さ 5 cm	
			山地	12 時間降雪の深さ 15 cm	
	波浪	有義波高	3.0m		
	高潮	潮位	1.3m		
	雷	落雷等により被害が予想される場合			
	濃霧	視程	陸上	100m	
			海上	500m	
乾燥	最小湿度 35% で実効湿度 60%				
なだれ	積雪の深さ 50 cm 以上あり高野山(アメダス)の最高気温 10℃ 以上又はかなりの降雨				
低温	沿岸部で最低気温-4℃ 以下				
霜	3 月 20 日以降の晩霜 最低気温 3℃ 以下				
着雪	24 時間降雪の深さ：平地 20 cm 以上、山地 40 cm 以上 気温：-2℃ ~ 2℃				
記録的短時間大雨情報		1 時間雨量	110 mm		

※1 (表面雨量指数、流域雨量指数) の組み合わせによる基準値を表しています。

2.7 初動期の情報管理

1. 目的

初動期において、人命の救出・救助を最優先とした災害応急対策を確実、迅速に実施するために、必要な被害状況の収集・報告を行う。

2. 活動項目

(1) 被害状況の収集・報告	<p>●町の役割</p> <p>○総務班 → ①被害状況の取りまとめ ②各班への報告 ③本部長、県、関係機関等への報告</p> <p>○情報連絡員 → 担当区域の被害状況収集・報告</p> <p>○各班 → 関係機関の被害状況収集・報告</p> <p>○職員 → 参集途上における被害状況収集</p> <p>○消防団 → 被害状況収集・報告</p>
	<p>◆関係機関等の役割</p> <p>◇日高振興局 → 町と連携して被害状況の収集</p> <p>◇施設管理者 → 管理施設の被害状況収集</p> <p>◇住民、自主防災組織 → 周辺の被害状況収集及び本部への報告</p>
(2) 通信連絡体制の確立	<p>●町の役割</p> <p>○広報班 → 通信手段の確保、統制</p>
(3) 被害写真の撮影	<p>●町の役割</p> <p>○建設班 → 被害写真の撮影</p>

(1) 被害状況の収集・報告

1) 被害情報の早期収拾

- ① 町は、概括的被害情報、ライフライン被害の範囲、医療機関へ来ている負傷者の状況等、被害の規模を推定するための関連情報を収集する。
- ② 被害規模を早期に把握するため、119番通報が殺到する状況等の情報を、積極的に収集するとともに、県及び国に報告する。

2) 災害即報

- ① 防災関係機関は、報告すべき災害の発生を覚知したときは、覚知後 30 分以内で可能な限り早く、わかる範囲で国（消防庁）へ報告するとともに、以後、即報様式に定める事項について、判明したものの中から逐次報告する。
- ② 報告に当たっては、総合防災情報システム、地域衛星通信ネットワークシステム、消防防災無線、加入電話等により即報する。

【和歌山県総合防災情報システム】

●有線回線及び第2世代地域衛星通信ネットワークシステムによる衛星系回線
県庁、各振興局と出先機関、各市町村、各消防本部及び防災関係機関の間で通信が可能。
※「和歌山県総合防災情報システム電話番号簿」は資料編（資-155）を参照

3) 被害状況の収集・報告実施者

◆情報連絡員

※ 表 3-13.「情報連絡員担当区域表」を参照

初動期において、人命にかかる災害情報等の収集等を行う担当職員を「情報連絡員」として位置づける。

情報連絡員は、町職員から選任するのを基本とするが、町職員だけでは人員が不足する時は、消防団、住民等からも選任する。

情報連絡員の活動内容は次のとおりである。

① 災害が発生した時もしくは災害が発生するおそれがある時

ア) 勤務時間（内）

→ 庁舎から、あらかじめ設定された町内担当区域へ行き、人的被害状況を収集する。情報連絡員は、無線、電話または直接本部へ走り総務班の責任者に報告する。

イ) 勤務時間（外）

→ 参集途上に、あらかじめ設定された町内担当区域に行き、人的被害状況を収集する。本部への連絡は庁舎へ参集した後で総務班の責任者に報告する。

② 人的被害状況を収集した後

情報連絡員は、①の連絡が終了したら、所定の勤務公署において初動活動に従事するものとする。

③ 情報連絡員の収集する人的被害状況は下記の事項である。

- ア) 倒壊家屋件数（要救出現場）
- イ) 出火件数
- ウ) 二次災害危険箇所
- エ) 医療施設の被害状況
- オ) 避難状況

◆町職員

夜間、休日等勤務時間外に参集を要する災害等が発生したときは、情報連絡員以外の町職員においても、参集途上において人的被害状況の把握に努める。
(この業務は、迅速な参集を第一に、その範囲で把握した情報を報告するものである。)

◆町各班

関係機関から電話や駆け込みによって被害状況等を収集し、初動活動を実施する。
また、収集した情報は、総務班へ報告する。

◆消防団

消防団は災害発生時、消火活動及び救出活動を全機能をあげて行う。それとともに可能な限りの被害状況収集を行い、電話または無線を用い本部へ連絡する。通信手段が途絶されているときには、町の情報連絡員か周辺住民に伝達を依頼する。

◆住民及び自主防災組織等

各町内会単位において、災害発生時、早急な救援活動を要請するために被害状況を収集する体制を設ける。

4) 情報の集約及び報告

情報連絡員、各班、消防団、参集職員、防災関係機関、住民及び自主防災組織によって収集された人的被害状況は、総務班が集約する。

この情報は、自衛隊の災害派遣要請依頼、広域応援要請等にかかる重要情報であるため、一刻も早い集約が必要である。集約が進むか、ある程度被害が重大であることが判明したときは、早急に総務班等の各班に報告を行う。

また、人的被害状況の県等への報告については災害発生後1時間（遅くても2時間）以内を目処に報告する。

なお、被害状況がよくわかっていない段階では、災害概況即報にて報告する。

※「災害概況即報」は資料編（様-5）を参照

5) 初動中期以降における被害情報収集

道路状況、ライフライン状況、各種施設等の被害状況の収集を開始する。

■ 表3-13. 情報連絡員担当区域表

区 域 名	情報連絡員が考慮すべき災害情報
印 南 地 区	本地区で考慮すべき災害＝河川氾濫、高潮、がけ崩れ、土石流、津波
切 目 地 区	本地区で考慮すべき災害＝河川氾濫、高潮、がけ崩れ、土石流、津波
稲 原 地 区	本地区で考慮すべき災害＝河川氾濫、がけ崩れ、土石流、地すべり、津波
切 目 川 地 区	本地区で考慮すべき災害＝河川氾濫、がけ崩れ、地すべり、土石流
真 妻 地 区	本地区で考慮すべき災害＝がけ崩れ、地すべり、土石流

※「災害状況等の収集伝達系統」（資-93）及び「防災関係機関の収集する情報」（資-94）は資料編を参照

（２）通信連絡体制の確立

１）通信連絡方法の確認及び通信

災害時における通信連絡は無線電話、衛星携帯電話を利用し迅速かつ的確に行うものとするが、災害時における通信の錯綜をさけるために災害電話を指定し、窓口の統一を図る。

■ 表 3-14. 指定電話、衛星電話一覧表

整理No.	場 所	電話番号	設置場所
指定1	日高振興局	24-2904	総務県民課
指定2	日高広域消防事務組合消防本部	63-1119	通信室
衛星1	印南町役場①	88216-6876-4656	
衛星2	印南町役場②	88216-6876-4659	
衛星3	印南避難センター	88216-6876-4660	
衛星4	印南町教育委員会①	88216-6876-4661	
衛星5	印南町教育委員会②	88216-6876-4662	
衛星6	いなみこども園	88216-6876-4663	
衛星7	印南小学校	88216-6876-4664	
衛星8	印南中学校	88216-6876-4665	
衛星9	切目小学校	88216-6876-4666	
衛星10	切目中学校	88216-6876-4667	
衛星11	稲原小学校	88216-6876-4668	
衛星12	稲原中学校	88216-6876-4669	
衛星13	清流小学校	88216-6876-4670	
衛星14	清流中学校	88216-6876-4671	
衛星15	稲原防災センター	88216-6876-4672	
衛星16	切目川防災センター	88216-6876-4673	
衛星17	旧まづま保育園	88216-6876-4674	
衛星18	崎山漁村センター	88216-6876-4681	
衛星19	榎川集会所	88216-6876-4682	
衛星20	川又集会所	88216-6876-4683	

2) 無線通信途絶の場合の措置

災害時の連絡は、無線通信施設の被災等によって、通信連絡が困難になることが予想されるので、和歌山県総合防災情報システム電話、伝令等によって通信連絡を確保する。

① 県等との通信連絡

和歌山県総合防災情報システム電話、衛星携帯電話等を利用し交信を行う。

② 災害現場との連絡

災害現場との連絡は、消防団移動系無線やアマチュア無線等によって行う。

また、必要に応じて災害現場に伝令を派遣する。伝令は徒歩、自転車、バイクを利用する。

■ 表 3-15. 和歌山県総合防災情報システム電話番号

関係機関名	指定電話番号	設置場所
印南町役場	7-254-400	総務課
日高振興局	7-350-205	総務県民課
日高広域消防事務組合消防本部	7-2525-500	指令室

3) 消防団移動系無線の統制

消防団移動系無線を使用する際、通信の混乱が予想されるため、必要に応じ適切な通信統制を実施し、円滑・迅速な通信の確保に努める。

通信の統制は、次によって実施する。

- ① 統制者の専任（消防団員から1人配備する）
- ② 重要通信の優先（救助、避難指示等重要性の高い通信を優先）
- ③ 統制者の許可（通信に際しては、統制者の許可を得る）
- ④ 子局間の通信の禁止（子局間の通信に際しては、統制者の許可を得る）
- ⑤ 簡潔通話の実施
- ⑥ 専任の通信担当者の設置（各子局の担当者は出来るだけ変更しない）

4) 公衆通信設備の優先利用

災害時において、公共の利益のために緊急に通信を行う必要のある通話については、非常または緊急通話として取扱い、他に優先する。

優先利用できる電話は、あらかじめ西日本電信電話（株）の承認を受けた加入電話による。また、優先電話回線を追加して設定するときは、西日本電信電話（株）和歌山支店に申し込む。

5) 通信施設利用の優先順位

通信施設を優先して使用する場合の優先順位は、概ね次の順序による。

- ① 住民に対する避難勧告・指示等人命に関する事項
- ② 応急措置の実施に必要な事項
- ③ 災害警報
- ④ その他予想される災害の事態ならびにこれに対する事前措置に関する事項

6) 臨時電話の設置

通信手段に不足するときは、西日本電信電話（株）和歌山支店に依頼し、臨時電話を設置する。

7) 電話の受付について

災害時には、防災関係機関だけではなく、印南町内外の住民から多数の問い合わせ電話が殺到する。総務班長は、必要に応じて班員の中から電話受理の専任者を選び、電話交換に従事させるものとする。

[電話受付時の注意点]

- ① 電話受付担当者は、防災関係機関からの情報と住民等からの問い合わせを的確に仕分けする。（問い合わせは、広報班につなぐ）
- ② 電話の殺到による初動通信活動への支障が起これないようにするために、各種問い合わせに対応する電話を事前に決めておく。
- ③ 電話の通信量が増加しても、決められた担当者の数で行い、各初動活動の遅れにつながらないようにする。

(3) 被害写真の撮影

被害写真の撮影は、被害状況確認の資料として、また記録保存のためにもきわめて重要である。

各班に、記録写真員をおき、また災害全般にわたっては、建設班において写真記録を撮影し、災害応急対策等に活用するとともに、報道機関及び一般市民の撮影分についても必要に応じて提供を受け、災害記録写真の収集確保に万全を期するものとする。また、状況により無人航空機（ドローン）の活用を検討する。

※ 「被害状況即報」（様-3）、「災害概況即報」（様-5）、「被害状況収集表（初動期）」（様-6）は資料編を参照

2.8 初動期の広報活動

1. 目的

町及び防災関係機関は、災害発生後、できる限り速やかに町民及び報道機関に対し、被害の正確な情報を提供することによって、町民が適切な行動をとれるようにするとともに、パニックの発生を未然に防止する。

2. 活動項目

(1) 広報の実施機関と役割	<p>●町の役割</p> <p>○広報班 → ①被害状況等の報道発表 ②住民広報</p>
	<p>◆関係機関等の役割</p> <p>◇日高広域消防事務組合消防本部 → 被害状況等の報道発表 ◇御坊警察署 → 被害状況等の報道発表 ◇関係機関 → 管理施設の被害状況等の報道発表</p>
(2) 住民広報の手段	<p>●町の役割</p> <p>○広報班 → ①広報車による住民広報 ②同報無線による住民広報 ③町ホームページ、電子メールによる広報 ④住民、自主防災組織等の活用</p>
	<p>◆関係機関等の役割</p> <p>◇住民、自主防災組織 → 住民広報の協力</p>
(3) 報道発表	<p>●町の役割</p> <p>○広報班 → ①記者発表室の設定 ②報道官の選任 ③報道機関との連携</p>
	<p>◆関係機関等の役割</p> <p>◇報道機関 → ①被害状況等の報道 ②町本部との連携 (発表場所・時間等の協議)</p>
(4) 来庁者等への対応	<p>●町の役割</p> <p>○広報班 → ①来庁者への対応 ②問い合わせ電話への対応 ③不要不急電話自粛の広報</p> <p>●電話交換手 → 問い合わせ電話の仕分け</p>

(1) 広報の実施機関と役割

■ 表3-16. 広報の実施機関と役割 (その1)

機 関 名	広 報 内 容
<p>印 南 町 〔広報班〕</p>	<p>(1) 最優先に実施すべき広報事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 津波危険情報〔第4章「2.5 地震・津波情報等の伝達」を参照〕 ② 災害対策本部の設置または解散 ③ 気象情報 ④ 災害の概況（火災、水害、地震、津波による被害状況） ⑤ 避難情報等（避難の指示、避難所の位置、経路等） ⑥ 住民の心得及び人心の安定に必要な事項 ⑦ 二次災害危険情報 <p>(2) (1)に引き続いて実施すべき広報事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ⑧ 河川、橋梁等土木施設情報（被害、復旧状況） ⑨ 交通状況（交通機関運行状況、道路交通状況、ヘリポート・港湾の被害状況、復旧見込み等） ⑩ 電気、水道、ガス等事業施設被害状況（被害状況、注意事項） ⑪ 医療救護所の開設状況 ⑫ 給食、給水実施状況（給水日時、量、対象者） ⑬ 道路障害物、し尿の状況ならびに除去見込み ⑭ 生活必需品の供給状況（供給日時、場所、種類、量、対象者） ⑮ 個人安否情報（携帯電話各社の災害用伝言板サービスやN T T 西日本の災害用ブロードバンド伝言板・web171の活用） ⑯ 防疫状況と注意事項 ⑰ 要配慮者に向けた広報 ⑱ 被災地域外住民へのお願い <p>例)・被災地へは、単なる見舞い電話等不要不急の電話をしない。 ・救援物資の梱包は、仕分け作業が円滑に実施できるよう、梱包を解かなくても、物資の種類、量、サイズがわかるようにして被災地に送付する。</p>

■ 表 3-16. 広報の実施機関と役割（その2）

機 関 名	広 報 内 容
日高広域消防事務組合消防本部	① 火災の発生防止、初期消火に関すること。 ② 火災の発生状況に関すること。 ③ 救護所の設置に関すること。 ④ 救出・救助の実施状況
御 坊 警 察 署	① 被害状況、治安状況、救援活動、災害警備活動 ② 感電、転落、落下物の事故防止 ③ 道路交通に関すること ④ 防犯指導等の犯罪予防に関すること ⑤ 避難に関すること
防 災 関 係 機 関	① 活動体制に関すること ② 電気、ガス、危険物流出等の二次災害の防止に関すること ③ 所管業務の被害状況、復旧状況に関すること

（2）住民広報の手段

印南町が住民に対して実施する広報の手段は、広報車や屋外同報無線、町ホームページや電子メールによることを原則とする。（職員の不足をカバーするため、アナウンスは住民の協力を得る）

また、必要に応じて職員による現場での指示やビラ、広告等を作成して、現地で配付・掲示するとともに、自主防災組織等や航空機（自衛隊に依頼）による広報も行う。

- ① 緊急に伝達の必要があるもの（避難指示、火災防止指示等）
→ 広報車、屋外同報無線（全国瞬時警報システム（Jアラート）含む）、町ホームページや電子メール、現場での指示、自主防災組織の活用
- ② 一斉に伝達するもの（地震情報、安否情報、救護所等）
→ 広報車、町ホームページや電子メール、航空機
- ③ 時期または地域を限って行うもの
→ 広報車、屋外同報無線、町ホームページや電子メール、現場での指示、ビラ、広告、自主防災組織の活用

【広報の最後の手段】

広報車、屋外同報無線などが使用できず、ビラや広告作成のいとまのないときは、誰かが住民の集まっている場所に向いて大声で周知してまわり、そこから住民の口コミによって伝達する。

→ 奥尻町（北海道南西沖地震）では、かなりの効果をあげた。

※「広報の伝達経路」は資料編（資-95）を参照

(3) 報道発表

印南町災害対策本部は、広報班を窓口として発表する部屋を設け、定期的に報道機関に対して災害に関する情報を発表する。

発表に際しては、専任の報道官を配備し、報道機関への発表者を固定する。

町が、緊急警報放送の放送要請を行う場合は、原則として日高振興局を經由して県知事あてに、放送要請の理由、放送事項、希望する放送日時等を明かにして要請する。

ただし、県と町との通信途絶等の特別な事情がある場合は、町から直接放送局に対し要請できる。

放送局は、要請のあった事項について、放送形式、内容、時刻等をその都度決定し放送する。

(4) 来庁者等への対応

1) 来庁者への対応

災害発生後は、多数の住民が町役場につめかけることが予想される。

広報班等は、応急対策の支障とならないように、住民を適宜避難場所等へ誘導するとともに、庁内放送や掲示板等で情報提供を行う。

2) 電話による問い合わせ等への対応

- ① 広報班長は、班員の中から広聴担当員を選任し、住民からの問い合わせに対して一元化を図る。
- ② 広聴担当員は、問い合わせの種類（照会、被害通報、要請等）に応じた活動体制を組む。
- ③ 重要かつ緊急性の高い内容については、各班に報告する。
- ④ 個人安否情報に対する個別対応はしない。
 - ・報道機関発表、携帯電話各社の災害用伝言板サービスやN T T西日本の災害用ブロードバンド伝言板・web171、インターネット、電子メール等の活用

※「広報例文：各種情報の広報例文」は資料編（資-96）を参照

2.9 自衛隊災害派遣要請

1. 目的

災害に際して、人命または財産の保護のため、特に必要があると認められるときは、この計画の定めるところにより、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 68 条の 2 の規定に基づき、自衛隊の災害派遣を知事へ依頼するものとする。

2. 活動項目

(1) 自衛隊災害派遣要請	●町の役割
	○部長会議 → 自衛隊派遣要請の決定 ○総務班 → 知事（日高振興局）へ依頼
(2) 自衛隊の受入れ	◆関係機関等の役割
	◇日高振興局 → 知事（県防災企画課）へ依頼 ◇知事（県防災企画課）→ 自衛隊への要請 ◇自衛隊 → 災害派遣（または自主出動）
(3) 自衛隊の活動内容等	●町の役割
	○救助・厚生班 → 自衛隊の受入れ ○総務班 → 自衛隊との連絡調整 ○建設班 → ヘリポートの確保
(3) 自衛隊の活動内容等	◆自衛隊の役割
	◇自衛隊 → ①要請内容に応じた活動 ②自主判断による活動

(1) 自衛隊災害派遣要請

1) 災害派遣要請基準

災害が発生し、または発生するおそれがあり、生命または財産を保護するため必要と認めた場合、本部長は知事を通じ、自衛隊に災害派遣を要請する。

- ア) 災害が発生し、知事が人命または財産の保護のため必要と認めた場合の知事の要請に基づく部隊等の派遣
- イ) まさに災害が発生しようとしている場合における知事の要請に基づく部隊等の予防派遣
- ウ) 災害に際しその事態に照らし特に緊急を要し、知事からの要請を待ついとまがないと認めて、知事からの要請を待たないで、自衛隊の自主的判断に基づく部隊等の派遣

2) 派遣要請の手続き

本部長等が、知事に対し自衛隊の災害派遣を依頼しようとするときは、総務班は、災害派遣要請書に記載する事項を明かにし、速やかに電話または口頭をもって、日高振興局を経由して県（防災企画課）に依頼するものとし、事後速やかに依頼文書を提出する。

なお、知事へ災害派遣を依頼するいとまがない時、または通信の途絶によって知事と連絡がとれないときは、防衛庁長官または陸上自衛隊信太山駐屯地司令へ直接被害情報を通知する。

その場合、本部長は速やかにその旨を知事に通知するものとする。

※ 意思決定手続きについては、「2.1 初動活動体制の確立」を参照

■ 表 3-17. 自衛隊駐屯地連絡先

部 隊 名 (駐屯地名)	連 絡 責 任 者
陸上自衛隊第37普通科連隊 (信太山駐屯地)	0 7 2 5 - 4 1 - 0 0 9 0 (昼間) 第3科・内線 2 3 6 ~ 2 3 9 (夜間) 当直司令室・内線 3 0 2
陸上自衛隊第303地区施設隊 (和歌山駐屯地)	0 7 3 8 - 2 2 - 2 5 0 1

※ 防衛庁：03-3408-5211 / 自衛隊和歌山地方連絡部長：0734-22-5116

3) 災害派遣要請の依頼手続き

総務班は、県知事（日高振興局総務県民課を経由）に対して、以下の事項を明確にしたうえで、災害派遣要請書を提出する。

ただし、緊急を要する場合の申請は、緊急時の第一報として電話や県防災行政無線等で行い、その後、速やかに文書を提出する。

- ① 災害の状況及び派遣を要請する理由
- ② 派遣を必要とする期間
- ③ 派遣を希望する人員、車両、船舶、航空機等の概要
- ④ 派遣を希望する区域及び活動内容
- ⑤ その他参考となるべき事項（交通状況、集結地等）

4) 自衛隊の自主派遣と通知

災害の発生が突発的で、その救援が特に急を要し、知事の要請を待ついとまがない場合、あるいは市町村長から被害情報の通知を受けた場合は、陸上自衛隊信太山駐屯地司令（第 37 普通科連隊長）は、その判断に基づいて部隊等の派遣を行う。

なお、陸上自衛隊信太山駐屯地司令（第 37 普通科連隊長）は、知事の派遣要請または自主的判断により、部隊等を派遣した場合は、速やかに派遣部隊の指揮官の官職氏名、その他必要事項を知事に通知する。

5) 災害派遣の撤収要請

派遣の目的を完了し、またその必要がなくなったときは、町長は前記 3) の手続きに準じて、撤収についての要請を行う。

(2) 自衛隊の受入れ

1) 受入れ準備

自衛隊の派遣が決定した場合、町長（救助・厚生班）は次の点に留意して、派遣部隊の活動が十分に発揮できるよう、次の措置を行うものとする。

- ① 自衛隊の宿泊施設（野営広場）及び車両の保管場所を準備すること。
- ② 自衛隊の災害派遣の間、連絡調整のため、適任の担当職員を総務班から指定するとともに、御坊警察署、日高広域消防事務組合消防本部からも連絡員を指定して、効果的な救出・救助活動等が実施できるように連携強化を図る。
それぞれの連絡員及び関係機関は、印南町役場内（または周辺施設）の会議室で、応急対策方針を逐次協議するものとする。
- ③ 災害現地には必ず責任者（幹部）を立会させ、自衛隊現地指揮官と協議し、作業に支障をきたさないように努めること。
- ④ 応急復旧に必要な器材等を準備し、自衛隊の活動が速やかに開始されるよう留意する。
- ⑤ ヘリコプターによる災害派遣を受け入れる場合は、風向表示、着陸地点の表示等受入れに必要な準備をすること。
- ⑥ 印南港が使用できるかどうかを調査する。
- ⑦ 初動期の自衛隊の活動内容を検討しておく。

2) 派遣部隊到着後の措置

派遣部隊が到着した場合は、御坊警察署（または町職員から選任）に目的地への誘導を依頼するとともに、派遣部隊の責任者と応援作業計画等について協議し、調整のうえ必要な措置をとるとともに、到着後及び必要に応じて次の事項を県へ報告する。

- ① 派遣部隊の長の官職氏名
- ② 隊員数
- ③ 到着日時
- ④ 従事している作業内容及び進捗状況

3) 経費の負担

- ① 派遣部隊の装備及び携行品（食糧、燃料、衛生材料等）以外に必要とする物品は、すべて町において負担するものとする。
- ② 町が必要品を所有していない場合において、部隊が使用した消耗品等は原則として部隊の回収に（代品弁償による回収を含む）に応ずるものとする。
- ③ その他細部の経費の負担等については、あらかじめ町長と派遣部隊等の長との間で協定するものとする。

■ 表 3 - 1 8 . 自衛隊集結場

施設名	電話番号	開設担当者
稲原小学校 運動場 (80m×65m)	0738-44-0205	学校長
古井運動場 (100m×80m)	0738-42-1701	教育課長
若もの広場 (100m×90m)	0738-42-1701	教育課長

(3) 自衛隊の活動内容等

1) 災害派遣時に実施する活動

災害派遣時に実施する活動は、通常次のとおりとする。

<ul style="list-style-type: none"> ア) 被害状況の把握（航空偵察等） イ) 避難者の誘導、輸送、捜索、救助 ウ) 消防（水防）活動 エ) 道路等交通路上の障害物の排除 オ) 診療、防疫、病虫害防除等の支援 カ) 通信支援 	<ul style="list-style-type: none"> キ) 人員及び物資の緊急輸送 ク) 炊飯及び給水支援 ケ) 救援物資の無償貸付または譲与 コ) 交通規制の支援 サ) 危険物の保安及び除去 シ) その他
----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

2) 災害派遣を命じられた部隊等の自衛官の権限

災害派遣を命じられた部隊等の自衛官は、災害が発生しまたは発生しようとしている場合において、印南町長、警察官、海上保安官がその場にいない場合に限り、次の措置をとることができる。

この場合、自衛官は直ちにその旨を町長に通知しなければならない。

- ア) 警戒区域の設定及び同区域への立入り制限、禁止または退去の命令（基本法第63条第3項）
- イ) 他人の土地、建物その他の工作物の一時使用、または土石、竹木その他の物件の使用若しくは収容（基本法第64条8項）
- ウ) 応急措置の実施の支障となる工作物等の除去等（基本法第64条8項）
- エ) 住民または現場にある者の応急業務への従事命令（基本法第65条3項）
- オ) 通行禁止区域における緊急通行車両の円滑な通行確保のための措置（基本法第76条3項）

■ 表3-19. ヘリポート発着予定地

名 称	所在地	電話番号	面積（m）	備 考
印南中学校	印南2145	0738-42-0021 学校長	80×75	北方に山
切目中学校	西ノ地1467	0738-43-0304 学校長	90×65	北方に山、西に校舎
若もの広場	山口1580-1	0738-42-1701 教育課	100×90	一方に山、二方にフェンス
古井運動場	古井806	0738-42-1701 教育課	100×80	
清流中学校	古井5	0738-45-8005 学校長	80×80	西方に山
稲原小学校	印南原 4955-1	0738-44-0205 学校長	80×65	

2.10 広域応援要請

1. 目的

災害に際して、町内の防災力のみでは対応不可能と判断したときは、速やかにこの計画に基づき防災関係機関へ応援要請を行う。

2. 活動項目

(1) 消防広域応援要請	●町の役割
	○総務班 → 日高広域消防事務組合消防本部への要請 各班の応援要望の取りまとめ
	◆日高広域消防事務組合消防本部の役割
	◇日高広域消防事務組合消防本部 → 県本部（御坊市消防本部経由）への要請 ◇県本部（県防災企画課）→ 応援要請
(2) 緊急消防援助隊の要請	●町の役割
	○総務班 → 県本部（県防災企画課）への要請 各班の応援要望の取りまとめ
	◆関係機関等の役割
	◇県本部（県防災企画課）→ 消防長官への応援の実施
(3) 和歌山県に対する要請	●町の役割
	○総務班 → 日高振興局への要請 各班の応援要望の取りまとめ
	◆関係機関等の役割
	◇日高振興局 → 県本部（県防災企画課）への要請 ◇県本部（県防災企画課）→ 応援の実施
(4) 応援部隊（消防広域応援、緊急消防援助隊等）の受け入れ	●町の役割
	○総務班 → 自衛隊との連絡調整 ○救助・厚生班 → 応援部隊受け入れ事務
	◆日高振興局の役割
	◇日高振興局 → 応援部隊の受け入れ調整

(1) 消防広域応援要請

災害発生時において、印南町内の防災機関のみでは対応が不可能と判断したときは、消防組織法第39条の規定に基づく和歌山県下消防広域応援基本計画及び和歌山県下消防広域相互応援協定等に基づき、日高広域消防事務組合消防本部へ応援要請を実施する。

1) 要請の手続き

総務班は、とりまとめた応援要望を日高広域消防事務組合消防本部に対して、県防災行政無線、電話またはFAXをもって要請し、後日速やかに文書を送付する。

2) 応援要請時の通報事項

① 要請即報

応援要請を決定した時点で、次の事項を通報するものとする。

- ア) 災害発生日時
- イ) 災害発生場所
- ウ) 災害の種別
- エ) 災害状況の現況及び拡大の予想
- オ) 人的物的被害の状況
- カ) 気象、地形または市街地の状況
- キ) 応援部隊の任務概要
- ク) 必要とする人員、車両、資機材の概数及び応援予定期間
- ケ) その他必要事項

② 要請詳報

応援側の受諾が確認された時点で、要請即報で通報した事項で再度通報の必要のある事項のほか、次の事項について通報するものとする。

- ア) 応援部隊の到着希望時間
- イ) 集結場所または現地担当者待機場所
- ウ) 使用無線系統波
- エ) 指揮本部位置及び指揮本部長名
- オ) 道路交通、気象等の状況
- カ) その他必要事項

※「消防広域応援要請の流れ」は資料編（資-103）を参照

(2) 緊急消防援助隊の要請

消防広域応援要請をもってしても対応困難な大規模・特殊な災害の発生に際して、町は知事に要請し、知事は消防庁長官に対し応援要請を実施する。

県に要請を行うに当たっては、以下の事項を明らかにしたうえで要請する。

- ア) 災害の状況及び応援を要する理由
- イ) 応援を必要とする場所
- ウ) 応援を必要とする活動内容
- エ) その他必要事項

(3) 和歌山県に対する要請

災害対策基本法第68条に基づき、町で対応困難と予測される大災害については、県に対して応援要請を行うものとする。

県に応急措置等の応援要請を行うに当たっては、取りあえず無線または電話等をもって県防災企画課または日高振興局へ要請を行い、後日速やかに文書を送付する。

この場合、以下の事項をあらかじめ明らかにしたうえで要請する。

- 1) 県の各部への応援要請または応急措置の実施を要請する場合
 - ア) 災害の状況及び応援を要する理由
 - イ) 応援を必要とする期間
 - ウ) 応援を希望する物資、資機材、機械、器具等の品名及び数量
 - エ) 応援を必要とする場所
 - オ) 応援を必要とする活動内容（応急措置内容）
 - カ) その他必要事項

- 2) 他市町村、指定行政機関等職員の応援の斡旋要請
 - ア) 派遣を必要とする理由
 - イ) 派遣を要請する職員の職種別人員表
 - ウ) 派遣を必要とする期間
 - エ) 派遣される職員の給与その他負担方法
 - オ) その他参考となるべき事項

(4) 応援部隊（消防広域応援、緊急消防援助隊等）の受入れ

応援部隊が効果的に活動できるように以下のとおり応援部隊の受入れ体制を整えるものとする。

- 1) 救助・厚生班は、応援部隊の活動が円滑に実施できるようにするために、関係機関と調整を図りながら宿泊地のあっせん、食糧・資機材の調達を実施するものとする。

- 2) 総務班は、印南町のみで受入れ体制を整えることが困難な場合は、日高振興局総務県民課に受入れ調整を依頼する。

- 3) 自己完結型の応援体制
応援要請に際して、なるべく水、食糧、資機材の持参を依頼する。

4) 広域応援拠点の開設

① 印南町が激甚被災地となった場合

印南町が激甚な被害を受けた場合は、町内において応援拠点となる施設やオープンスペースの確保及び応援部隊・職員の受入れが極めて困難になると予想される。

その場合は、日高振興局総務県民課に対し、周辺市町に広域応援拠点施設の開設とその運営を要請する。

なお、広域応援拠点の運営を円滑に進めるために、印南町職員を連絡要員としてこれらの拠点に派遣する。

② 印南町の被害が相対的に軽い場合

激甚被災地となった市町村に対し、県の指示等によって広域応援拠点の開設・運営、応援部隊・職員に対する便宜供与等により応援を実施する。

また、状況により、応援部隊・職員を激甚被災地へ派遣する。

■ 表 3 - 2 0 . 応援部隊宿泊場所（集結場）

施設名	所在地	収容可能人員(人)	炊飯施設有無	電話番号	開設担当者
切目中学校	印南町大字西ノ地	165	有	43-0304	学校長・教育課
印南中学校	印南町大字印南	250	有	42-0021	学校長・教育課

■ 表 3 - 2 1 . 救援物資集積場

施設名	施設状況	電話番号	開設担当者
阪和自動車道 印南SA	鉄骨造	43-1730	NEXCO西日本・日高観光物産センター株式会社
紀州農業協同組合 浜出荷場	鉄骨造	42-0900	JA組合長
切目出荷場	鉄骨造	43-1211	JA組合長
切目肥料倉庫	RC造	43-1871	JA組合長

2.1.1 自主防災組織の活動

1. 目的

災害時には、印南町全体が運命共同体的関係となり、共同して災害防御にあたる必要がある。

そのための重要な役割を担う自主防災組織の活動を定めるものとする。

2. 活動項目

(1) 自主防災組織の活動	●町の役割
	○総務班 → 自主防災組織との連絡調整
	○情報連絡員 → 災害現場にて、自主防災組織から情報収集を行う
	◆自主防災組織の役割
	◇自主防災組織 → ①地域の被害状況等の報告 ②応急活動の協力

(1) 自主防災組織の活動

自主防災組織は、最も早く災害に対応できる防災力であり、地域ごとに団結し組織的に行動することによって、その効果を最大限に発揮することができる。

※「自主防災組織の班編成」は資料編（資-105）を参照

1) 情報班の活動

情報班は、被害状況等を迅速に把握し、適切な応急措置をとるため、情報の収集・分析・伝達を行う

① 情報の収集・伝達

地域内の被害情報、防災関係機関・報道機関等の提供する情報を収集するとともに、必要と認める情報を地域内住民及び防災関係機関へ伝達する。

② 情報の収集・伝達の方法

情報の収集・伝達の方法は、テレビ、ラジオ、携帯電話、伝令、町の情報連絡員に対する口頭伝達等による。

2) 消火班の活動

発災時において、速やかに消火体制を確立するなど、次のような行動をとる。

① 資機材倉庫への参集

消火班員は、家族の安全対策を講じた後、速やかに消防器具庫、自主防災組織倉庫に参集するか、各家庭等から消火器等を調達する。

また、参集に際しては、次のような状況の把握に努める。

- 参集途上における火災の有無
- 道路の亀裂、建物の倒壊等による道路の通行障害の有無
- 危険物、可燃ガス等の流出の状況等
- 電線の切断の有無

- ② 情報班と連絡をとりながら、地域内の各家庭に対して、出火防止、初期消火行動について呼びかけを行う。
- ③ 防火パトロールを実施して、火災を早期に発見し、直ちに消火活動を行う。
- ④ 地域内に火災が発生した場合は、近隣事業所に協力を求める。
- ⑤ 消防機関が到着した場合は、消防機関に協力して消防ポンプ等を活用しながら消火活動にあたる。

3) 救出救護班の役割

① 要救出・救護者の把握

建物倒壊による要救出者及び家具の転倒、窓ガラスの落下等による負傷者の人数、症状等を調査し、その実態を把握する。

② 応急救出活動

倒壊物の下敷き等によって救出を必要とする者が発生した場合には、近隣居住者等の協力を求めるなど、組織としての救出活動を行う。

また、火災が発生した場合には、消火活動の実施と併せて救出活動にあたる。

大規模または困難な救出作業が必要な場合は、速やかに消防機関等に対して出動を要請するとともに、救助隊が到着するまでの間、現場の安全確保にあたる。

③ 応急救護活動

かすり傷程度の軽傷の場合には、各家庭で処置することになるが、負傷者が多数発生した場合等には、自主防災組織が、小・中学校の校庭、体育館等安全な場所を選定して、簡易救護所を開設する。

この簡易救護所では、切り傷、打撲等による軽症者を対象に治療を行い、重症者については、簡単な応急処置を行うとともに、医師または防災関係機関等の指示を受ける。

④ 後方医療機関等への搬送

災害現場または簡易救護所で応急処置を施した重症患者については、速やかに町が開設する救護所または後方医療機関等へ搬送する。

この場合、あらかじめ救護所や医療機関の受け入れ体制を把握し、適切な処置が受けられるよう十分に連絡をとっておく。

⑤ 防災関係機関への協力

発災時における迅速かつ適切な救出救護活動の確保を図るため、重症患者の救護所等への搬送、その他防災関係機関の指示及び要請に協力する。

4) 避難誘導班

① 避難誘導

避難誘導班員は、町災害対策本部の避難誘導の指示に基づき、住民を避難場所に誘導する。

なお、避難誘導に当たっては、警察官等の指揮に従い秩序正しく行う。

② 避難行動要支援者の緊急避難

避難行動要支援者については、避難行動要支援者名簿に基づき、災害発生時には、避難支援等関係者と協力し、いち早く安全な場所に避難させる。

③ 避難所における混乱防止

避難所における混乱防止のため、避難所の管理職員と協力して、人心の安定に努める。

④ 秩序維持協力

避難後における住居等の盗難防止のため、危険のない範囲で担当者を警戒にあたらせる。

5) 給食給水班

① 給食の実施

町から提供された食糧、地域内の家庭または販売業者等から提供を受けた食糧等の配分及び炊き出し等により給食活動を行う。

② 給水の実施

町から提供された飲料水、水道・井戸等によって確保した飲料水により給水活動を行う。

③ その他

その他物資の配付があった場合には、円滑・迅速に処理する。

2.12 交通の確保

1. 目的

災害時において、交通施設の被害状況を迅速に把握し、これに対する応急措置を実施する。

2. 活動項目

(1) 道路交通の確保	<p>●町の役割</p> <p>○建設班 → ①町道の被害状況の把握 ②主要町道の応急復旧</p>
	<p>◆関係機関等の役割</p> <p>◇日高振興局 → ①県道の被害状況の把握 ②主要県道の応急復旧</p> <p>◇国土交通省紀南河川国道事務所 → ①国道42号の被害状況の把握 ②国道42号の応急復旧</p> <p>◇御坊警察署 → 国道42号を中心とした交通規制</p>
(2) ヘリポートの確保	<p>●町の役割</p> <p>○建設班 → ①ヘリポートの被害状況把握 ②ヘリポートの応急復旧等</p>
(3) 海上交通の確保	<p>●町の役割</p> <p>○建設班 → ①印南漁港の被害状況の把握 ②印南漁港の応急復旧</p> <p>○総務班 → 自衛隊に印南漁港の復旧要請</p>
	<p>◆関係機関等の役割</p> <p>◇自衛隊 → 印南漁港の応急復旧（仮設栈橋の設置）</p> <p>◇田辺海上保安部 → 船舶交通の安全確保</p>

(1) 道路交通の確保

1) 印南町の措置

- ① 建設班は、災害が発生した場合、速やかに町内の緊急輸送路線（「2.13 緊急輸送体制の確立」に定める緊急輸送路線とする。以下同じ）及びその他の主要道路の被害状況（破損、決壊、障害物等）を把握し、総務班を通して町の輸送担当部局に周知する。

把握は、道路パトロール及び情報連絡員からの情報を基にする。

- ② 町内の緊急輸送路線の被害箇所を発見した場合は、その状況を速やかに国土交通省紀南河川国道事務所、日高振興局ならびに御坊警察署に通報するとともに、日高振興局と連携して代替道路の確保などその応急措置の実施に努める。

2) 日高振興局の措置

- ① 管轄区域内の緊急輸送路線及びその他の主要道路について、パトロールを行い、被害箇所を発見した場合は、その状況を速やかに国土交通省紀南河川国道事務所、県本部、印南町ならびに所轄警察署に通報するとともに、障害物の除去、応急復旧等に必要の人員、資機材の確保に務め、応急復旧等を実施する。
- ② 被災地以外からの物資輸送を円滑に実施するために、広域輸送ルートを設定する。

3) 国土交通省紀南河川国道事務所の措置

国道 42 号の被害状況を把握し、日高振興局、印南町ならびに所轄警察署に通報するとともに、重要幹線道路である国道 42 号の交通確保に全力を尽くす。

4) 御坊警察署の措置

- ① 関係機関の協力を得て、管轄区域内の交通事情を収集し、その状況を一般に公表するものとする。
- ② 県警本部、日高振興局、市町と密接な連絡を取りながら、国道 42 号を中心に、緊急輸送道路の確保のために交通規制を実施する。
※ 緊急輸送路線は「2.13 緊急輸送体制の確立」を参照
- ③ 交通規制には多数の人員が必要であり、県警察本部からの応援等を得て実施する。

(2) ヘリポートの確保

- 1) 建設班は、ヘリポート発着可能地点の被害状況を把握し、総務班を通して町の輸送担当部局に周知するとともに、速やかに日高振興局総務県民課ならびに御坊警察署へ通報する。

※ ヘリポートは、「2.9 自衛隊災害派遣要請」を参照

- 2) 建設班は、ヘリポートが発着不可能なときは、応急復旧を行うとともに、代替場所の確保に努める。

(3) 海上交通の確保

1) 町は、印南漁港の被害状況を把握し、その状況を県、関係機関へ通報する。
被害状況は、以下の3つの基準に分けて把握する。

- ア) 船が接岸でき、荷役も可能
- イ) 船は接岸できるが、荷役は不可能
- ウ) 船の接岸も不可能

建設班は、総務班を通して町の輸送担当部局に印南漁港の被害状況を周知するとともに、に印南漁港の応急復旧を行う。

また、被害の程度が激しいときは、総務班は、自衛隊へ復旧要請（仮設栈橋の設置）を行う。

2) 田辺海上保安部は、港内に船舶の航行に危険がある場合は、船舶交通の制限または禁止を行う。

2.13 緊急輸送体制の確立

1. 目的

災害時における被災者、災害応急対策要員、災害対策用資機材及び救援物資の緊急輸送体制を速やかに確立する。

2. 活動項目

(1) 緊急輸送の基本方針	●町の役割
	○建設班 → 緊急輸送道路・緊急輸送路線の確保 ○救助・厚生班、医療班 → ①輸送対象の把握 ②輸送対象の優先順位の協議
	◆関係機関等の役割
	◇日高振興局 → 緊急輸送道路・緊急輸送路線の確保
(2) 車両による輸送	●町の役割
	○総務班 → ①車両の確保 ②日高振興局へ車両確保要請
	◆関係機関等の役割
	◇日高振興局 → 車両の確保 ◇運送会社、タクシー会社 → 車両の提供
(3) 航空機による輸送	●町の役割
	○総務班 → ①日高振興局へヘリコプターの調達要請 ②自衛隊への輸送要請
	◆関係機関等の役割
	◇防災航空センター → ヘリコプター調達 ◇自衛隊 → 航空機輸送の実施
(4) 船舶による輸送	●町の役割
	○総務班 → 田辺海上保安部、自衛隊及び漁業協同組合へ船舶の確保要請
	◆関係機関等の役割
	◇自衛隊 → 船舶輸送の実施 ◇田辺海上保安部 → 船舶輸送の実施 ◇紀州日高漁業協同組合印南町支所 → 船舶輸送の協力
(5) 鉄道による輸送	●町の役割
	○総務班等 → J R 西日本との連絡調整
	◆関係機関等の役割
	◇J R 西日本 → 鉄道輸送の実施

(1) 緊急輸送の基本方針

1) 緊急輸送の実施責任者

災害時における緊急輸送の実施は町長が行う。

ただし、町で処理できない場合は、日高振興局総務県民課に輸送内容、その他必要条件を明示して応援を要請する。

2) 緊急輸送の対象

緊急輸送の対象は、概ね次のとおりとする。

① 第1段階

ア) 救助・救急活動、医療活動の従事者及び医薬品等の物資

イ) 消防・水防活動等災害の拡大防止のための人員・物資

ウ) 災害対策要員、通信・電力・ガス・水道施設の保安要員等応急対策に必要な人員及び物資等

エ) 後方医療機関へ搬送する負傷者等

オ) 緊急輸送に必要な輸送施設・輸送拠点の応急復旧・交通規制等に必要な人員及び物資

② 第2段階

ア) 上記①の続行

イ) 食糧・水等の生命の維持に必要な物資

ウ) 傷病者及び被災者の被災地外への輸送

エ) 生活必需品

3) 緊急輸送道路・緊急輸送路線の確保

各道路管理者及び占有者は、防災関係機関が迅速かつ効果的に活動できるように、主要路線に接続する路線及び避難所に通じる道路から順次確保する。

(活動業務)

- 緊急輸送道路・緊急輸送路線の被害状況の把握（ヘリポート含む）
- 応急修理が不可能な場合は、御坊警察署と連絡をとり、通行止め等必要な措置を講ずる
- 人員、車両、資機材に不足があるときは、広域応援体制に基づく応援要請を行う
- 片側のみ確保完了時で必要なときには、手信号による交通整理、誘導を行う
- 迂回路の設定及び広報
- 緊急輸送道路・緊急輸送路線の確保が完了したときは、災害対策本部総務班に報告する

4) 渋滞対策

輸送の最大の障害である交通渋滞を少しでも緩和するために、以下の方策を検討・実施する。

- ① 広域迂回ルートの設定（建設班と日高振興局等とで協議）
 - ア) 迂回ルートのピックアップ
 - イ) 迂回ルートの決定
 - ウ) 迂回ルートの広報及び誘導
 - ・現場における交通規制・誘導及び規制人員の補充
 - ・多数の標識の確保、設置
- ② 交通需要の削減対策
 - ア) 住民へ車を利用しないように呼び掛ける（報道機関、道路情報板、屋外同報無線の活用）
 - イ) 企業等の協力（会社を休業すること等による需要の削減）
 - ウ) 安否情報の早期提供または災害用伝言ダイヤル等の利用の呼びかけ（阪神・淡路大震災の住民の車利用目的の大きな理由のひとつとして、家族等の安否確認があった）
 - エ) 必要な救援物資の把握（トラック交通の効率化）
- ③ 信号機の早期復旧
- ④ ヘリ輸送の活用
- ⑤ 道路交通の円滑化をもたらす輸送拠点の検討

■ 表 3-22. 印南町内の緊急輸送道路・緊急輸送路線

優先順位	路 線 名
1	近畿自動車道松原那智勝浦線
2	国道42号（全線）
3	国道425号（南谷～古井～川又）
4	県道印南原印南線（稲原交差点～印南港交差点）
5	町道印南IC線（印南インター入口交差点～印南）
6	町道印南山口線（印南～印南町役場）
7	町道ふるさと線（印南～印南町役場）
8	町道若もの広場線（印南～若もの広場）
9	県道田辺印南線（古井～古井運動場）

(2) 車両による輸送

1) 車両の確保

- ① 総務班は、車両を効率的に管理し、車両に不足が生じれば、タクシー業者、貨物運送業者、バス会社等からの借り上げを行う。

車両の借り上げ依頼については、トラック協会、バス協会等の協力を得る。

- ② 上記措置をとっても車両が不足するときは、総務班を通して日高振興局総務県民課及び自衛隊に貸与要請を行う。
- ③ 借り上げに要する費用は、町が当該輸送業者等の団体もしくは当該業者等と通常行うところにより協議して決める。

2) 燃料の確保

総務班は、町保有車及び借り上げ車のすべてに必要な燃料の確保を行う。

3) 配 車

各班は、車両を必要とするときは、車種、搭載量、台数、日時及び引渡し場所を明示し、総務班へ請求する。

4) 緊急輸送用車両確認証明書及び標章の申請

交通規制中、災害応急対策に必要な物資の緊急輸送、その他応急対策を実施するための緊急輸送車両の通行確保については、県公安委員会に申し出て、緊急通行車両確認証明書及び標章の交付を受けるものとする。

なお、町保有全車両及び関係機関、または団体からの調達予定車両については、県公安委員会に事前届出を行っておき、発災後速やかに証明書の発行が受けられる体制にしておくものとする。

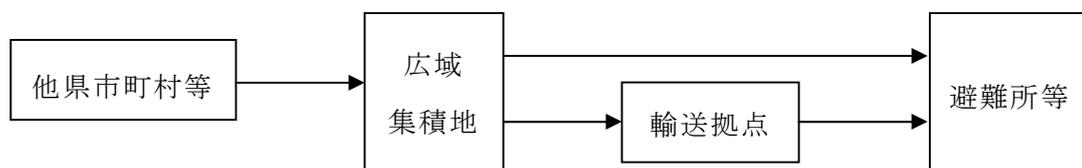
5) 広域集積地等の設定

県は、他自治体等からの救援物資を受け入れるために、広域集積地を設定する。

救助・厚生班は、必要に応じて町内に救援物資の配分するために、輸送拠点を設定し、その運営については、町内の運送機関やボランティアに委任する。

ただし、輸送拠点を設定すると、物資の仕分けに多大の人員が必要となり、さらに中継基地が増えることによる物資輸送の遅れが懸念されるため、物資の輸送は、広域集積地あるいは業者からの直接搬送を優先的に検討する。

■ 図 3 - 5 . 物資搬送の流れ



(3) 航空機による輸送

1) 航空機の確保

総務班は、防災航空センター及び自衛隊に要請し、航空機を確保する。

2) 航空機輸送

航空機の利点を最大に生かすため、主に重症者の搬送を中心に航空機輸送を実施する。

※ ヘリポートの開設については、「2.9 自衛隊災害派遣要請」を参照

※ 防災ヘリコプターの応援要請に係る手続きについて

1. 出場要請（印南町→防災航空センター）
 - ・ 防災ヘリコプター緊急運航要請書の送付
電話速報後 F A X で「緊急運航要請書」を送付
T E L 0739-45-8211 F A X 0739-45-8213
- 2-① 緊急運航要請の報告（災害対策課長 → 防災航空センター）
- 2-② 出場の決定（防災航空センター → 災害対策課長）
3. 出場の回答（防災航空センター → 印南町）
 - ・ 回答内容
使用無線等
到着予定時間（時刻）
活動予定時間（時刻）
受入れ体制の確認（場外の確保、安全対策、救急車の手配等）
4. 出場（救急救助活動、消火活動等の実施）→ 完了
5. 災害状況報告書提出
印南町 → 防災航空センター → 災害対策課長

（４）船舶による輸送

1) 船舶の確保

総務班は、自衛隊、田辺海上保安部、紀州日高漁業協同組合印南町支所に依頼し、船舶を確保する。

2) 船舶輸送

車両輸送の補完として、通勤・通学交通、生活必需品の輸送を行う。

印南漁港のオープンスペースについては、仮設住宅用地、復旧工事基地、がれきの仮置場としての利用を検討する。

（５）鉄道による輸送

被災者または物資輸送のため、車両の増結、臨時列車の増発などを必要とする場合は、当該輸送担当班は J R 御坊駅と協議して適切な処置を講ずる。

※ 「燃料調達先」（資-106）、「緊急通行車両等の事前届出制度のフローチャート」（資-107）及び「緊急通行車両等事前届出書」（様-9）、「緊急通行車両等事前届出済証」（様-10）、「緊急通行車両確認証明書」（様-11）、「車両通行止標示」（様-12）、「標章」（様-12）は資料編を参照

2.14 医療救護

1. 目的

災害のため医療機関の機能が停止し、または著しく不足もしくは混乱したため住民が医療の途を失った場合に、応急的に医療または助産を実施する。

2. 活動項目

(1) 医療救護需要の把握	●町の役割
	○医療班 → 医療救護需要の把握 ○情報連絡員 → 医療救護需要の収集報告 ○消防団 → 医療救護需要の収集報告
	◆関係機関等の役割
	◇御坊保健所 → 医療救護状況の把握 ◇医療機関 → 医療救護状況の報告
(2) 医療救護	●町の役割
	○医療班 → ①医療救護活動の実施 ②応援医療部隊の指揮 ③医薬品、血液等の確保
	◆関係機関等の役割
	◇御坊保健所 → ①医療救護活動の実施 ②応援医療部隊の窓口 ◇医療機関 → 医療救護活動の実施
(3) 重症者の搬送	●町の役割
	○医療班 → 総務班へ確保依頼 ○総務班 → ヘリコプターの確保 車両の確保
	◆関係機関等の役割
	◇消防団、日高広域消防事務組合消防本部 → 負傷者の搬送 ◇自衛隊 → 負傷者の搬送 ◇住民、自主防災組織 → 負傷者の搬送協力

(1) 医療救護需要の把握

※ 詳細は、「2.7 初動期の情報管理」を参照

医療班は、医療救護需要として次の情報を総務班や医療機関等から収集する。

- ア) 負傷者の発生状況
- イ) 医療機関の被害状況、稼働状況、受入れ可能患者数、要搬送入院患者数
- ウ) 電気、水道の被害状況、復旧見込み
- エ) 交通状況

(2) 医療救護

医療救護活動に際しては、県、医師会、日赤、医療機関等と密接な連携を保ちながら医療救護活動を実施し、被災者の迅速な救護を図る。

1) 医療救護の流れ



(参考) 後方医療施設とは、救護所では対応困難な重症者等の処置、治療を行う常設の公立病院等

2) 救護所の設置

医療班は、負傷者の発生状況（場所、人数）を考慮して、避難所の中から常設救護所の設置箇所を決定する。

救護所が設置されない避難所について、巡回診療によって対応する。

救護所では、活動状況を分析し、今後の対応を検討する会議を毎日開催するとともに、通信機器を設置し、本部との連絡調整を密にする。

【救護所の役割】

- 点滴治療など数日の経過観察を必要とする患者に、入院に準じた医療を提供する機能をもつこと。
- 24時間体制で医療を提供すること。
- トリアージの機能をもつこと。

3) 救護班の編成

被災者に対する医療及び助産を実施するため、日高医師会との協定や御坊保健所を経由したDMA Tの派遣などにより救護班を編成し、救護所の開設あるいは巡回により、医療及び助産にあたるものとする。また、搬送については、状況に応じて自衛隊等への依頼を行うものとする。

■ 表 3 - 2 3 . 医療救護班の編成

区 分	医 師	看 護 師	事 務 員	薬 剤 師	運 転 手	備 考
第 1 班	1	2	1	1	1	
第 2 班	1	2	1	1	1	

※ 災害の規模・現地の状況により編成を組み替えるものとする。

4) 医療機関の確保

① 医療、助産活動が可能な医療機関の役割

- ア) 重症者や特殊な医療を要する患者等は、関係機関と連携して町外の医療機関へ搬送する。
- イ) 救護班を編成する。
- ウ) 救護活動用医療セット及び資機材を準備する。
- エ) 救護活動に当たって不足する医薬品等医療資機材及び医療従事者を、町災害対策本部医療班または御坊保健所へ供給要請する。
- オ) 町災害対策本部医療班または御坊保健所からの派遣要請あるいは自らの判断で救護活動を行う。

② 施設・設備の損壊、ライフラインの途絶等により診療機能がマヒ、または低下している医療機関の役割

- ア) 重症者等を後方医療機関等へ搬送することとし、搬送先及び搬送については、日高広域消防事務組合消防署印南出張所、町災害対策本部医療班、御坊保健所等と連携して確保する。
- イ) 原状復旧に必要な修繕、不足する医薬品等医療資機材及び医療従事者等を、町災害対策本部医療班、御坊保健所等へ供給要請する。
- ウ) 原状復旧後は、町災害対策本部医療班及び御坊保健所に報告するとともに、上記①の救護活動を行う。

③ 町の役割

- ア) 医療機関の被害状況の把握
- イ) 御坊保健所や日高広域消防の協力を得て、医療機関の患者収容状況を把握し、1つの病院への過剰集中が起こらないようにする。
- ウ) 医療機関の電気、水道の早期復旧を関係機関に要請する。
- エ) 被害が甚大な場合は、御坊保健所へ被災地外の医療機関の手配を要請する。

5) 透析医療の確保

建物倒壊によるクラッシュシンドローム患者の多発に対応するため、透析医療機関の開院状況等の情報を収集するとともに、御坊保健所の協力を得て、医療の確保を図る。

【クラッシュシンドローム】

筋肉の長時間の圧迫によって、細胞内にあるタンパク質の一種が血液中に大量に入り、腎不全を引き起こす症状をさす。

6) 医薬品、血液等の確保

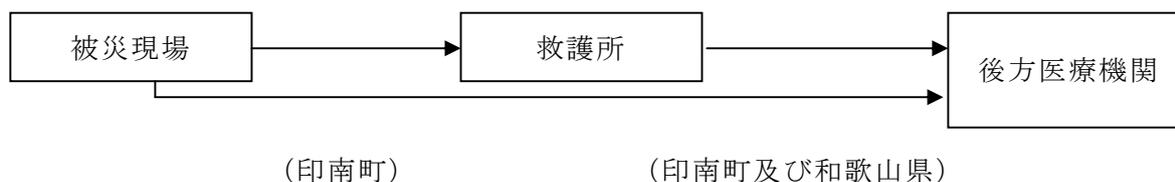
医療及び助産を実施するために必要な医薬品及び衛生材料は、各病院において備蓄しているものを使用するものとし、不足するときは、御坊保健所へ調達要請を行う。

※「町内医療機関」及び「町内医薬品販売店」は資料編（資-108）を参照

(3) 重症者の搬送

1) 搬送体制

搬送体制は、原則として次のように実施する。



2) トリアージの実施

各医療機関及び救護班は、患者の症状に応じた適切なトリアージを実施する。

【トリアージ】

被災現場または救護所において、患者を重症者と軽症者に選別すること。

3) 重症者の搬送

① 搬送内容

救護班は、消防団、日高広域消防事務組合消防本部、自主防災組織、地域住民等の協力を得ながら、トリアージを行った重症者を被災現場から後方医療機関へ搬送する。

後方医療機関については、日高広域消防事務組合消防本部、医師会、御坊保健所の協力を得て、収容先医療機関の被害状況や空床情報を迅速・的確に把握する。

後方医療機関の情報は、医療班が携帯電話や連絡員の派遣によって、被災現場や救護所で活動している医療機関に伝達する。

② 搬 送

日高広域消防事務組合消防本部の救急車、町及び輸送業者の車両、自衛隊の車両及びヘリコプターを利用するとともに、総務班を通して日高振興局総務県民課及び防災航空センターに車両及びヘリコプターの出動要請を行うものとする。

※「重症者の受入れ可能な後方医療機関」（資-109）、「透析可能な医療機関」（資-113）は資料編を参照

2.15 給水体制の確立

1. 目的

災害のため飲料水が枯渇または汚染して現に飲料水を得ることができない者に対し、給水を行うとともに飲料水の確保を図る。

2. 活動項目

(1) 給水需要の把握	●町の役割
	○生活環境班 → 給水需要の把握 ○情報連絡員 → 給水需要の収集報告
(2) 給水の実施	◆関係機関等の役割
	◇御坊保健所 → 給水状況の把握 ◇医療機関 → 医療機関の給水状況の報告
(3) 水道災害相互応援要請	●町の役割
	○生活環境班 → ①給水班の編成 ②給水人員、資機材の確保 ○広報班 → 給水情報の広報 ○医療班 → 臨時活動班の編制 ○総務班 → 自衛隊への応援要請
(1) 給水需要の把握	◆関係機関等の役割
	◇御坊保健所 → 給水状況の把握 ◇総務県民課 → 他府県水道事業体への応援要請 ◇隣接市町 → 給水支援 ◇自衛隊 → 給水の実施 ◇流通業者 → ペットボトルによる給水 ◇住民、自主防災組織 → 要配慮者への給水支援
(3) 水道災害相互応援要請	●町の役割
	○総務班 → 相互応援協定に基づく応援要請

(1) 給水需要の把握

※ 詳細は、「2.7 初動期の情報管理」を参照

生活環境班は、給水需要として次の情報を総務班、御坊保健所、医療機関等から収集し、り災者に対する給水の必要性を判断する。

- ① 災者の状況
- ② 医療機関、社会福祉施設の状況
- ③ 水道施設の被害状況
- ④ 飲料水の汚染状況

(2) 給水の実施

1) 基本方針

- ① 広報班は、給水場所、給水方法、給水時間等について、広報車等できめ細かく住民に広報する。
- ② 医療班は、医療機関、社会福祉施設については、臨時の活動班を編成するなどして、迅速・的確な対応を図る。
- ③ 自力で給水を受けることが困難な要配慮者を支援するため、自主防災組織や住民と連携を図る。
- ④ 町だけでは対応が困難なときは、県食品・生活衛生課（御坊保健所を經由）、隣接市町村、自衛隊へ給水車、ポリ容器の提供及び給水班の派遣を要請する。
また、流通業者に対しては、ペットボトルによる水の配付を依頼する。

2) 給水方法

① 飲料水

- ア) 給水車による給水
- イ) ろ水機による給水または浄水剤の支給による給水
- ウ) 水入り容器を運搬して行う給水
- エ) 個人井戸からの給水（衛生上の確認をすること）
- オ) 給水船による給水（海上自衛隊、海上保安庁、水産庁、民間船舶等）

② 生活用水

- ア) 学校プールなど適当な場所への貯水
- イ) 災害時生活用水協力井戸の活用

3) 給水量、給水期間

- ア) 給水量は、災害発生後1～2日間は、必要最小限の飲料水として1人1日約3リットルとする。
- イ) 3日目以降については、生活用水も供給対象とし、供給量については、避難所・家庭等の需要見込みや上水道の復旧状況を考慮して、決定を行う。
※ 飲料水+生活水の目安としては、1人1日10～20リットル
- ウ) 給水期間については、飲料水の取得手段が平常状態に回復するまでの期間とする。

4) 給水施設の応急復旧

町の水道工事店に指示するほか、水道相互応援によって他自治体へ応援要請を行う。

※「印南町指定水道工事店」は資料編（資-114）を参照

(3) 水道災害相互応援要請

県内の市町村は、平成8年2月23日付けで締結した「日本水道協会和歌山県支部水道災害相互応援対策要綱に基づく協定」に基づき、県下において地震、異常渇水その他の水道災害が発生した場合の相互応援を行うこととしている。

よって、応急給水、応急復旧等の給水応援については、日本水道協会和歌山支部に応援を要請する。

また、県では和歌山県管工事業協同組合連合会と災害時応援協定を締結しており、必要な場合は、県に応援要請を行う。

2.16 食糧供給体制の確立

1. 目的

災害によって、日常の食事に支障を生じた者及び応急対策活動に従事する者に対し、炊き出しその他によって食糧を確保する。

2. 活動項目

(1) 給食需要の把握	●町の役割
	○救助・厚生班 → 給食需要の把握 ○総務班 → 応急対策従事者数の把握 ○教育班 → 避難人数の把握
(2) 給食方針の決定	◆関係機関等の役割
	◇町内の食糧供給可能機関 → 被害状況、供給可能食糧数の報告
(3) 給食	●町の役割
	○救助・厚生班 → 給食方針の決定
(3) 給食	●町の役割
	○救助・厚生班 → ①食糧の調達 ②日高振興局への供給要請 ○総務班 → 自衛隊への供給要請
(3) 給食	◆関係機関等の役割
	◇日高振興局、県農林水産部 → 食糧の調達 ◇町内の食糧供給可能機関 → 食糧の調達及び輸送

(1) 給食需要の把握

※ 詳細は、「2.7 初動期の情報管理」を参照

救助・厚生班は、総務班から以下の状況を把握し、被災者及び応急対策従事者に対する食糧供給の必要性を判断する。

- ① 避難者の状況
- ② 医療機関、社会福祉施設の状況
- ③ 応急対策従事者の状況
- ④ 電気、ガス、水道の状況

(2) 給食方針の決定

1) 実施責任者

町長は、被災者に対する炊き出し、その他による食糧の供給を行う。

ただし、町による対応が困難な場合は、日高振興局、自衛隊等へ応援要請を行う。

2) 給食対象者

- ① 避難所に収容された者
- ② 住家に被害を受けて炊事の出来ない者
- ③ 住家に被害を受けて一時縁故先等に避難する必要がある者
- ④ 通常の配給機関が一時的に機能停止し、主食の配給が受けられない者
- ⑤ 旅行者等で現に食を得ることが出来ない状態にある者
- ⑥ 応急活動に従事する者

3) 給食方針

- ① 各現場にそれぞれ実施責任者を定め、炊き出し及び食糧の給与を行う。また、実施責任者以外に責任者を定め、炊き出しに必要な帳簿の整理・保管を行う。
- ② 食糧供給機能の停滞によって生命の危険がおよぶ可能性のある要配慮者に対し優先的に実施する。また、アレルギー食に対する対応を図る。
- ③ 事態がある程度落ち着いた段階では、給食対象者を避難所収容者に限定し、給食需要の明確化を図っていく。

(3) 給食

1) 主食の供給

① 供給数量の基準

主食の供給については、次表の基準で実施する。

■ 表3-24. 供給数量基準

供給を要する事態	供給品目	供給数量
通常の流通経路を通じないで供給する場合	原則として米穀 実情により乾パン	1食あたり200精米グラム (乾パンの1食分は100グラムとする。)

2) 主食の管内調達

紀州農業協同組合に調達要請を行う。

3) 県等への引渡し要請

管内調達のみで対応することが困難と判断したら、以下の手続きによって主食の確保を行う。

① 県に対する直接売却

県農林水産部（日高振興局経由）に対して引渡しを申請する。

② 印南町が孤立した場合（県との連絡がとれないとき）

近畿農政局和歌山地域センター長（または倉庫の保管指導担当である職員）あるいは倉庫の責任者に対して、文書によって緊急の引渡しを要請することができる。

4) 副食品等の供給

① 副食品

町内販売業者から調達する。

地域内で調達不能の場合は、日高振興局へあつせんを依頼する。

② 生鮮野菜（事前にカットしておく ← 避難所では当初は困難）

紀州農業協同組合に調達依頼する。

③ 牛乳、乳製品

販売業者から購入する。

5) 調理資機材の確保

① 簡易ガスコンロ

簡易ガスコンロを販売・製造業者から購入または貸与を受け、ガス供給の停止によって調理不能な状況にある施設に配備する。

② 大型の鍋釜・コンロ（炊き出しに備える）

販売・製造業者から購入または貸与を受ける。

③ 炊飯器、調理器の調達

販売・製造業者から購入または貸与を受ける。

6) 食糧の輸送

輸送は原則として、それぞれの食糧供給機関または町内の輸送業者に依頼する。

7) 炊き出し（温かい食事・汁物・サラダの提供）

避難所の弁当や配給食は、「塩辛い」、「油もの」、「肉製品」、「同じ献立の繰り返し」、「冷たい」、「ご飯が硬い」、「野菜・魚の不足」等という傾向がある。

被災者の健康維持と精神安定の観点からも、炊き出しについては「簡易キッチンによる避難所での調理」や「食事の献立化」を図り、提供する食事形態の一つとして計画的に位置づけていく。

また、作業の担い手としては、農協、自主防災組織及び避難所住民を組織して活用を図る。

※「米穀の応急供給系統図」は資料編（資-118）を参照

2.17 生活必需品供給体制の確立

1. 目的

災害によって、生活上必要な被服寝具その他日常用品等をそう失または破損し、直ちに日常生活を営むことが困難な者に対し給与または貸与する。

2. 活動項目

(1) 生活必需品需要の把握	●町の役割
	○救助・厚生班 → 給食需要の把握、応急対策従事者数の把握 ○教育班 → 避難人数の把握
(2) 生活必需品供給方針の決定	◆関係機関等の役割
	◇町内の生活必需品供給可能機関 → 被害状況、供給可能生活必需品数の報告
(3) 生活必需品の供給	●町の役割
	○救助・厚生班 → 供給方針の決定
(3) 生活必需品の供給	●町の役割
	○救助・厚生班 → ①生活必需品の調達 ②日赤、日高振興局への供給要請 ○総務班 → 自衛隊への供給要請
(3) 生活必需品の供給	◆関係機関等の役割
	◇日高振興局 → 生活必需品の調達 ◇町内の生活必需品供給可能機関 → 生活必需品の調達及び輸送 ◇住民、自主防災組織 → 生活必需品の配付

(1) 生活必需品需要の把握

※詳細は、「2.7 初動期の情報管理」を参照

救助・厚生班は、総務班から以下の状況を把握し、り災者に対する給与または貸与の必要品目及び必要量の判断を行う。

- ① り災者の状況
- ② 医療機関、社会福祉施設の被害状況

(2) 生活必需品供給方針の決定

1) 実施責任者

り災者に対する衣料、生活必需品その他の物資供給の計画の樹立及び実施は、災害救助法の基準に準じて印南町長が行う。

災害救助法が適用した場合の生活必需品の給与または貸与は、印南町長が実施する。

2) 供給対象者

住家の全焼、全壊、流出、半焼、半壊または床上浸水によって、生活上必要な家財を喪失または毀損し、直ちに日常生活を営むことができない者とする。

3) 被害の実情に応じ、次に掲げる品目の範囲内において現物をもって行う。

ア) 寝 具：毛布、タオルケット、布団等

イ) 外 衣：洋服、作業衣、子供服等

ウ) 肌 着：シャツ、パンツ等の下着類、靴下等

エ) 身の回り品：タオル、手拭い、サンダル、傘等

オ) 炊事用具品：鍋、炊飯器、包丁、バケツ、カセットコンロ、洗剤、ガス器具、サランラップ、アルミホイル等

カ) 食 器：茶碗、皿、はし等

キ) 日 用 品：石鹸、トイレットペーパー、歯ブラシ、歯みがき粉、洗髪剤等

ク) 光熱材料品：マッチ、ロウソク、プロパンガス、懐中電灯、乾電池等

ケ) そ の 他：紙おむつ、生理用品、風邪薬等の医薬品、AM/FMラジオ等

【生活必需品のニーズ】

上記品目の中では、毛布等の寝具が直ちに必要となり（要配慮者の体調悪化の防止）、次に、手拭き用のウエットティッシュ（給水停止による）や生理的に必要となるもの（紙おむつ、下着、生理用品等）のニーズが高まる傾向にある。

(3) 生活必需品の供給

1) 生活必需品の調達

町内の生活必需品の供給可能機関から調達することを基本とするが、対応が困難なときは、救助・厚生班は日本赤十字社和歌山県支部及び日高振興局へ調達要請するとともに、総務班を通して自衛隊へ調達要請を行う。

2) 生活必需品の輸送

輸送は原則として、それぞれの生活必需品供給機関または町内の輸送業者に実施を依頼する。

3) 生活必需品の配付

住民や自主防災組織の協力を得て、迅速かつ正確に実施する。その際、女性向け物資の配付は、女性が担当する等配慮する。

- 4) 給与または貸与の期間
災害発生の日から10日以内とする。

2.18 二次災害防止活動

1. 目的

日高広域消防事務組合消防本部をはじめ各機関は、危険物漏洩、土砂災害等の二次災害による人的被害の防止対策を行い、住民の安全を図る。

2. 活動項目

(1) 危険物災害の防止	●町の役割
	○広報班 → 避難の呼びかけ ○日高広域消防事務組合消防本部、消防団 → ①避難の呼びかけ ②応急対策の実施
(2) 土砂災害の防止	◆関係機関等の役割
	◇御坊警察署 → 避難の呼びかけ ◇日高振興局健康福祉部 → 応急対策の実施 ◇施設管理者 → 応急対策の実施
(1) 危険物災害の防止	●町の役割
	○広報班 → 避難の呼びかけ ○建設班 → 応急対策の実施
(2) 土砂災害の防止	◆関係機関等の役割
	◇日高振興局 → 応急対策の実施

(1) 危険物災害の防止

- ① 危険物等施設管理者または付近住民等は、災害の発生あるいは危険を察知したら、速やかに日高広域消防事務組合消防本部、消防団、町災害対策本部、御坊警察署に連絡する。

併せて、危険物等施設管理者及び広報班は周辺住民に広報を行い、避難を呼びかける。

※災害発生時は、応急復旧が時間がかかることが予想され、まず周辺住民を避難させることが最優先業務となる。

- ② 危険物等施設管理者は、日高広域消防事務組合消防本部、消防団、町災害対策本部、御坊警察署、日高振興局健康福祉部等と連携して、以下に掲げる措置を講ずる。
- ア) 危険物の流出及び爆発のおそれのある作業及び移送の停止
 - イ) 施設の応急対策
 - ウ) 火災の防止措置

(2) 土砂災害の防止

建設班は、土砂災害を防止するため、以下の対策を実施する。

1) 土砂災害に関する監視

① 土石流の予想される箇所への監視

土石流が予想される箇所については、監視を行う。

② 地すべりの予想される箇所への監視

地すべりの予想される箇所については、監視を行う。

③ 山崩れ、がけ崩れの予想される箇所への監視

山崩れ、がけ崩れの予想される箇所については、国、県、町によるパトロール体制をつくる。

町においては、国、県のパトロール実施箇所以外の箇所のうち、危険度の高い箇所を降雨の状況によって、パトロールを実施する。

2) 急傾斜等がけ崩れに関する雨量基準

急傾斜等の場所でがけ崩れに備えるため、住民への避難勧告を行うための基準を設定する。

※詳細については「避難勧告等の判断・伝達マニュアル」に別途定める。

2.19 行方不明者の捜索、遺体の収容処理・埋葬

1. 目的

災害によって行方不明になった者の捜索、遺体の収容処理、埋葬（火葬）については、県、御坊警察署、町が相互に緊密な連絡を図り、迅速に実施する。

2. 活動項目

(1) 行方不明者の捜索	●町の役割
	○生活環境班 → 行方不明者の届出受理 ○日高広域消防事務組合消防本部、消防団 → 行方不明者の捜索 ○広報班 → 遺体、行方不明者情報の広報
(2) 遺体の収容処理	◆関係機関等の役割
	◇御坊警察署 → ①行方不明者の届出受理 ②行方不明者の捜索 ◇住民、自主防災組織 → 行方不明者の捜索
(3) 遺体の埋葬（火葬）	●町の役割
	○生活環境班 → 火葬場の確保 ○総務班 → ①車両の確保 ②遺体の搬送要請
(3) 遺体の埋葬（火葬）	◆関係機関等の役割
	◇日高振興局 → 火葬場の確保、棺等の資機材の確保の調整 ◇自衛隊 → 遺体の搬送

(1) 行方不明者の捜索

1) 対象者

災害によって行方不明の状態にあるか、または周囲の事情からすでに死亡していると推定される者。

2) 行方不明者の届出の受理

- ① 救助・厚生班及び御坊警察署は連携して行方不明者の届出の受理を行う。
- ② 受付窓口は、役場内に開設することを原則とする。
- ③ 受付に際しては、住所（被災場所）、氏名、年齢、性別、身長、着衣その他の特徴について詳細に聞き取る。
そのときに、避難所の収容者名簿に記載されていないか併せて確認する。

3) 行方不明者の捜索

町、日高広域消防事務組合消防本部、消防団、御坊警察署、住民及び自主防災組織は、相互に協力して行方不明者の捜索を実施する。

4) 捜索の期間

災害救助法が適用された場合は、特別な事情がない限り、災害発生の日から10日以内とする。

(2) 遺体の収容処理

1) 対象者

災害によって死亡した者

2) 遺体の安置

- ① 生活環境班は、遺体収容所を設置する。
- ② 以下の納棺用品、仮葬祭用品を確保する。
 - ア) 柩
 - イ) 釘（柩の組み立てのため）
 - ウ) 金槌（柩組み立て及びドライアイスを細かくするため）
 - エ) ドライアイス
 - オ) その他花、線香等
- ③ 検視が終わった遺体については納棺し、安置する。
身元不明人については、人相、所持品、着衣等の特徴を写真撮影するとともに、遺品を保存し身元の発見に努める。

3) 遺体の検案・検視（遺体の死因その他のことについての医学的検査をすること）

- ① 遺体は、遺体取扱規則や検視規則等に基づき、速やかに警察官の検視に付す。
- ② 医師は、遺体の検案を行う。
- ③ 医療班は、遺体の検視・検案に必要な医師の確保に努め、確保が困難なときは御坊保健所及び日高医師会へ連絡し、協力を求める。

4) 遺体の処理期間

災害救助法が適用された場合は、災害発生の日から10日以内とする。

5) 遺体処理の費用

※ 資料編(資-121)の「災害救助法による救助の程度・方法及び期間【早見表】」を参照

(3) 遺体の埋葬(火葬)

1) 対象者

災害の際に死亡した者で、その遺族が混乱状態のため、資力の有無にかかわらず埋葬を行うことが困難な場合または死亡者に遺族がない場合、仮埋葬または火葬を応急的に実施する。

2) 方法

- ① 救助・厚生班は、埋火葬許可証を発行するとともに、埋火葬台帳を作成する。
- ② 火葬場への移送(民間葬祭業者、自衛隊等へ依頼を行う)
この際、多数の死者発生により、町が日常使用している火葬場の能力を越えたときには、日高振興局へ連絡して地域外の火葬場へ移送するための処置をとる。
なお、県は、納棺用品、火葬祭用品等について関係団体と協定を締結しており、必要な場合は、県に応援要請を行う。
- ③ 遺留品は包装し、氏名札及び遺留品処理票を添付し、保管場所に一時保存する。
- ④ 家族その他関係者から遺骨、遺留品の引き取り希望のあるときは、遺骨及び遺留品処理票によって整理のうえ引き渡す。
- ⑤ 仮埋葬については、適切な時期に発掘して火葬に付し、正規の墓地に改葬する。

3) 埋葬の期間

災害救助法が適用された場合は、災害発生の日から10日以内とする。

※ 「町内寺院一覧」(資-119)及び「遺体処理台帳」(様-13)、「埋火葬台帳」(様-14)は資料編を参照

2.20 ボランティア・労務者の確保・供給

1. 目的

災害応急対策を迅速かつ的確に実施するため、ボランティアの募集、労務者の雇上げ、必要な場合における近隣の者の協力等を確保し、労務供給の万全を図る。

2. 活動項目

(1) ボランティア対策	●町の役割
	○救助・厚生班 → ①ボランティアニーズの把握 ②県や関係機関等と連携してボランティアを募集する ③ボランティアの活動調整
(2) 労務者の雇用	◆関係機関等の役割
	◇社会福祉協議会 → 町と連携してボランティア対策を実施する ◇日高振興局 → 町と連携してボランティア対策を実施する
(3) 従事命令、協力命令	●町の役割
	○救助・厚生班 → 従事命令、協力命令
(3) 従事命令、協力命令	◆関係機関等の役割
	◇知事 → 従事命令、協力命令 ◇警察官、海上保安官、消防吏員、消防団員、水防団長等 → 従事命令

(1) ボランティア対策

1) ボランティアの受入れ体制の確立

救助・厚生班は、ボランティアの受付や活動の調整を実施するため、町社会福祉協議会の協力を得て、町災害ボランティアセンターを設立する。

○設置場所：町社会福祉協議会・会議室

○運営主体：救助・厚生班

(ただし要員については、町災害ボランティアセンターの業務量を考慮すると、事務局要員としてボランティアの協力を得ていくことが必要である。)

2) ボランティアコーディネーターの選任

ニーズの取りまとめ、募集対象の決定、派遣先・派遣人数の調整等の業務を行うためのコーディネーターを選任する。

コーディネーターは、ボランティア団体の中核的な人間または町社会福祉協議会のボランティア担当者を充てる。

3) ニーズの把握

町災害ボランティアセンターは、避難所、活動現場からのニーズを把握し、必要なボランティアの確保に努めるとともに、必要な情報を県社会福祉協議会及び日高振興局へ伝達する。

【過去の災害時に活躍したボランティア】

- ・救出、捜索活動
- ・救急医療
- ・救援物資の搬入補助
- ・手話通訳
- ・救援物資車両の道路案内
- ・外国人の安否確認
- ・避難所運営補助
- ・建物応急危険度判定
- ・被災者の介護
- ・運転
- ・炊き出し
- ・清掃
- ・被災者名簿のパソコン入力
- ・アナウンサー
- ・相談
- ・クリーニング
- ・要配慮者に対する水、食事等の運搬
- ・メンタルケア
- ・アマチュア無線
- ・企業ボランティア（コープこうべ等）
- ・入浴
- ・施設の応急復旧
- ・その他多種にわたる活動

4) 募 集

県や関係機関等と連携してボランティアの募集を行う。

5) 受入れ（町災害ボランティアセンター）

- ① 多数のボランティアを受け入れするために、県災害ボランティアセンター及び民間のボランティアセンターと連携を取りながら進めていく。
- ② ボランティアに対する活動拠点の指示
- ③ 宿泊場所の斡旋（可能な範囲で）
- ④ ボランティア保険の加入
- ⑤ 行政情報の提供（避難所情報、物資情報、交通情報）
- ⑥ ボランティア名簿の作成
- ⑦ 特殊技能を有するボランティアについては、それぞれの担当機関・団体で受入れ体制を整えてもらうように依頼する。

6) ボランティアの作業内容

- ① ボランティア団体等に依頼する主な作業内容
 - ・災害・安否・生活情報の収集・伝達
 - ・炊き出し、その他の災害救助活動
 - ・高齢者、障害者等の介助、介護活動
 - ・清掃及び防疫

- ・災害応急対策物資、資材の輸送及び配分
- ・被災建築物の応急危険度判定
- ・応急復旧現場における危険を伴わない軽易な作業
- ・災害応急対策事務の補助

② ボランティアセンターまたは本部の主な作業内容

ア) 情報提供、収集

- ・災害・安否・生活情報の収集・伝達
- ・ボランティアニーズの把握
- ・ボランティア希望者への情報提供、広報活動

イ) ボランティア受付、活動調整

- ・ボランティア参加者の受付登録
- ・関連機関との連絡
- ・被災者及び本部などのニーズに応じた活動調整
- ・ボランティアの安全衛生管理（飲料水、食糧、物資、宿泊場所などを必要に応じて提供すること、ボランティア保険加入推進及び加入手続き等）

ウ) センター運営事務

- ・社会福祉協議会等と協力して、原則として公共施設に、活動拠点となるセンターを設置
- ・人材、物資、資金の調達と管理

7) ボランティアに対する支援活動

- ① 住民とボランティアを調整するコーディネーターを選任する。
- ② ボランティア自身に対する各種相談（「燃え尽き症候群」対策含む）

* 「燃え尽き症候群」

強い責任感を持ち、全力投球でボランティア活動をしているときに、突然燃え尽きたように無気力になる状態。阪神・淡路大震災で多発。活動のローテーション計画は、余裕をもって作る必要がある。

③ 行政やボランティア同士の連携強化

町災害ボランティアセンターは、パソコン等を使用し、ボランティアグループの実情把握に努め、活動を総合調整する。

また、ボランティア同士の情報交換や行政とのパイプ役を担当するボランティア組織を構築し、行政の機能の一端を担ってもらおう。

- ④ 募金等による活動資金の援助（国、県と調整）
- ⑤ 事務用品の提供

(2) 労務者の雇用

救助・厚生班は、活動人員やボランティアの人員が不足し、または特殊作業のための労力が必要なときは、労務者を雇用する。

労務者が不足するときは、ハローワーク（公共職業安定所）に斡旋を依頼し、求職者を対象として要員確保に努めるものとする。

雇用にかかる賃金については、地域における通常の実費程度を負担する。

(3) 従事命令、協力命令

1) 災害応急対策を実施するため人員が不足し、緊急の必要があると認めた場合は次の要領によって、従事命令、協力命令を発するものとする。

■ 表 3-25. 強制命令の種類と執行者

対象作業	命令区分	根拠法律	執行者
災害応急対策事業 (災害応急対策全般)	従事命令	災害対策基本法第65条1項	市町村長
		〃 第65条2項	警察官、海上保安官
		警察官職務執行法第4条	警察官
災害救助作業 (災害救助法に 基づく救助)	従事命令	災害救助法第24条	知事
	協力命令	〃 第25条	
災害応急対策事業 (災害救助を除く 応急措置)	従事命令	災害対策基本法第71条	知事 市町村長（委任を受けた場合）
	協力命令		
消防作業	従事命令	消防法第29条5項	消防吏員、消防団員
水防作業	従事命令	水防法第17条	水防管理者 水防団長 消防機関の長

■ 表 3 - 2 6 . 命令対象者

命令区分（作業対象）	対 象 者
災害対策基本法及び災害救助法による知事の従事命令 （災害応急対策並びに救助作業）	1. 医師、歯科医師または薬剤師 2. 保健師、助産師または看護師 3. 土木技術者または建築技術者 4. 土木、左官、とび職 5. 土木業者、建築業者及びこれらの者の従業者 6. 地方鉄道業者及びその従業者 7. 軌道経営者及びその従業者 8. 自動車運送業者及びその従事者 9. 船舶運送業者及びその従業者 10. 港湾運送業者及びその従業者
災害対策基本法及び災害救助法による知事の協力命令 （災害応急対策並びに救助作業）	救助を要する者及びその近隣の者
災害対策基本法による市町村長、警察官、海上保安官の従事命令 （災害応急対策全般）	市町村区域内の住民または当該応急措置を実施すべき現場にある者
警察官職務執行法による警察官の従事命令（災害緊急対策全般）	その場に居合わせた者、その事物の管理者その他関係者
消防法による消防吏員 消防団員の従事命令（消防作業）	火災の現場付近にある者
水防法による水防管理者、水防団 長、消防機関の長の従事命令 （水防作業）	区域内に居住する者または水防の現場にある者

2) 損失に対する補償

県または市町村は、従事命令等による処分によって通常生ずべき損失に対して補償を行うものとする。

（基本法第 82 条第 1 項）

3) 実費の弁償

県は、災害対策基本法第 71 条の規定による従事命令によって応急措置の業務に従事した者に対しては、基本法施行令第 35 条の規定に基づき基準に従ってその実費を弁償するものとする。

（基本法第 82 条第 2 項）

また、救助法に基づく従事命令によって応急措置の業務に従事した者に対しては、同法施行令第 5 条の規定に基づき別に定めるところによって実費を弁償するものとする。

（救助法第 7 条第 5 項）

4) 応急措置の業務に従事した者に対する損害補償

① 県

都道府県は、災害対策基本法第 71 条の規定による従事命令により、応急措置の業務に従事した者がそのため死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、または障害の状態となったときは、政令で定める基準に従い、条例で定めるところにより、その者またはその者の遺族若しくは被扶養者がこれらの原因によって受ける損害を補償するものとする。（基本法第 84 条第 2 項）

② 印南町（救助・厚生班）

印南町は、従事命令（警察官または海上保安官が基本法の規定によって市町村長の職権を行った場合も含む）によって当該事務に従事した者が死亡し、負傷し、もしくは疾病となったときは、基本法施行令第 36 条に規定する基準に従い条例で定めるところによってその者の遺族、もしくは被扶養者がこれらの原因によって受ける損害を補償するものとする。

（基本法第 84 条第 1 項）

2.21 り災者救助保護計画

1. 目的

災害によって被害の程度が一定の基準を超える場合は、災害救助法及び被災者生活支援法の適用を県知事に申請し、法に基づく救助の実施の決定を求める。

2. 活動項目

(1) 災害救助法の適用申請	●町の役割	○本部長 → 災害救助法の適用申請の決定 ○税務班 → 適用のための被害状況把握 ○救助・厚生班 → 災害救助法の適用申請
	◆関係機関等の役割	◇日高振興局 → 災害救助法の適用に関する町災害対策本部との連絡調整
(2) 被災者台帳の整備	●町の役割	○総務班、救助・厚生班 → 被災者台帳の整備による総合的かつ効果的な被災者への援護の実施
(3) 被災者生活再建支援法の適用計画	●町の役割	○総務班、救助・厚生班 → 適用計画づくりと手続き事務

(1) 災害救助法の適用申請

1) 災害救助法適用に関する被害情報の収集

税務班は、住家被害情報を収集する。

ただし、住家被害が不確定な初動期においては、総務班が把握した倒壊家屋件数をもとに推定する。

2) 災害救助法の適用申請

1) の被害状況が以下の基準を越えれば、県知事に災害救助法の適用申請をする。

これによって、り災者の生命・生活の保護と社会秩序の迅速な安定を図るための対策の実施に伴う財政的・制度的根拠が担保される。

① 印南町における災害救助法の適用基準

- ア) 町の地域内の住家のうち滅失した世帯の数が40世帯以上あること。
 イ) 県の地域内の住家のうち滅失した世帯の数が1,500世帯以上であって、町の地域内の住家のうち滅失した世帯の数が20世帯以上あること。
 ウ) 県の地域内の住家のうち滅失した世帯の数が7,000世帯以上の場合であって、町の被害状況が特に救助を必要とする状態にあるとき。
 エ) 災害が集落から隔離または孤立している地域に発生し、生活必需品等の補給が極めて困難な場合で、被災者の救助に特殊の補給方法を必要とするとき。
 オ) 多数の者が生命または身体に危害を受け、または受けるおそれが生じたとき。

注) 滅失世帯の算定

住家の「全壊（全焼、流失）」した世帯数を基準とする。

ただし、半壊については2世帯をもって1世帯と見なし、床上浸水または土砂の堆積等によって一時的に居住出来なくなった世帯については3世帯をもって1世帯とみなす。

■ 表3-27. 滅失住宅の判定基準

被害の区分	認 定 の 基 準
住家の全壊 全焼 流失	住家の損壊、焼失もしくは流失した部分の床面積が、その住家の延床面積の70%以上に達した程度のもの、または住家の主要構造部分の被害額がその住家の時価の50%以上に達した程度のもの。
住家の半壊 半焼	住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに使用できるもので、損壊または滅失した床面積が延面積の20%以上70%未満のもの、または住家の主要構造部の被害額がその住家の時価の20%以上50%未満のもの。
住家の床上浸水 土砂の堆積等	全壊及び半壊に該当しない場合であって、浸水が住家の床上に達した程度のもの、または土砂、竹木等の堆積により一時的に居住することができない状態となったもの。
<p>*① 「住家」とは、現実に居住のために使用している建物をいう。 ② ただし、アパート、マンション等の集合住宅が被害を受けた場合は、被災棟数は1棟とし、被災世帯数はその建物に居住する世帯数を計上する。 ③ 「世帯」とは、生計を一にしている実際の生活単位をいう。</p>	

② 災害救助法の適用申請

ア) 本部長は、①の適用基準のいずれかに該当し、または該当する見込みがあるときは、直ちにその旨を知事に報告し、災害救助法の適用を申請する。

ただし、災害の事態が急迫して、県知事による救助の実施を待つことができないときは、本部長は災害救助法の規定による救助に着手し、その状況を直ちに県知事に報告し、その後の処置に関し指示を受けるものとする。

イ) 本部長が災害救助法の適用を県知事に申請する場合は、日高振興局に対し、以下に掲げる事項について口頭または電話をもって申請し、後日文書によってあらためて処理するものとする。

- a. 災害発生の日時及び場所
- b. 災害の原因及び被害状況
- c. 適用を要請する理由
- d. 必要な救助の種類
- e. 適用を必要とする期間
- f. 既に行った救助措置及び行おうとする救助措置
- g. その他必要な事項

③ 救助法による救助の種類

- ア) 避難所の設置
- イ) 応急仮設住宅の設置
- ウ) 炊出しその他による食品の給与及び飲料水の供給
- エ) 被服、寝具、その他生活必需品の給与または貸与
- オ) 医療及び助産
- カ) 災害を受けた者の救出
- キ) 災害を受けた住宅の応急修理
- ク) 援護資金の貸付等
- ケ) 学用品の給与
- コ) 埋（火）葬
- サ) 遺体の捜索
- シ) 遺体の処理
- ス) 障害物の除去
- セ) 応急救助のための輸送費
- ソ) 応急救助のための賃金職員等雇上費

3) 災害救助法に基づく救助の実施

- ① 実施責任者、救助の内容等については、資料編（資-121）の「災害救助法による救助の程度・方法及び期間【早見表】」を参照のこと。

② り災台帳の作成

- ア) 本部長は、法による救助を必要と認める災害によって、り災した者があるときは、その被害状況を調査のうえ、り災台帳を作成し、これに登録する。
- イ) 本部長は、り災者に対し必要があると認めたときは、り災台帳に基づき、り災証明書を発行する。

4) 災害救助法が適用されない場合の措置

災害救助法による救助の対象とならない小災害の場合においても、り災の状況によって、町長の責任において救助を実施するものとする。

※「災害発生から災害救助法適用までの流れ」（資-120）、「災害救助法による救助の程度・方法及び期間【早見表】」（資-121）は資料編を参照

(2) 被災者台帳の整備

1) 被災者台帳の作成、台帳情報の利用及び提供

町は、総合的かつ効果的な被災者への援護の実施のため、被災者台帳を整備する。

① 台帳情報の利用

○関係部署間で被災者の情報を共有。

【効果】

- ・援護の漏れ防止
- ・二重支給の防止
- ・被害状況、居所や連絡先の共有による重複調査の防止
- ・各種支援の申請時におけるり災証明書の添付を省略する運用も可能 等

② 台帳情報の提供

○外部が行う被災者援護を効率的に行うため、必要に応じて申請に基づき台帳情報の外部提供も可能。

- ・他の地方公共団体：本人同意不要
- ・地方公共団体以外の者：本人同意必要 等

2) 被災者台帳の作成による効果

① 的確な援護実施（援護の漏れ、二重支給等の防止）

- 援護の必要がある被災者の状況を的確に把握することにより、援護の漏れの防止が可能
- 被災者台帳の記載・記録事項を確認することにより、二重支給の防止が可能

② 迅速な援護実施

- 被災者に係る情報を被災者台帳に集約して記載
 - ・記録することにより、迅速な被災者の援護が可能

③ 被災者の負担軽減

- 被災者が町の担当部署ごとに同様の申請等を行わずに済ませる運用が可能

④ 関係部署の負担軽減（関係情報共有による重複の排除）

- 被災者に係る情報を収集した部署が、その情報を被災者台帳に記載・記録し、関係部署間で共有することにより、情報収集等事務の重複を防止することが可能

(3) 被災者生活再建支援法の適用計画

1) 計画方針

風水害等の自然災害時における被災者の生活再建に関する支援については、本計画による。

支援金の支給事務は、被災者生活再建支援法に基づき、県から委託された被災者生活再建支援法人が実施するが、一部は町が法人から委託を受けて実施する。

支援法の適用基準等は、次のとおりである。

2) 計画内容

① 適用基準

暴風・豪雨・洪水・高潮等の自然災害により生じた町の被害が次に該当するに至った場合（火災・事故等人為的な原因により生じた被害は含まれないが、当該起因が自然現象によるものは対象となる。）

ア) 災害救助法施行令（昭和 22 年政令第 225 号）第 1 条第 1 項第 1 号または第 2 号のいずれかに該当する被害（同条第 2 項のみなし規定により該当することとなるものを含む。）が発生した町における自然災害

イ) 町内で 10 以上の世帯の住宅が全壊した自然災害

ウ) 県内で 100 以上の世帯の住宅が全壊した自然災害

エ) 隣接する市町が本制度の適用をうけ、町内で 5 以上の世帯の住宅が全壊した自然災害

② 対象世帯と支給限度額

自然災害により、その居住する住宅が以下の被害を受けたと認められる世帯。

ア) 住宅が全壊した世帯

イ) 住宅が半壊し、倒壊防止等のやむを得ない事由により当該住宅を解体した世帯

ウ) 災害が継続し、長期にわたり居住不可能な状態が継続することが見込まれる世帯

エ) 住宅が半壊し、大規模な補修を行わなければ住宅に居住することが困難である世帯（大規模半壊世帯）

③ 住宅の被害認定

被害認定については、認定基準「災害の認定基準について（平成 13 年 6 月 28 日府政防第 518 号内閣府制作統括官（防災担当）通知）」により町が行う。

県は、大規模災害時には、以下の支援を行う。

ア) 住家被害認定業務全体を支援し県との連絡調整を行う「住家被害認定士リーダー（県職員）」の派遣

イ) 町や建築関係 3 団体と招請し、事前登録された住家被害認定士の派遣

④ 支援金の支給額

支給額は、住宅の被害程度に応じて支給する「基礎支援金」及び住宅の再建方法に応じて支給する「加算支援金」の合計額とする。

<基礎支援金>

住宅の被害程度	全 壊	住宅解体	長期避難	大規模半壊
複数（2人以上の世帯）	100万円	100万円	100万円	50万円
単身世帯	75万円	75万円	75万円	37.5万円

<加算支援金>

住宅再建の方法	建設・購入	補修	貸借（公営住宅を除く）
複数（2人以上の世帯）	200万円	100万円	50万円
単身世帯	150万円	75万円	37.5万円

⑤ 申請手続き・提出書類

被災者生活再建支援金の支給を受けようとする世帯の世帯主は、下記の書類を町担当窓口へ提出することが必要となる。

- ア) 被災者生活再建支援金支給申請書
- イ) り災証明書
- ウ) 住民票
- エ) 預金通帳の写し
- オ) 住宅の建設・購入、補修または貸借を確認できる契約書等の写し

⑥ 町の事務内容

- 制度の周知（広報）
- ◎ 住宅の被害認定
- ◎ り災証明書等必要書類の発行
- ◎ 被災世帯の支給申請等に係る窓口業務
- ◎ 支給申請書の受付・確認等
- ◎ 支給申請書等のとりまとめ及び県への送付
- ◎ 使途実績報告書の受付・確認等
- 支援金の返還に係る請求書の交付
- 加算金の納付に係る請求書の交付
- 返還される支援金、加算金及び延滞金の受領ならびに基金への送金
- その他上記に係る付帯事務

※「◎」は、各団体で行う事務、「○」は、委託を受けて行う事務、「●」は、必要な事務

⑦ その他

支援金支給申請の手続き、その他については、被災者生活再建支援法・同施行令・同施行規則・内閣府政策統括官通知（防災担当）等に基づき行う。

2.2.2 保健衛生活動

1. 目的

災害の被災地域においては、衛生条件が極度に悪く、感染症等の疾病の発生が予想されるので、これを防止するため、防疫及び保健衛生活動を実施する。

なお、この計画では対応できない新型インフルエンザ等の感染症の蔓延（パンデミック）については、県危機管理計画に基づき、県と協力して対応を行うものとする。

2. 活動項目

(1) 保健衛生需要の把握	●町の役割 ○医療班 → 保健衛生需要の把握
	◆関係機関等の役割 ◇御坊保健所 → 保健衛生需要の把握
(2) 健康管理活動	●町の役割 ○医療班 → 健康管理活動の実施 ○広報班 → 住民へ注意事項の広報
	◆関係機関等の役割 ◇御坊保健所 → 健康管理活動の実施
(3) 防疫活動	●町の役割 ○生活環境班 → ①防疫班の編成 ②防疫活動の実施 ○総務班 → 自衛隊へ防疫活動の要請 ○広報班 → 住民へ注意事項の広報
	◆関係機関等の役割 ◇御坊保健所 → 防疫活動の実施 ◇自衛隊 → 防疫活動の実施
(4) 食品衛生活動	●町の役割 ○医療班 → 食品衛生活動の協力
	◆関係機関等の役割 ◇御坊保健所 → 食品衛生活動の実施
(5) 動物救護活動	●町の役割 ○救助・厚生班、医療班 → 動物救護活動の協力
	◆関係機関等の役割 ◇動物関係団体 → 動物救護活動の実施

(1) 保健衛生需要の把握

医療班は、総務班、御坊保健所、医療関係機関から、以下の保健衛生需要を把握する。

1) 避難所での保健衛生需要

避難者の健康状態、精神状態、避難所の衛生状態を把握する。

2) 飲食店等の衛生管理状態

(2) 健康管理活動

医療班は、御坊保健所、災害時健康危機管理支援チーム（D H E A T）及び医療関係機関と密接な連携を保ちながら、以下に示す活動を実施していく。

1) 巡回健康診断（相談）の実施

避難所や被災家庭の生活環境の整備や被災者全員の健康管理を行うために、保健師等による巡回健康把握及び家庭訪問を行う。また、実施にあたり県と連携して避難行動要支援者をはじめとする被災者の健康状態の把握に努める。さらに2次感染症の予防に努めるとともに、ハイリスク者に対しては早期の医療救護活動につなげる。

2) 精神保健活動（こころのケア）の実施

医療関係機関及び災害派遣精神医療チーム（D P A T）の協力を得て、精神保健活動班を編成し巡回する。

こころのケア対策として、「こころのケアチーム」の要請を検討して御坊保健所に要請する。また、長期的な被災者のこころのケア対策を行う必要があるため、相談窓口を開設する。

3) 巡回栄養相談の実施

避難所の食事の栄養バランスを調査し、適切な指導を実施する。

さらに、高血圧等慢性疾患や食物アレルギー、乳幼児、高齢者で、避難所における配付食品の食べられない人、または避難所における食事だけでは栄養が不足する場合は、栄養補助食品、特殊食品、ミルクを確保し提供する。

4) 広 報

保健衛生上の注意事項をチラシ、パンフレット等を通じて広報する。

(3) 防疫活動

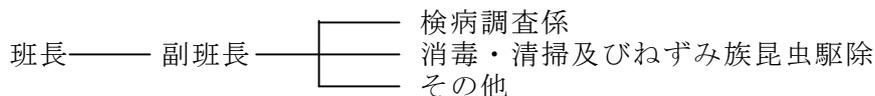
災害時の防疫は、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第 114号（以下「法」という）」に基づき、町が実施する。

ただし、被害の状況により町による実施が困難なときは、県が代執行する。

なお、生活環境班は、御坊保健所、自衛隊及び医療関係機関と密接な連携を保ちながら、感染症患者の把握・隔離、検疫調査による患者の早期発見、地域住民に対する健康診断・細菌学的検査を行う。

1) 活動体制

防疫活動は、概ね次のとおりの防疫班を編成して実施する。



その他については、細菌検査係、検水係、予防接種係を状況に応じて配置する。

2) 防疫活動

① 検病疫学調査

- ア) 被災地及び避難所における感染症患者等の早期発見
- イ) 感染症予防に必要な防疫指導等の実施

② 消毒方法

- ア) 感染症患者等が発生しまたは発生するおそれのある地域に対する重点消毒
- イ) 応急給水活動に伴う衛生検査・消毒
- ウ) 飲用井戸の検査・消毒
- エ) 仮設トイレの消毒

③ 清掃方法

- ア) 避難所等における清掃
- イ) 地域住民に対する清潔保持についての指導

④ ねずみ族・昆虫の駆除

感染症患者等が発生しまたは発生するおそれのある地域に対するねずみ族及び昆虫に対する駆除の実施

⑤ 予防接種

感染症またはインフルエンザ等の疾病の予防接種

⑥ 防疫知識の普及

防疫衛生上の注意事項をチラシ、パンフレット等を通じて広報する。

⑦ 感染症患者への措置

感染症であって、一類もしくは二類または新型インフルエンザ等感染症について入院が必要なものについては、御坊保健所が「感染症の予防及び感染症の患者に関する法律」（以下「感染症法」という。）第19条の規定により、入院の勧告を行うので連携をとり対応する。

感染症指定医療機関が被災した場合、または交通事情等の理由により入院が困難な場合は、保健所はその他の適当と認める医療機関に入院させることができるので、その際は十分に連携する。

医療班は、「感染症法」に規定する一類～三類感染症が発生した場合、または四類感染症の発生動向に通常とは異なる動向が認められる場合は、御坊保健所の行う必要な措置について協力する。

⑧ 集団避難所

町は、感染症により避難所を開設したときは、防疫関係職員の指導を得て、衛生の徹底を期する。

⑨ 報 告

本部長は、警察、消防機関、その他衛生関係団体との緊密な協力のもとに、下記の事項について所定の様式（災害防疫事務要領）により御坊保健所を経由して、知事に報告（電話、書類）する。

- ア) 被害の状況
- イ) 防疫活動状況
- ウ) 災害防疫所要見込額
- エ) その他

⑩ 町で備え付けを要する記録

- ア) 災害状況報告書
- イ) 防疫活動の状況報告書
- ウ) 消毒に関する書類
- エ) ねずみ族、昆虫等の駆除に関する書類
- オ) 生活の用に供される水の供給に関する書類
- カ) 患者台帳、健康調査票及び集計表・まとめ表
- キ) 防疫作業日誌
- ク) 防疫経費所要額調及び関係書類

3) 防疫・保健衛生薬剤及び器材の確保

防疫・保健衛生活動に必要な薬剤及び器材は、町内医療機関から調達するのを基本とするが、それにより難しい場合は、御坊保健所または自衛隊へ確保を依頼する。

(4) 食品衛生活動

医療班は、災害地の飲食による食中毒を防止するため必要があると認めたときは、食品の衛生監視を御坊保健所へ依頼するとともに、衛生関係機関等と連携して、食品衛生活動を実施する。

主な活動項目は、以下に示すとおりである。

- ・臨時給食施設その他関連の食品取扱い施設の監視指導
- ・緊急調達食品等の衛生指導及び不良品の排除
- ・食中毒発生時の処理
- ・被災食品等の検査
- ・被災不良食品の排除指導

(5) 動物救護活動

災害時には、負傷または放し飼い状態の動物が多数発生するとともに、避難者の同伴動物等に係る問題も予想されるため、町は、動物愛護の観点から、県及び動物関連団体等と協力して、動物の収容及び救助活動等に努める。

また、県と協力して、飼い主とともに避難した動物の飼育について、適正な指導等を行うなど、動物の愛護及び環境衛生の維持に努める。

なお、県が、獣医師会及び動物関係団体等が協力して設置する動物救援本部と連携して動物救援センター（仮称）を設置した場合には、町は同センターと連携・協力しつつ動物救護活動を支援する。

2.23 災害警備

1. 目的

災害が発生した場合には、警察官は全力をつくして、人命の救出・保護に努めるほか、民生の安定を図るため現場広報を行うとともに、交通規制・犯罪の予防等の応急対策を実施し、住民の生命・身体及び財産の保護、ならびに災害地における秩序の維持にあたるものとする。

2. 活動項目

(1) 災害警備本部の設置	◆御坊警察署の役割 ◇御坊警察署 → 災害警備本部の設置
(2) 任務と活動	●町の役割 ○総務班 → 御坊警察署との連絡調整
	◆関係機関等の役割 ◇御坊警察署 → 警備活動の実施

(1) 災害警備本部の設置

1) 災害警備本部の設置

御坊警察署は、管内に災害が発生または発生するおそれがある場合は、災害の種別、規模、態様等に応じて、御坊警察署長を長とする災害警備本部を設置する。

2) 災害警備部隊の編成

- ① 御坊警察署長は、管内で自然災害が発生した場合は、署災害警備本部要員その他後方治安要員等必要最小限度の要員を除き、最大限動員可能な人員をもって警備部隊を編成する。
- ② 長期的な活動を勘案し効率的に警備部隊を運用する。
- ③ 被害の状況によっては、県警察本部に人員の応援要請を行う。

3) 災害警備部隊の運用

御坊警察署長は、災害の種別、規模、態様等に応じて災害警備部隊を運用する。

(2) 任務と活動

1) 被害状況の調査

御坊警察署長は、被害調査班（特命による私服調査員）を編成し、町災害対策本部と密接な連携を保ちながら、被害状況の調査及び情報の収集を行う。

2) 通信の確保

① 通信の確保

警察署既設の通信回線及び無線固定局が機能を失った場合は、無線自動車の車載無線機及び携帯無線機を最高度に活用して通信の確保に努める。

② 非常無線通信の取り扱い

署の県内系固定局が機能を失ったときは、直ちに携帯用無線機または車載無線機を、固定局の代行として開局する。

③ 非常無線通信の取扱い

防災関係機関から、「非常無線通信」の取扱いについて、要請があった場合は、災害対策基本法第 57 条の規定に基づき協力する。

3) 救出・救助・捜索活動

① 県外からの広域緊急援助隊、消防、自衛隊等と協力し、救出・救助、行方不明者の捜索活動を実施する。

② 不足資機材については、町災害対策本部建設班に調達要請する。

③ 救出・救護の重点は、倒壊家屋の多い地域及び病院、学校等の多数人の集合する場所ならびに津波災害、山（がけ）崩れの場所とする。

4) 遺体の収容、検視活動

① 県警察本部に検視班、立会い医師の派遣を要請

② 遺体の身元確認（歯科医師会等への協力要請）

③ 身元の判明した遺体は、速やかに遺族に引き渡す。

④ 身元不明遺体については、写真の撮影、指紋の採取その他身元の確認に必要な資料を確保した後、印南町長に引き渡す。

5) 行方不明者の相談窓口の開設

① 住民からの問い合わせに対応するため、行方不明者の相談窓口を開設する。

② 捜索願いのあった行方不明者については、被災者名簿を作成する。

6) 被災地域の治安維持活動

① 応援部隊、ボランティア等との連携によるパトロール及び犯罪検挙

② 住民への犯罪の手口、被害状況等の広報及び流言ひ語の防止

7) 交通対策

① 緊急輸送ルート確保と対象車両の誘導

② 交通量抑制の広報

③ 交通安全施設の損壊や道路障害箇所の実態把握、迂回等の誘導活動

④ 渋滞状況の把握

⑤ 公共輸送用レーン確保のための交通整理活動

8) 避難措置

- ① 避難の勧告または指示が出された場合は、関係機関と協力してあらかじめ指定された避難所に誘導を図るものとする。
- ② 現場に町職員がいないとき、または町長と協議するいとまがないときは、警察署長（特に急を要するときは、現場指揮官または現場警察官）の判断によって、避難のための立ち退きの指示を行う。
- ③ 避難の勧告、指示に従わないものについては説得に努め、状況により強制措置をとる。
- ④ 避難誘導に当たっては、主要交差点、主要道路を重点に部隊を配置して通行を確保するとともに、活発な現場広報を行う。
- ⑤ 避難所警戒に当たっては、防災関係機関の職員と密接な連絡のうえ、避難者の保護及び避難場所の秩序維持に努めること。

2.24 要配慮者対策

1. 目的

要配慮者（高齢者、障害者、乳幼児等）が一人で災害に対処することは、多くの困難が伴うため、町、防災関係機関、地域住民等は、その支援に特に配慮する必要がある。

2. 活動項目

(1) 保育所、避難所等の要配慮者対策	●町の役割 ○救助・厚生班 → ①保育所等の被害把握 ②要配慮者の移送先の確保 ③電気、水道等の優先復旧
	◆関係機関等の役割 ◇保育所等 → 日高振興局、町災害対策本部救助・厚生班との連絡調整
(2) 在宅要配慮者対策	●町の役割 ○救助・厚生班 → ①被災した在宅要配慮者の把握 ②在宅要配慮者対策 ○各班 → 在宅要配慮者対策
	◆関係機関等の役割 ◇民生委員、住民、自主防災組織等 → ①在宅要配慮者の把握 ②避難誘導の実施
(3) 要配慮者に対する広報	●町の役割 ○広報班 → 要配慮者に対する広報
(4) 外国人等の対策	●町の役割 ○総務班、広報班 → 外国人、観光客等への対応

(1) 保育所、避難所等の要配慮者対策

1) 保育所等の被害状況等の把握

救助・厚生班は、以下の把握に努める。

- 施設・設備の被害状況
- ライフライン、食糧等に関する情報

2) 保育所等の要配慮者の避難等

施設・設備の損壊、ライフライン等の途絶等により、施設等の機能が麻痺している場合に、救助・厚生班は、食糧・飲料水の確保、近隣施設及び日高振興局への人員派遣の要請等必要な援助を行うものとする。

① 通園児等の相互受入れ

救助・厚生班は、日高振興局に対し、県下の保育所等の受入れ調整を要請するとともに、保育所、社会福祉協議会等の関係機関と協力し、移送を行う。

3) 保育所等における避難誘導

災害が発生した場合は、特に迅速・的確に施設の被災状況を把握する。

また、通園児等に対しては、極度の恐怖感、不安感をなくすよう配慮して接するとともに、緊急に避難が実施できるように輸送車両ならびに搬送用タンカ、その他必要資機材を確保し、職員を適切に配置する。

4) 避難所対策

町災害対策本部の各班は、避難所における要配慮者対策として、防災関係機関やボランティア等と協力しながら、以下の施策を検討及び実施する。

- ① 要配慮者の要望把握や相談対応のために、担当職員、ホームヘルパー、民生委員、ボランティア等により、定期的な避難所パトロールを実施するとともに、相談窓口を開設する。
- ② インフルエンザや肺炎等による避難者の身体の状態の悪化に的確に対応できるように、医師、看護師等による巡回診療を行う。
- ③ 介助入浴サービスの実施
- ④ 障害者に対する補装具等の配付及び要求手続きの簡素化
- ⑤ 要配慮者に配慮した食事の提供（軟らかい食事、粉ミルクの提供等）
- ⑥ 避難住民との調整（孤立化しないようにする）
- ⑦ 要配慮者に配慮した情報提供

なお、熊本地震では、避難所の環境が良くなかったため、高齢者等の要配慮者が体調を崩し、死亡したケースが多く発生した。

このことから、要配慮者については、事態の落ち着いた時点で、冷暖房等の設備の整った福祉避難所等の施設に優先的に避難させる措置をとるものとする。

また、町、医師会、日高振興局健康福祉部、社会福祉協議会等は協力して、避難所や仮設住宅等を巡回することによって、要配慮者の健康把握に努め、必要に応じて治療もしくは病院への移送を実施する。

(2) 在宅要配慮者対策

1) 在宅の要配慮者の把握

在宅の要配慮者については、平常時から在宅福祉サービスを利用している要配慮者に加え、災害発生によって家族や近隣の援護を失って自宅に取り残されるなど、新たに援助を必要とする者が発生する。

救助・厚生班は、御坊警察署・日高広域消防事務組合消防本部・消防団・民生委員・児童委員・ホームヘルパー・自治会・自主防災組織・地域住民等の協力を得ながら、居宅に取り残された要配慮者の迅速な発見に努める。

要配慮者を発見した場合は、避難所への移送や社会福祉施設等への緊急入所などの措置をとる。

2) 在宅要配慮者の避難誘導

災害直後の在宅要配慮者の避難誘導については、以下によって、要配慮者の避難に支障をきたすことが予想される。

- ① 介助人の不足
- ② 補装具・日常生活用具の破損
- ③ 避難所案内の不備（特に知的・視覚障害者、外国人）
- ④ 道路の損壊（車イス利用者）

このため、救助・厚生班、消防団、警察官及び自主防災組織等は、避難誘導時に地域住民に協力を強く呼びかけながら避難誘導を行うものとする。

(3) 要配慮者に対する広報

- ① 民生委員、民生児童委員、ホームヘルパー、ボランティアの活用
- ② 福祉団体の活用
- ③ 相談センターに高齢者、障害者専用の窓口を設置

(4) 外国人等の対策

- ① 外国人及び観光客等の被災者の状況を迅速に把握する。
- ② ボランティア等の協力を得て、外国人や観光客等の被災者を対象とした相談窓口を開設する。
- ③ 日本語の不自由な外国人のため、数ヶ国語による防災手引き、案内を活用した支援を行う。
- ④ 外国語による情報提供を報道機関に要請する。

2.25 県防災ヘリコプターの活用

1. 目的

災害が発生した場合、広域的かつ機動的な活動ができる県防災ヘリコプターを有効に活用し、災害応急対策の充実強化を図る。

2. 活動項目

(1) 県防災ヘリコプターの活用	●町の役割
	○総務班 → 県への応援要請

(1) 県防災ヘリコプターの活用

1) 県防災ヘリコプターの運航

県防災ヘリコプターは、原則として市町等の要請に基づいて実施される。

なお、運航は、「和歌山県防災ヘリコプター運航管理要綱」及び「和歌山県防災ヘリコプター緊急運航要領」の定めるところによる。

2) 県防災ヘリコプターへの応援要請

町は、必要に応じて県に防災ヘリコプターの応援要請を行う。

要請は、「和歌山県防災ヘリコプター応援協定」の定めるところによるが、その概要は次のとおりである。

① 応援要請の原則

町内において災害が発生した場合で次のいずれかに該当するとき、町長等の要請に基づき応援する。

ア) 災害が隣接する市町村等の行政区域に拡大し、または影響を与えるおそれのある場合

イ) 発災市町村等の消防力によっては、災害の防御が著しく困難と認められる場合

ウ) その他救急搬送等、緊急性があり、かつ、防災ヘリコプター以外に適切な手段がなく、防災ヘリコプターによる活動が最も有効な場合

② 応援要請の方法

応援要請は、県防災航空センターに電話等により、次の事項を明らかにして行う。

- ア) 災害の種別
- イ) 災害発生の日時、場所及び被害の状況
- ウ) 災害発生現場の気象状態
- エ) 災害現場の最高指揮者の職名・氏名及び連絡方法。
- オ) 場外離着陸場の所在地及び地上支援体制
- カ) 応援に要する資機材の品目及び数量
- キ) その他の必要事項

③ 緊急時応援要請連絡先

和歌山県防災航空センター

電 話： 0 7 3 9 - 4 5 - 8 2 1 1

F A X： 0 7 3 9 - 4 5 - 8 2 1 3

3) 県防災ヘリコプターの活動内容

県防災ヘリコプターは、次に掲げる活動等で、ヘリコプターの特性を充分活用することができ、その必要性が認められる場合に運用される。

- ア) 被災状況等の調査及び情報収集活動
- イ) 救急患者、医療従事者等の搬送及び医療器材等の輸送
- ウ) 消防隊員、消防資機材等の搬送
- エ) 被災者等の救出
- オ) 救援物資、人員等の搬送
- カ) 災害に関する情報、警報等の伝達等の広報活動
- キ) その他災害応急対策上、特に防災ヘリコプターによる活動が有効と認められる活動

※「災害時におけるヘリコプター発着予定地」(資-124)、「林野火災時におけるヘリコプター発着予定地」(資-124)、「和歌山県防災ヘリコプター応援協定」(資-125)は資料編を参照

第3節 応急対策期

3.1 応急対策期の情報管理

1. 目的

応急対策期の段階では、住家被害を中心に被害状況調査を行い、引き続き情報管理体制を強化していくものとする。

2. 活動項目

(1) 応急対策期の情報管理	●町の役割
	○総務班 → 被害情報の集約 ○税務班 → 住家被害の把握 ○救助・厚生班 → 避難所パトロールの実施
	◆関係機関等の役割
	◇日高振興局 → 被害状況把握 ◇住民、自主防災組織等 → 被害状況把握の協力

(1) 応急対策期の情報管理

1) 被害状況調査

① 住家被害の迅速・正確な把握を重点に置く

住家被害は、災害救助法の適用（申請）、り災証明書の発行、被災者台帳の整備、税の減免、救援物資の配分、義援金品の配分等、被災者に対する各種の救援活動を実施するうえで最も基本となる情報である。そのため、応急対策期の情報管理は、住家被害の迅速・正確な把握を最重点課題とする。

税務班は、建設班と連携を図りながら、担当区域ごとに住家被害判定基準表に基づき調査を行う。

なお、調査対象住家が膨大な数にのぼるため、税務班だけの体制では被害状況の把握が大幅に遅れるおそれがある場合は、他班の応援を得て対応する。

② その他の被害の調査

住家被害調査の進捗状況をみながら、各班は所管の施設等の被害状況調査を実施する。

③ 被害状況調査に当たっての留意事項

- ア) 関係機関、諸団体、住民組織等の協力を求めて実施する。
- イ) 調査に専門的な技術を必要とするときは、日高振興局に応援を求めて実施する。
- ウ) 御坊警察署をはじめ関係機関と十分な連絡をとる。

2) 県への報告

総務班は、把握した被害状況を取りまとめ、日高振興局総務県民課へ報告する。

3) 情報ファイルの作成（3日に1回は更新する）

総務班は、救援活動や生活情報についてその概要、実施機関・団体、連絡先を活動項目ごとに網羅したファイルを作成し、本部各班や町の窓口に配布する。

(活動項目の分類例)

ア) 各対策のホットライン	オ) 医療保健	ケ) 家屋解体・撤去
イ) 福祉	カ) 労働	コ) 教育
ウ) 心のケア	キ) 融資・生活資金	サ) 外国人
エ) 法律・税金	ク) 住宅	

4) 避難所のパトロールの実施

救助・厚生班は、避難所のパトロールを実施し、ニーズの把握に努める。

なお、町だけでは対応が困難なときは、日高振興局総務県民課へ応援要請を行う。

3.2 応急対策期の広報活動

1. 目的

応急対策期の段階では、被害情報、応急対策情報に加えて生活情報の提供を進めていくものとする。

2. 活動項目

(1) 生活情報の提供	●町の役割
	○広報班 → 生活情報の提供
	○各班 → 広報班へ各種情報の報告
	◆関係機関等の役割
	◇住民、自主防災組織、ボランティア → 生活情報の提供

(1) 生活情報の提供

1) ニーズの把握

広報班は、以下の方法等によって広報ニーズの把握を行う。

- ア) 総務班他各班からの報告
- イ) 避難所からの報告
- ウ) ボランティアからの連絡
- エ) 報道機関との情報交換
- オ) 防災関係機関との連絡調整

2) 広報内容

広報の内容については、町が実施する被災者救援活動の内容を中心とし、以下のものとする。

ア) 衣食住関連の情報	ケ) ライフライン情報
イ) 医療救護所開設状況	コ) し尿、ゴミ処理情報
ウ) 避難所収容者名	サ) 防疫情報と注意事項
エ) 救援物資の種類、配付場所	シ) り災証明書
オ) 義援金の募集、支給	ス) 交通規制箇所
カ) ボランティア	セ) 各種の相談窓口の設置場所
キ) 住宅診断	ソ) 融資
ク) 仮設トイレ、風呂の設置場所	

3) 広報手段

広報班は、以下の手段等によって住民へ生活情報等を提供する。

なお、報道機関等に対する発表、並びに報道機関からの問い合わせの受付及び応答については、原則として、広報班を通じて行う。

- ア) 新聞、テレビ、ラジオによる広報
- イ) 防災行政無線、町防災情報システムによる広報
- ウ) 震災ニュースの発行：避難所生活に必要な情報を盛り込んだミニ情報誌
- エ) 避難所へのFAXの設置
- オ) 広報車による巡回広報
- カ) 防災ヘリコプターによる広報
- キ) 静止画像による文字情報の伝達
避難住民は筆記用具をもっていないので、テレビ等の一過性の情報よりも有効な場合がある。
- ク) 携帯メール、インターネット、アマチュア無線の活用
- ケ) CATVの活用
- コ) 西日本電信電話（株）和歌山支店へ依頼し、テレホンサービス（電話音声応答）の実施。
- サ) 情報ボランティアの活用

4) テレビ、ラジオに対する放送要請

町が、緊急警報放送の放送要請を行う場合は、原則として日高振興局を經由して県知事あてに、放送要請の理由、放送事項、希望する放送日時等を明かにして要請する。

ただし、県と町との通信途絶等の特別な事情がある場合は、町から直接放送局に対し要請できる。

放送局は、要請のあった事項について、放送形式、内容、時刻等をその都度決定し放送する。

5) 防災関係機関における広報

防災関係機関は、各防災業務計画等に定めるところにより、それぞれの措置を執るとともに、災害の態様に応じ、適宜適切な災害広報を実施するよう要請する。

- ① 日本放送協会和歌山放送局、株式会社和歌山放送、株式会社テレビ和歌山
災害時または災害の発生が予想される場合には、災害関係番組の編成をする。
県その他防災関係機関からの災害の通報事項に対しては、臨時の措置を講じて一般に周知徹底する。
- ② 関西電力株式会社和歌山支店田辺配電営業所
広報車及び報道機関等により、被害箇所の復旧見通しや感電傷害防止について町民への周知徹底に努める。
- ③ ガス会社等
広報車及び報道機関等により、被害箇所の復旧見通しや、ガス漏れによる事故防止について、町民への周知徹底に努める。

- ④ 西日本電信電話株式会社和歌山支店
広報車及び報道機関等により、被害箇所（範囲）の復旧見通しや応急措置について、町民への周知に努める。
- ⑤ 西日本旅客鉄道株式会社和歌山支社
被害箇所の復旧見通しや輸送の状況について、駅内の掲示板、案内書等に掲示し、かつ報道機関等により、一般への周知を図る。
災害時において、町から災害広報資料の貼布を依頼されたときは、これに協力する。

3.3 避難所の運営

1. 目的

避難所の運営は、町の職員が中心となり、ボランティアや避難者自身の協力を得ながら実施する。

2. 活動項目

(1) 避難所の運営	●町の役割
	○救助・厚生班 → 避難所の運営
	○教育班 → 避難所の運営協力
	○医療班 → 健康管理活動
◆関係機関等の役割	
◇日高振興局 → 各種支援要請	
◇住民、自主防災組織等 → 避難所の運営協力	
◇ボランティア → 避難所の運営協力	

(1) 避難所の運営

町は、あらかじめ避難所毎の担当職員を居住地に配慮して定めるなど、発災後の迅速な人員配置に努めるとともに、自主防災組織等と連携して円滑な運営に努める。

なお、詳細については「印南町避難所運営マニュアル」に別途定める。

1) 避難所運営体制の確立

町は、避難所の運営について体制を確立し、管理責任者の権限を明確にする。

住民組織を中心とした避難所自治組織を立ち上げ、避難者・職員・ボランティアによる運営を行う。

避難所担当職員は、組織立ち上げ、ルールづくり等を支援するとともに、避難所運営における相談や災害対策本部との調整を行う。

また、避難所に避難所事務室を開設し、運営の拠点とする。

なお、避難所の運営に当たっては、要配慮者への対応や男女双方の視点等に配慮するものとする。

2) 管理責任者

初動期から応急対策期にかけては、救助・厚生班と教育班が連携を図りながら実施する。

なお、長期化した場合については、教育委員会、学校、住民等の関係者と協議のうえで管理責任者を決定するとともに以下の点に注意すること。

- ① 学校が運営主体となる場合
 - ・授業再開までに限る必要がある。
- ② 行政が運営主体となる場合
 - ・配置する職員数に限りがあるため、極力ボランティア、住民自治組織との連携を密にする。
 - ・極力その地域に密着した職務の者を配置する。
- ③ ボランティアが運営主体となる場合
 - ・避難住民に対して、ボランティアグループに運営を委ねること、その責任の範囲、最終責任は行政が負うことを説明しておく。
 - ・継続的に任務を遂行するグループと単純労働提供グループに分ける。
- ④ 住民自治組織が運営主体となる場合
 - ・地区混合型の避難所の場合には、早期にリーダーを決定する。
 - ・町は、情報の提供や避難所を退去にいたるまでのプランを提示する。
 - ・要配慮者に対する配慮が欠けないようにする。
 - ・部屋割は、町会・自治会単位に行う。

3) 運営の手順

- ① 避難者カード及び職員避難所勤務状況を作成する。
- ② 居住区域の割り振り
 - 部屋の割り振りは、可能な限り、地区ごとにまとまりがもてるように行う。
 - 各居住区域は、適当な人員（30人程度が目安）で編成し、居住区域ごとに代表者を選定して、以後の情報連絡等の窓口になるように依頼する。
 - <代表者の役割>
 - ・救助・厚生班からの指示、伝達事項の周知
 - ・避難者数、給食者数、物資の必要数の把握と報告
 - ・物資の配付の指示
 - ・各避難者の要望の取りまとめ
- ③ 食糧、生活必需品の請求、受取、配給
 - 各避難所に集約した必要な食糧や生活必需品のうち、そこで調達の不可能なものについては、救助・厚生班へ要請する。
 - また、到着した食糧や物資を受入れ、各班に配付する。この際、物品の受払簿を作成する。
- ④ 避難所の運営状況について、毎日正午までに救助・厚生班へ報告する。
- ⑤ 避難所の運営記録として、避難所日誌を作成する。
- ⑥ 指定避難所においては、要配慮者の休憩室、医療、会議、事務室等に使用するスペースを確保する。
- ⑦ 避難所の長期運営上かかせないスペースであるグラウンド等には、車を駐車させないようにする。
- ⑧ 指定避難所以外に避難している住民についても同様とする。

4) 避難所の広報

避難者への広報は、掲示板への掲示、館内放送によって行う。

要配慮者に配慮し、避難所自治組織を通じて広報紙、チラシ等の配布、口頭による伝達を行うものとする。

5) 防犯対策

避難所では、外来者は受け付け記録をとることを徹底し、防犯に注意する。

また、必要に応じて、警察官の派遣要請を行うものとする。

6) 要配慮者の避難対策

避難所担当職員は、要配慮者専用スペースや間仕切りの設置など、要配慮者の避難所生活に配慮する。

避難生活が長期化し、福祉避難所が開設されたときは、要配慮者の状況や支援の必要性などを調査するなど対策に協力する。

7) 帰宅困難者への対策

公共交通機関等の不通により、自力で帰宅することが困難な滞留者、旅行者に対し、交通機関の管理者等に協力して次のような支援を行う。

① 安全確保と情報提供

公共交通機関は、災害が発生または発生するおそれがあるときは、利用者等を適切な場所に誘導し、安全を確保する。

また、町、警察等と連携し、被災状況や復旧の見通しなどの情報を提供する。

② 町による支援

町は、公共交通機関と連携して、最寄りの避難所等で必要な支援を行う。

8) 避難生活の長期化対策

避難生活の長期化に備えて、以下の対策の実施を検討する。

ア) 温かい食事、汁物、野菜の提供（炊き出しの実施）

イ) 入浴対策（仮設風呂・温水シャワーの設置、銭湯情報の提供、障害者等に対する移動入浴車の巡回等）

ウ) 燃料の確保（ボンベ、こんろの調達）

エ) 下着類の洗濯（洗濯機の設置、クリーニング等）

オ) 食品衛生対策（保健所による巡回指導）

カ) 心身リフレッシュ対策（旅行、演劇、相談等）

キ) 要配慮者対策（医療・福祉施設への移送、情報提供、軟らかい食品等）

ク) 防犯対策（パトロール、ガードマンの雇上げ）

ケ) 医療相談、診療

コ) 仮設トイレの設置

サ) ボランティア活動に対する支援

シ) 避難住民の要望把握と要望への対応方策の検討（避難所パトロールの実施等）

9) 避難所での健康管理活動

避難所生活が長期化した場合、生活環境の変化などにより、被災者等の心身の機能の低下、生活習慣病など疾患の発症や悪化、感染症の集団発生、こころの健康に関する問題等健康上の課題が過去の教訓より想定されることより、避難所担当職員は、保健師等と協力して避難所での健康管理活動を実施し良好な生活環境の確保に努める。

10) 避難所の開設期間

災害救助法の適用を受けるときは、同法の規定により避難所の開設期間は、7日間とする。

ただし、状況により期間を延長する場合は、県知事の事前承認を受ける必要がある。

11) 被災者の移送

① 他区、他市町村への移送

被害が甚大なため、区内の避難所に被災者を収容できないときは、町災害対策本部救助・厚生班へその旨報告し、他区への移送を要請する。

町内の避難所に収容余力がないときは、救助・厚生班は日高振興局に対して、収容先のあっせんを要請する。

② 救助・厚生班は、避難所から被災者の移送を要請された場合は、速やかに必要な措置を講ずる。

また、救助・厚生班は、日高振興局から他市町村の被災者の受入れを指示された場合は、県の計画の定めるところによって積極的に協力する。

※「避難者カード」(様-15)、「避難収容状況調」(様-16)、「職員避難所勤務状況」(様-17)、「物品受払簿」(様-18)、「避難所日誌」(様-19)は資料編を参照

3.4 土木施設の応急復旧

1. 目的

災害によって、倒壊、破損等で利用不能となった土木施設の応急復旧を実施する。

2. 活動項目

<p>(1) 道路施設の応急復旧</p>	<p>●町の役割</p> <ul style="list-style-type: none"> ○建設班 → 道路施設の応急復旧 ○広報班 → 迂回路等の広報 <p>◆関係機関等の役割</p> <ul style="list-style-type: none"> ◇日高振興局 → 道路施設の応急復旧 ◇国土交通省紀南河川国道事務所 → 道路施設の応急復旧 ◇道路占用者 → 占用施設の応急復旧
<p>(2) 河川・ため池施設の応急復旧</p>	<p>●町の役割</p> <ul style="list-style-type: none"> ○建設班 → 河川・ため池施設の応急復旧 ○広報班 → 復旧状況等の広報 <p>◆関係機関等の役割</p> <ul style="list-style-type: none"> ◇日高振興局 → 河川の応急復旧、ため池施設の応急復旧指導・協力 ◇河川占用者・ため池管理者 → 占用施設・管理施設の応急復旧
<p>(3) 公園施設の応急復旧</p>	<p>●町の役割</p> <ul style="list-style-type: none"> ○建設班 → 公園施設の応急復旧
<p>(4) 漁港施設の応急復旧</p>	<p>●町の役割</p> <ul style="list-style-type: none"> ○建設班 → 漁港施設の応急復旧 ○広報班 → 復旧状況等の広報 <p>◆関係機関等の役割</p> <ul style="list-style-type: none"> ◇日高振興局 → 漁港施設の応急復旧
<p>(5) 土砂災害の応急対策</p>	<p>●町の役割</p> <ul style="list-style-type: none"> ○建設班 → 危険度判定の実施、危険箇所の立入制限、被災箇所の応急復旧 ○広報班 → 復旧状況等の広報 <p>◆関係機関等の役割</p> <ul style="list-style-type: none"> ◇日高振興局 → 危険度判定士の確保、被災箇所の応急復旧

(1) 道路施設の応急復旧

災害によって道路施設の決壊、障害物の占用等のため交通が途絶した道路の応急復旧を以下のとおり実施する。

1) 発生直後の情報の収集・連絡及び通信の確保

- ① 道路構造物の被災等により大規模な事故が発生した場合、道路管理者は速やかに所管する省庁及び関係機関に事故の発生を連絡するとともに、引き続き応急対策の活動状況、対策本部設置状況等を連絡する。
- ② 町は、人的被害の状況を収集し、県へ連絡するとともに、引き続き応急対策の活動状況、対策本部設置状況、応援の必要性を連絡する。

※「土木施設応急復旧の通報連絡体系図」は資料編（資-138）を参照

2) 道路パトロールを行い、道路被害状況を把握する。

被害状況の調査方法、判定基準については、日高振興局と調整する。

3) 日高振興局に対し、橋梁等構造物の危険度を判定できる技術者の派遣を要請する。

4) 復旧の基本方針

- ① 救助活動のための道路及び避難者の通路にあたる道路は、優先的に復旧する。
- ② 道路に被害を受けた場合には、速やかに日高振興局に報告するとともに、直ちに排土作業、盛土作業、舗装作業等その他被害状況に応じた応急復旧作業を行い、交通路の確保に努める。

また、被害の状況により応急措置ができない場合は、警察署等関係機関と連絡のうえ、通行止めもしくは、標示等の必要な措置を講じる。

- ③ 上下水道・電気・ガス・電話等道路占用施設の被害が発生した場合には、当該施設の管理者に通報する。

緊急のため、そのいとまがない場合には、当該事故を知った機関がただちに応急の措置を講じ、事後連絡するものとする。

- ④ 復旧資機材、材料に不足が生じたときは、日高振興局へ調達要請を行う。
- ⑤ 復旧工法については、日高振興局及び国土交通省の災害査定官と調整する。
- ⑥ 道路上の障害物については、公用地であって交通ならびに住民生活に支障がない場所へ集積する。その後、医療班と協議して最終処分場にて処分を行う。

5) 広 報

建設班は、広報班を通して通行不能箇所、迂回路、復旧見込み等の広報を行う。

(2) 河川・ため池施設の応急復旧

- ア) 日高振興局と連携して河川パトロールを行い、河川被害状況を把握する。
- イ) 被害発生箇所は水防計画に基づき必要な措置を実施する。
- ウ) 建設班は、広報班を通して復旧見込み等の広報を行う。

(3) 公園施設の応急復旧

公園施設は、避難地や救援・救護活動の場となり、また、後の仮設住宅建設の用地となるため、被害が生じたら早急に応急復旧を実施するものとする。

(4) 漁港施設の応急復旧

被災箇所において、通常の潮位においても海水が浸入し、当該災害施設と隣接する一連の施設または背後地に甚大な被害を与える、またはそのおそれがある箇所においては、仮締切や決壊防止工事を行う。

(5) 土砂災害の応急対策

被災した宅地の二次災害を防止し、住民の安全を図るために、被災宅地や土砂災害危険箇所等の危険度判定を行う。

建設班は、県等を通じて危険度判定士の確保を要請して実施し、住宅の判定結果はステッカー等で表示する。

また、施設等に著しい被害を生じるおそれのある場合は、速やかに関係機関や住民に連絡するとともに、必要に応じて、適切な避難対策、被災施設・危険箇所への立入制限を実施する。

二次災害の危険性の高い被災箇所については、緊急に土砂災害対策工事を実施するものとする。

また、人家等に対する直接的な影響が懸念される場合には、仮設防護柵等を設置するものとする。

3.5 災害廃棄物等の処理

1. 目的

災害によって排出されまたは処理量の増加したごみ、し尿、がれき等を迅速確実に収集処理し、環境衛生の万全を期する。

2. 活動項目

(1) ごみ処理	<p>●町の役割</p> <ul style="list-style-type: none"> ○生活環境班 → ごみ処理 ○広報班 → 収集日時等の広報 ○総務班 → ①県へ協力要請 ②自衛隊へごみ処理要請
	<p>◆関係機関等の役割</p> <ul style="list-style-type: none"> ◇知事（循環型社会推進課）→ 協定に基づき協力要請 ◇御坊広域圏組合 → ごみ処理 ◇自衛隊 → ごみ処理の支援
(2) し尿処理	<p>●町の役割</p> <ul style="list-style-type: none"> ○生活環境班 → ①し尿処理 ②貯留式仮設トイレの確保 ○広報班 → し尿処理情報の広報 ○総務班 → ①県へ協力要請 ②自衛隊へ応援要請
	<p>◆関係機関等の役割</p> <ul style="list-style-type: none"> ◇知事（下水道課）→ 協定に基づき協力要請 ◇自衛隊 → 貯留式仮設トイレの設置
(3) がれき処理	<p>●町の役割</p> <ul style="list-style-type: none"> ○生活環境班 → がれき処理 ○広報班 → 収集日時等の広報 ○総務班 → 県へ協力要請
	<p>◆関係機関等の役割</p> <ul style="list-style-type: none"> ◇知事（循環型社会推進課）→ 協定に基づき協力要請 ◇御坊広域圏組合 → がれき処理

災害によって、災害廃棄物が発生し、処理が必要な場合及び廃棄物処理施設に被害が発生した場合は、速やかに県循環型社会推進課へ報告する。

町は、災害廃棄物の処理に関して「災害時における災害廃棄物の処理等に関する協定」を民間企業と結んでいる。また、「大規模災害時における災害廃棄物の処理等に関する協定」、「災害時におけるし尿等の収集運搬に関する協定」に基づき、県を通じて

それぞれ（一社）和歌山県一般廃棄物協会及び（一社）和歌山県清掃連合会に処理の協力要請を行う。

（１）ごみ処理

１）ごみの排出量の把握（推定）

生活環境班は、御坊広域圏組合と連携をとりながら、被害状況をもとに、ごみの排出量を見積もる。

２）人員及びごみ収集車の調達

総務班は、既存人員及びごみ収集車だけでは不足があるときは、県を通じて（一社）和歌山県廃棄物協会へ支援の協力要請を行う。

さらに、環境衛生上の見地から必要と判断した場合には、自衛隊にごみ処理を依頼する。

３）ごみの一時集積

短期間でごみの焼却処分及び最終処分が困難なときは、ごみの一時集積場を指定し、被災地域から搬出を行う。

４）焼却場の確保

ライフラインの停止等で焼却場が利用不能の場合には、周辺市町へ応援要請を行う。

５）住民等への広報

以下の項目について住民へ広報する。

ア) ごみの収集処理方針の周知

イ) 生ごみとその他災害廃棄物の分別への協力

曜日を決められて出されていたごみが、災害後は生ごみ、粗ごみ、がれきが混在して出されるので、住民広報を実施して協力を呼びかける。

ウ) 一時集積場所の周知

エ) 一時集積場所への直接搬入の依頼

６）その他注意事項

① 渋滞対策

災害後は、しばらくの間交通渋滞が予想されるので、交通事情の比較的良好な夜間における収集を検討する。

② ごみの焼却に当たっては、御坊広域圏組合が実施する。

（２）し尿処理

１）し尿排出量の把握（推定）

生活環境班は、御坊広域圏組合と連携をとりながら、被害状況をもとに、し尿の排出量を見積もる。

2) 貯留式仮設トイレ

① 貯留式仮設トイレの設置

生活環境班は、貯留式仮設トイレの設置について、日高環境衛生協同組合、御坊広域圏組合、貯留式仮設トイレの製造・レンタル会社に応援要請を行う。

また、必要に応じて総務班を通して自衛隊に設置依頼を行う。

② 貯留式仮設トイレの維持管理

- ・リストの作成（提供者、設置場所）及びラベルの貼付
- ・バキュームカーの確保（日高環境衛生協同組合に要請）
- ・清掃体制の確立（ボランティアの活用等）
- ・一時集積場の確保（将来の撤去に備える）

3) し尿処理

① し尿処理は、原則として御坊広域圏組合の作業員で編成し、一斉収集する。

② 被災地域、避難所を優先的に収集する。

③ 町内の人員、処理施設での対応が不可能な場合には、県を通じて（一社）和歌山県清掃連合会及び（一社）和歌山県一般廃棄物協会、両法人に支援の協力要請を行う。

④ し尿処理に当たっては、御坊広域圏組合が実施する。

4) 住民等への広報

し尿処理の日時や貯留式仮設トイレの設置場所等の広報を実施する。

(3) がれき処理

1) がれき排出量の把握（推定）

生活環境班は、御坊広域圏組合と連携をとりながら、被害状況をもとに、がれきの排出量を見積もる。

<参考：和歌山県地震被害想定調査（H26.3）による想定>

南海トラフ巨大地震（冬の夕方 18 時、風速 8 m の場合）

可燃物 47,000 トン 83,000 m³

不燃物 172,000 トン 117,000 m³

計 218,000 トン 200,000 m³

※予測結果等は概数で示されており、合計が一致しない場合がある。

2) がれき処理体制の確立

① 実施主体

- ・収集処理：市町村事業（県と協議すること）
- ・家屋、事業所の解体：所有者（社会的、経済的影響を考慮し、早急な復旧復興を促進するため、特例的に町が実施することも検討する。）

【がれき処理（阪神・淡路大震災のケース）】

所有者の承諾のもとに市町村事業として実施（費用：国 1/2，市町村 1/2）

② 基本方針

解体から最終処分までの総合的・計画的な実施方法については、県の取扱い方針に従って実施する。

また、作業に当たっては、自衛隊の積極的な協力を得る。

③ 処理の協力要請

可燃物と不燃物が混在した膨大な災害廃棄物を、被災地内で処理することが困難な場合には、県を通じて（一社）和歌山県産業廃棄物協会へ廃棄物処理に関して協力要請を行う。

④ 搬送ルートの設定

生活環境班、御坊広域圏組合、道路管理者、御坊警察署と協議する。

3) 住民等への広報

(1) の5) に準ずる。

4) その他注意事項

① 倒壊建物の解体に伴う粉じん・アスベスト対策

- ・吹き付けアスベスト使用建築物の事前確認
- ・工事着手前の現地調査の実施
- ・工事におけるアスベスト飛散防止対策
- ・作業員の安全対策（マスク着用、着衣の洗濯等）
- ・付近住民へのマスクの配付及び広報

② 不法投棄のチェック

- ・許可書をカラーコピーできない特殊な用紙の使用
- ・チェック要員の採用
- ・固定資産税台帳と車検証の写しの添付等

※詳細については「災害廃棄物処理計画」に別途定める。

3.6 住宅対策

1. 目的

災害によって住家が被害を受けた者に対し、仮設住宅や一時入居施設の提供あるいは応急修理を実施する。

2. 活動項目

(1) 応急仮設住宅の設営	●町の役割 ○建設班 → 応急仮設住宅の設営
	◆関係機関等の役割 ◇県建設班 → 応急仮設住宅の設営（協議）
(2) 一時入居施設の確保	●町の役割 ○建設班 → 一時入居施設の確保
(3) 一般り災住宅の応急修理	●町の役割 ○建設班 → 一般り災住宅の応急修理
	○税務班 → 住宅被災調査、り災証明の発行
(4) 住宅の情報提供	●町の役割
	○広報班 → 住宅に関する情報の提供

(1) 応急仮設住宅の設営

1) 供給対象世帯数の把握

- ① 避難者数（指定避難所以外の避難者も対象とする。）
- ② 倒壊家屋、公営住宅の被害状況等

2) 設営主体

応急仮設住宅の設営は、災害救助法適用前は町本部長が行い、適用後は県が行う。

3) 設営地の選定

応急仮設住宅は、原則としてり災地域内の空き地及び公園等に設置するものとする。

※「応急仮設住宅建設候補地一覧」は資料編（資-133）を参照

4) 応急仮設住宅の建設

- ① 応急仮設住宅には、建築基準法第 85 条による建築条件の緩和規定が適用され、建築の緩和の告示後に建設を実施するものとする。

建設に当たっては、「災害時における応急仮設住宅の建設に関する協定書」に基づき、社団法人プレハブ建築協会に協力を求めることができる。

- ② 建設に当たっては、以下の点に注意するものとする。

ア) 設置開始時点及び戸数は、災害の状況に応じてその都度決定する。

イ) 建設の型式は、災害の状況に応じてその都度定めるが、原則としてプレハブ住宅とする。

ウ) 建設資材は、原則としてプレハブ建設業者等を通じて即時調達し、工事はこれらの業者に請負わせるものとする。

エ) 建設に当たっては、高齢者や障害者に配慮するものとする。

(例)

- | | |
|-------------|-----------------|
| ・段差の解消 | ・温度対策 |
| ・湯船の高さを低くする | ・急病等に備えて通報装置の設置 |
| ・手すりの設置 | ・寮形式の地域型仮設住宅の建設 |

5) 入居者の選定

入居者の選定は次によって行う。

- ① 資格基準

入居の対象となる者は災害によって住家が全焼、全壊または流失し、現に居住する家がなく、自己の資力によっては、住宅を確保することができない者とする。

- ② 入居者の選考

入居者の選考は災害の状況に応じて選考基準を定め、り災者の被害の程度、住宅困窮の状況、資力その他を審査のうえ選考する。

6) 住宅の管理

応急仮設住宅は、印南町長が知事から委託を受けて管理するものとする。

- ① 家賃及び維持管理

ア) 家賃は無料とする。

イ) 維持修理は、入居者において負担する。

ウ) 地代を必要とするときは、入居者の負担とする。

- ② 応急仮設住宅台帳の作成

印南町長は入居予定者が仮設住宅に入居したときは、応急仮設住宅台帳を作成し、入居契約書とともに整理保管し、知事に台帳の写を提出するものとする。

- ③ 供与期間

完成の日から 2 年以内とする。

7) 要配慮者対策

- ① 民生委員、児童委員、ホームヘルパー、ボランティア等による巡回相談、情報提供、入浴サービス等の実施
- ② 医師会、保健所、福祉機関とのスクラム体制による巡回健康診断、メンタルケアの実施

(2) 一時入居施設の確保

建設班は、被災者のための一時入居施設確保のために以下の項目について日高振興局等へ応援要請を行う。

- ア) 公営住宅の斡旋と受付要員の派遣
- イ) 民間賃貸アパートの提供（仮設住宅として）
- ウ) 企業等の社宅の提供

1) 公営住宅法による災害公営住宅

- ① 災害公営住宅は、大規模な災害が発生し、住宅の被害が次の各号の1以上に達した場合に、低所得者被災世帯のため国庫から補助（割当）を受けて建設し、入居させる。

ア) 暴風雨、洪水その他の異常な天然現象による災害の場合

- a) 被災地全域の滅失戸数が500戸以上のとき
- b) 町内の滅失戸数が200戸以上のとき
- c) 滅失戸数が町内住宅戸数の10%以上のとき

イ) 火災による場合（同一期に同一場所で発生したとき）

- a) 被災地域の滅失戸数が200戸以上のとき
- b) 滅失戸数が町内の住宅戸数の10%以上のとき

- ② 建設及び管理者

災害公営住宅は、原則として町が建設し、管理する。

ただし、町の財政事情等から建設が著しく困難な場合は、県が町に代わって建設管理する。

災害公営住宅の建設及びその管理は、概ね次の基準による。

ア) 入居者の条件

次の各号の条件に適合する世帯

- a) 当該災害により住宅を滅失し、住宅に困窮している方。
- b) 災害の発生後3年間は収入要件がないが、3年間経過後は通常の町営住宅と同じ家賃を支払う。

イ) 建設戸数

- a) 市町別建設戸数は被災滅失住宅戸数の30%以内
- b) ただし他市町で余分があるときは30%を超えることができる。
- c) 県において、県下市町の建設戸数の合計が県内滅失戸数の30%以下の場合、30%に達することがある。

ウ) 規 格

住宅の規模は、入居希望世帯の人数を踏めて設定する。（住戸規模の目安：
単身世帯 40～50 m²、4人世帯以上 70 m²以上）

エ) 費 用

標準建設費の 2/3 国庫補助（激甚災の場合は 3/4）

オ) 家 賃

管理者が入居者の収入に応じて決定する額

カ) 建設年度

原則として当該年度、やむを得ない場合翌年度

2) 公営住宅法による既設公営住宅復旧事業

既設公営住宅の復旧は、災害（火災にあつては、地震による火災に限る。）により公営住宅または共同施設が滅失し、または著しく損傷した場合において、事業主体が国庫から補助を受けて復旧する。

① 国庫補助適用の基準

1戸当りの復旧費が 11 万円以上のものを対象として、それらの一事業主体内での合計が、県営住宅で 290 万円、町営で 190 万円以上になった場合

ア) 再建設の場合

公営住宅の構造については、再度の災害対象、合理的な土地利用等を配慮して定める。

イ) 補修の場合

補修費は、通常必要な費用を基準として国土交通大臣が定める。

ウ) 宅地の復旧の場合

a) 滅失した公営住宅を再建設する場合

従前地の場合：造成費は国庫補助対象

別の敷地の場合：起債対象

b) 既設公営住宅団地の宅地のみが被害をうけた場合……起債対象

② 国庫補助率：1 / 2

※ 激甚法の適用を受けた場合は、補助率のかさ上げがある。

(3) 一般り災住宅の応急修理

災害のため住家が半焼または半壊し、自己の資力で応急修理のできない者に対して居室、便所、炊事場等日常生活に欠くことのできない部分を、一時的に風雨を避け得る程度に必要な最少限の応急修理をする。

なお、費用の限度は、資料編（資-121）の「災害救助法による救助の程度・方法及び期間【早見表】」を参照のこと。

① 要修理対象住宅の把握（住民からの申込み、税務班等からの収集）

ア) 住宅の被災調査

税務班は、被害住宅の調査を行い、被害程度の認定を行う。

※2.21 り災者救助保護計画「表 3-27. 滅失住宅の判定基準」を参照

なお、調査要員が不足する場合は、県に応援を要請する。

イ) り災証明書の発行

税務班は、家屋の被害調査の結果から「り災台帳」を作成し、被災者の「り災証明書」発行申請に対し、り災台帳で確認のうえ発行する。

ウ) 救助法による応急仮設住宅の建設の基準

a) 規模並びに費用の限度

※ 資料編（資-121）の「災害救助法による救助の程度・方法及び期間【早見表】」を参照

b) 建設期間

災害発生の日から 20 日以内に着工し、できる限り速やかに完成する。

c) 入居基準

- ・住宅が全焼、全壊または流出した者であること。
- ・居住する住宅がない者であること。
- ・自己の資力では住宅を確保することができない者であること。

② 実施主体

住宅の応急修理は、町本部長が行う。

③ 応急修理の期間

災害発生の日から 1 ヶ月以内に完了すること。

④ 修理の対象

修理の対象は、災害によって住家が半焼、半壊し、そのままでは当面の日常生活を営むことができない者で自己の資力では、応急修理をすることができない者とする。

⑤ 修理の基準及び戸数

ア) 修理は、日常生活に必要欠くことのできない部分に対し、最少限度の応急修理を行うものとする。

イ) 修理戸数は、住家が半焼または半壊した世帯の 3 割以内とする。

⑥ 修理の方法

ア) 建設班において現物をもって行う。

イ) 修理に当たっては、建設業者とともに建設ボランティアの活用を図る。

⑦ 修理住宅の選定

建設班や税務班の職員をもって被害程度を調査のうえ、修理住宅の選定を行う。

(4) 住宅の情報提供

被災者に、公営住宅の空き状況、応急仮設住宅の入居手続きや申し込みの方法など、住宅に関する情報が十分に提供できるよう、相談窓口を設置して活動を行う。

3.7 農林水産業対策

1. 目的

災害によって被害を受けた農林水産業施設の応急対策を実施する。

2. 活動項目

(1) 農業対策	●町の役割
	○産業班 → 農業対策の実施 ○建設班 → 農業対策の実施
	◆関係機関等の役割
	◇日高振興局 → 農業対策の実施 ◇紀州農業協同組合 → 農業対策の協力
(2) 林業対策	●町の役割
	○財政班 → 林業対策の実施
	◆関係機関等の役割
	◇和歌山森林管理署 → 林業対策の実施 ◇日高振興局 → 林業対策の実施 ◇森林組合 → 林業対策の協力
(3) 水産業対策	●町の役割
	○建設班 → 水産業対策の実施
	◆関係機関等の役割
	◇日高振興局 → 水産業対策の実施 ◇田辺海上保安部 → 船舶の安全確保 ◇紀州日高漁業協同組合印南町支所 → 水産業対策の協力

(1) 農業対策

1) 被害状況の把握

産業班は、日高振興局農業振興課、農協等と連携し、被害状況の把握に努める。
建設班は、農地、農業用施設被害の被害状況の把握に努める。

2) 農作物対策

被害の実態に応じ、紀州農業協同組合及び日高振興局農業振興課に対し、技術の指導を依頼する。

なお、苗及び種子の確保についても同様とする。

① 回復対策

倒れた草木類の回復に必要な対策の指導を行う。

② 病害虫予防薬剤の散布

災害による農作物の損傷及び環境の変化による病害虫の多発、まんえんが予想されるため、早急に被害を防止するように指導する。

③ 種苗対策

次期栽培用の自家産の種子確保及び現在栽培中の予備種苗の確保配分等について、適切な早期処置指導を行う。

④ 土壌消毒

土壌病害虫及び雑草の多発を防止するため、土壌消毒や石灰等による土壌改良を行うように指導する。

3) 農業施設

農道、堤防、用排水路、ため池、頭首工、揚排水機等の公共施設及び作業場、倉庫、集荷場等の共同利用施設が被災した場合には、応急対策を速やかに実施する。

① 農業ため池、用水路等が決壊（一部流出（崩壊））または氾濫のおそれがある場合の排水施設の保全、ため池の警戒及び農業用水路等の応急措置については、水利組合等の協力を得て実施する。

② 農業ため池、用水路等の決壊（一部流出（崩壊））、氾濫により農業用施設に被害を受けたときは、水利組合等の協力を得て応急復旧を実施する。

(2) 林業対策

1) 被害状況の把握

財政班は、和歌山森林管理署、日高振興局林務課、森林組合等と連携し、被害状況の把握に努める。

2) 造林地

被害木は早期に処分して、病虫害の発生を防止するとともに、根切れ、根ゆるみなどを起こした幼令材木は、木起こしや根ぶみをして樹勢の回復を図る。

3) 治山、林道

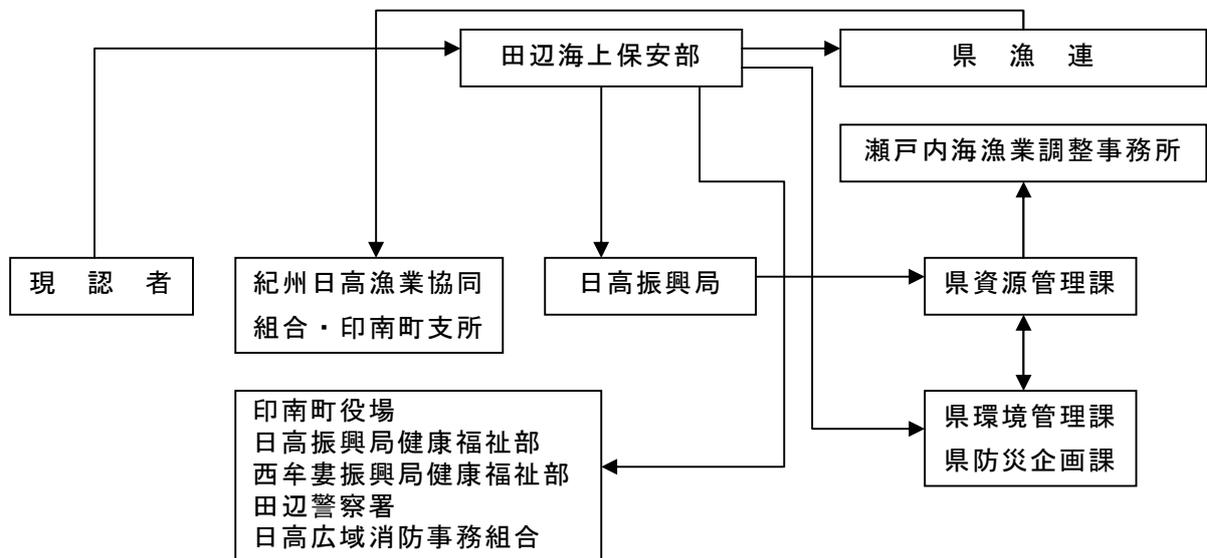
早期に施設を巡視して、被害の状況を把握するとともに、危険な場所については標示して、応急措置を講じる。

(3) 水産業対策

建設班、漁協は、水産関係の被害を発見または生じたときは、日高振興局総務県民課及び企画産業課へ報告するとともに、互いに協議して適切な処置を実施するものとする。

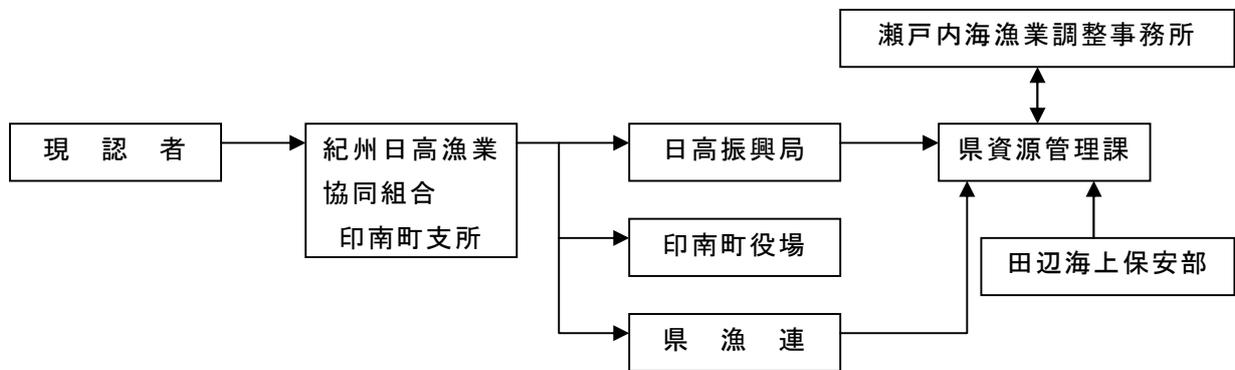
- ① 油流出による漁場、水産施設災害の発生に際し、事故発生等の伝達方法は次のとおりとする。

■ 図3-6. 油流出事故時の伝達系統



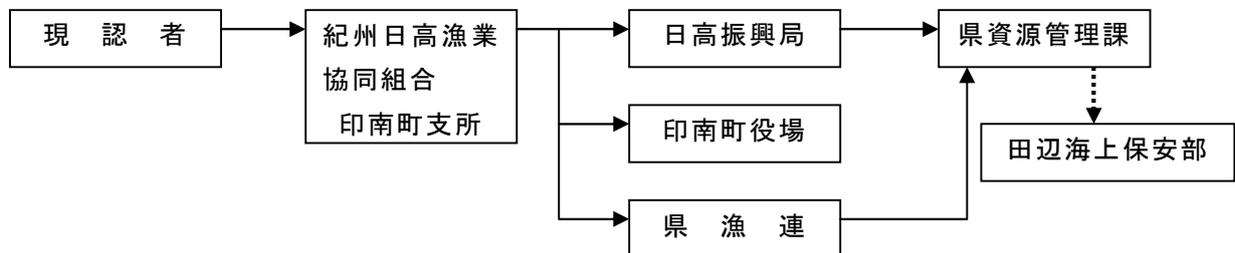
② 赤潮による漁場、水産施設の災害発生に際し、事故発生等の伝達方法は次のとおりとする。

■ 図 3-7. 赤潮発生時の伝達系統



③ 風水害等による漁場、水産施設災害の発生に際し、事故発生等の伝達方法は次のとおりとする。

■ 図 3-8. 風水害等の場合の伝達方法



3.8 文教対策

1. 目的

この対策は、印南町における町立小・中学校の災害対策として、災害の予防応急対策及び復旧を通じて児童・生徒の生命保全ならびに教育活動の確保について万全を期し、目標達成を図ることを目的とする。

2. 活動項目

(1) 文教施設の応急復旧	●町の役割
	○教育班 → 文教施設の応急復旧
(2) 応急教育	◆関係機関等の役割
	◇県 → 文教施設の代替施設の確保
(3) 被災児童・生徒への支援	●町の役割
	○教育班 → 被災児童・生徒への支援
(3) 被災児童・生徒への支援	◆関係機関等の役割
	◇県教育委員会 → 被災児童・生徒への支援

(1) 文教施設の応急復旧

建物全壊、半壊を問わず重大な被害を受けた場合は、建物の応急危険度を調査し、校舎再建・仮校舎建設等の計画を立てるとともに、状況に応じて使用禁止等の措置を行い、二次災害の防止に努める。

修繕で対応できる被害の場合は、被害の程度を十分に調査し、ガラス修理、給排水設備の改修等の応急整備を実施する。

なお、代替施設の確保について町内で対応できないときは、県へ応援要請を行うものとする。

(2) 応急教育

応急教育は、児童・生徒を持つ町民が安心して生活再建のために活動に専念できるよう援助し、児童・生徒の精神的安定を確保する観点から以下のとおり実施する。

1) 事前準備

- ① 学校長は、学校の立地条件等を考慮したうえで災害時における「応急教育計画」を樹立しておくとともに、指導の方法等につき明確な計画をたてておくものとする。
- ② 災害発生のおそれがある場合は、学校長ならびに教職員は協力して、応急教育体制に備えて、次の事項を守らなければならない。
 - ア) 学校行事や出張及び会議（緊急やむを得ざる会議を除く）等を速やかに中止する。
 - イ) 児童生徒の避難訓練、災害時の事前指導及び事後処理、保護者との連絡方法を検討して周知を図る。
 - ウ) 町教育委員会は警察署、消防署との連絡方法を、教職員は保護者への連絡網の確認を行う。
 - エ) 勤務時間（外）においては、常に学校長は所属職員への連絡方法や所在を確認し非常招集の方法を定め、職員に周知しておくこと。

2) 応急教育

① 児童・生徒の安否確認

教職員は避難者の受入れとともに、児童・生徒の安否確認をまず実施する。

② 授業再開

学校長は、児童・生徒や家族の被災、校舎の損壊、交通機関や水道・ガス等の復旧状況等を考慮して、授業を再開していくものとする。

また、授業再開の方法としては、臨時校舎方式、近隣校の合併方式、近隣校への分散方式、臨時通学区域方式等を組み合わせ、昼間二部授業、時差通学、短縮授業、家庭学習等の方策を検討し実施する。

再開が決定したら、報道機関を利用して広報を実施する。

③ 転校手続き

災害後は、倒壊や焼失等によって自宅に住めなくなった家庭が多数おり、また、校舎の損壊や教室が避難所となり、授業再開の見込みが立たない学校も多いことなどもあって、県内はもとより全国各地へ転校する児童・生徒が相次ぐことが予想される。

そのため、転校手続きの円滑化のために、県教育委員会に手続きの簡素化、弾力化を要請する。

④ 避難場所となっている学校等の被災者への対応と授業の確保

ア) 被災者への対応

発災後しばらくは、教職員は救助・厚生班やボランティア等と連携を図りながら避難者の対応にあたりとともに、徐々に学校運営と避難所運営の役割分担を明確にしていく必要がある。代替施設となる社会教育施設においても同様とする。

イ) 授業の確保

避難者が減少してきたら、体育館等へ移動してもらい、授業再開へ向けた教室の確保を行う。

⑤ その他注意事項

- ア) 学校長は、状況に応じ適切な避難の指示を与える。
- イ) 学校長は、教職員等に不足が生じたときは、町教育委員会に応援要請を行う。
- ウ) 学校長は、応急教育実施に当たって、町教育委員会に協議・報告するとともに、決定後速やかに児童生徒及び保護者に周知徹底を図る。
- エ) 町教育委員会は、本部長（町長）の指示及び情報を速やかに各学校に連絡するとともに、適切な緊急対策を指示するものとする。

(3) 被災児童・生徒への支援

被災児童・生徒等への支援として以下の対策の実施を検討する。

1) 学用品の調達及び支給

① 給与の対策

災害によって住家に被害を受け、学用品をそう失または毀損し、就学上支障がある児童生徒に対し、被害の状況に応じ教科書（教材を含む。）、文房具及び通学用品を支給する。

災害救助法の適用にいたらない災害の場合は、町が実施するものとし、災害救助法適用後は県が実施し、町は、これに協力するものとする。

② 給与の期間

災害発生の日から教科書については、1 ヶ月以内、文房具及び通学用品については、15 日以内とする。

ただし、交通、通信の途絶等によって学用品の調達及び輸送が困難な場合は、必要な期間を延長することができる。

③ 給与の方法

学用品は、原則として、知事が一括購入し、町に配分されるので、被災児童生徒に対する配分は本部長（町長）が行うものとする。

ただし、学校等により使用教科書が異なる場合も考慮し、学用品の給与を迅速に行うため、調達業務についても町長が委任をうけて実施することがある。

よって、調達から配分までの業務については、本部長（町長）が教育委員会ならびに学校長の協力を得て行うものとする。

④ 費用の限度

ア) 教科書

児童及び生徒に対し支給する教科書または教材の実費

イ) 文房具及び通学用品費

災害救助法施行細則で定める金額

⑤ 救助法による学用品の給与基準

- ア) 「学用品の給与」は、住宅の全壊、全焼、流失、半壊、半焼または床上浸水（土砂のたい積等により一時的に居住することができない状態となったものを含

む。)により、学用品を喪失、または損傷し、就学上支障のある小学校児童及び中学校生徒（特別支援学校の小学部児童及び中学部生徒を含む。）に対して行う。
イ)「学用品の給与」は、被害の実情に応じ、次の品目の範囲内において、現物をもって行う。

- ・教科書
- ・文房具
- ・通学用品

ウ)「学用品の給与」のため支出できる費用は、「教科書の発行に関する臨時措置法」第2条第1項に規定する教科書及び教科書以外の教材で教育委員会に届け出、またはその承認を受けている教材を給与するための実費とする。

エ)「学用品の給与」は、災害発生の日から教科書については、1箇月以内、その他の学用品については15日以内に完了しなければならない。

2) 相談体制

① 被災者電話教育相談の開設

被災した児童・生徒や保護者の教育相談に応じ、情報の提供や助言・指導を行うため、フリーダイヤルの電話相談窓口を開設して、教職員等が相談にあたる。

② 被災児童・生徒の心の理解とケア事業の実施

3) 学校給食の実施

① 実施計画

ア) 災害により被害があっても、応急給食はできる限り継続して実施する。

イ) 給食施設及び原材料が被害を受けた場合、速やかに応急措置をとり、給食を実施する。

ウ) 災害時において、学校等が避難場所として使用されている期間中に、学校給食が再開したときには、学校給食と一般り災者の炊き出しとの調整を図るよう留意する。

エ) 被災地においては、食中毒・感染症発生のおそれが多いことから、衛生については特に留意する。

② 物資対策

町災害対策本部は、県に対し、給食施設及び原材料の被害状況報告を速やかに行い、物資の供給・処分についての指示を受ける。

3.9 義援金品の受付・配分

1. 目的

災害が発生した場合に、各方面から寄託される義援金品の受付及びこれらの配分等を適切に実施する。

2. 活動項目

(1) 義援金品の募集	●町の役割
	○救助・厚生班 → 義援金品の募集 ○広報班 → 義援金品の募集の報道発表
(2) 義援金品の受付	●町の役割
	○救助・厚生班 → 義援金品の受付
	◆関係機関等の役割
	◇県 → 義援金品の受付
(3) 義援金品の配分	●町の役割
	○救助・厚生班 → 義援金品の配分
	◆関係機関等の役割
	◇県 → 義援金品の配分の協議 ◇日赤和歌山県支部、和歌山共同募金会等 → 義援金品の配分の協議
(4) 義援金品の管理	●町の役割
	○救助・厚生班 → 義援金品の保管

(1) 義援金品の募集

災害の状況によっては、義援金品の募集を行うものとする。

1) 義援金品の募集

義援金の募集は、町、県、日本赤十字社和歌山県支部、和歌山県共同募金会、新聞・ラジオ・テレビ等報道機関に協力を求めるとともに、立看板・ポスターの掲示及び各種団体関係機関を通じ一般住民に呼びかける。

募集期間は1ヶ月とするが、災害の規模により延長することができる。

2) 募集の際の注意事項

- ① 梱包を解かずに済むよう、梱包物資の内容・種類・数量を梱包の表に貼付する。
また、衣服類はサイズ等を明記する。

- ② 古着はできるかぎり義援物資としない。
- ③ 義援物資は基本的に保存のきくものとする。

3) その他

個人からの義援物資については、その必要性を十分に検討すること。
(場合によっては義援金のみ)

(2) 義援金品の受付

1) 受付

義援金品の受付は、救助・厚生班が行う。
ただし、災害の状況によっては、臨時に受付場所を設置する。

2) 受領書の発行

義援金品の受付については、寄託者に受領書を発行する。

※「義援金品の受領書」は資料編(様-20)を参照

(3) 義援金品の配分

義援金の管理・配分は、募集機関、被災地関係者、学識経験者等による配分委員会を組織して、協議のうえ実施する。

配分委員会事務局は県に置き、義援金の管理、配分の事務を行う。

義援品の配分計画は、り災地区、り災人員及び世帯、り災の状況等を勘案のうえ、人員を単位として救助・厚生班が配分する。

(4) 義援金品の管理

1) 金銭の管理

町が募集した義援金は、配分委員会に速やかに管理換する。

救助・厚生班は、現金の領収・保管を担当し、銀行貯金等の確実な方法で保管管理するとともに、現金出納帳を備え付け、出納の状況を記録し、経理する。

なお、貯金に伴う利子収入は、義援金に含めて扱う。

2) 義援品の一時保管

義援品の保管については、本部長(町長)、その他から直接寄託された物、和歌山県及び日本赤十字社から配分を受けた物資を併せて、町役場倉庫等に保管する。

ただし、災害の状況によっては、町公共施設その他臨時の集積所を定め保管する。

3) 顛末の記録

義援金品の受け取り等に当たっては、義援金品受払簿を備え付け、引き継ぎまたは配分までの状況を記録する。

3.10 ライフライン施設の応急復旧

1. 目的

災害時におけるライフラインの機能低下は、社会的に多大の影響を及ぼすため、各ライフライン関係者は、迅速・的確かつ慎重に応急復旧を実施する。

2. 活動項目

(1) 上水道施設対策	●町の役割
	○生活環境班 → 上水道対策
(2) 下水道施設対策	◆関係機関等の役割
	◇県企画部 → 上水道対策
(3) 電力施設対策	●町の役割
	○生活環境班 → 下水道対策
(4) 公衆電気通信施設対策	◆関係機関等の役割
	◇県企業部 → 下水道対策
(5) 鉄道施設対策	◆関係機関等の役割
	◇関西電力(株) → 電気施設対策
(4) 公衆電気通信施設対策	◆関係機関等の役割
	◇西日本電信電話(株) → 電信電話施設対策
(5) 鉄道施設対策	◆関係機関等の役割
	◇西日本旅客鉄道(株) → 交通施設対策

(1) 上水道施設対策

1) 施設別応急対策

施設別応急対策の順序は次のとおりとする。

- ① 浄水場施設の復旧
- ② 配水施設の復旧
- ③ 臨時給水せん等の設置
- ④ 給水装置の復旧

2) 浄水場施設

- ① 火災による施設への類焼等を防止するため、消火器材を整備する。
- ② 危険物等による被害の防止に努める。
- ③ 配水池及びポンプ施設等の応急復旧を行う。

3) 配水施設及び臨時給水

配水施設は特に地震による被害が多いと思われるので、応急復旧工事用資材を浄水場内に備蓄しておくものとし、復旧は次の順序により行う。

① 災害発生時における措置

被害の状況を調査し、復旧計画を適正に定め、技術者及び労務者の配分、各作業の責任者の配置、復旧工事用資材の確保と輸送の敏速を図る。

応援員がある場合は受け入れと計画への組入れ、宿舍、食糧、寝具などの手配を行う。

また請負工事と直営工事の区別をし、作業の記録、被害写真の撮影を行う。

- ② 配水管は幹線の復旧を先に行い、次に避難所、学校、病院などの公共水道施設及びその他の配水管の復旧を行う。
- ③ 配水管の復旧に際しては、通水と修理を繰返しつつ作業を進め、必要箇所に臨時給水栓を設置、または消火栓からホースを利用して臨時給水を行う。
このためホースを各所に備蓄する。
- ④ 給水開始の際には、水質の保全に注意し、管内の清掃及び塩素滅菌を十分に行う。

(2) 下水道施設対策

1) 施設別応急対策

施設別応急対策の順序は次のとおりとする。

- ① 汚水処理施設の復旧
- ② 排水施設の復旧

2) 汚水処理施設

- ① 火災による施設への類焼等を防止するため、消火器材を整備する。
- ② 危険物等による被害の防止に努める。
- ③ ポンプ施設等の応急復旧を行う。

(3) 電力施設対策

関西電力株式会社は、電力施設の災害を防止し、また発生した被害を早期に復旧するため、災害発生要因の除去と防災環境の整備に常に努力を傾注する。

詳細は、県地域防災計画及び関西電力株式会社の計画による。

(4) 公衆電気通信施設対策

1) 対策組織の設置

災害が発生、または災害が発生するおそれがある時、東海地震注意情報または警戒宣言が発生された場合、あるいは以下に該当する大規模な故障の発生時に、西日本本社からの連絡により和歌山支店の組織を設置する。

- ① 総務大臣報告を要する重大故障と想定される故障の発生時
- ② 和歌山支店の設備部長（災害対策室長）等が必要と判断した次の場合とする。
 - ア) 社会的影響が大きい故障の発生時。
 - イ) 広域にわたる110、119番回線の不通発生時。
 - ウ) 航空機の運行、銀行オンライン等社会的活動の広域な支障の発生時。
 - エ) 多数の報道機関より取材要請が予想される時、または広報室からの要請があった時。
 - オ) 専用線対応部門の情報統括責任者より複数の重要ユーザ対応の要請があった時。
 - カ) 災害・故障原因が西日本本社に限らず、西日本エリア広域でユーザに影響があった時。
 - キ) 上記以外で、特に設備部長〔災害対策室長〕が必要と判断した時。

2) 対策組織の設置場所

対策組織の設置場所はつぎによる。

対策組織名	設置場所
災害対策本部 地震災害警戒本部 支援本部 情報連絡室	和歌山市宇須1-5-41 NTT宇須ビル4F 災害対策室

3) 対策組織の名称

災害対策組織の名称は、「和歌山支店〇〇災害対策本部」とし、〇〇に当該災害の名称を付す。

ただし、各会社に起因する事故等または故障の場合には「災害」を「事故」または「故障」と置き換える。

4) 対策組織の構成

和歌山支店における各対策組織の本部長、副本部長、班長の構成は次のとおりとし、災害等の状況に応じて弾力的に運用する。

なお、対策本部員については設備部長が任命する。

① 対策組織と本部長、副本部長

対策本部		本部長	副本部長
災害対策本部 地震災害警戒本部	第1 非常態勢 第2 非常態勢 第3 非常態勢	支店長	設備部長
支援本部	第1 非常態勢 第2 非常態勢 第3 非常態勢		
広域応援本部	広域応援体制	設備部長	サービスマネジメントセンター所長
情報連絡室			

5) 広域応援体制の発動

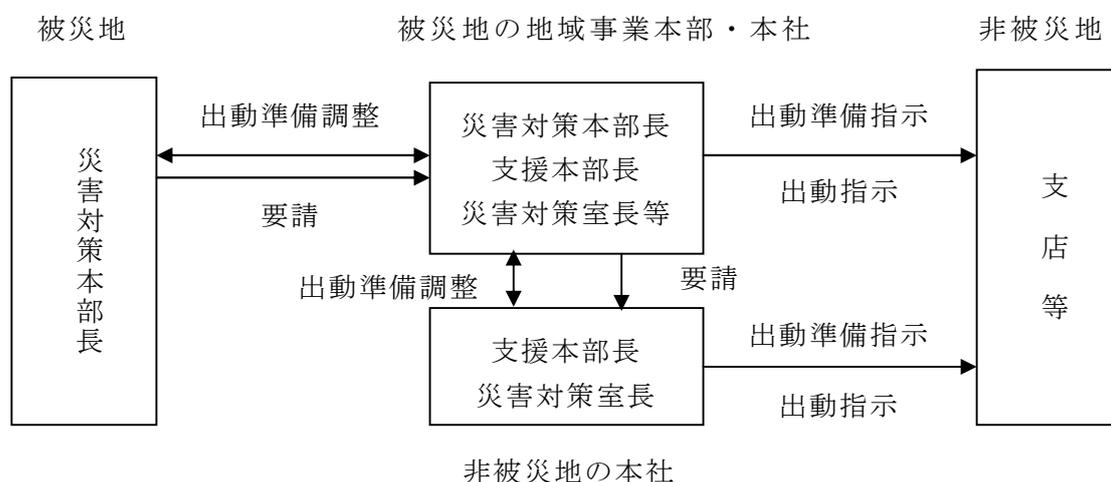
被災地の対策組織（地域事業本部及び本社の対策組織を含む。）は、被災地内の組織社員、通信建設会社等の動員での復旧、保有資材及び災害対策用機器では、応急復旧に支障をきたすと認められる場合は、次により広域応援体制を発動する。

① 広域応援体制の発動ステップ

レスキュー隊要請（第1ステップ）、応急復旧部隊要請（第2ステップ）、本格復旧部隊（第3ステップ）の順で行う。

② 広域応援体制発動の連絡系統

■ 図3-9. 発動の連絡系統



(5) 鉄道施設対策

1) 計画方針

本計画は、JR西日本に関する運転事故または災害が発生し、もしくは発生が予測される場合の応急対策等について、定めるものとする。

2) 計画内容

災害等により、応急対策を実施する場合は、「和歌山支社鉄道事故及び災害処置要領」により、事故災害対策非常体制をとり、旅客、公衆の安全及び輸送の確保に対処するものとする。

① 事故災害対策非常体制

事故または災害の規模により、下記の体制とし、支社内に対策本部を、現地に復旧本部を設置する。

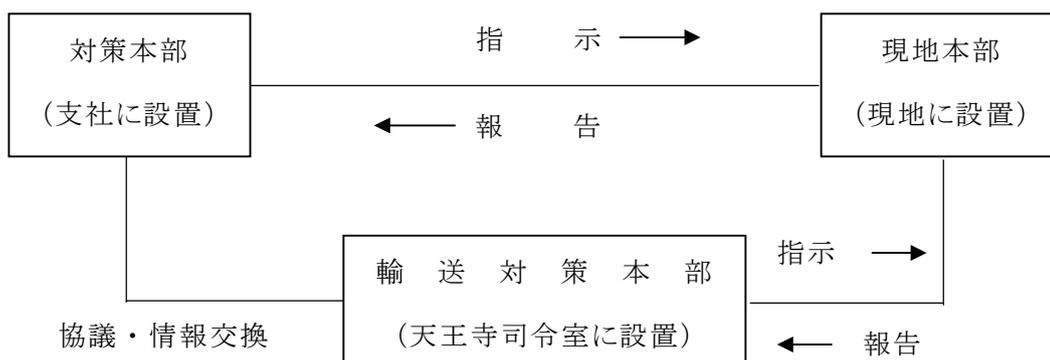
事故対策本部（以下「対策本部」）及び現地対策本部（以下「現地本部」）の設置基準及び招集範囲

■ 表 3-28. 本部の設置基準と招集範囲

体制種別	設置基準	招集範囲
第1種体制	車両が5両以上脱線または来客が死亡もしくは多数負傷したとき	招集可能者全員
第2種体制	車両が脱線し本線が支障するとき、または本線が5時間以上不通となるおそれがあるとき、もしくは旅客が負傷したとき	招集可能者の半数
第3種体制	その他特に必要と認めたととき	必要最小限の数

上記を基準として室課長、鉄道部長及び駅区所長は、種別ごとの招集者を定めておくこと。

■ 図 3-10. 対策本部の位置づけ



3.1.1 特殊災害対策

1. 目的

特殊災害等が発生した場合は、防災関係機関が緊密かつ有機的な連携協力のもとに、本計画の定めるところにより必要な対策を実施する。

2. 活動項目

<p>(1) 突発事故対策</p>	<p>●町の役割</p> <p>○総務班 → ①関係機関との連絡調整 ②現地災害対策本部の設置 ③避難の勧告・指示 ④自衛隊へ派遣要請 ⑤被害情報の収集・伝達</p> <p>○広報班 → ①報道機関対応 ②住民広報</p> <p>◆関係機関等の役割</p> <p>◇日高広域消防事務組合消防本部、消防団 → 突発事故対策 ◇御坊警察署 → 突発事故対策 ◇日高振興局等 → 突発事故対策 ◇県防災企画課 → ①突発事故対策 ②報道機関対応 ③広域応援要請 ◇海上保安庁 → 突発事故対策 ◇J R 西日本 → 突発事故対策 ◇自衛隊 → 突発事故対策 ◇住民、自主防災組織 → 突発事故対策の協力</p>
<p>(2) 林野火災対策</p>	<p>●町の役割</p> <p>○総務班 → ①隣接市町村との連絡調整 ②避難の勧告・指示 ③自衛隊へ派遣要請 ④被害情報の収集・伝達</p> <p>○広報班 → ①報道機関対応 ②住民広報</p> <p>◆関係機関等の役割</p> <p>◇県防災企画課 → 他県等への応援要請 ◇日高振興局林務課 → 林野火災対策 ◇日高広域消防事務組合消防本部、消防団 → 消火活動 ◇日高広域消防事務組合消防本部 → 他消防機関への応援要請 ◇自衛隊 → 消火活動 ◇御坊警察署 → 交通規制 ◇近隣市町 → 林野火災対策 ◇住民、自主防災組織 → 消火活動の協力</p>

(3) 長期停電対策	<p>●町の役割</p> <p>○総務班 → ①関係機関との連絡調整 ②対策本部の設置 ③停電情報の収集・伝達 ④関西電力への協力・情報提供 ⑤関係機関への応援要請 ⑥充電スポットの開設</p> <p>○広報班 → ①報道機関対応 ②住民広報</p> <p>○医療班 → ①停電地域における要配慮者等への訪問</p>
	<p>◆関係機関等の役割</p> <p>◇日高広域消防事務組合消防本部、消防団 → 突発事故対策</p> <p>◇御坊警察署 → ①突発事故対策 ②停電地域における防犯対策</p> <p>◇日高振興局等 → 突発事故対策</p> <p>◇関西電力 → ①復旧作業 ②広報対応 ③町との情報連携</p> <p>◇J R 西日本 → 突発事故対策</p> <p>◇自衛隊 → 突発事故対策</p> <p>◇住民、自主防災組織 → ①停電情報の提供 ②停電地域における支援 ③突発事故対策の協力</p>

(1) 突発事故対策

1) 突発事故

船舶・列車・自動車事故、火災事故、爆発事故などで多数の負傷者の発生または多大な物的損害を生じたとき。

2) 現地災害対策本部

突発事故が発生した場合、町長は原則として、現地または適当な場所に災害対策本部を設置するものとする。

現地災害対策本部の構成は、県、防災関係機関、印南町とし、必要に応じて事故原因者の参加を求めるものとする。

3) 現地災害対策本部の機能

防災関係機関の効率的な活動及び事故の規模・被災状況など情報の一元化を図るため、次に掲げる事項を処理し、総合的な連絡調整にあたるものとする。

※ 各活動の実施するに当たっては、本地域防災計画の各節を参照すること。

- ア) 災害情報の収集及び伝達
- イ) 広報
- ウ) 防災関係機関の情報交換
- エ) 防災関係機関相互における応急対策の調整
- オ) 関係機関に対する応援要請
- カ) その他必要な事項

4) 現地災害対策本部の閉鎖

事故に対する応急措置及び応急救助活動が終了したとき、町長は各防災関係機関の意見を聞いて、現地災害対策本部を閉鎖する。

5) 海上災害への対応（海上保安庁）

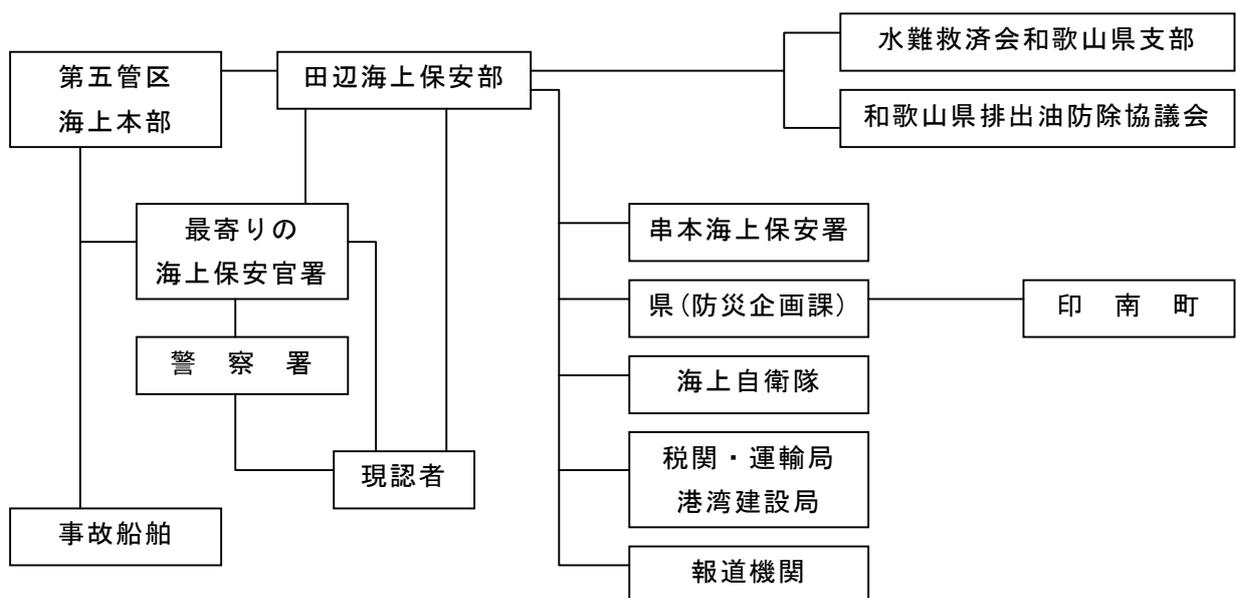
大規模かつ広域的な海上災害の発生またはそのおそれがある場合は、周辺市町や関係団体等への協力要請を行うと共に、町長は県を通じて、被害の程度に応じ自衛隊の派遣要請を行い、被害の拡大を防止する。

① 海上災害が発生した場合には、町は次のことを行う。

- ア) 災害状況の把握及び防災関係機関への通報
- イ) 航行警報等に対する災害発生への周知
- ウ) 災害の発生または拡大防止のための応急措置
- エ) 防災関係機関等における通報連絡は、次により行う。

※ ただし、流出油事故災害の場合は、和歌山県排出油防除協議会の連絡体制を併用する。

■ 図3-11. 海上災害における通報連絡体制



② 住民に対する周知は、町の消防機関の広報車、防災無線などにより行う。なお、周知事項は以下のとおりである。

- ア) 災害の状況
- イ) 防災活動の状況
- ウ) 火気使用及び交通等の制限事項
- エ) 避難準備等の一般的注意事項
- オ) その他必要事項

必要に応じて航空機により上空から沿岸住民への周知を行う。

③ 沿岸警戒

流出油等による災害が沿岸地域に波及するおそれがある場合は、当該地域における現場警戒に従事し、次の措置を実施する。

- ア) 沿岸住民に対する火気の使用制限及び禁止等自衛措置の指示、勧告
- イ) 流出油の漂着に係る監視パトロール

④ 海上流出油対策

海上に大量の油等が流出し、沿岸に漂着し、または漂着のおそれがある場合は、流出油災害の拡大を防止するため、県排出油防除協議会等関係機関と連携を図りながら、次に掲げる応急措置を行う。

- ア) 流出油等の状況把握
- イ) 関係機関との連絡調整
- ウ) 防除資機材の調達
- エ) 沿岸の監視及び漂着した流出油等の除去
- オ) 回収油等の保管

※「和歌山県排出油防除協議会連絡体制」は資料編（資-139）を参照

6) 鉄道災害への対応（JR西日本）

西日本旅客鉄道株式会社（JR西日本）に関する運転事故または災害が発生し、もしくは発生が予測される場合の応急対策等については、JR西日本と協力し応急対策にあたるものとする。

災害等により、応急対策を実施する場合は、「和歌山支社鉄道事故及び災害処置要領」により、事故災害対策非常体制をとり、旅客、公衆の安全及び輸送の確保に対処する。

① 初動措置

ア) 保守担当区の措置

災害により列車の運転に支障を生ずる事態が発生または発生が予想される場合は、線路・橋梁・重要建築物・信号保安設備等の巡回・固定警備を行う。

イ) 列車の措置

乗務員は列車の運行に支障を生じるおそれのある災害発生現場に遭遇した場合は、速やかに停止の措置をとる。

ただし、危険な箇所に停止した場合は安全な箇所に移動する。

また、状況によっては旅客の避難・救出・救護の要請を行うとともに関係箇所に対し必要事項の即報を行う。

ウ) 駅管理者の措置

駅管理者は災害の程度に応じて、次の措置をとる。

○ 駅舎及び管理施設の災害情報の把握

○ 田辺駅長への情報伝達

② 旅客の避難誘導及び救出・救護

ア) 避難誘導

a) 駅における避難誘導

駅管理者は、被害の状況により旅客への広報を積極的に行い、避難について指示に従うよう協力を求める。

b) 列車における避難誘導

乗務員は、被害状況等について積極的に案内を行い、協力を求める。

また、被災の状況、救出・救護の手配、避難場所その他必要事項について列車指令（田辺駅）に連絡処置を講じる。

イ) 救出・救護

列車の脱線、転覆または建造物の崩壊等によって死傷者が発生した場合は、駅管理者及び乗務員は直ちに救出・救護活動を行う。

本部長は J R 西日本和歌山支社と連絡を取り、協力して救出・救護活動にあたる。

(2) 林野火災対策

1) 出火発見者の義務

森林・原野等で火災の発生を発見した者は、直ちに最寄りの消防機関に通報しなければならない。

また、発生した火災が微少な場合は、消防団の到着までの間、地域住民等と協力して自身に危険が及ばない範囲内で初期消火活動にあたるものとする。

2) 日高広域消防事務組合消防本部の対応

通報を受けた日高広域消防事務組合消防本部は直ちに火位置を確認し、消防団を出動させるとともに、次により関係機関に連絡し、所要の措置を要請する。

なお、火災が複数の消防本部の管轄区域に及ぶおそれがある場合は、速やかに当該隣接消防本部に連絡し、協力を要請する。

- ① 日高広域消防事務組合消防本部 → 消火活動、飛び火等による延焼警戒及び住民等の避難誘導のための消防団の出動
- ② 森林所有者等 → 森林内の作業員の安全確保及び消火活動への協力
- ③ 県災害対策課 → 県防災ヘリコプターの緊急運航
- ④ 御坊警察署 → 消防車両の通行確保のための交通規制
- ⑤ 町 → 地域住民、登山者等の一時滞在者の安全確保及び日高振興局を通じて自衛隊への派遣要請を行う

3) 重要防御地点の決定

日高広域消防事務組合消防本部は、気象、地形、水利、住家の配置、消防力等の要素、及び消防団の意見を聞くとともに、現地林業関係者や地元住民からの情報を求め、早期の情報把握により重要防御地点の決定を行う。

4) 合同本部の設置

林野火災は火災区域が広域におよびこれらの消火に当たっては他市町村からの応援隊、関係機関、自衛隊等を含めて大部隊となることから、これらの総合的かつ効果的な部隊運用を行うために、日高広域消防事務組合消防本部が中心となって合同本部を設置する。

なお、日高広域消防事務組合消防本部の消防長が本部長となって消火活動の指揮にあたるが、火災の区域が複数の消防本部の管轄区域にまたがる場合は、関係消防本部の消防長が協議し、合同本部長を定めるものとする。

5) 空中消火

火災が延焼拡大し、空中消火を行うことが決定した場合、印南町は、自衛隊、日高広域消防事務組合消防本部と連携を図りながら、空中消火補給基地及びヘリポートを定め、ヘリコプターが現地に到着するまでの間に、補給基地に空中消火用資機材及び薬剤を搬入するとともに、補給作業に従事する人員を配属し、補給作業を円滑に実施できる体制を整える。

6) 地上消火

林野火災では、一般的に空中消火を万能視しがちであるが、気象、地形等によって飛行行動が制限されることが多く、特に強風下あるいは急傾斜地での消火活動では消火剤が飛散して消火力が低下する。

このように、ヘリコプターによる空中消火活動には限界があることから、特に散布帯での継ぎ目の消火、空中散布による鎮圧地域の再燃防止、残り火処理及び地中火の消火については地上消火隊の活動に負うところが大きい。

地上消火には、日高広域消防事務組合消防本部と消防団が空中消火隊と緊密な協力連携を図り、地域住民の協力を得て実施する。

7) 森林内の滞在者の退去

町、警察、消防団等は、林野火災発生の通報を受けたときは、直ちに広報車等により火災発生区域周辺に広報を行い、登山者等の森林内の滞在者に、速やかに退去するよう呼びかける。

道に迷った者等に遭遇したときは安全な避難路を指示し、必要に応じて安全地帯まで誘導する。

県防災ヘリコプターは、空から避難の呼びかけを行う。

8) 住民の避難

総務班は、日高広域消防事務組合消防本部や消防団の意見を聞いたうえで、延焼危険地域の住民に対して避難勧告または指示を行い、警察等と協力して住民を安全に避難させる。

9) 広報

広報班は、火災状況、消火状況、延焼拡大見込み等を報道機関へ発表するとともに、広報車や屋外同報無線を利用して住民に呼びかける。

※この活動を早くすることによって、住民からの問い合わせ電話を減らすことができ、消防活動の円滑な実施が可能となる。

10) 鎮火後の措置

消防団等は、林野火災の鎮火後も再発に備えて、なおしばらく警戒にあたるものとする。

(3) 長期停電対策

平成 30 年 9 月の台風 21 号上陸の際には、印南町のほぼ全域において停電が発生し、長期停電が続いた地域もあった。この停電対応において、防災行政無線・水道施設の停電対応力の向上、積極的な広報・広聴が主な課題として挙げられた。

1) 復旧の方針

復旧作業の中心となる組織は関西電力であるが、町は停電地域の詳細な情報把握に努めるとともに、積極的な広報を行い、住民への安心感を与えることに努める。

関西電力の協力機関として、町をはじめとした各機関は停電復旧のための作業を支援する。停電の復旧作業に関しては、基本的な方針として「点ではなく面（個別復旧でなくエリア復旧）」による対応を行うこととする。

2) 対策本部の設置

長期停電が発生した場合、町長は原則として、現地または適当な場所に災害対策本部を設置することとする。対策本部の構成は、町、県、防災関係機関、関西電力とし、必要に応じて停電地域の自主防災組織の参加を求めるものとする。

3) 停電情報の収集・伝達

停電地域の把握は、基本的に関西電力からの情報によるが、各地域の自主防災組織から聞き取りを行い、より詳細な情報収集に努めるものとする。また、SNS 等により停電情報の広聴活動を行う。

4) 関西電力への協力・情報提供

町は関西電力に対し、より詳細な停電情報を提供し、早期復旧に資するように努める。また倒木により電線が寸断されている場合などにおいては、倒木処理を行うなど関西電力に協力し早期復旧を図る。

なお、関西電力と連携を行う中で、過度な要望等を行い復旧作業の妨げとなることのないように務める。

5) 充電スポットの開設

停電地域もしくは、停電地域付近の避難所等において、電子機器等に用いるための充電スポットを開設する。停電地域内において開設する際は町・自主防災組織において所有する発電機の設置を行う。

また、一部のソーラー避難誘導灯に設置されている充電機を開放する。

6) 広報活動

住民に対する周知は、町の防災行政無線、広報車、ホームページ等において行う。

なお、周知事項は以下のとおりとする。

ア) 停電の状況

イ) 復旧活動の状況

ウ) 電気使用に関する制限事項等

エ) 充電スポットの周知

オ) その他必要事項

7) 停電地域における防犯対策

御坊警察署、町職員や消防団、自主防災会は、停電地域においてパトロールを行い夜間の防犯対策に努めることとする。

8) 関西電力の対応

関西電力は、停電復旧において中核を担う組織であり、迅速に停電復旧に努めることとする。町に対し停電状況についての状況を連絡するとともに、復旧見込み等について報告することとする。

また、必要に応じて関係機関への情報提供を要請するとともに、復旧に資する応援を要請する。

9) 停電地域における要配慮者等の対応

停電地域において高齢者・障害者等の要配慮者や一人暮らし世帯を対象として訪問を行い、健康管理や生活支援を行う。また、必要に応じて社会福祉協議会や民生委員への協力を要請するとともに、避難所を開設する。

3.12 広域一時滞在

1. 目的

災害が発生し、広域一時滞在の必要があると認めるときは、県内、県外における避難者受け入れに係わる広域一時滞在の協議を実施する。

広域一時滞在の協議を受けた場合は、被災住民を受け入れる避難所を決定し、被災住民の受け入れに協力する。

2. 活動項目

(1) 県内における広域一時滞在	●町の役割
	○救助・厚生班 → 被災住民の把握 ○総務班 → 被害状況の報告、広域一時滞在の協議
(2) 県外における広域一時滞在	◆関係機関等の役割
	◇県本部（県防災企画課） → 被害状況の把握、広域一時滞在の受け入れ調整
(3) 被災住民に対する情報提供と支援	●町の役割
	○広報班 → 生活情報等の提供 ○救助・厚生班 → 生活支援
	◆関係機関等の役割
	◇県本部（県防災企画課） → 生活情報等の提供支援 ◇県内・県外の受入市町村 → ①被災住民の状況把握 ②被災住民が必要としている情報の提供

(1) 県内における広域一時滞在

1) 広域一時滞在を行う必要がある場合

- ① 町は、被災住民の生命・身体を保護し、または居住の場所を確保するため、県内他市町村域における広域一時滞在の必要があると認めるときは、県に報告の上、具

体的な被災状況、受け入れを希望する被災住民の数その他必要な事項を示して、県内各市町村に被災住民の受け入れについて協議する。

- ② 町は、県に対し、広域一時滞在の協議先とすべき市町村及び当該市町村の受け入れ能力（施設数、施設概要等）その他広域一時滞在に関する事項について助言を求める。

2) 広域一時滞在の協議を受けた場合

- ① 町は、県内各市町村から被災住民の受け入れについて協議を受けた場合は、被災住民を受け入れないことについて正当な理由がある場合を除き、被災住民を受け入れる避難所を決定し、被災住民を受け入れる。

(2) 県外における広域一時滞在

1) 広域一時滞在进行う必要がある場合

- ① 町は、県と協議の上、他の都道府県域における広域一時滞在有必要であると認めるときは、県に対し、具体的な被災状況、受け入れを希望する被災住民の数その他必要な事項を示し、他の都道府県と被災住民の受け入れについて協議する。

2) 広域一時滞在の協議を受けた場合

- ① 町は、県から他の都道府県の被災住民の受け入れについて協議を受けた場合は、被災住民を受け入れないことについて正当な理由がある場合を除き、被災住民を受け入れる避難所を決定し、被災住民を受け入れる。

(3) 被災住民に対する情報提供と支援

- ① 被災市町村は、広域一時滞在接受入れた市町村の協力を得て、広域一時滞在进行っている被災住民の状況を把握するとともに、被災住民が必要とする情報を確実に提供するための体制を整備する。
- ② 広域一時滞在接受入れた市町村は、被災市町村と連携し、受け入れた被災住民の状況の把握と、被災住民が必要とする情報を確実に提供できる体制の整備に努めるとともに、その生活支援に努める。

〔地震・津波災害対策計画編〕

第4章 災害応急対策計画

第 1 節 活動体制の基本方針

1-1. 目的

大規模な地震が発生した場合において、町民の安全確保、被災者の救護、二次災害の防止など、災害応急対策を適切かつ強力に実施するため、本計画の定めるところにより、「印南町災害対策本部」を設置し、防災関係機関との緊密な連絡協力のもとに災害応急対策活動を実施するものとする。

この節においては、防災に関する組織、体制及び職員の動員配備等について定める。

ただし、災害の規模や状況によっては、想定を超える事態も起こり得ることから、常に臨機応変の対応を心掛けることが必要である。

【基本方針】

- ① 津波が想定される場合は、自らの命を守ることを基本とする。
- ② 津波到達予想時間を考慮した防災対応や避難誘導に係る行動ルールに従い活動する。
- ③ 人的危険回避措置に総力を挙げ、避難行動を促す情報の伝達、避難誘導とともに避難場所や避難路の確保を優先した活動を行う。
- ④ 応急対策活動に必要な火災、救助等の災害情報を調査、収集する。
- ⑤ 日高広域消防事務組合消防署印南出張所、県、国等の関係機関及び協力団体との連携・協力体制を確保する。

1-2. 記載項目

1. 初動活動の内容	●町の役割／全班 ○初動対応
2. 組織計画	●町の役割／総務班 ○動員体制の整備
3. 動員計画	●町の役割／総務班 ○動員体制の整備

1. 初動活動の内容

■ 表4-1. 地震・津波時の初動対応フロー／町：全班



2. 組織計画

災害が発生し、または発生するおそれがある場合で、町内における災害対策を実施するため、本計画の定めるところによって、『印南町災害対策本部』（以下、本部という）を設置し、関連組織との緊密な連絡協力のもとに災害応急対策活動を実施する。

また、本部の設置にいたらない災害については、平常時の町の組織をもって対処するものとする。

（1）準備体制及び配備体制

気象状況等により、災害の発生が予想され、町長、副町長が必要と認めるときは、概ね次の基準による配備につき、気象・水防・火災等の情報収集及びその通報ならびに被害状況等のとりまとめ、その他災害対策に関する連絡調整に万全を期す。

1) 準備体制

① 配 置

準備体制の発令基準にあたる気象予警報等が発表されるなど、災害の発生が予想される時は、副町長と教育長は協議のうえ準備体制をとる。

② 解 除

気象予警報等が解除されたとき、または災害の発生のおそれがなくなったときは、副町長と教育長は協議のうえ、準備体制を解除する。

③ 任 務

災害担当長を副町長、副担当長を教育長、災害担当課を総務課とし、以下の任務を行う。また、収集した情報は、随時町長に報告する。

- 災害関係情報及び気象情報等の収集・報告・伝達に関すること。
- 防災関係機関との連絡に関すること。
- その他必要なこと。

2) 配備体制

① 災害警戒室の設置

第1号配備体制及び第2号配備体制にあたる震度を観測、または大津波警報・津波警報等が発表されるなど、災害の発生が予想されるときは、町長及び副町長、教育長は協議のうえ配備体制をとり、災害警戒室（以下「警戒室」という）を設置する。

② 解 除

警報の解除または災害の発生するおそれが解消され、町長が判断した場合は、警戒室を解散し、配備体制を解除する。

③ 任 務

警戒室の室長を町長、副室長を副町長とし、以下の任務を行う。

- 災害関係情報及び気象情報等の収集・報告・伝達に関すること。
- 防災関係機関との連絡に関すること。
- 災害危険区域の警戒に関すること。
- その他必要なこと。

3) 災害対策本部の配備基準

- ① 本部は、防災活動の強力な推進を図るため、事態の状況に応じて配備の体制を整え、応急対策活動を実施していくものとする。
- ② 配備体制への移行その他必要な指示は本部長（町長）が決定し、総務対策部長（総務課長）は各対策部長へ連絡するものとする。

■ 表4-2. 配備体制一覧（地震・津波災害）

体制	警戒・配備体制の発令基準			
	地震	津波	その他	動員配備職員
準備体制	—	・和歌山県に 津波注意報 が発表されたとき。	・その他、副町長が必要と認めたとき。	・防災担当職員及び関係各課職員
第1号配備体制 （警戒体制）	・地震が発生し、町内または隣接市町で 震度4 を記録したとき。	・和歌山県に 津波警報 が発表されたとき。	・その他、町長が必要と認めたとき。	・全職員 （必要に応じて縮小）
第2号配備体制 （非常体制）	・地震が発生し、町内または隣接市町で 震度5弱または震度5強 を記録したとき。	・和歌山県に 大津波警報（特別警報） が発表されたとき。	・災害救助法の適用をしなければならないような地震・津波災害が予想されるとき。 ・その他、町長が必要と認めたとき。	・全職員
第3号配備体制 （災害対策本部）	・地震が発生し、町内または隣接市町で 震度6弱以上 を記録したとき。	・和歌山県に 大津波警報（特別警報） が発表され、町長が必要と認めたとき。	・災害救助法の適用を必要とする地震・津波災害が発生し、町長が必要と認めたとき。 ・その他、地震・津波災害が発生するおそれがあり、町長が必要と認めたとき。	・全職員

4) 地震情報

① 震源震度に関する情報

- 和歌山県内で震度 3 以上を観測したとき。
- 隣接府県（大阪府、奈良県、三重県）で震度 4 以上を観測したとき
- 上記以外の都道府県で震度 6 以上を観測したとき

② 各地の震度に関する情報

和歌山県内で震度 1 以上を観測したとき。

③ その他の情報（震源情報、遠地地震に関する情報、地震の回数に関する情報、推計震度分布情報など）

地震に関する情報を発表することが、公衆の利便を増進すると認められるとき。

■ 表 4-3. 地震情報の種類と内容

	情報の種類	発表内容
地震情報	緊急地震速報	地震波が 2 点以上の地震観測点で観測され、最大震度が 5 弱以上と予測された場合に発表する。発表する内容は、強い揺れ（震度 5 弱以上）が予測される地域及び震度 4 が予測される地域名〔和歌山県内は和歌山県北部・南部の 2 地域※1〕。
	震度速報	地震発生約 1 分半後に、震度 3 以上を観測した地域名（全国を 188 地域に区分）と地震の揺れの発現時刻を速報。
	震源に関する情報	地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）に、「津波の心配がない」または「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない」を付加して発表。
	震源・震度に関する情報	地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、震度 3 以上の地域名と市町村名を発表する。 なお、震度 5 弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村名を発表する。
	各地の震度に関する情報	震度 1 以上を観測した地点のほか、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表する。 なお、震度 5 弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その地点名を発表する。
	その他の情報	地震が多発した場合の震度 1 以上を観測した地震回数情報や顕著な地震の震源要素更新のお知らせなどを発表。
	推定震度分布図	震度 5 弱以上を観測した場合に発表する。観測した各地の震度データをもとに、1 km 四方ごとに推計した震度（震度 4 以上）を図情報として発表。
	遠地地震に関する情報	国外で発生した地震について、地震の発生時刻、発生場所（震源）及びその規模（マグニチュード）を概ね 30 分以内に発表。 日本や国外への影響に関しても記述して発表。

※ 1 : 震度 6 弱以上の大きさの地震動が予測される場合
〔緊急地震速報（震度 6 弱以上）を特別警報に位置づける〕

<「南海トラフ地震に関連する情報」の発表条件>

情報名	情報発表条件
南海トラフ地震に関連する情報(臨時)	<ul style="list-style-type: none"> ○南海トラフ沿いで異常な現象が観測され、その現象が南海トラフ沿いの大規模な地震と関連するかどうか調査を開始した場合、または調査を継続している場合 ○観測された現象を調査した結果、南海トラフ沿いの大規模な地震発生の可能性が平常時と比べて相対的に高まったと評価された場合 ○南海トラフ沿いの大規模な地震発生の可能性が相対的に高まった状態ではなくなったと評価された場合
南海トラフ地震に関連する情報(定例)	「南海トラフ沿いの地震に関連する評価検討会」の定例会合において評価した調査結果を発表する場合

5) 震度情報で用いる地域名称等

本町においては、以下のとおりである。

ア) 地域名称：和歌山県北部

イ) 市町名：印南町

ウ) 震度発表名称：印南観測所「和歌山印南町印南」(震度計所管：県)

(2) 災害対策本部の設置基準

1) 本部の設置は、災害対策基本法第 23 条の 2 の規定に基づき、次の基準に達したときに、町長が必要性を判断し設置する。

- ① 町内または隣接市町で震度 6 弱以上を記録したとき。
- ② 災害救助法の適用を必要とする地震・津波災害が発生し、町長が必要と認めたとき。
- ③ 和歌山県に大津波警報(特別警報)が発表され、町長が必要と認めたとき。
- ④ その他地震・津波災害が発生するおそれがあり、町長が必要と認めたとき。

2) 本部の解散

町内において、災害が発生するおそれが解消したと認められたとき、または災害応急対策がおおむね完了したと認められるとき、町長(または、これに代わる者)は、災害対策本部を解散する。

3) 本部の組織機構及び編成

① 災害対策本部の組織は、印南町災害対策本部条例の定めるところによる。

ただし、災害対策本部長は町長を、副本部長は副町長、教育長を、各部長は消防団長、各課長・次長・局長・室長をもってあてる。

② 本部に対策部及び班を設け、部に部長、班に班長及び班員を置く。

4) 各対策部と各班の任務分担

- ① 各対策部の部長は、本部長の命をうけて、部内の事務または業務を掌理する。
各班長は、部長の命をうけ、班の事務または業務を掌理する。
- ② 激甚災害が発生したとき（第3号配備体制をとる場合）は、発災直後から事態がある程度落ち着くまでの間（初動期）は、人命に係る諸対策（情報収集、救出、消火、医療救護、避難勧告・指示、応援要請、広報、給水、給食、物資供給等）を緊急かつ優先的に実施する体制を組むものとする。
- ③ 災害状況等を考慮し、事態がある程度落ち着いた段階になると、本部長の指示のもと、初動期の活動体制から応急対策期の活動体制へ円滑に移行していくものとする。

5) 本部の設置場所

本部は、町庁舎内に設置する。

なお、町庁舎が被害を受け設置場所が確保できない場合は、以下の施設を利用し本部を設置する。この際は、本部の設置場所を県及び関係機関等に連絡するものとする。

<候補施設>

- 稲原防災センター

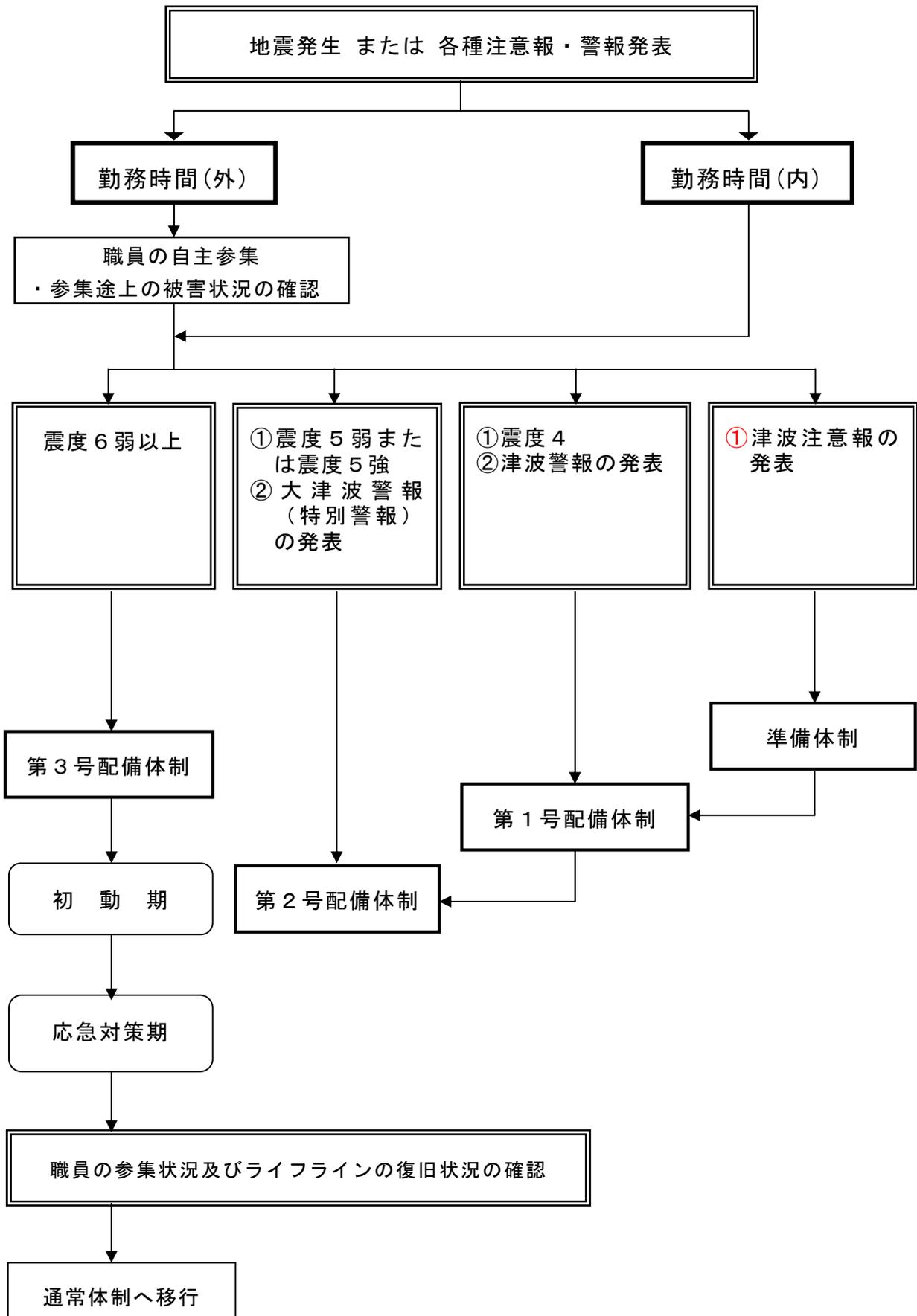
6) 本部長の順位

町長が事故や不在時等の非常時については、以下の順位により指揮を執るものとする。

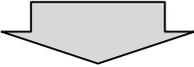
<順位>

- ① 町長
- ② 副町長
- ③ 教育長
- ④ 総務課長
- ⑤ 税務課長

■ 図4-1. 職員の配備体制の流れ



■ 表 4 - 4 . 印南町災害対策本部事務分掌

本部長	町長	<p>初期</p> <p>1. 災害対策本部設置の宣言をする。</p> <p>●役場庁舎または代替施設において、部長会議からの報告を受け、以下を行い、指示を与える。</p> <p>2. 避難の勧告・指示等の意思決定</p> <p>3. 自衛隊災害派遣要請の意思決定</p> <p>4. 広域応援要請の意思決定</p>
副本部長	副町長 教育長	
		
		<p>応急対策期</p> <p>●役場庁舎または代替施設において、部長会議からの報告を受け、以下を行い、指示を与える。</p> <p>1. 避難の勧告・指示等の意思決定</p> <p>2. 自衛隊災害派遣要請の意思決定</p> <p>3. 広域応援要請の意思決定</p> <p>4. 災害応急対策重要事項の意思決定</p> <p>5. 災害救助法の適用申請の意思決定</p> <p>6. 本部の配備体制の切り替え、廃止の意思決定</p> <p>7. その他重要事項の意思決定</p>
部長会議	総務課長 税務課長 住民福祉課長 産業課長 建設課長 教育課長 出納室長 消防団長 各課等長 総務課副課長 防災担当職員	<p>初期</p> <p>●役場庁舎または代替施設において、以下を行う。</p> <p>1. 各部の情報、状況の確認</p> <p>2. 予想外事項の打合せ</p> <p>3. 本部長、副本部長への報告</p>
		<p>応急対策期</p> <p>●役場庁舎または代替施設において、以下を行う。</p> <p>1. 各部の情報、状況の確認</p> <p>2. 予想外事項の打合せ</p> <p>3. 本部長、副本部長への報告</p>

総務対策部	部 長：総務課長 副部長：企画政策課長、議会事務局長、出納室長 税務課長【初動期】
-------	----------------------------------------------------------------------

総 務 班
班長：総務課職員 (副課長、主幹) 班員：総務課職員 議会事務局職員 税務課職員【初動期】

初 動 期	<p>●役場庁舎または代替施設において、災害対策本部の事務局として、</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 初動期の体制を始動させ、各部班と連絡調整を行い、部長会議の開催に係る調整を行う。 2. 人命に係る被害情報及び気象情報等を部長会議に上申する。 3. 避難の勧告・指示に関する連絡調整を行う。 4. 通信手段の確保及び統制を行う。 5. 県、自衛隊、日高広域消防事務組合消防本部、消(水)防団、御坊警察署及び関係機関に概括情報を報告するとともに、応援要請等の連絡調整を行う。 6. 人命に係る被害情報及び気象情報等を取りまとめる。 7. 庁舎の応急修理及び保安措置を行う。 8. 町有車を管理し、緊急輸送に優先的に配車するとともに、民間車両を確保する。 9. 本部員及び対策要員の給食、給水を手配する。 10. ライフラインの被害状況を把握する。 11. 排水ポンプの運用について検討する。
-------------	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

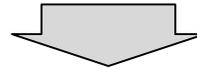


応 急 対 策 期	<p>●役場庁舎または代替施設において、災害対策本部の事務局として、</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 初動期の体制を始動させ、各部班と連絡調整を行い、部長会議の開催に係る調整を行う。 2. 部長会議の事務運営や本部長の命令及び部長会議の決定事項の各班への伝達を行う。 3. 防災無線の管制を行う。 4. 通信手段の確保及び統制を行う。 5. 避難の勧告・指示に関する連絡調整を行う。 6. 各部各班との連絡調整を行う。 7. 県、自衛隊、日高広域消防事務組合消防本部、消(水)防団、御坊警察署及び関係機関に概括情報を報告するとともに、応援要請等の連絡調整を行う。 8. 本部の人事管理のほか、庶務業務を行う。 9. 被害状況、活動状況の収集整理を行い、部長会議及び各班へ伝達する。 10. 気象情報の収集を行い、部長会議及び各班へ伝達する。 11. 庁舎の応急修理及び保安措置を行う。 12. 町有車を管理し、緊急輸送に優先的に配車するとともに、民間車両を確保する。 13. 本部員及び災害対策要員の宿舎、給食、給水、資機材を手配する。 14. ライフラインの被害状況、復旧状況を把握する。 15. 災害対策の総合計画を作成する。 16. 災害対策の予算及び資金運用財政計画を立案する。 17. 町有施設及び町有林の災害対策を行う。 18. 排水ポンプの運用について検討する。
-----------------------	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

総務対策部	部 長：総務課長 副部長：企画政策課長、議会事務局長、出納室長 税務課長【初動期】
-------	-------------------------------------------------

広 報 班
班長：企画政策課職員 (副課長、主幹) 班員：企画政策課職員 総務課職員 出納室職員

初 動 期	<p>●役場庁舎または代替施設において、</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 総務班に集中した人命に係る情報を報道機関に、場所、時間、報告者を決めたくえで発表する。 2. 警報等の伝達を行う。 3. 住民からの問い合わせや相談については、各担当部署の活動に支障が生じないように、専用電話や専用部屋を設置して、担当者が集中対応する。 <p>●避難所や市街地において、</p> <ol style="list-style-type: none"> 4. 被災者に災害の状況や応急対策活動について、掲示板や広報車等で情報提供を行う。
-------------	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------



応 急 対 策 期	<p>●役場庁舎または代替施設において、</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 被害状況、応急対策状況に係る情報を総括的に取りまとめ、報道機関に場所、時間、報告者を決めたくえで発表する。 2. 住民からの問い合わせや相談については、各担当部署の活動に支障が生じないように、専用電話や専用部屋を設置して、担当者が集中対応する。 <p>●避難所や市街地において、</p> <ol style="list-style-type: none"> 3. 被災者に気象情報、災害の状況、応急対策活動状況について、掲示板や広報車、同報無線等で情報提供を行う。
-----------------------	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

税務対策部 【応急対策期】	部長：税務課長 副部長：税務課（副課長等）
------------------	--------------------------

税 務 班
班長：税務課職員 （主幹等） 班員：税務課職員

初 動 期	【総務対策部総務班に編入】
-------------	---------------

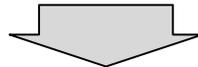


応 急 対 策 期	<ul style="list-style-type: none"> ●被災現場等において、 1. 被災住家等の調査を行う。 ●役場庁舎または代替施設において、 2. り災証明を発行する。 3. 被害納税者の納税、減免を行う。
-----------------------	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

民生対策部	部長：住民福祉課長 副部長：生活環境課長 産業課長【初動期】
-------	--------------------------------------

救助・厚生班
班長：住民福祉課職員 （副課長、主幹） 班員：住民福祉課職員 産業課職員【初動期】

初動期	<ul style="list-style-type: none"> ● 役場庁舎または代替施設において、 1. 応援部隊の受入調整を行う。 2. 行方不明者の捜索受付を行う。 3. 総務班に集中した被害情報をもとに、食糧及び生活必需品の調達ならびに炊き出しを行う。 4. 避難行動要支援者対策を検討・実施する。 5. 災害救助法の適用申請の事務事務を担当する。 6. ボランティア対策を実施する。 7. 避難所の開設を行う。
-----	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

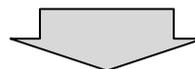


応急対策期	<ul style="list-style-type: none"> ● 役場庁舎または代替施設において、 1. 行方不明者の捜索受付を行う。 2. 災害救助法の適用申請の事務事務を行う。 3. 社会福祉施設の被害調査及び災害対策を行う。 4. 避難行動要支援者対策（移送等）を行う。 5. 義援金品の受付、保管、配分を行う。 6. ボランティア対策を実施する。 ● 役場庁舎または代替施設あるいは遺体収容所において、 7. 遺体の収容、処理、埋葬の管理事務を行う。 ● 避難所において、 8. 避難所の管理運営事務を行う。
-------	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

民生対策部	部 長：住民福祉課長 副部長：生活環境課長 産業課長【初動期】
-------	---------------------------------------

医 療 班
班長：住民福祉課職員 （副課長、主幹） 班員：住民福祉課職員 産業課職員【初動期】

初 動 期	<ul style="list-style-type: none"> ●避難所または町内医院において、 1. 救護所を開設し、救護活動を行う。 2. 消防本部と連携をとり、重症者の後方搬送を行う。 3. 保健衛生対策（主に健康管理対策）を実施する。 4. 必要な保健活動方針を決定し、県に適切な支援を求める。 <ul style="list-style-type: none"> ●役場庁舎または代替施設において、 5. 上水道が使用不能の場合、医療用水を確保し、救護所へ搬送する。
-------------	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

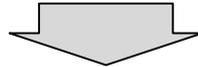


応 急 対 策 期	<ul style="list-style-type: none"> ●避難所または町内医院において、 1. 医療救護班を編成する。 2. 傷病者の応急手当を行う。 3. 消防本部と連携をとり、重症者の後方搬送を行う。 4. 被災者の健康管理を行う。 5. 医療施設の被害調査及び災害対策を行う。 6. 医療ボランティア対策を実施する。
-----------------------	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

民生対策部	部 長：住民福祉課長 副部長：生活環境課長 産業課長【初動期】
-------	---------------------------------------

生活環境班
班長：生活環境課職員 (副課長、主幹) 班員：生活環境課職員 産業課職員【初動期】

初動期	● 役場庁舎または代替施設において、 1. 仮設給水所による拠点給水や、給水車等による搬送給水を行う。 2. 保健衛生対策（主に環境・防疫対策）を実施する。 3. 町内主要箇所へ仮設トイレを設置する。 4. 遺体の安置所及び火葬場を確保する。
-----	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

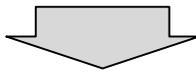


応急対策期	● 被災した地域または避難所において、 1. ごみ、し尿及び災害廃棄物について、業者と連携をとり処理する。場合によっては一時置場も検討する。 2. 保健衛生対策（主に環境・防疫対策）を実施する。 3. 遺体の安置所及び火葬場を確保する。 ● 上水道が使用不能の場合において、 4. 浄水場やため池等で飲料水を確保する。 5. 仮設給水所による拠点給水や給水車等による搬送給水を行う。 6. 水源、配水管、浄水施設の被害調査及び災害対策を行う。
-------	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

産業対策部 【応急対策期】	部 長：産業課長 副部長：産業課職員（副課長等）
------------------	-----------------------------

産 業 班
班長：産業課 （主幹等） 班員：産業課職員

初 動 期	【民生対策部に編入】
-------------	------------

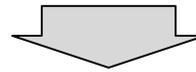


応 急 対 策 期	<p>● 役場庁舎または代替施設において、</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 農地、農産物の被害調査及び災害対策を行う。 2. 林産物、林業施設の被害調査及び災害対策を行う。 3. 家畜、畜産施設の被害調査及び災害対策を行う。 4. 被災農林漁業家に対する災害融資を行う。 5. 商工業の被害調査及び災害対策を行う。 6. 観光施設の被害調査及び災害対策を行う。 7. 被災商工業者に対する経営指導及び災害融資を行う。 8. 食糧、救援物資を調達する。
-----------------------	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

建設対策部	部 長：建設課長 副部長：建設課（副課長等）
-------	---------------------------

建設班
班長：建設課職員 （主幹等）
班員：建設課職員

初 動 期	<p>● 役場庁舎または代替施設あるいは被災現場等において、</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 救出用資機材を確保する。 2. 応急対策用資機材を確保する。 3. 緊急輸送道路の応急復旧を行う。 4. 印南漁港の応急復旧を行う。 5. ヘリポートを確保する。 6. 写真記録を行う。
-------------	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

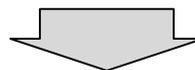


応 急 対 策 期	<p>● 役場庁舎または代替施設において、</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 公共土木施設の被害調査及び災害対策を行う。 2. 水産物、水産施設の被害調査及び災害対策を行う。 3. 農地、農業用施設の被害調査及び災害対策を行う。 4. 仮設住宅の建設を行う。 5. 写真記録を行う。
-----------------------	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

文教対策部	部 長：教育課長 副部長：教育課職員（副課長等）
-------	-----------------------------

教 育 班
班長：教育課職員 （主幹等） 班員：教育課職員
班長：学校長 班員：教職員

初 動 期	●公民館または役場庁舎もしくは代替施設・文教施設等において、 1. 児童生徒の避難誘導（対策）を実施する。 2. 避難所の管理運営を支援する。 3. 避難所となる学校施設及び社会教育施設の被害状況を把握し、総務班へ報告する。
-------------	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

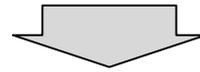


応 急 対 策 期	●役場庁舎または代替施設あるいは文教施設等において、 1. 児童生徒の避難誘導（対策）を実施する。 2. 避難所の管理運営を支援する。 3. 学校施設の被害調査及び災害対策を行う。 4. 被害学校の授業の応急処置を行う。 5. 被害学校の給食の応急処置を行う。 6. 被災学童に対する教科書及び学用品の支給を行う。 7. 社会教育施設の被害調査及び災害対策を行う。
-----------------------	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

消防対策部	部長：消防団長 副部長：消防副団長
-------	----------------------

消 防 団
班長：消防団分団長 班員：消防団員

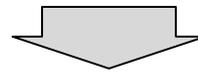
初 動 期	●被災現場等において、 1. 災害の警戒を行う。 2. 人命に係る災害情報を収集・報告する。 3. 人命の救出及び救急活動を行う。 4. 火災防御活動、水防活動等の災害防御活動を行う。 5. 避難勧告・指示による住民の避難誘導を行う。 6. 避難行動要支援者の保護・移送を行う。 7. 遺体の捜索、収容活動を行う。
-------------	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------



応 急 対 策 期	●被災現場等において、 1. 災害の警戒を行う。 2. 人命に係る災害情報収集・報告を行う。 3. 人命の救出及び救急活動を行う。 4. 火災防御活動、水防活動等の災害防御活動を行う。 5. 避難勧告・指示による住民の避難誘導を行う。 6. 避難行動要支援者の保護・移送を行う。 7. 遺体の捜索、収容、処理、埋葬活動を行う。
-----------------------	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

情報連絡員	町職員 消防団 社会福祉協議会 区長 自主防災組織 民生委員 住民等
-------	------------------------------------------------------

初動期	●あらかじめ定められた地区や避難所において、 1. 危険箇所数・場所や人命に係る情報を収集し、本部の総務班へ連絡する。 2. 出火件数・場所の情報を収集し、本部の総務班へ連絡する。 3. 地域の区長、自主防災組織、住民等と協力して、情報収集に務め、場合によっては、救出、初期消火、避難誘導、炊き出し等を行う。 4. 災害の状況に応じて、避難所を開設する。
-----	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------



応急対策期	●あらかじめ定められた地区や避難所において、 1. 危険箇所数・場所や人命に係る情報を収集し、本部の総務班へ連絡する。 2. 出火件数・場所の情報を収集し、本部の総務班へ連絡する。 3. 地域の区長、自主防災組織、住民等と協力して、情報収集に務め、場合によっては、救出、初期消火、避難誘導、炊き出し等を行う。 4. 災害の状況に応じて、避難所を開設する。 5. 必要な水、食糧、生活必需品、医薬品等を把握し、本部の総務班へ連絡する。
-------	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

(3) 職員の証票等

- 1) 災害応急対策において、町職員が災害対策基本法に基づき施設、家屋または物資の所在する場所もしくは物資を保管する場所に立ち入り、検査等を行う場合における証票は、印南町職員証明書とする。
- 2) 本部職員のうち、災害応急対策の実施にあたる者は、次の腕章を着用する。また、本部の所在地及び自動車には原則として別図の規格による標旗をつけるものとする。

※「本部の標識板、腕章、自動車及び現地本部の標旗」は資料編（資-63）を参照

3. 動員計画

災害応急対策に必要な職員の動員計画は、次により実施する。

(1) 動員の実施機関

- ① 動員は災害対策本部長の命によって各部長が行い、各部長は、動員の結果を災害対策本部長に報告する。
- ② 動員について、各部に調整の必要があるときは、本部長が行うものとする。

(2) 職員動員の体制

- ① 各部長は、分担業務に基づいて各班の配備計画を立て、これを本部に報告するとともに、班員に周知徹底しておくものとする。
- ② 各部長は、配備計画に基づき、班員を直ちに動員できる体制を整え、非常連絡系統図を作成しておくものとし、職員に異動があったときは直ちにこれらを修正し、本部に届け出ておくものとする。
- ③ 各部は、非常配備体制に基づき、各部の実情に即した計画等により動員を行うものとする。

(3) 動員配備の決定と伝達

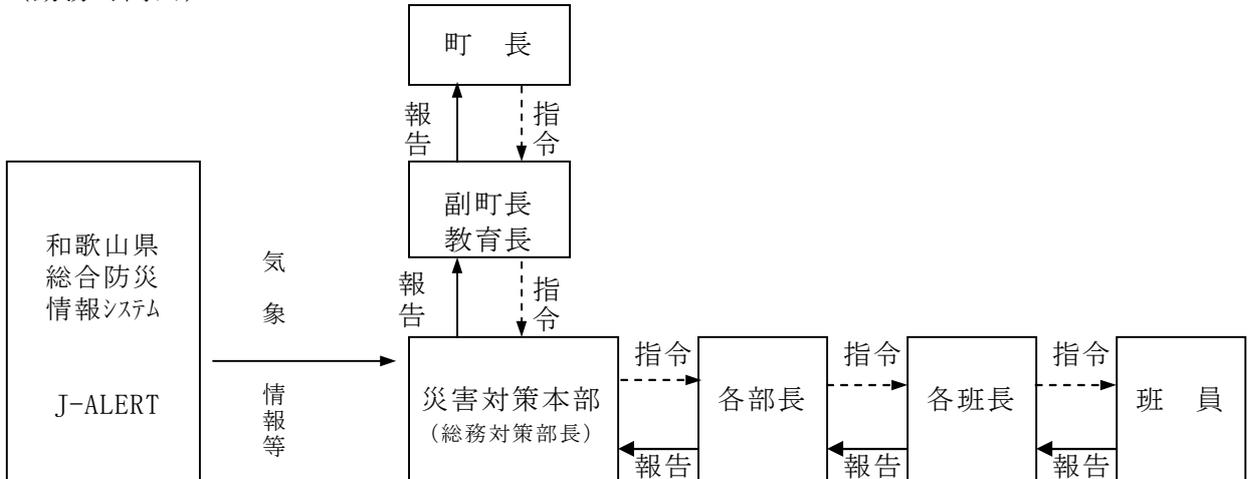
1) 勤務時間内の決定と伝達

- ① 表 4-2. 配備体制一覧に掲げる災害が発生した場合または各種警報が発表された場合は、総務対策部長（総務課長）は、本部長及び副本部長に報告を行う。
- ② 報告を受けた本部長は、副本部長、本部員と協議して、表 4-2 の基準に基づいて動員配備体制を決定する。
なお、迅速を要する場合は、在庁（または連絡可能な）最上位意思決定者において専決する。
- ③ 動員配備の決定後は、総務対策部長は各部長にその旨伝達するとともに、庁内放送で職員に周知する。

※ 図 4-2. 動員配備伝達系統図（勤務時間内）を参照

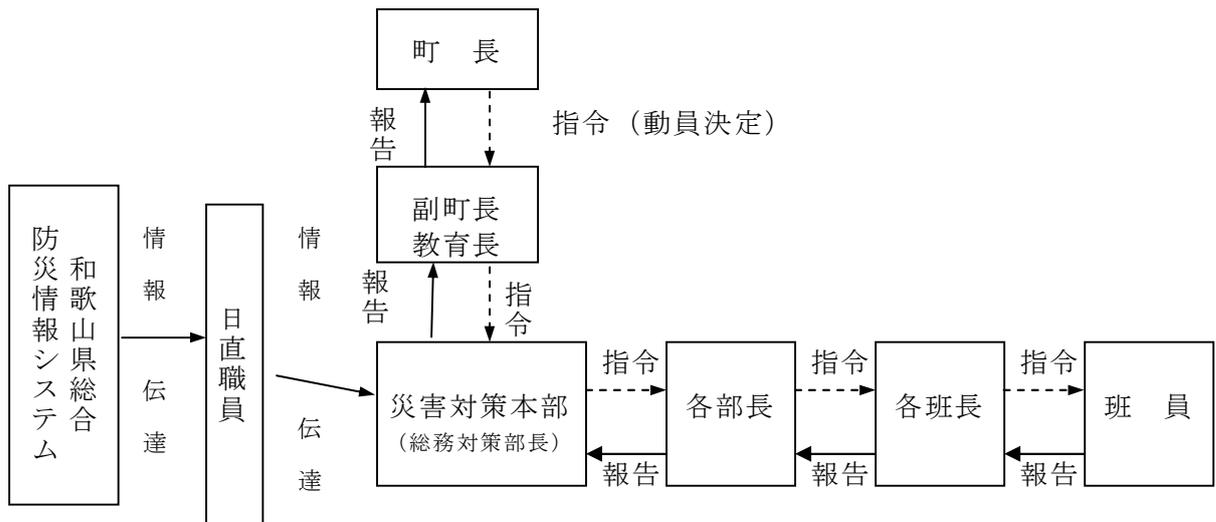
■ 図4-2. 動員配備伝達系統図

(勤務時間内)

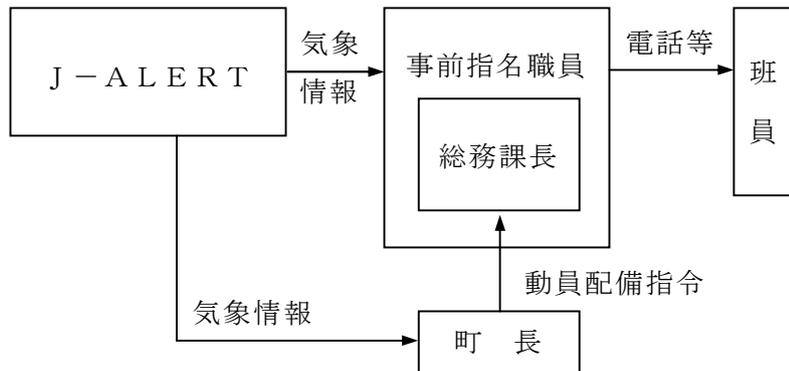


(休日または勤務時間外)

① 県からの情報伝達



② 全国瞬時警報システム (Jアラート)・職員参集システムからの情報伝達



2) 勤務時間外の決定と伝達

<地震等の突発災害が発生したとき>

- ① 通信連絡機能が保持されている場合は、総務対策部長（総務課長）または総務課担当職員は、本部長（または連絡可能な最上位意思決定者）に災害の状況（概略）を報告し、動員配備決定を受けた後、直ちに役場へ参集する。
- ② 職員については、動員指令を待つことなく自己の判断により、直ちにあらゆる手段をもって所定の参集場所へ参集あるいは所定の活動に従事する。
(特に、町長以下の幹部職員については、その参集時間がその後の初動活動に影響を及ぼす)
なお、震度4～5前後で判断に迷った場合は、参集することを原則とし、町本部に問い合わせ電話はしないこと。
- ③ 地区によって、道路が寸断され直ちに登庁出来ない場合は、各地区の職員は次の場所に参集して、本部と連絡を取りながら、地区住民の安全対策を実施する。
なお、通信不能のときは、それぞれの地区に配置している衛星携帯電話等を活用する。

※「図4-2. 動員配備伝達系統図（休日または勤務時間外）」を参照

■ 表4-5. 町役場へ参集不能時の参集場所

地区名	参集場所
切目地区	切目小学校
切目川地区	切目川防災センター
稲原地区	稲原防災センター
真妻地区	旧まづま保育園

(4) 自主参集

1) 参集上の注意

- ① 単車、自転車、徒歩による参集
- ② ラジオ、食糧、最小限の衣服の携帯
- ③ 活動しやすい服装及びヘルメット・軍手等の着用
- ④ 通信機器（携帯電話、アマチュア無線等）があれば携帯すること
- ⑤ 参集途上において、火災あるいは人身事故等に遭遇したときは、付近住民と協力して適切な処置をとること。

2) 参集対象から除外する職員

- ① 病弱者、身体不自由者等で、応急活動を実施することが困難であるもの
- ② その他各班長が認めるもの

3) 参集途上における被害状況の把握

夜間、休日等の勤務時間外に参集を要する災害等が発生したときは、参集途上において人命にかかる災害情報を収集する。

なお、この業務は、調査をしながらの参集を意味するものではなく、迅速な参集を第一に、その範囲で把握した情報を報告するものである。

(5) 応援職員の要請

- ① 総務班長は、初動各班の参集状況を確認し、緊急を要する班へ職員の重点配置を行う。
- ② 各部（班）長は、災害対策活動を実施するにあたり職員が不足し、他部班の職員の応援を受けようとするときは、総務班長あてに次の要領で要請を行う。

1) 各部（班）長は、その所掌事務を処理するにあたり職員が不足し、自部内他班の職員を動員してもなお不足するときは、下記様式により総務班長に要請するものとする。ただし、緊急を要する場合は事後提出する。

2) 総務班長は、前記の応援要請を受けたときは、次の要領により職員を派遣する。

- ① 他の部班の職員
- ② 町の職員をもって不足するときは、県または他の町の職員の派遣を要請する。

※「応援職員要請書」の様式は資料編（様-2）を参照

第2節 初動期

2.1 初動活動体制の確立

1. 目的

災害発災直後において、被害を最小限にとどめるために町の体制を整える。

2. 活動項目

(1) 重要事項の決定	<p>●町の役割</p> <ul style="list-style-type: none"> ○本部長、副本部長（または、連絡可能な最上級の職員） → 意思決定者 ○総務班 → 意思決定者との連絡調整
(2) 災害対策本部の設置準備	<p>●町の役割</p> <ul style="list-style-type: none"> ○総務班 → 災害対策本部の設置準備 ○初期に登庁した職員 → 庁舎の被害状況の把握
(3) 災害対策本部の設置	<p>●町の役割</p> <ul style="list-style-type: none"> ○本部長 → 災害対策本部設置の決定 ○建設班 → 災害対策に必要な資機材確保 ○広報班 → 災害対策本部設置の広報 ○職員 → 自主参集等
(4) 部長会議の開催	<p>●町の役割</p> <ul style="list-style-type: none"> ○各部長 → 情報交換、予想外事項の協議 ○総務班 → 会議の準備・運営
(5) 住民組織等との連携	<p>●町の役割</p> <ul style="list-style-type: none"> ○総務班 → 住民、自主防災組織等との連絡調整 <p>◆関係機関等の役割</p> <ul style="list-style-type: none"> ◇住民、自主防災組織 → 応急対策活動の協力
(6) 防災基幹施設の電力・ガス・水道・通信施設の早期復旧	<p>●町の役割</p> <ul style="list-style-type: none"> ○総務班 → 関係機関への早期復旧要請 <p>◆関係機関等の役割</p> <ul style="list-style-type: none"> ○各関係機関 → 防災基幹施設の早期復旧

(1) 重要事項の決定

① 勤務時間（外）における重要事項の意思決定方法

勤務時間（外）に災害が発生した場合、または発生するおそれがある場合、本部長等の幹部職員の登庁を待つことなく、以下により③で記載する事項について協議し、必要な意思決定を行う。

- 1) 本部長、副本部長の一人と連絡がとれるとき
総務班員（または最上級の職員）が本部長等と協議をして判断する。
- 2) 本部長、副本部長あるいは本部員と連絡がとれないとき
この時点で参集している最上級の職員が判断する。

② 勤務時間（内）における重要事項の意思決定方法

勤務時間（内）に災害が発生した場合、または発生するおそれがある場合、本部長、副本部長は、③で記載する事項について協議し、必要な意思決定を行う。

なお、迅速を要するときは、在庁（または連絡可能な）最上級意思決定者において専決する。

③ 意思決定事項

- ア) 災害対策本部の設置の決定 → 次の（2）で記載
- イ) 避難の勧告・指示等の決定
- ウ) 自衛隊災害派遣要請
- エ) 広域応援要請（県及び人命救出・救助のための協力機関）
- オ) 災害救助法適用申請
- カ) 人心安定のための町長のメッセージ
- キ) その他重要事項の決定
 - a) 配備体制の決定
 - b) 災害情報、被害情報の分析とそれに伴う対策活動の基本方針
 - c) 災害対策に要する経費
 - d) その他

(2) 災害対策本部の設置準備

- 1) 準備実施者
 - 勤務時間（外）：初期に登庁した職員が実施する。
 - 勤務時間（内）：総務班（総務課）が実施する。

- 2) 災害対策本部の設置準備のため以下の活動を行う。
- ① 建物・庁内破損状況、電気・水道・ガス・ガラス等の被災状況
 - ② 庁内の火気、危険物の点検
 - ③ 通信機器、自家用発電機の機能点検（故障の場合は、修理業者へ連絡する。）
 - ④ 庁舎周辺の外部状況の確認
 - ⑤ 確認事項の総務班への報告（班員が不在のときは登庁している幹部職員へ報告する）

3) 2)の被害状況等を総合的に判断して、庁内での災対本部設置の可能性を判断する。
（意思決定責任者については、前記(1)を参照）

4) 庁内に災害対策本部設置可能と判断したときは、本部室等の設営に入る。
庁内での設置が不可能な場合は、稲原防災センターに災害対策本部を設置する。

5) 電話回線を確保する。

- ① 災害時優先電話の使用ルールを確認する。

〔例〕災害時優先電話は幹部職員が使用するものとし、他の職員等には災害時優先電話の輻輳を避けるため、電話番号は公表しない。

- ② 一般加入電話の輻輳等によって、防災対策に支障をきたした場合には、衛星通信車載局や特設公衆電話の配備等について、西日本電信電話（株）和歌山支店へ依頼する。
- ③ 県等の重要防災機関との連絡電話を指定する。

6) 和歌山県への第1報

- ① 連絡先

ア) 和歌山県 防災企画課 電話：073-441-2262／FAX：073-422-7652
県防災電話 300-404

イ) 和歌山県 日高振興局 電話：0738-24-2904／FAX：0738-24-2906
県防災電話 350-400

ただし、県へ報告できない場合は、総務省消防庁へ直接報告する。

電話：03-5574-0119／FAX：03-5574-0135

- ② 報告内容

第1報は、報告者等周囲の者が把握している範囲の情報を報告する。

ア) 勤務時間（外）

- ・自主参集時に収集した人命にかかる災害情報の概数
- ・庁内及び庁舎周辺の被害状況

イ) 勤務時間（内）

- ・庁内及び庁舎周辺の被害状況

【報告例】

- ・町内全域に大きな地震発生。
- ・建造物の大部分が破壊または破損し、死傷者も多数発生している模様。
- ・津波が到達した模様。津波による被害の詳細は不明。
- ・沿岸部の一部地域で津波による浸水被害が発生している。
- ・道路橋梁は亀裂が入り、交通機関通信連絡網は途絶状態である。
- ・町庁舎は、停電状態であり、今後の通信連絡や応急対策に支障が生じる可能性が高い。
- ・引続き、追って連絡する。

なお、電話も無線も機能していないときは、連絡員を日高振興局へ派遣する。

7) その他災害対策本部の設置に必要な準備活動

- ① 来庁者、庁舎内にいる職員等の安全を確認し、来庁者を避難所等安全な場所へ誘導する。
- ② テレビ、ラジオからの気象・災害情報の視聴体制をとる。
- ③ 庁内の危険箇所の立入り禁止規制を実施する。
- ④ 町本部へ直接来庁してくる被災者には、適宜避難所等へ誘導する。
- ⑤ 苦情や相談は広報班で対応する。
- ⑥ 町本部に取材に来る報道機関は、指定する会議室等へ誘導する。
- ⑦ 初動各班の参集人員の確認（定期的に各班から報告させる）及び長期化に備えた対策要員のローテーション計画を作成する。

(3) 災害対策本部の設置

- ① 災害対策本部は、図 4-2. 動員配備伝達系統図に示す系統図に基づき確立する。
- ② 本部設置の報告

報告先	報告・通知の方法
町の機関	町防災行政無線、庁内放送、ファクシミリ、電話、電子メール、口頭 等
県防災企画課	電話、県防災無線、和歌山県総合防災情報システム 等
町民	広報車、報道発表、同報無線、町ホームページ
その他関係機関	F A X、電話、電子メール、口頭

- ③ 総務班は、建設班と連携を図り、初動活動が効率的に実施できるようにするために、以下の物的準備を行う。

- ア) 災害対策本部室の確保
- イ) 通信機器、テレビ、ラジオ、FAX、パソコンの準備
- ウ) 要員用の食糧の準備、食堂の確保
- エ) 管内地図、住宅地図、掲示板の用意
- オ) 車両及び駐車場の確保
- カ) 被害状況連絡表その他の書式類の確保
- キ) 防災関係機関の名簿・連絡先・連絡手段の用意
- ク) その他災害対策用資機材

防災服、腕章、テント、乾電池、懐中電灯、スコップ、軍手、長靴、投光機、発電機、カップ、ヘルメット、ビニールシート、マスク等

(4) 部長会議の開催

1) 開催

- ① 部長会議は、副本部長（または庁内放送）を通じて、本部長が必要に応じて招集し、開催するものとする。
- ② 各部長及び各班長は、それぞれの分掌事項について、会議に必要な資料を提出しなければならない。
- ③ 部長会議に必要と認められるときは、防災関係機関を会議に出席させるものとする。
- ④ 総務班は、部長会議の事務を司るものとする。

2) 協議事項

災害対策本部の下に、応急対策などの確迅速な防災活動を実施するに当たっての基本方針の確認や情報交換、あるいは予想外に発生した出来事に対する協議を行う。

3) 決定事項の周知

会議の決定事項は、速やかに本部長、副本部長、関係職員に周知する。

(5) 住民組織等との連携

災害対策本部が設置されると、印南町災害対策本部職員は、全力をもって災害応急対策活動を遂行する。

しかし、大規模災害の発生等の状況によっては、町職員だけでは、対策に不備不足が生じる場合があることから、町民の一人ひとりが、「自分の命は自分で守る。自分達の地域は自分達で守る」という自主防災の意識のもとに、防災活動に取り組むことが必要である。

そのため、災害発生時には、本部と各区長等とが密接な連携を取り、下記事項等に対し連携して応急対策活動を進めていく。

- ① 倒壊家屋の生き埋め者等の把握と救出
- ② 出火防止、初期消火活動
- ③ 負傷者等への応急救護及び搬送
- ④ 要配慮者の安否確認・保護及び避難が必要な場合の移送
- ⑤ 避難所の開設・運営への協力または自主的運営
- ⑥ り災者に対する給食・給水等の援護活動
- ⑦ 要配慮者に対する生活支援

(6) 防災基幹施設の電力・ガス・水道・通信施設の早期復旧

1) 総務班は、防災基幹施設の早期復旧要請を以下の機関に行う。

電 力	関西電力（株）田辺配電営業所
ガ ス	町内業者
水 道	生活環境課（町内指定業者）
通 信	西日本電信電話（株）和歌山支店・（株）ケイ・オブティコム

2) 防災基幹施設

<input type="radio"/> 町役場 <input type="radio"/> 医療施設 <input type="radio"/> 避難所	<input type="radio"/> 輸送拠点 <input type="radio"/> その他総務班が依頼する施設
--------------------------------------------------------------------------------------	-------------------------------------------------------------------

3) 応急復旧

電 力	<ul style="list-style-type: none"> ・送電設備の応急復旧 ・変電設備の応急復旧 ・配電設備の応急復旧
ガ ス	<ul style="list-style-type: none"> ・ガス施設の調整修理 ・プロパンの搬入
水 道	<ul style="list-style-type: none"> ・水道施設の応急復旧 ・仮設給水栓の設置
通 信	<ul style="list-style-type: none"> ・回線の応急復旧 ・特設公衆電話の設置 ・臨時電報

番号	タイトル	〔基本計画編〕参照ページ 第3章 災害応急対策計画
2. 2	救出・救助活動	3-31
被害状況の早期把握と関係機関への情報伝達に努めるとともに、迅速かつ的確に救出・救助活動を実施するものとする。		
2. 3	消防活動	3-34
被害状況の早期把握と関係機関への情報伝達に努めるとともに、迅速かつ的確に消防活動を実施するものとする。		
2. 4	水防活動	3-39
<p>被害状況の早期把握と関係機関への情報伝達に努めるとともに、迅速かつ的確に水防活動を実施するものとする。</p> <p>※津波による浸水に備えて行う水防活動</p> <p>ただし、和歌山県沿岸部に津波警報（大津波、津波）が発表された場合、水門、樋門等の操作に係る十分な時間が確保できないと判断された水門等については、当該操作担当者は水門等の操作はせず速やかに避難することを原則とする。</p>		

2.5 地震・津波情報等の伝達

1. 目的

大規模な地震が発生し、または地震による津波等の発生するおそれがある場合、迅速かつ的確に避難行動を促す情報の伝達と災害応急対策を実施するため、津波警報・注意報、地震及び津波に関する情報、その他災害に関する情報の伝達を行い、災害の発生防御及び被害を軽減するための活動を実施する。

2. 活動項目

<p>(1) 津波危険の呼びかけ</p>	<p>●町の役割</p> <ul style="list-style-type: none"> ○総務班 → 避難の勧告・指示 ○広報班 → 津波危険の呼びかけ ○消防団 → 津波危険の呼びかけ <p>●関係機関の役割</p> <ul style="list-style-type: none"> ○漁業協同組合 → 津波危険の呼びかけ ○住民、自主防災組織 → 津波危険の呼びかけ
<p>(2) 津波警報等の収集・伝達</p>	<p>●町の役割</p> <ul style="list-style-type: none"> ○総務班 → 津波注意報等の収集 ○各班 → 津波注意報等を関係機関へ伝達
<p>(3) 異常現象発見者の通報</p>	<p>◆異常現象発見者の役割</p> <ul style="list-style-type: none"> ◇異常現象発見者 → 町長、警察官、消防機関、海上保安官等への通報
<p>(4) 津波監視警戒</p>	<p>●町の役割</p> <ul style="list-style-type: none"> ○総務班 → 全国瞬時警報システム（J-A L E R T）の視聴 ○情報連絡員 → 津波の監視警戒 ○消防団 → 津波の監視警戒

(1) 津波危険の呼びかけ

① 津波に関する情報

大津波警報、津波警報、津波注意報、震度4以上の地震が発生した場合

全国瞬時警報システム（J-A L E R T）によって、自動的に屋外同報無線から津波危険の呼びかけが行われるが、その後、町においても防災行政無線により直ちに注意を呼びかけるとともに、必要に応じて沿岸住民、釣り人等に対し、早急に安全な場所へ避難するよう措置を講じるものとする。

② 津波災害警戒区域（イエローゾーン）

平成 28 年 4 月 19 日に、和歌山県知事により、津波防災地域づくりに関する法律に基づき、津波が発生した場合に住民等の生命または身体に危害が生ずるおそれがあり、津波による人的災害を防止するために警戒避難体制を特に整備すべきとして津波災害警戒区域（イエローゾーン）が指定された。

※ 津波災害警戒区域（イエローゾーン）は、「図 1-9. 南海トラフの巨大地震津波浸水想定図」（P. 1-32）を参照

（２）津波警報等の収集・伝達

- ① 総務課員は、全国瞬時警報システム（J-A L E R T）及び県防災企画課から、大津波警報・津波警報または津波注意報（以下これらを「津波警報等」という。）の収集を行う。
- ② 総務課長（または総務課員）は、津波警報等の伝達を受けたときは、第 4 章「災害応急対策計画」第 1 節「活動体制の基本方針」に定めるところによって、本部長等と協議を行い、防災配備体制をとるように各班長へ指示する。
- ③ 各班長は、総務課長から防災配備体制の指示を受けたときは、その内容に応じた適切な措置を講ずるものとする。
- ④ 勤務時間（外）に、全国瞬時警報システム（J-A L E R T）からの職員参集システムによって、津波警報等の情報を入手した職員は、所属職員にその旨を伝達するとともに、所定の勤務公署に参集し、初動活動を実施する。
なお、津波災害危険地区に在住する職員については、近隣住民に津波警報等の伝達と避難の呼びかけを行う。
- ⑤ 住民に対しては、町からは全国瞬時警報システムにより自動伝達され、直接「住民一斉指令」が行われる。また、県からは県総合防災情報システムより町へ一斉指令が行われる。
- ⑥ 各班は、関係機関へ情報伝達を行うものとする。
- ⑦ 大津波警報・津波警報・津波注意報・津波予報の種類と内容

津波による災害の発生が予想される場合に、地震が発生してから約 3 分を目標に津波警報等が発表される。

また、津波警報等を発表した場合、津波の到達予想時刻や予想される津波の高さなどが同時に知らされる。

なお、地震発生後、津波による災害が起こるおそれがない場合には、津波予報が発表される。

■ 表 4 - 6 . <津波警報・注意報の種類>及び発表基準・解説・発表される津波の高さ等

種 類	発 表 基 準 ・ 解 説	発表される津波の高さ	
		数値での発表 (津波の高さ 予測の区分)	巨大地震の場合の発表
大津波警報※	予想される津波の高さが高いところで3 mを超える場合。	10 m超 (10m < 予測高さ)	巨大
		10 m (5m < 予測高さ ≤ 10m)	
		5 m (3m < 予測高さ ≤ 5m)	
津波警報	予想される津波の高さが高いところで1 mを超え、3 m以下の場合。	3 m (1m < 予測高さ ≤ 3m)	高い
津波注意報	予想される津波の高さが高いところで0.2 m以上、1 m以下の場合であって、津波による災害のおそれがある場合。	1 m (0.2m < 予測高さ ≤ 1m)	(表記しない)
津波予報	津波が予想されないとき	津波の心配なしの旨を地震情報に含めて発表。	
	0.2m 未満の海面変動が予想されたとき	高いところでも0.2 m未満の海面変動のため被害の心配はなく、特段の防災対応の必要がない旨を発表。	
	津波注意報解除後も海面変動が継続するとき	津波に伴う海面変動が観測されており、今後も継続する可能性が高いため、海に入っでの作業や釣り、海水浴などに際しては十分な留意が必要である旨を発表。	

※大津波警報：特別警報に位置づける

■ 表 4 - 7 . 津波情報の種類と内容

津波情報の種類	発表内容
津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報	各津波予報区の津波の到達予想時刻※や予想される津波の高さ（発表内容は津波警報・注意報の種類 の表に記載）を発表する。 ※ この情報で発表される到達予想時刻は、各津波予報区でもっとも早く津波が到達する時刻です。場所によっては、この時刻よりも1時間以上遅れて津波が襲ってくることもあります。
各地の満潮時刻・予想される津波の高さに関する情報	主な地点の満潮時刻・津波の到達予想時刻を発表する。
津波観測に関する情報※1	沿岸で観測した津波の時刻や高さを発表する。
沖合の津波観測に関する情報※2	沖合で観測した津波の時刻や高さ及び沖合の観測値から推定される沿岸の津波の到達時刻や高さを津波予報区単位で発表する。

※1 沿岸で観測された津波の最大波の発表内容

警報・注意報の発表状況	観測された津波の高さ	内 容
大津波警報を發表中	1 m 超	数値で発表
	1 m 以下	「観測中」と発表
津波警報を發表中	0. 2 m 以上	数値で発表
	0. 2 m 以下	「観測中」と発表
津波注意報を發表中	(すべての場合)	数値で発表（津波の高さがごく小さい場合は「微弱」と表現）

※2 沖合で観測された津波の最大波（観測値及び沿岸での推定値※3）の発表内容

警報・注意報の発表状況	沿岸で推定される津波の高さ	内 容
大津波警報を發表中	3 m 超	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表
	3 m 以下	沖合での観測値を「観測中」、沿岸での推定値を「推定中」と発表
津波警報を發表中	1 m 超	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表
	1 m 以下	沖合での観測値を「観測中」、沿岸での推定値を「推定中」と発表
津波注意報を發表中	(すべての場合)	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表

※3 沿岸からの距離が100kmを超えるような沖合の観測点では、津波予報区との対応付けが難しいため、沿岸での推定値は発表しません。また、観測値についても、他の観測点で観測値や推定値が数値で発表されるまでは、「観測中」と発表します。

⑧ 大津波警報・津波警報・津波注意報・津波予報及び津波情報（震度速報を除く）
和歌山地方気象台は、次の基準により関係機関（図 4-3. 津波警報等の伝達経路参照）へ通知する。

ア) 大津波警報・津波警報・津波注意報・津波予報及び津波情報
和歌山県に発表されたとき。

（3）異常現象発見者の通報

異常現象（津波の前兆でもある海面の急激な低下など）を発見した者は、直ちにその旨を町長、警察官、日高広域消防事務組合消防署印南出張所、消防団または海上保安官に通報する。

また、異常現象を発見した警察官等は、直ちにその旨を町長及び所轄警察所長等に通報する。

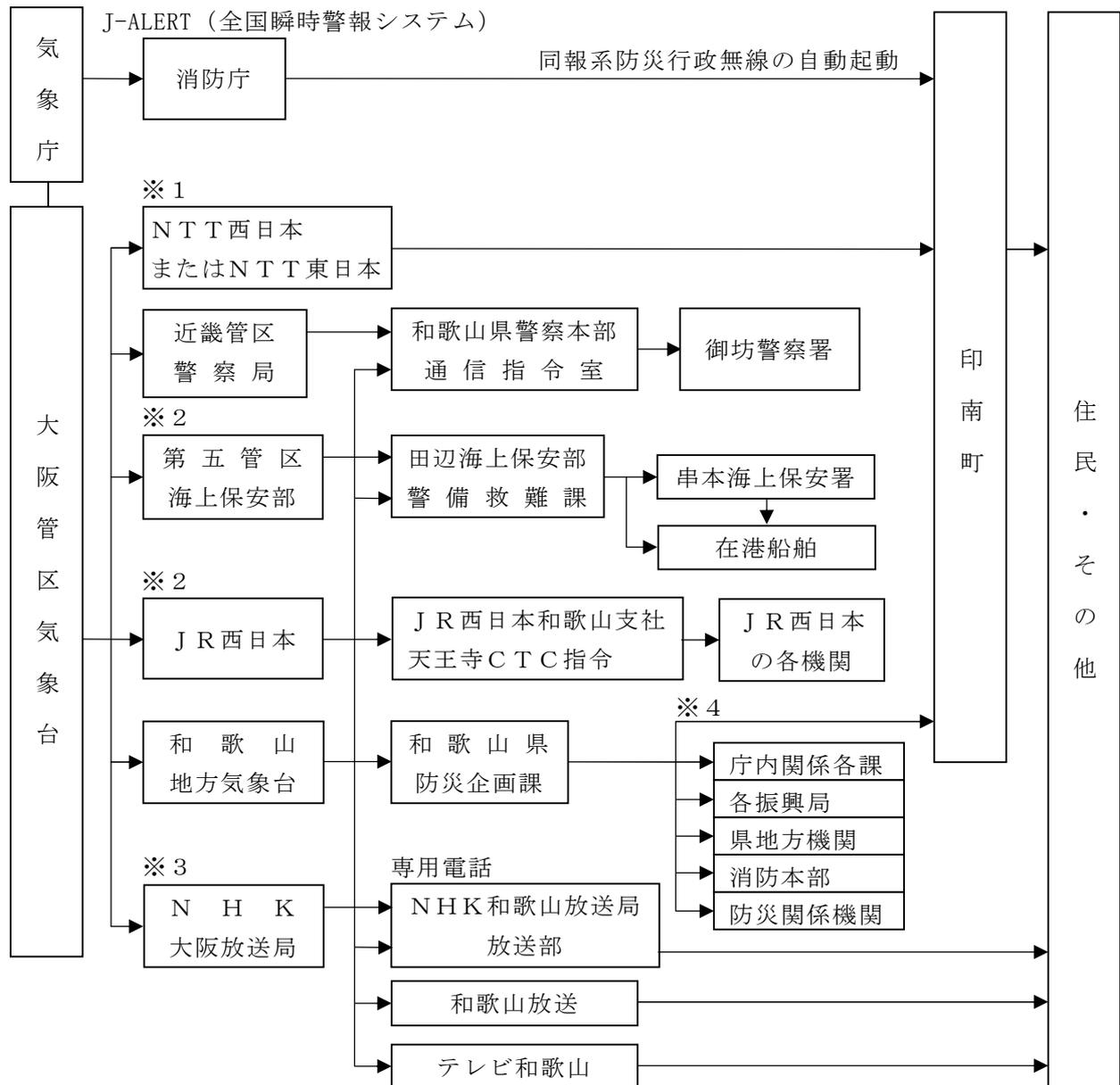
異常現象の通報を受けた町長は、県及び関係機関に通報するものとする。

なお、その現象が自然現象である場合は、和歌山地方気象台にあわせて通報を行う。

（4）津波の監視警戒

- ① 地震が発生した場合、総務班は津波予報等を的確に把握するとともに、情報連絡員または消防団員へ指示し、高台等の安全な場所から海面監視を行う。
- ② 地震を感じてから1時間以上、総務班は責任者を定めて緊急情報衛星同報システム及びNHKの放送を視聴する。

■ 図4-3. 津波警報等の伝達経路



注1 J-ALERT（全国瞬時警報システム）は、気象庁から送信される気象関係情報や、内閣官房から送信される有事関係情報を、人工衛星を利用して地方公共団体に送信し、市町村の同報系防災行政無線を自動起動するシステム。予め録音された放送内容の自動放送を行う。

注2 和歌山地方気象台からの伝達は、「防災情報提供システム」による。

注3 ※1は、特別警報、津波警報及び津波警報解除のみ伝達する。

注4 ※2は、神戸海洋気象台から伝達する。

注5 ※3は、NHK大阪放送局が津波警報を緊急警報放送システム（EWS）により放送する。

注6 ※4は、防災わかやまメール配信サービス、エリアメール、緊急速報メールにより伝達する。

注7 和歌山県（防災企画課）から住民への伝達は、津波警報及び津波注意報の発表時のみ行う。

注8 気象業務法の規程による通知先は、和歌山河川国道事務所、近畿管区警察局、第五管区海上保安本部、和歌山県、NTT西日本及びNHK大阪放送局である。

2.6 避難対策

1. 目的

災害が発生し、または発生するおそれがある場合に、危険区域内にいる町民等に対する避難のための勧告・指示及び避難所の開設並びに収容保護について定める。

特に、津波からの避難については、住民自らが津波の規模や津波警報等の情報を把握し、迅速かつ自主的に避難することが重要となる。町は、関係機関との緊密な連携のもと津波に関する情報を迅速かつ的確に伝達し、町民等が円滑かつ安全な避難行動が行えるよう対応する。

2. 活動項目

<p>(1) 避難の勧告・指示等</p>	<p>●町の役割</p> <ul style="list-style-type: none"> ○町長 → 避難勧告・指示等 ○町長の命を受けた職員 → 避難の指示 ○総務班 → 関係機関への伝達 ○広報班 → 住民への周知 ○消防団 → 住民への周知 <p>◆関係機関等の役割</p> <ul style="list-style-type: none"> ◇知事 → 避難の勧告・指示の代行 ◇警察官 → 避難の指示 ◇自衛官 → 避難の指示 ◇住民、自主防災組織 → 近所住民への呼びかけ
<p>(2) 避難情報の伝達方法等</p>	<p>●町の役割</p> <ul style="list-style-type: none"> ○町長の命を受けた職員 → 避難勧告等の伝達 ○総務班 → 関係機関への伝達 ○広報班 → 住民への周知 ○救助・厚生班 → 避難所の開設 ○消防団 → 住民への周知 <p>◆関係機関等の役割</p> <ul style="list-style-type: none"> ◇警察官 → 住民への周知 ◇自衛官 → 住民への周知 ◇住民、自主防災組織 → 近所住民への呼びかけ
<p>(3) 避難誘導</p>	<p>●町の役割</p> <ul style="list-style-type: none"> ○消防団員 → 避難誘導 <p>◆関係機関等の役割</p> <ul style="list-style-type: none"> ◇警察官 → 避難誘導 ◇住民、自主防災組織、ボランティア団体 → 避難誘導の協力 ◇各施設管理者（学校等） → 避難誘導

(1) 避難の勧告・指示等

町長は、災害が発生し、または発生するおそれがある場合は、必要と認める地域の居住者、滞在者その他の者に対し、避難のための立退きを勧告し、緊急を要すると認めるときは避難のための立退きを指示する。

1) 実施担当

総務班、広報班及び救助・厚生班は、災害の状況により御坊警察署及び関係機関と連携のもと、町長の指示（命令）に基づき町民等の生命または身体を保護するため、避難の勧告・指示等、避難誘導及び避難所の開設等を行う。

2) 避難指示等の発令基準

町民等に対する避難勧告または指示の発令基準は、原則として次のとおりとする。

【避難勧告等の発令の判断基準】

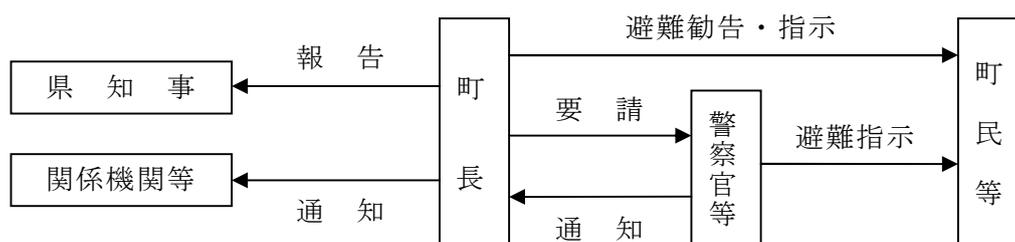
避難勧告	① 津波注意報が発表され、町に大きな被害が発生するおそれがあるとき
避難指示 (緊急)	【レベル1 東海・東南海・南海3連動地震による浸水想定区域を参考】
	①強い地震（震度4程度以上）若しくは長時間のゆっくりとした揺れを感じて避難の必要を認めるとき
	②津波警報を覚知したとき
	【レベル2 南海トラフの巨大地震による浸水想定区域を参考】
①震度5弱以上の地震を感知し、町に大きな被害が発生するおそれがあるとき	
②大津波警報（特別警報）を覚知したとき	

※津波注意報が発表された場合には、海岸堤防等の海側に居る者（海水浴客、漁業関係者等）を対象とし、状況により避難指示を発令する。

(2) 避難情報の伝達方法等

1) 避難勧告等の伝達

- ① 気象庁または大阪管区気象台からの津波警報等を覚知した場合、強い揺れまたは長時間のゆっくりとした揺れを感じて避難の必要を認める場合など、あらかじめ定めてある避難勧告等の判断・伝達マニュアルに基づき、町民等に対し直ちに避難勧告等を発令するなど、迅速かつ的確な伝達を行う。
- ② 避難勧告等の伝達に当たっては、走行中の車両、運行中の列車、船舶、海水浴客、釣り人、観光客等にも確実に伝達できるよう、防災行政無線、J-ALERT（全国瞬時警報システム）、広報車、テレビ、ラジオ、防災わかやまメール配信サービス、エリアメール、緊急速報メール等のあらゆる手段の活用を図る。
- ③ 避難行動要支援者への情報伝達は、避難行動支援対策と対応しつつ電話連絡、直接の訪問により伝達する。
- ④ 本部長（町長）は勧告または指示を行った場合、その旨を知事へ報告するとともに下記の関係機関へ通知する。また、解除した場合も同様とする。
 - ア) 日高振興局総務県民課
 - イ) 御坊警察署
 - ウ) 日高広域消防事務組合消防署印南出張所



2) 伝達時の留意事項

- ① 災害を具体的にイメージできるような表現を用いるなど町民等が即座に避難行動に取り掛かることができるよう工夫すること。
- ② 津波は沿岸の地形等の影響や河川、水路等の遡上により、局所的に予想より高くなる場合がある。ここなら安心と思わずより高い場所を目指して、できる限りの避難を続けること。
- ③ 津波は、第一波よりも第二波、第三波などの後続波の方が大きくなる可能性があるなど津波の特性や、津波警報等が発表されている間は災害の危険性が継続していることなど、町民等に対し繰り返し継続的に情報伝達を行うこと。

(3) 避難誘導

1) 避難の誘導者

避難の誘導は原則として、町長または知事の命を受けた職員、警察官、消防職員、消防団員、自衛官等が行うものとし、各地区に責任者及び誘導員を定めておくものとする。

誘導に当たっては色腕章を付け、懐中電灯等を所持する。

2) 避難の誘導

避難の誘導は、災害の規模、状況に応じて次のように実施する。

- ① 津波からの避難については、津波で命を落とさないために「自らの命は自ら守る」(自助)の基本理念により、各自の最善を尽くしてより高くより遠い場所に逃げるものとし、原則として安全レベル3(☆☆☆)の緊急避難先を目指し避難する。
- ② 避難の際には、「自分たちの地域は地域のみんなで守る」(共助)の基本理念により、地域で避難の呼びかけを行う。
- ③ 避難誘導にあたる消防団員(水防団員)、警察官、町職員などは、あらかじめ定めてある行動ルールに従い、予想される津波の規模や到達時間等を考慮し、安全が確保されることを前提として、避難誘導する。
- ④ 逃げ遅れて危険な状態になったときは、生命を守る最低限の行動として、近くのできるだけ高い建物の2階以上へ緊急的に避難する。

3) 避難順位

避難順位は、緊急避難の必要がある地域から行うものとし、通常の場合は、次の順位による。

- ① 高齢者、乳幼児、傷病人、妊産婦、障害者及び介護が必要な者
- ② 一般住民
- ③ 防災義務者

4) 誘導方法及び輸送方法

- ① 避難経路の指示
- ② 避難経路中の危険箇所の事前伝達
- ③ 避難経路中の危険箇所に誘導員を配置
- ④ 夜間においては、可能な限り投光機、照明器具を使用
- ⑤ 出発、到着の際の人員点検
- ⑥ 自力立ち退きが不可能な避難者に対する車両輸送(状況によって、県へ応援要請を行う)
- ⑦ 警察官、消防職員、消防団員等による現場警戒区域の設定

5) 避難行動要支援者に対する避難誘導

自力での避難が困難な避難行動要支援者については、あらかじめ定められた方法により、自治会、自主防災組織など地域住民組織等の協力を得ながら、避難誘導の行動ルールを踏まえつつ、避難を支援する。

6) 学校、社会福祉施設、病院等における避難対策

学校、社会福祉施設、病院その他多数の人が集まる場所における避難誘導は、原則として消防計画または避難計画に基づき施設の防火管理者及び管理者が実施する。

なお、学校、施設、病院においては以下に示す内容の避難計画を定め、児童、生徒及び施設の入所者等の生命並びに身体の安全と保護を最優先として、適切な避難誘導を行う。

- ① 避難実施責任者
- ② 避難の順位
- ③ 避難誘導責任者及び補助者
- ④ 避難誘導の要領措置

(4) 警戒区域の設定

基本計画編 第3章 2.5 (2) 警戒区域の設定に準じる。

(5) 避難所の開設

基本計画編 第3章 2.5 (4) 避難所の開設に準じる。

2.7 初動期の情報管理

1. 目的

地震災害発生直後の初動期において、人命の救出・救助を最優先とした災害応急対策を確実、迅速に実施するために、必要な被害状況の収集・報告を行う。

2. 活動項目

(1) 被害状況の収集・報告	<p>●町の役割</p> <p>○総務班 → ①被害状況の取りまとめ ②各班への報告 ③本部長、県、関係機関等への報告</p> <p>○情報連絡員 → 担当区域の被害状況収集・報告</p> <p>○各班 → 関係機関の被害状況収集・報告</p> <p>○職員 → 参集途上における被害状況収集</p> <p>○消防団 → 被害状況収集・報告</p>
	<p>◆関係機関等の役割</p> <p>◇日高振興局 → 町と連携して被害状況の収集</p> <p>◇施設管理者 → 管理施設の被害状況収集</p> <p>◇住民、自主防災組織 → 周辺の被害状況収集及び本部への報告</p>
(2) 通信連絡体制の確立	<p>●町の役割</p> <p>○広報班 → 通信手段の確保、統制</p>
(3) 被害写真の撮影	<p>●町の役割</p> <p>○建設班 → 被害写真の撮影</p>

(1) 被害状況の収集・報告

1) 被害情報の早期収拾

- ① 町は、概括的被害情報、ライフライン被害の範囲、医療機関へ来ている負傷者の状況等、被害の規模を推定するための関連情報を収集する。
- ② 被害規模を早期に把握するため、119番通報が殺到する状況等の情報を、積極的に収集するとともに、県及び国に報告する。

2) 災害即報

- ① 防災関係機関は、報告すべき災害の発生を覚知したときは、覚知後 30 分以内で可能な限り早く、わかる範囲で国（消防庁）へ報告するとともに、以後、即報様式に定める事項について、判明したものの中から逐次報告する。
- ② 報告に当たっては、総合防災情報システム、地域衛星通信ネットワークシステム、消防防災無線、加入電話等により即報する。

【和歌山県総合防災情報システム】

●有線回線及び第2世代地域衛星通信ネットワークシステムによる衛星系回線
県庁、各振興局と出先機関、各市町村、各消防本部及び防災関係機関の間で通信が可能。
※「和歌山県総合防災情報システム電話番号簿」は資料編（資-155）を参照

3) 被害状況の収集・報告実施者

◆情報連絡員

※ 表4-8.「情報連絡員担当区域表」を参照

初動期において、人命にかかる災害情報等の収集等を行う担当職員を「情報連絡員」として位置づける。

情報連絡員は、町職員から選任するのを基本とするが、町職員だけでは人員が不足する時は、消防団、住民等からも選任する。

情報連絡員の活動内容は次のとおりである。

① 災害が発生した時もしくは災害が発生するおそれがある時

ア) 勤務時間（内）

→ 庁舎から、あらかじめ設定された町内担当区域へ行き、人的被害状況を収集する。情報連絡員は、無線、電話または直接本部へ走り総務班の責任者に報告する。

イ) 勤務時間（外）

→ 参集途上に、あらかじめ設定された町内担当区域に行き、人的被害状況を収集する。本部への連絡は庁舎へ参集した後で総務班の責任者に報告する。

② 人的被害状況を収集した後

情報連絡員は、①の連絡が終了したら、所定の勤務公署において初動活動に従事するものとする。

③ 情報連絡員の収集する人的被害状況は下記の事項である。

- ア) 倒壊家屋件数（要救出現場）
- イ) 出火件数
- ウ) 二次災害危険箇所
- エ) 医療施設の被害状況
- オ) 避難状況

◆町職員

夜間、休日等勤務時間外に参集を要する災害等が発生したときは、情報連絡員以外の町職員においても、参集途上において人的被害状況の把握に努める。
(この業務は、迅速な参集を第一に、その範囲で把握した情報を報告するものである。)

◆町各班

関係機関から電話や駆け込みによって被害状況等を収集し、初動活動を実施する。
また、収集した情報は、総務班へ報告する。

◆消防団

消防団は災害発生時、消火活動及び救出活動を全機能をあげて行う。それとともに可能な限りの被害状況収集を行い、電話または無線を用い本部へ連絡する。通信手段が途絶されているときには、町の情報連絡員か周辺住民に伝達を依頼する。

◆住民及び自主防災組織等

各町内会単位において、災害発生時、早急な救援活動を要請するために被害状況を収集する体制を設ける。

4) 情報の集約及び報告

情報連絡員、各班、消防団、参集職員、防災関係機関、住民及び自主防災組織によって収集された人的被害状況は、総務班が集約する。

この情報は、自衛隊の災害派遣要請依頼、広域応援要請等にかかる重要情報であるため、一刻も早い集約が必要である。集約が進むか、ある程度被害が重大であることが判明したときは、早急に総務班等の各班に報告を行う。

また、人的被害状況の県等への報告については災害発生後1時間（遅くても2時間）以内を目処に報告する。

なお、被害状況がよくわかっていない段階では、災害概況即報にて報告する。

※「災害概況即報」は資料編（様-5）を参照

5) 初動中期以降における被害情報収集

道路状況、ライフライン状況、各種施設等の被害状況の収集を開始する。

■ 表4-8. 情報連絡員担当区域表

区 域 名	情報連絡員が考慮すべき災害情報
印 南 地 区	本地区で考慮すべき災害＝河川氾濫、高潮、がけ崩れ、土石流、津波
切 目 地 区	本地区で考慮すべき災害＝河川氾濫、高潮、がけ崩れ、土石流、津波
稲 原 地 区	本地区で考慮すべき災害＝河川氾濫、がけ崩れ、土石流
切 目 川 地 区	本地区で考慮すべき災害＝河川氾濫、がけ崩れ、地すべり、土石流
真 妻 地 区	本地区で考慮すべき災害＝がけ崩れ、地すべり、土石流

※「災害状況等の収集伝達系統」（資-93）及び「防災関係機関の収集する情報」（資-94）は資料編を参照

（２）通信連絡体制の確立

１）通信連絡方法の確認及び通信

災害時における通信連絡は無線電話、衛星携帯電話を利用し迅速かつ的確に行うものとするが、災害時における通信の錯綜をさけるために災害電話を指定し、窓口の統一を図る。

■ 表４－９．指定電話、衛星携帯電話一覧表

整理No.	場 所	電話番号	設置場所
指定1	日高振興局	24-2904	総務県民課
指定2	日高広域消防事務組合消防本部	63-1119	通信室
衛星1	印南町役場①	88216-6876-4656	
衛星2	印南町役場②	88216-6876-4659	
衛星3	印南避難センター	88216-6876-4660	
衛星4	印南町教育委員会①	88216-6876-4661	
衛星5	印南町教育委員会②	88216-6876-4662	
衛星6	いなみこども園	88216-6876-4663	
衛星7	印南小学校	88216-6876-4664	
衛星8	印南中学校	88216-6876-4665	
衛星9	切目小学校	88216-6876-4666	
衛星10	切目中学校	88216-6876-4667	
衛星11	稲原小学校	88216-6876-4668	
衛星12	稲原中学校	88216-6876-4669	
衛星13	清流小学校	88216-6876-4670	
衛星14	清流中学校	88216-6876-4671	
衛星15	稲原防災センター	88216-6876-4672	
衛星16	切目川防災センター	88216-6876-4673	
衛星17	旧まづま保育園	88216-6876-4674	
衛星18	崎山漁村センター	88216-6876-4681	
衛星19	榎川集会所	88216-6876-4682	
衛星20	川又集会所	88216-6876-4683	

2) 無線通信途絶の場合の措置

災害時の連絡は、無線通信施設の被災等によって、通信連絡が困難になることが予想されるので、和歌山県総合防災情報システム電話、伝令等によって通信連絡を確保する。

① 県等との通信連絡

和歌山県総合防災情報システム電話、衛星携帯電話等を利用し交信を行う。

② 災害現場との連絡

災害現場との連絡は、消防団移動系無線やアマチュア無線等によって行う。

また、必要に応じて災害現場に伝令を派遣する。伝令は徒歩、自転車、バイクを利用する。

■ 表 4-10. 和歌山県総合防災情報システム電話番号

関係機関名	指定電話番号	設置場所
印南町役場	7-254-400	総務課
日高振興局	7-350-205	総務県民課
日高広域消防事務組合消防本部	7-2525-500	指令室

3) 消防団移動系無線の統制

消防団移動系無線を使用する際、通信の混乱が予想されるため、必要に応じ適切な通信統制を実施し、円滑・迅速な通信の確保に努める。

通信の統制は、次によって実施する。

- ① 統制者の専任（消防団員から1人配備する）
- ② 重要通信の優先（救助、避難指示等重要性の高い通信を優先）
- ③ 統制者の許可（通信に際しては、統制者の許可を得る）
- ④ 子局間の通信の禁止（子局間の通信に際しては、統制者の許可を得る）
- ⑤ 簡潔通話の実施
- ⑥ 専任の通信担当者の設置（各子局の担当者は出来るだけ変更しない）

4) 公衆通信設備の優先利用

災害時において、公共の利益のために緊急に通信を行う必要のある通話については、非常または緊急通話として取扱い、他に優先する。

優先利用できる電話は、あらかじめ西日本電信電話（株）の承認を受けた加入電話による。また、優先電話回線を追加して設定するときは、西日本電信電話（株）和歌山支店に申し込む。

5) 通信施設利用の優先順位

通信施設を優先して使用する場合の優先順位は、概ね次の順序による。

- ① 住民に対する避難勧告・指示等人命に関する事項
- ② 応急措置の実施に必要な事項
- ③ 災害警報
- ④ その他予想される災害の事態ならびにこれに対する事前措置に関する事項

6) 臨時電話の設置

通信手段に不足するときは、西日本電信電話（株）和歌山支店に依頼し、臨時電話を設置する。

7) 電話の受付について

災害時には、防災関係機関だけではなく、印南町内外の住民から多数の問い合わせ電話が殺到する。総務班長は、必要に応じて班員の中から電話受理の専任者を選び、電話交換に従事させるものとする。

[電話受付時の注意点]

- ① 電話受付担当者は、防災関係機関からの情報と住民等からの問い合わせを的確に仕分けする。（問い合わせは、広報班につなぐ）
- ② 電話の殺到による初動通信活動への支障が起こらないようにするために、各種問い合わせに対応する電話を事前に決めておく。
- ③ 電話の通信量が増加しても、決められた担当者の数で行い、各初動活動の遅れにつながらないようにする。

(3) 被害写真の撮影

被害写真の撮影は、被害状況確認の資料として、また記録保存のためにもきわめて重要である。

各班に、記録写真員をおき、また災害全般にわたっては、建設班において写真記録を撮影し、災害応急対策等に活用するとともに、報道機関及び一般市民の撮影分についても必要に応じて提供を受け、災害記録写真の収集確保に万全を期するものとする。また、状況により無人航空機（ドローン）の活用を検討する。

※「被害状況即報」（様-3）、「災害概況即報」（様-5）、「被害状況収集表（初動期）」（様-6）は資料編を参照

2.8 初動期の広報活動

基本計画編 第3章 2.8 初動期の広報活動に準じる。

地震時に留意すべき広報項目

- 1) 地震発生直後
 - ① 津波に関する情報
 - ② 余震情報
 - ③ 地震時の一般的注意事項
 - ④ 初期消火活動、人命救助の呼びかけ
 - ⑤ 災害情報、被害情報
 - ⑥ 避難に関する情報
 - ⑦ 救援活動の状況

- 2) その後の広報
 - ① 災害情報、被害情報
 - ② 水・食糧等の物資供給状況
 - ③ ライフライン等の復旧状況
 - ④ 安否情報
 - ⑤ 道路・交通情報
 - ⑥ 医療情報
 - ⑦ 教育関連情報
 - ⑧ ボランティア受入情報
 - ⑨ 災害応急対策の実施状況

番号	タイトル	〔基本計画編〕 参照ページ 第3章 災害応急対策計画
2. 9	自衛隊災害派遣要請	3-64
自衛隊の災害派遣を要すると判断したときは、災害対策基本法第68条の2の規定に基づき、和歌山県知事に対し自衛隊の災害派遣要請の申し入れを行う。		
2. 10	広域応援要請	3-69
大規模災害については被災町のみならず、近隣府県、市町村が連携した災害応急対策が重要となる。町内の防災力のみでは対応不可能と判断したときは、速やかにこの計画に基づき防災関係機関へ応援要請を行う。		
2. 11	自主防災組織の活動	3-73
大規模災害が発生した場合、通信、交通の途絶等の悪条件が重なり、町の初期活動も地域ごとに十分に即応できない事態が予想されることから、被害の防止または軽減を図るため、地域住民等による組織的な防災活動を行う。		
2. 12	交通の確保	3-76
災害時において、交通施設の被害状況を迅速に把握し、これに対する応急措置を実施する。		
2. 13	緊急輸送体制の確立	3-79
救出・救急、水防、医療並びに応急対策に必要な要員・物資等の迅速確実な輸送を行うため、緊急輸送道路の確保に努めるものとする。		
2. 14	医療救護	3-84
災害のため医療機関の機能が停止し、または著しく不足もしくは混乱したため住民が医療の途を失った場合に、応急的に医療または助産を実施する。		
2. 15	給水体制の確立	3-89
災害のため飲料水が枯渇または汚染して現に飲料水を得ることができない者に対し、給水を行うとともに飲料水の確保を図る。		
2. 16	食糧供給体制の確立	3-92
災害によって、日常の食事に支障を生じた者及び応急対策活動に従事する者に対し、炊き出しその他によって食糧を確保する。		
2. 17	生活必需品供給体制の確立	3-95
災害によって、生活上必要な被服寝具その他日用品等をそう失または破損し、直ちに日常生活を営むことが困難な者に対し給与または貸与する。		

番号	タイトル	〔基本計画編〕参照ページ 第3章 災害応急対策計画
2. 18	二次災害防止活動	3-98
日高広域消防事務組合消防本部をはじめ各機関は、危険物漏洩、土砂災害等の二次災害による人的被害の防止対策を行う。		
2. 19	行方不明者の捜索、遺体の収容処理・埋葬	3-100
災害によって行方不明になった者の捜索、遺体の収容処理、埋葬（火葬）については、県、御坊警察署、町が相互に緊密な連絡を図り、迅速に実施する。		
2. 20	ボランティア・労務者の確保・供給	3-103
災害応急対策を迅速かつ的確に実施するため、ボランティアの募集、労務者の雇上げ、必要な場合における近隣の者の協力等を確保し、労務供給の万全を図る。		
2. 21	り災者救助保護計画	3-109
災害によって被害の程度が一定の基準を超える場合は、災害救助法及び被災者生活支援法の適用を県知事に申請し、法に基づく救助の実施の決定を求める。		
2. 22	保健衛生活動	3-115
災害の被災地域においては、衛生条件が極度に悪く、感染症等の疾病の発生が予想されるので、これを防止するため、防疫及び保健衛生活動を実施する。		
2. 23	災害警備	3-119
災害が発生した場合には、警察官は全力をつくして、人命の救出・保護に努めるほか、民生の安定を図るため現場広報を行うとともに、交通規制・犯罪の予防等の応急対策を実施し、住民の生命・身体及び財産の保護、ならびに災害地における秩序の維持にあたるものとする。		
2. 24	要配慮者対策	3-122
要配慮者（高齢者、障害者、乳幼児等）が一人で災害に対処することは、多くの困難が伴うため、町、防災関係機関、地域住民等は、その支援に特に配慮する必要がある。		
2. 25	県防災ヘリコプターの活用	3-125
災害が発生した場合、広域的かつ機動的な活動ができる県防災ヘリコプターを有効に活用し、災害応急対策の充実強化を図る。		

第3節 応急対策期

番号	タイトル	〔基本計画編〕参照ページ 第3章 災害応急対策計画
3. 1	応急対策期の情報管理	3-127
<p>応急対策期の段階では、住家被害を中心に被害状況調査を行い、引き続き情報管理体制を強化していく。</p>		
3. 2	応急対策期の広報活動	3-129
<p>応急対策期の段階では、被害情報、応急対策情報に加えて生活情報の提供を進めていく。</p>		
3. 3	避難所の運営	3-132
<p>避難所の運営は、町の職員が中心となり、ボランティアや避難者自身の協力を得ながら実施する。</p>		
3. 4	土木施設の応急復旧	3-136
<p>災害によって、倒壊、破損等で利用不能となった土木施設の応急復旧を実施する。</p>		
3. 5	災害廃棄物等の処理	3-139
<p>災害によって排出されまたは処理量の増加したごみ、し尿、がれき等を迅速確実に収集処理し、環境衛生の万全を期する。</p>		
3. 6	住宅対策	3-143
<p>災害によって住家が被害を受けた者に対し、仮設住宅や一時入居施設の提供あるいは応急修理を実施する。</p>		
3. 7	農林水産業対策	3-148
<p>災害によって被害を受けた農林水産業施設の応急対策を実施する。</p>		
3. 8	文教対策	3-152
<p>災害が発生し、または発生するおそれがある場合、児童生徒の安全確保・学校施設の確保及び教職員対策、文教施設の復旧、学用品、教科書の確保等、応急対策を講じるものとする。</p>		

番号	タイトル	〔基本計画編〕参照ページ 第3章 災害応急対策計画
3. 9	義援金品の受付・配分	3-156
<p>災害が発生した場合に、各方面から寄託される義援金品の受付及びこれらの配分等を適切に実施する。</p>		
3. 10	ライフライン施設の応急復旧	3-158
<p>災害時におけるライフラインの機能低下は、社会的に多大の影響を及ぼすため、各ライフライン関係者は、迅速・的確かつ慎重に応急復旧を実施する。</p>		
3. 11	広域一時滞在	3-171
<p>災害が発生し、広域一時滞在の必要があると認めるときは、県内、県外における避難者受け入れに係わる広域一時滞在の協議を実施する。</p> <p>広域一時滞在の協議を受けた場合は、被災住民を受け入れる避難所を決定し、被災住民の受け入れに協力する。</p>		

第 5 章 災害復旧復興計画

第 1 節 災害町民相談

1. 目的

被災者から寄せられる多様な生活上の不安に対応できるよう、総合相談窓口を早期に開設し、被災以前の状態への早期実現を図っていく。

2. 活動項目

(1) 災害町民相談	●町の役割
	○全 課 → 災害町民相談 ○広報班 → 町民サポートセンターの開設

(1) 災害町民相談

被災者は、被災直後から厳しい生活環境におかれ将来への不安を抱え込むことになる。そのような不安を解消するため、印南町は、「町民サポートセンター（仮称）」を開設し、概ね次のような業務を行うこととする。

1) 各種手続きの総合窓口

見舞金の交付、資金貸付、税の減免、中小企業者・農業者への融資等に関する手続き及び相談を一元的に処理する。

2) 各専門分野での相談

① 医療、保健（精神保健含む）、福祉、住宅に関する相談を受ける。

（電話、FAXでも対応できるようにする。）

② 相談内容に的確に対応するためには、国及び県の担当部局と連携し、専門家を派遣してもらえようとする。

また、必要に応じてライフライン関係者もスタッフに加える。

3) 法律相談の実施

弁護士等の協力を得て、各種法律上の相談に応じる。

（電話、FAXでも対応できるようにする。）

4) 情報の提供

自立を図る上でのさまざまな情報を収集し、電話での照会及び報道機関、広報誌等を通じた広報によって提供する。

5) その他

① 被災者からの要望を「聞きっぱなし」に終わらせることのないように注意する。

② 必要に応じて避難所の巡回相談を行う。

③ 要配慮者に対応する職員を専任で配置する。

第2節 リ災者のメンタルケア

1. 目的

災害によって深く心が傷ついた心理状態の治療または症状を軽減するための対策を講じる。

2. 活動項目

(1) メンタルケア対策	●町の役割	○医療班 → メンタルケア対策
	◆関係機関の役割	◇御坊保健所 → メンタルケア対策 ◇医療機関 → メンタルケア対策
(2) 災害対策要員のメンタルケア	●町の役割	○医療班 → 災害対策要員のメンタルケア
	◆関係機関の役割	◇御坊保健所 → 災害対策要員のメンタルケア ◇医療機関 → 災害対策要員のメンタルケア
(3) 子供たちのメンタルケア	●町の役割	○医療班 → 子供たちのメンタルケア ○教育班 → 子供たちのメンタルケア
	◆関係機関の役割	◇御坊保健所 → 子供たちのメンタルケア ◇医療機関 → 子供たちのメンタルケア

(1) メンタルケア対策

被災者個人及び行政が実施するメンタルケア対策として以下の方法がある。

1) 被災者個人の対策

- ① 被災者は、誰もが災害を体験したものであり、自分個人だけのものではないということ認識する。
- ② だれでも無関心や無感動になることを自覚し、そうした気持ちを否定しない。
- ③ できるだけ活動的にしている。
- ④ 現実から逃げない。(葬儀に参列する、損失を調べる、被災現場に戻る等)
- ⑤ どういう災害であったかを本気になって考える。
- ⑥ 善意を素直に受け入れる。
- ⑦ 一人になれる時間をもつ。

2) 行政の対応

①「心のケアセンター」の開設

医師、臨床心理士、保健師、精神科ソーシャルワーカー等配置し、次の対策を実施する。

- ア) 各種情報を提供するために、住民や町職員、ボランティア等を対象とした講演会の開催
- イ) 住民からの電話やFAXによる相談を受ける「災害ストレスホットライン 24 時間」の開設
- ウ) 避難所及び家庭訪問による巡回相談の実施
- エ) 精神障害者の地域の受け皿として、小規模作業所やグループホームの設置（運営は、精神病院協会や家族会に委託）

② 精神衛生ボランティアによる仮設住宅、福祉施設等への巡回

【PTSD(心的外傷後ストレス障害)】

○阪神・淡路大震災では、PTSD（心的外傷後ストレス障害…大災害や大事故等がきっかけにして起こる①疎外感、②不眠や過剰な警戒心、③過度の驚き、④集中力の低下等の症状で、社会生活に支障を来すもの）が問題となったが、地震災害後は、住民はだれでも住宅や仕事の問題である程度のストレスが蓄積されており、ストレス＝PTSDではないことを念頭に置いておく。

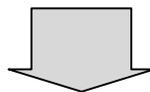
（実際には、PTSDの適用条件に当てはまらない人の方が多いたことが現実である。）

(2) 災害対策要員のメンタルケア

災害対策要員の心身の健康こそが災害対策を進める原動力であり、交替に休みをとりながら、お互いに助け合い、いたわりあって、ストレスをうまく軽減していく必要がある。

1) ストレスの原因

- ① 災害発生以来、重い社会的責任を感じながら仕事に打ち込んできた
- ② 強いストレスを示す被災者の方と毎日接してきた
- ③ 被災者の要望にできるだけ応えようとしてきた
- ④ 被害が深刻で、一刻の猶予も許されない
- ⑤ 担当者として、自責の念にかられる
- ⑥ 混乱のなか毎日のように、新しいことに取り組み、新しい人と付き合う



- | | |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <ul style="list-style-type: none"> ・ケガや病気になりやすい ・じっとしていられない ・ものごとに集中できない ・状況判断や意思決定にミスをする ・気分が落ち込む ・何をしてもおもしろくない ・人と付き合いたくない ・すぐ腹がたち、ほかの人を責めたくなる ・問題があるとわかりながら考えない | <ul style="list-style-type: none"> ・不安がある ・いらいらする ・もの忘れがひどい ・頭痛がする ・かぜをひきやすい ・発疹がでる ・よく眠れない |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

2) 災害対策要員のストレス軽減対策

① 体調を整える

- ア) 毎日体を動かし、運動をする
- イ) 食事のバランスに気をつける
- ウ) 果物や野菜をとる
- エ) 睡眠を十分にとる

② 規則正しい生活習慣を守る

- ア) 規則正しく、休息・休暇をとる
- イ) 規則正しく、ゆっくりと食事をする

③ 気分転換を図る

- ア) 一時的に、災害対策の第1線を離れて仕事をする
- イ) ときには同僚と息抜きをする
- ウ) 趣味の時間をもつ

④ 人間関係を大切にする

- ア) 家族とのコミュニケーションを絶やさない
- イ) お互いに体験したことを話し合う
- ウ) これまで話したことの無い人にも話しかける

(3) 子供たちのメンタルケア

子供たちのメンタルケアを考える場合、おおよそ次の5つのことに配慮する。

- 1) 何がおこったのか、正しく理解させる
- 2) 子供は強い恐怖感をもっていることを知っておく
- 3) 無力感に対処する
 - 自分は災害に対して何もできないという感覚を子供は持ちがちであり、今の状況
- 4) 人間関係に変化があらわれることを知っておく
- 5) 人間観や、人生観に影響を受けることを知っておく

第 3 節 生活確保対策

1. 目 的

災害後の混乱を速やかに收拾し、民生の安定と社会秩序の回復を図るために、防災関係機関等と協力し、生活確保のための緊急措置を講じる。

2. 活動項目

(1) 被災者に対する職業のあっ旋	<p>◆関係機関の役割</p> <p>◇御坊公共職業安定所 → 被災者に対する職業のあっ旋</p>
(2) 災害復旧資金計画	<p>●町の役割</p> <p>○関係各班 → 災害復旧資金計画</p> <p>◆関係機関の役割</p> <p>◇県 → 災害復旧資金計画</p>
(3) 租税の徴収猶予及び減免	<p>●町の役割</p> <p>○税務班 → 租税の徴収猶予及び減免</p> <p>◆関係機関の役割</p> <p>◇日高振興局総務県民課 → 租税の徴収猶予及び減免</p>
(4) 郵政関係保護	<p>◆関係機関の役割</p> <p>◇印南郵便局 → 郵政関係保護</p>
(5) り災証明書の発行	<p>●町の役割</p> <p>○税務班 → り災証明書の発行</p>
(6) 住宅金融支援機構の貸付手続き	<p>●町の役割</p> <p>○関係各班 → 住宅金融支援機構の貸付手続き</p>

(1) 被災者に対する職業のあっ旋

1) 被災地域を管轄する公共職業安定所の長は、災害によって離職を余儀なくされた者の早期再就職を促進するため、離職者の発生状況、求人・求職の動向等の情報を速やかに把握するとともに、必要に応じ、次の措置を講じるものとする。

- ① 被災者のための臨時職業相談窓口の設置
- ② 公共職業安定所に出向くことが困難な地域における臨時職業相談所の開設または巡回職業相談の実施
- ③ 職業訓練受講の指示、職業転換給付金制度の活用等

2) 雇用保険の失業給付に関する特例措置について

① 証明書による失業の認定

被災地域を管轄する職業安定所の長は、災害によって失業の認定日に出向くことができない需給資格者に対して、事後に証明書によって認定を行い、失業給付を行うものとする。

② 激甚災害による休業者に対する基本手当の支給被災地域を管轄する職業安定所の長は、地震災害が激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和37年法律第150号）第25条に定めた措置を適用される場合は、災害による休業のための賃金を受けることができない雇用保健の被保険者（日雇労働被保険者を除く）に対して、失業しているとみなして基本手当を支給するものとする。

③ 被災事業主に関する対策について

災害によって労働保険料の所定の期限までに納付することができない事業主に対して、必要があると認めるときは概算保険料の延納の方法等の特例措置、延滞金もしくは追徴金の徴収免除または労働保険料の納付の猶予を行うものとする。

(2) 災害復旧資金計画

町は、県及び関係機関と連携し、災害復旧のための融資措置として、被災者、中小企業者及び農林漁業者等に対し、つなぎ融資の手段を講ずるとともに、あらゆる融資制度を活用して積極的な資金の融資計画を推進し、民生の安定を図るものとする。

各制度の融資基準については、資料編の「災害弔慰金・災害援護資金等実施基準表」「生活福祉資金貸付条件」に示すとおりである。

また、資金の種類は、以下のとおりである。

1) 農林漁業関係の資金融通

① 天災融資資金

(天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法)

ア) 農林漁業者経営資金

イ) 農林漁業組合事業資金

② 株式会社日本政策金融公庫資金（株式会社日本政策金融公庫法）

ア) 農業基盤整備資金

イ) 林業基盤整備資金

ウ) 漁業基盤整備資金

エ) 漁船資金

オ) 農林漁業施設資金（共同利用施設、主務大臣指定施設）

カ) 農林漁業セーフティネット資金

③ 生活営農資金

④ 林業・木材産業改善資金（林業・木材産業改善資金助成法）

⑤ 被害森林整備資金

2) 商工業関係の資金融通

① 和歌山県融資制度

② 災害復旧高度化融資

- ③ 中小企業近代化資金等助成法の設備近代化資金の償還期限延長
- ④ 小規模企業者等設備導入資金助成法の設備資金の償還期限延長

3) 福祉関係の資金融通

① 生活福祉資金（生活福祉資金貸付制度要綱）（県社会福祉協議会運用）

- ア) 更生資金
- イ) 福祉資金
- ウ) 住宅資金
- エ) 修学資金
- オ) 療養・介護等資金
- カ) 緊急小口資金
- キ) 災害援護資金

② 母子・寡婦福祉資金

- ア) 据置期間の延長
 - ・ 事業開始資金
 - ・ 事業継続資金
 - ・ 住宅資金
- イ) 支払猶予
 - ・ 事業開始資金
 - ・ 事業継続資金
 - ・ 修学資金
 - ・ 技能習得資金
 - ・ 修業資金
 - ・ 就職支度資金
 - ・ 医療介護資金
 - ・ 生活資金
 - ・ 住宅資金
 - ・ 転宅資金
 - ・ 就学支度資金
 - ・ 結婚資金

4) 住宅関係の資金融通

- ① 災害復旧住宅資金
- ② 災害特別貸付

5) その他の災害関連住宅資金の確保

低所得者世帯、障害者世帯が、災害により滅失した家屋の再建をする場合においては、生活福祉資金の住宅資金貸付けを受けることができる。

ア) 生活福祉資金の住宅資金

低所得者世帯または身体障害者世帯が、住宅の増改築、拡張、補修または保全に必要とする経費については、生活福祉資金の住宅資金の貸付けを受けることができる。

災害により特に必要な場合は、貸付け限度額据置期間等について優遇措置が講じられる。

(3) 租税の徴収猶予及び減免

り災した納税義務者または特別義務者等に対し、地方税法または町条例によって、期限の延長及び減免等を行うときは、それぞれの実態に応じ適時適切に講じるものとする。

(4) 郵政関係保護

1) 郵便関係

① 小包郵便物の料金の免除

郵政大臣が公示した場合は、当該災害地の被災者の援助を行う地方公共団体または日本赤十字社にあてた救助用物資を内容とする小包郵便物の料金を免除する。

② 郵便はがき等の無償交付

災害救助法適用時に、り災世帯当たり通常郵便はがき 5 枚以内及び郵便書簡 1 枚を交付する。

③ 利用の制限及び業務の停止

重要な郵便物の取扱いを確保するため必要があるときは、郵便の利用を制限し、または郵便の業務の一部を停止することがある。

2) 電報・電話関係

被害地の郵便局において取り扱う被災者の利用する災害関係電報電話については、西日本電信電話（株）和歌山支店と協議のうえ、料金の免除等の措置を実施する。

3) 為替貯金関係

取扱局、取扱期間、取扱事務の範囲を指定して、払い戻し等の便宜を行う。

なお、災害救助法が適用された場合は、郵政局からの指示をまたずに郵便局長限りで取扱いできる。

4) 簡易保健、郵便年金関係

取扱局、取扱期間、取扱事務の範囲を指定して、保険金・貸付金の支払い、保険料等の払い込みの等の際、便宜処置を行う。

5) 災害寄付金の料金免除の取扱い

地方公共団体、中央共同募金会等からの申請をもって、被災者支援を目的とする寄付金を郵便振替によって送金する場合における通常払込及び通常振替の料金の免除の取扱いを実施する。

(5) り災証明書の発行

1) 発行所

り災証明書は、税務班が発行する。

(火災によるり災は、日高広域消防事務組合消防本部が発行)

なお、り災証明書は被災者の早期生活再建を支援するため、町は住家の被害状況調査の結果に基づき、税の減免、各種手数料・使用料の減免、各種貸付金、融資の支援、保険などの支払いを受けるために必要となるり災証明書について、その交付が遅滞なく行われるよう、住家被害の調査の担当者の育成、他の地方公共団体や民間団体との応援協定の締結等を計画的に進めるなど、交付に必要な業務の実施体制の整備に努め、早期に被災者に交付するものとする。

2) 発行手続

税務班は町内のり災台帳を備え付け、その台帳(台帳によって確認できないものは、申請者の立証資料)等によって、り災者の申請により発行する。

3) 証明の範囲

り災証明書の証明範囲は、災害対策基本法第2条第1号に規定する災害により、被害を受けた家屋とし、次の項目において証明を行う。

なお、家屋以外のものが被災した場合において、必要のあるときには、これに準ずることとする。

- ① 全壊、大規模半壊、半壊、一部破損、床上浸水、床下浸水
- ② 火災による全焼、半焼、水損

4) 証明手数料

免除

5) 証明書

証明書の様式は、資料編(様式-21)の「り災証明願」を参照。

(6) 住宅金融支援機構の貸付手続き

住宅金融支援機構が行う災害関係貸付けとして、「災害復興住宅資金貸付け」、「宅地防災工事資金貸付け」がある。

また、これらの災害関連貸付けの対象外の被災者に対しても、個人住宅資金(一般住宅)について、特例として融資条件の優遇措置が行われる。

1) 災害復興住宅資金

災害により住宅が滅失または損傷した場合には、必要な資金の融資を受けることができる。

町及び県は、被災地のり災家屋の状況を速やかに調査し、住宅金融支援機構法に規定する災害復興住宅資金の融資適用災害に該当するときは、融資が円滑に行われるよう、借入手続きの指導、融資希望者家屋の被害状況調査及び被害率の認定を早期に実施して、災害復興住宅資金の借入の促進を図るものとする。

2) 災害特別貸付金

個人住宅資金（一般住宅）の融資対象者で一定の要件に該当する者に対しては融資条件が優遇されている。

災害により滅失家屋（修理不能になった半壊、半焼及び半流出を含む。）が生じたときは、被災地の町及び県は、協力して、被災者の希望により災害の実態を把握したうえで、被災者に対し融資制度の内容を周知するための必要な措置をとり、申し込みに際しては、その手続き等の指導を行うものとする。

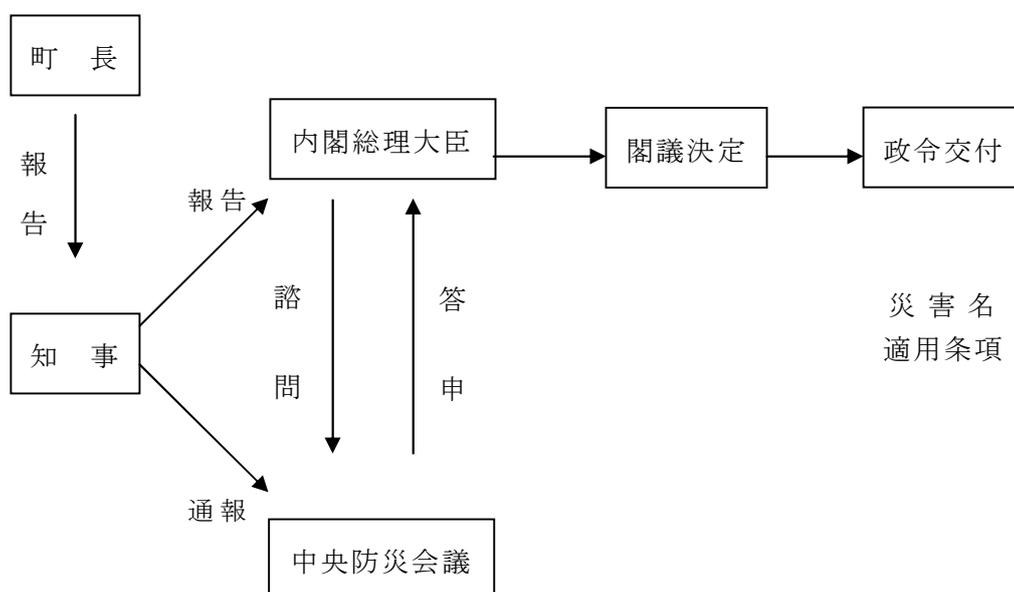
3) 産業労働者住宅建設資金の特例

生産、販売、運送その他の事業を行う事業者が、その使用する産業労働者の住宅を建設する場合、事業者に対して住宅資金を融通することになっている。

特例措置は、激甚災害によって被害を受けた事業者が、その災害によって住宅を滅失した産業労働者のために、産業労働者住宅を建設する場合、この融資について、償還期間の延長等の優遇措置が受けられるものである。

※ 「資-140 災害弔慰金・災害援護資金等実施基準表」、「資-141 印南町小災害見舞金支給規程」、「資-142 生活福祉資金貸付条件」及び「様-21 り災証明願」は資料編を参照

■ 図 5 - 1 . 激甚災害指定の流れ



3) 激甚災害に関する被害状況等の報告

① 知事への報告

町長は、町域内に災害が発生した場合は、災害対策基本法第53条第1項の規定に基づき、速やかにその被害状況を知事へ報告するものとする。

② 報告事項

被害状況等の報告は、災害が発生した時から当該災害に対する応急措置が完了するまでの間、次に掲げる事項について行うものとする。

- ア) 災害の原因
- イ) 災害が発生した日時
- ウ) 災害が発生した場所または地域
- エ) 被害の程度（災害対策基本法施行規則別表第1に定める事項）
- オ) 災害に対してとられた措置
- カ) その他必要な事項

(2) 特別財政援助額の交付手続き等

本部長（町長）は激甚災害の指定を受けたときは、事業の種別ごとに激甚法及び算定の基礎となる法令に基づき調書等を作成し、県知事に提出しなければならない。

※ 「災害復旧に伴う財政援助の種類」は資料編(資-149～150)を参照

第5節 普通生活への復帰・避難所の縮小

1. 目的

避難所の多くは学校や公民館等の公共施設であり、いずれ本来業務を再開しなければならない。

従って、町は仮設住宅の建設等の復興政策と連動して避難所を縮小していくものとする。

2. 活動項目

(1) 普通生活への復帰・避難所の縮小	●町の役割
	○関係各班 → 普通生活への復帰・避難所の縮小

(1) 普通生活への復帰・避難所の縮小

避難所の統廃合や避難者の自立を促進するため、町は、避難所開設当初から確かな情報を基に方針・方向性・指針といったものを打ち出し、それに向けて行政・ボランティア・被災住民が三位一体となって作業を進めていく。

1) 被災住民の移動を実施する場合の注意点

- ① 避難所を閉鎖し他への移動を住民に求める場合は、その建物に近く、なるべく同一地域内の施設を準備すること。
- ② 移動先施設の生活環境のレベルを現状以上のものとする。
- ③ 早めに方針を打ち出し、被災者組織と十分に協議すること。
- ④ 一旦行政と住民との信頼関係が壊れると、再び信頼を取り戻すには相当の期間とエネルギーを必要とするので、常に相手の立場にたった対応をすること。

第6節 災害復興計画

1. 目的

災害によって、印南町内の広い地域が壊滅し、社会経済活動に甚大な障害が生じた場合、町の復興は、多数の機関が関係する高度かつ複雑な大規模事業となるため、町の復興計画を速やかに作成しなくてはならない。

ここでは、被害者の再生活を支援し、災害の再発防止を配慮しながら施設の復旧を図り、より安全性に配慮した地域振興のための基礎的な条件づくりを目指す。

2. 活動項目

(1) 災害復興の基本方針	<p>●町の役割</p> <p>○全班 → 災害復興の基本方針</p>
(2) 災害復興計画	<p>●町の役割</p> <p>○全班 → 災害復興の策定</p> <p>◆関係機関等の役割</p> <p>◇防災関係機関 → 復興計画策定委員会への参加協力</p> <p>◇学識経験者 → 復興計画策定委員会への参加協力</p> <p>◇県、関係機関等 → 災害復興事業への協力</p> <p>◇町民、事業所等 → 災害復興事業への協力</p>

(1) 災害復興の基本方針

1) 基本方針

復興計画は、その計画に基づいて実施する具体的な施策が、人びとの生命を守り、真に災害に強い町づくりを推進し、安全で快適な住民生活の実現に寄与するとともに、本町の特徴を生かした魅力的なまちを創造することを目的とする。

また、復興に際しては、「安全」「安心」「ゆとり」をキーワードとする「被災地域の復興のための長期ビジョン」を作成し、その目標に向かって事業を推進していくものとする。

2) 復興計画推進上の課題

大規模災害からの復興は、被災者、被災団体、町にとって前例のない困難を伴うものである。

このため、復興計画の推進に当たっては、以下の点に留意しつつ、その目標の達成を目指すものとする。

① 住民主体によるまちづくり

被災地では、自らの手でまちづくりを進めようとする気運が高まり、自主的な小さなグループが生まれてくる。これらの活動を支援し、住民主体のまちづくりを進めるため、新しい住民参加のあり方を推進する。

② 人と自然が共生する環境創造

復興の過程で健康を犠牲にすることなく、環境を破壊せず、被災地のみならず他の地域の発展に役立つ復興でなければならないこと、さらには、自然的風土の保全や町の環境をより高める視点からの対応を図ることなどが必要である。

③ 民間活力による復興を促進する規制緩和

被災地域の早期復興を図るためには、民間活力の活用が不可欠であり、そのための各種の制度改正や規制緩和を図る必要がある。

④ 町外機関の多くの参加と協力による復興

被災地域復興のための住宅整備、福祉のまちづくり、文化や経済の復興、防災まちづくりには、新しいシステムや技術の導入が不可欠であるので、町外機関の多くの参加と協力を求める。

⑤ 行財政改善の推進

町財政は、災害によって当分の間、税収の減収と復旧・復興のための多額の財政支出が見込まれ、厳しい運営を余儀なくされることとなる。

このため、これまでも増して簡素で効率的な行財政運営に努め、重点的・計画的な事業の推進を図る。

⑥ 復興事業のマネジメント

復興事業の推進は、長期に及ぶものであるので、社会情勢や住民ニーズの変化、技術革新の進展等の条件変化に対応し、計画の変更も含めて柔軟で機動的な運用を図ることとし、計画のフォローアップや計画推進上の課題等について、住民各界各層から幅広い意見や提言を得るための組織を設置する。

3) 予想される個別課題

① 震災から都市を再生するために

ア) 迅速できめ細やかな復旧

イ) 町民、事業者、町の協働によるまちづくり

ウ) 恒久的住宅ストックの回復と被災者への供給

エ) 町基盤施設の早期復旧

オ) ライフラインの復旧

カ) 医療・保健・福祉学校、学校・教育施設等の復旧・復興

キ) 要配慮者・生活弱者の救済

ク) 産業の復旧・復興

ケ) 町の魅力と活力の向上

② 新たな災害に備えて

- ア) 災害に強い住宅の再生・修復
- イ) 安全で快適な居住環境の整備
- ウ) 町の防災機能の強化
- エ) ライフラインの強化
- オ) 新たな情報システムの導入と情報ネットワークの形成
- カ) 地域コミュニティの形成、ボランティア活動の振興
- キ) 災害の要因の把握と対策
- ク) 防災施策の充実と強化
- ケ) 災害記録の保持、防災意識の高揚

(2) 災害復興計画

1) 災害復興計画の策定

大規模な被害が発生した場合の災害復興は、複雑かつ高度な大規模事業となる。

そのため、町や集落・産業・生活復興等に関する計画及びその事業手法、財源確保、推進体制等に関する事項について検討し、災害復興計画を策定する。

災害復興計画を策定した場合は、速やかにその内容を町民に公表する。

2) 復興計画策定委員会

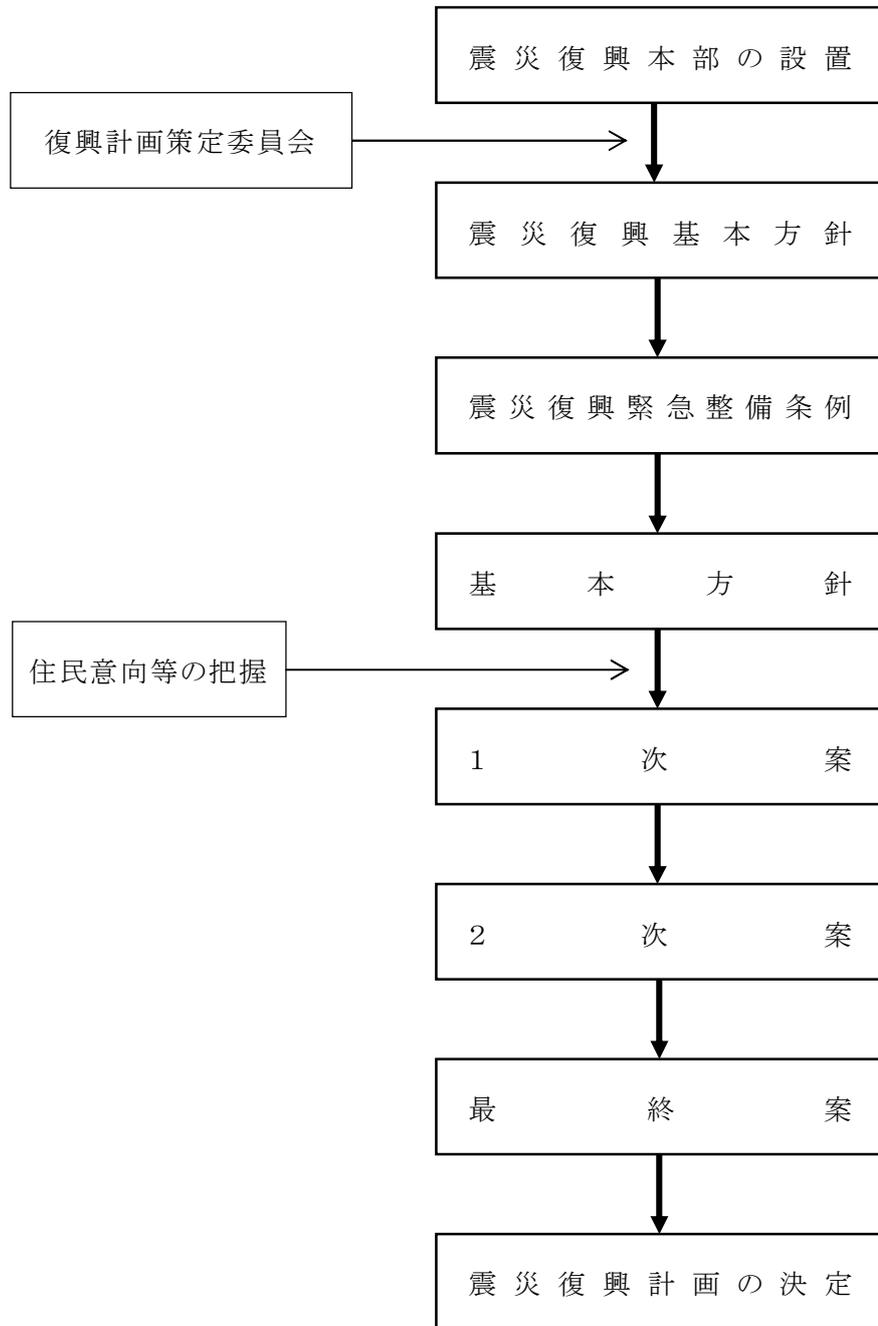
復興に関する基本方針などを検討・推進するため、必要に応じ町関係課・室の職員、防災関係機関及び学識経験者等から構成する、復興計画策定委員会を設置する。

3) 災害復興事業の実施

町は、県及び関係機関・団体並びに町民・事業所等と協力し、災害復興計画に基づき、災害復興事業を推進する。

なお、事業の計画的な推進のため、必要に応じて町役場内に災害復興に関する専門部局の設置を検討する。

4) 復興計画策定フロー (例)



第6章 南海トラフ地震防災対策推進計画

第 1 節 総 則

1. 推進計画の目的

この計画は、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成 14 年法律第 92 号。以下「南海トラフ特措法」という。）第 5 条第 2 項の規定に基づき、南海トラフ地震防災対策推進地域について、南海トラフ地震に伴い発生する津波からの防護、円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項、南海トラフ地震に関し地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備に関する事項等を定め、当該地域における地震防災対策の推進を図ることを目的とする。

2. 防災関係機関が地震発生時の災害応急対策として行う事務または業務の大綱

本町の地域に係る地震防災に関し、本町の区域内の公共的団体その他防災上重要な施設の管理者（以下「防災関係機関」という。）の処理すべき事務または業務の大綱は、「第 1 章 第 4 節 町及び防災機関の業務大綱」に定めるところによる。

第2節 南海トラフ巨大地震（M9クラス）の被害の特性

南海トラフで発生する地震に関しては、起こり得る最大（M9）クラスの地震を想定した対策を講じることとする。地震及び被害の特性は、次のとおりである。

1. 地震の特性

南海トラフの各所ではこれまで、東海地震、東南海地震、南海地震などのM8クラスの巨大地震が約100年から200年ごとに発生しており、その発生間隔にはばらつきがあり、震源域の広がり方には多様性があることが知られている。

2. 広域的な被害

最大クラスの地震・津波が発生すると、東海から九州にかけて広域的な被害の発生が想定され、特に太平洋沿岸地域では、甚大な津波被害が生じることが予想される。

このような状況から、県外からの早期の応援は必ずしも期待できない。

（1）揺れによる被害

町域は震度6弱～6強の激震域になると予測され、揺れによる建物・人的被害の発生が想定される。

（2）津波による被害

沿岸部及び切目川、印南川の河口部を中心に、津波による浸水被害が想定される。

（3）堤防等の機能損傷

揺れや液状化により、堤防の損壊または水門、陸閘等の閉鎖不能が生じ、津波浸水被害の拡大が懸念される。

（4）火災の発生

同時多発火災が発生し、住宅密集地域などで延焼被害が想定される。

（5）土砂災害の発生

急傾斜地や山腹で崩壊が発生し、家屋被害や道路寸断による孤立集落の発生が想定される。

（6）帰宅困難者の発生

帰宅困難者が発生することが想定される。

第3節 関係者との連携協力の確保

1. 資機材、人員等の配備手配

(1) 物資等の調達手配

- 1) 町は、地震発生後に行う災害応急対策に必要な物資、資機材（以下「物資等」という。）は、調達可能な業者との協定により確保を行う。
- 2) 町は、地域住民等に対する応急救護及び地震発生後の被災者救護のため必要な物資等の供給を県に対し要請する。

(2) 人員の配置

町は、人員の配備状況を県に報告するとともに、人員に不足が生じる場合は、県等に応援を要請する。

(3) 災害応急対策等に必要な資機材及び人員の配置

- 1) 防災関係機関は、地震が発生した場合において、印南町地域防災計画に定める災害応急対策及び施設等の応急復旧対策を実施するため、あらかじめ必要な資機材の点検、整備及び配備等の計画を作成するものとする。
- 2) 機関ごとの具体的な措置内容は、機関ごとに別に定める。

2. 他機関に対する応援要請

- 1) 町が災害応急対策の実施のため必要な協力を得ることに関し、締結している主な応援協定は次のとおりである。（資料編「資-162 印南町災害協定一覧」を参照）

- 和歌山県下消防広域相互応援協定
- 和歌山県防災ヘリコプター応援協定
- 日本水道協会和歌山県支部水道災害相互応援対策要綱に基づく協定 ほか

- 2) 町は必要があるときは、1) に掲げる応援協定に従い、応援を要請するものとする。

- 3) 町長は、必要があるときは、知事に対し、次の事項を明らかにして自衛隊の地震防災派遣を要請するものとする。

- ア) 派遣を要請する事由
- イ) 派遣を要請する期間
- ウ) 派遣を希望する区域
- エ) その他参考となるべき事項

3. 帰宅困難者への対応

- 1) 町は、「むやみに移動を開始しない」という基本原則を広報等で周知するほか、民間事業者との協力による一斉徒歩帰宅の抑制対策を進めるものとする。

- 2) 町内において帰宅困難者が大量に発生することが予想される場合は、帰宅困難者に対する一時滞在施設等の確保対策等の検討を進めるものとする。

第4節 津波からの防護、円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項

1. 津波に関する調査

町は、津波避難を円滑に行うための津波調査（想定される津波波高・到達時間・津波浸水域の調査）の情報をハザードマップ形式に整理し、地域住民の防災意識向上と避難先（津波一時避難場所、指定避難所等）、安全レベルの考え方、避難手順等の周知徹底を図る。

2. 津波からの防護

1) 河川、海岸及び漁港の管理者は、地震が発生した場合は直ちに、水門の閉鎖、工事中の場合は工事の中断等の措置を講じるものとする。

2) 河川、海岸及び漁港の管理者は、次の事項について別に定めるものとする。

- ① 堤防、水門等の点検方針・計画
- ② 堤防、水門等の自動化・遠隔操作化・補強等必要な施設整備等の方針・計画
- ③ 水門等の閉鎖を迅速・確実に行うための体制、手順及び平常時の管理方法
- ④ 漁港等の整備の方針及び計画
- ⑤ 防災行政無線の整備等の方針及び計画

3. 津波に関する情報の伝達等

(1) 情報の収集・伝達

町は地震により、津波等の災害が発生し、または、発生するおそれのあるときは、災害の状況及びこれに対してとられた措置に関する情報を収集することとする。

また、被害の詳細が把握できない状況下にあっても、迅速な災害情報の収集報告に努めるものとする。

津波に関する情報の伝達に係る基本的事項は、「第4章 第2節 2.5 地震・津波情報等の伝達」のとおりとするほか、町は、次の事項にも配慮する。

- ① 町は、津波に関する情報が、居住者等及び観光客等並びに防災関係機関に対し、正確かつ広範に伝達されること。
- ② 災害時要配慮者に対する伝達
- ③ 船舶に対する津波警報等の伝達
- ④ 船舶、漁船等の固定、港外退避などの措置
- ⑤ 管轄区域内の被害状況の迅速・確実な把握

(2) 津波警報等の伝達

通信衛星から配信された津波警報等をJ-アラート（全国瞬時警報システム）で受信、24時間放送体制で防災行政無線からの自動放送により地域住民等へ一斉に伝達する。

4. 避難指示等の発令基準

地域住民に対する避難勧告または指示の発令基準は、原則として次のとおりとする。

【避難勧告等の発令の判断基準】

避難勧告	①津波注意報が発表され、町に大きな被害が発生するおそれがあるとき
避難指示	【レベル1 東海・東南海・南海3連動地震による浸水想定区域を参考】
	①強い地震（震度4程度以上）若しくは長時間のゆっくりとした揺れを感じて避難の必要を認めるとき ②津波警報を覚知したとき
	【レベル2 南海トラフの巨大地震による浸水想定区域を参考】
	①震度5弱以上の地震を感知し、町に大きな被害が発生するおそれがあるとき ②大津波警報（特別警報）を覚知したとき

※津波注意報が発表された場合には、海岸堤防等の海側に居る者（海水浴客、漁業関係者等）を対象とし、状況により避難指示を発令する。

5. 避難対策等

- 1) 地震発生時において、津波による避難の勧告または指示の対象となる地区は、下表のとおり。

【避難すべき区域】

対象地区	【レベル1 東海・東南海・南海3連動地震による浸水想定】
	津波浸水想定区域8地区 ※印南町津波ハザードマップ参照 [浜地区、地方地区、宇杉地区、本郷地区、光川地区、元村地区、上道地区、島田地区]
	【レベル2 南海トラフの巨大地震による浸水想定】
	津波浸水想定区域15地区 ※印南町津波ハザードマップ参照 [津井地区、浜地区、地方地区、宇杉地区、本郷地区、光川地区、山口地区、元村地区、上道地区、西ノ地地区、高垣地区、名杭地区、楠本地区、島田地区、切山地区]

なお、町はレベル2の津波にも対応できる緊急避難先となる津波避難場所等を適切に指定するものとする。

町は、地震発生時の建築物の倒壊や火災被害等の物的被害、それらに伴う人的被害の発生が懸念される木造住宅密集地区において避難先等を検討する場合は、必要に応じて延焼被害軽減対策等に取り組むものとする。

町は災害救助法の適用となる避難対策について、適切な対応を行うものとする。

※資料編の「災害救助法による救助の程度・方法及び期間【早見表】」を参照

- 2) 町は、1)に掲げる地区ごとに、避難先（津波一時避難場所、指定避難所等）の位置及び避難先に至る避難経路等についてあらかじめ関係地区住民と協議し、充分周知を図るものとする。周知方法としては、津波ハザードマップ、町ホームページ等を利用し、周知するものとする。
- 3) 町は、避難所を開設した場合に、当該避難所に必要な設備及び資機材の配備、食糧等生活必需品の調達、確保並びに職員の派遣が行えるよう、あらかじめ計画を作成しておくものとする。
- 4) 地域の自主防災組織及び施設または事業所の自衛消防組織は、避難の勧告または指示があったときは、あらかじめ定めた避難計画及び町災害対策本部の指示に従い、住民、従業員、入場者等の避難誘導のため必要な措置をとるものとする。
- 5) 避難広報や避難誘導を行う消防団員（水防団員）、町職員、自主防災組織、民生委員など防災対応や避難誘導にあたる者の危険を回避するため、津波浸水想定区域内での活動が想定される場合には、津波到達時間内での防災対応や避難誘導に係る行動ルールを定めておく。
誘導にあたる者は、この行動ルールに従い、安全が確保されることを前提として、避難誘導するものとする。
- 6) 他人の介護等を要する者に対しては、支援を行う者の避難に要する時間に配慮しつつ、次の点に留意するものとする。
- ① 町は、あらかじめ自主防災組織単位に、避難行動要支援者名簿を作成し、必要に応じて関係者と情報共有するものとする。

■用語の定義

○要配慮者

高齢者、障害者、乳幼児その他の特に配慮を要する者（災害対策基本法第8条第2項第15号）

○避難行動要支援者

町内に居住する要配慮者のうち、災害が発生し、または災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する者（災害対策基本法第49条の10第1項）

- ② 津波の発生のおそれにより、町長より避難の勧告または指示が行われたときは、①に掲げる者の避難先（福祉避難所、指定避難所、津波一時避難場所等）までの介護及び担送は、避難行動要支援者や避難支援等関係者等を含めた地域住民全体の合意によるルールを決め、計画を策定するものとし、町は自主防災組織を通じて介護または担送に必要な資機材の提供その他の援助を行うものとする。
- ③ 地震が発生した場合、町は①に掲げる者を収容する施設のうち自ら管理するものについて、収容者等に対し必要な救護を行うものとする。

7) 外国人、観光客、出張者等の地理・地形に不案内な利用者への避難対応が予想される施設の管理者や事業者等は、平常時から地元の自主防災組織等と津波に対する避難誘導等についての協議を行い、情報伝達や避難誘導の手段を定めておくものとする。

8) 避難所における救護上の留意事項

① 町が、避難場所において避難者に対し実施する救護の内容は次のとおりとする。

ア) 収容施設への収容

イ) 飲料水、主要食糧及び毛布の供給

ウ) その他必要な措置

② 町は、①に掲げる救護に必要な物資、資機材の調達及び確保を図るため、次の措置をとるものとする。

ア) 流通在庫の引き渡し等の要請

イ) 県に対し県及び他の市町村が備蓄している物資等の供給要請

ウ) その他必要な措置

9) 町は、居住者等が津波襲来時に的確な避難を行うことができるよう、津波避難に関する意識啓発のための対策を実施する。居住者等への防災知識の普及については、「第2章 第4節 4.4 防災教育・研修」に定めるところによる。

10) 町は、地域特性等を踏まえ、津波による浸水想定区域の設定、避難対象地域の指定、避難先・避難路等の指定、津波情報の収集伝達の方法、避難指示・避難勧告の具体的な発令基準、避難訓練の内容等を記載した津波避難計画を策定するものとする。

6. 消防機関等の活動

1) 消防機関は、津波からの円滑な避難の確保等のために、次の事項を重点として必要な措置を講じるものとする。

① 津波警報等の情報の的確な収集・伝達

② 津波からの避難誘導

③ 土嚢等による応急浸水対策

④ 自主防災組織等の津波避難計画作成等に対する支援

⑤ 津波到達予想時間等を考慮した退避ルールの確立 等

2) 1) に掲げる措置を実施するため必要な動員、配備及び活動計画は、「第3章 第2節 2.3 消防活動」に定めるところによる。

7. 水道、電気、ガス、通信、放送関係

(1) 水 道

地域住民等の津波からの円滑な避難を確保するため、水道管の破裂等による二次災害を軽減させるための措置を実施するものとする。

(2) 電 気

1) 電力事業者は、津波から円滑な避難を確保するため、津波警報等の伝達や夜間の避難時の照明の確保等が必要なことから、電力供給のための体制確保等必要な措置を講じるとともに、火災等の二次災害の防止に必要な措置に関する広報を実施するものとする。

2) 指定公共機関である関西電力株式会社田辺配電営業所が行う措置は、別に定めるところによる。

(3) ガ ス

ガス事業者は、津波からの円滑な避難を確保するため、火災等の二次災害防止のための利用者によるガス栓閉止等必要な措置に関する広報を実施するものとする。

(4) 通 信

電気通信事業者は、津波警報等の情報を確実に伝達するために必要な通信を確保するため、電源の確保等の対策を実施する。

(5) 放 送

放送事業者は、放送が居住者、観光客等への情報の正確かつ迅速な伝達のため不可欠であるため、地震発生時には津波に対する注意喚起に努めるとともに、津波警報等の正確かつ迅速な報道に努めることとする。

8. 交通対策

(1) 道 路

町、県警察及び道路管理者は、津波襲来のおそれがあるところでの交通規制、避難路についての交通規制の内容をあらかじめ計画し周知するものとする。

(2) 海 上

田辺海上保安部及び漁港管理者は、津波による危険が予想される地域から安全な海域へ船舶を退避させる等の措置に係る具体的な実施要領を定め、これに基づき必要な措置を実施するものとする。

(3) 鉄 道

1) 走行路線に、津波の発生により危険度が高いと予想される区間がある場合等における運行の停止その他運行上の措置

2) 走行中の列車の乗客や駅等に滞在する者の避難誘導計画等

9. 町が自ら管理等を行う施設等に関する対策

(1) 不特定かつ多数の者が出入りする施設

町が管理する庁舎、社会教育施設、社会体育施設、社会福祉施設、学校等の管理上の措置はおおむね次のとおりとする。

1) 各施設に共通する事項

- ア) 津波警報等の入場者等への伝達
- イ) 入場者等の安全確保のための退避等の措置
- ウ) 施設の防災点検及び設備、備品等の転倒、落下防止措置
- エ) 出火防止措置
- オ) 水、食糧等の備蓄
- カ) 消防用設備の点検、整備
- キ) 非常用発電装置の整備、防災行政無線、テレビ・ラジオ・コンピューターなど情報を入手するための機器の整備

2) 個別事項

① 学校等にあつては、以下の措置を行う。

- ア) 当該学校等が、本町の定める津波避難対象地区にあるときは、避難の安全に関する措置
- イ) 当該学校等に保護を必要とする生徒等がいる場合、これらの者に対する保護の措置

② 社会福祉施設にあつては、重度障害者、高齢者等、移動することが不可能または困難な者の安全の確保のための必要な措置を行う。なお、施設ごとの具体的な措置内容は施設ごとに別に定める。

(2) 地震災害応急対策の実施上重要な建物に対する措置

1) 災害対策本部またはその支部がおかれる庁舎等の管理者は、(1)の1)に掲げる措置をとるほか、次に掲げる措置をとるものとする。

また、災害対策本部等を町が管理する施設以外の施設に設置する場合は、その施設の管理者に対し、同様の措置をとるよう協力を要請するものとする。

- ア) 自家発電装置、可搬式発電機等の整備による非常用電源の確保
- イ) 無線通信機等通信手段の確保
- ウ) 災害対策本部開設に必要な資機材及び緊急車両等の確保

2) この推進計画に定める避難所または応急救護所がおかれる学校、社会教育施設等の管理者は、(1)の1)または(1)の2)の掲げる措置をとるとともに、町が行

う避難所または応急救護所の開設に必要な資機材の搬入、配備に協力するものとする。

(3) 工事中の建築等に対する措置

工事中の建築物その他の工作物または施設については、工事を中断するものとする。

10. 迅速な救助

(1) 消防機関等による被災者の救助・救急活動の実施体制

日高広域消防事務組合消防署印南出張所は、消防庁舎等の耐震化等、救助・救急隊の体制の整備及び車両・資機材の確保に努めるものとする。

(2) 緊急消防援助隊の人命救助活動等の支援体制の整備

町は、緊急消防援助隊運用要綱に定める受援計画等による緊急消防援助隊の人命救助活動等の支援体制の整備を行うものとする。

(3) 実働部隊の救助活動における連携の推進

町は、自衛隊・警察・消防等実働部隊による迅速な救助のため、被災地への経路の確保を含む救助活動における連携の推進を図るものとする。

(4) 消防団の充実

町は、消防団に関し、加入促進による人員確保、車両・資機材の充実を図るものとし、消防団の活性化対策の一層の推進を図るものとする。

また、消防団員の知識及び技能の向上を図るため、必要に応じ県消防学校の教育訓練を受け、消防団を中核とした地域防災力の充実強化に努め、災害対応能力の強化を図る。

第5節 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備計画

町は、地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備については、おおむね五箇年を目途として行うものとし、具体的な事業施行等に当たっては、施設全体が未完成であっても、一部の完成により相応の効果が発揮されるよう、整備の順序及び方法について考慮するものとする。

施設等の整備に当たっては、ソフト対策とハード対策を組み合わせた効果的な対策の実施をできる限り行うものとする。

- 1) 防災拠点施設の整備
- 2) 建築物、構造物等の耐震化・不燃化・耐浪化

耐震基準を満たさない町有施設の耐震化については、防災対策の重要度、耐震性能、施設特性（規模・利用者数・耐用年数等）等を総合的に勘案し、耐震化を促進する。

- 3) 避難場所、避難所の整備
- 4) 避難経路の整備
- 5) 土砂災害防止施設
- 6) 津波防護施設
- 7) 消防用施設の整備等
- 8) 緊急輸送を確保するために必要な道路、漁港の整備
- 9) 通信施設の整備

町その他防災関係機関は、「第2章 第3節 3.5 災害通信体制の整備」に定める情報の収集及び伝達計画に従い、地震防災応急対策を実施するため必要な通信施設を整備するものとする。

通信施設の整備計画は次のとおりである。

- ① 町防災行政無線
- ② その他の防災機関等の無線

第6節 防災訓練計画

- 1) 町及び防災関係機関は、地震防災対策推進計画の熟知、関係機関及び地域住民等の自主防災体制との協調体制の強化を目的として、推進地域に係る南海トラフ地震を想定した防災訓練を実施するものとする。
- 2) 1) の防災訓練は、11月5日の津波防災の日に津波避難訓練を実施するなど、少なくとも年1回以上実施するものとする。
- 3) 1) の防災訓練は、地震発生から津波襲来までの円滑な津波避難のための災害応急対策を中心とし、津波警報等が発表された場合の情報伝達に係る防災訓練も実施する。
- 4) 町は、自主防災組織等の参加を得て訓練を行う場合には、県に対し、必要に応じて助言と指導を求めるものとする。
- 5) 町は、県、防災関係機関、自主防災組織等と連携して、次のようなより具体的かつ実践的な訓練を行う。
 - ① 要員参集訓練及び本部運営訓練
 - ② 要配慮者、滞留旅客等に対する避難誘導訓練
 - ③ 津波警報等の情報収集、伝達訓練
 - ④ 災害の発生の状況、避難勧告・指示、自主避難による各避難所等への避難者の人数等について、迅速かつ的確に県及び防災関係機関に伝達する訓練

第7節 地震防災上必要な教育及び広報に関する計画

町は、防災関係機関、地域の自主防災組織、事業所等の自衛消防組織等と協力して、地震防災上必要な教育及び広報を推進するものとする。

1. 町職員に対する教育

地震災害応急対策業務に従事する職員を中心に、地震が発生した場合における地震災害応急対策の円滑な実施を図るため、必要な防災教育を行うものとする。

防災教育は、各課、各機関に行うものとし、その内容は少なくとも次の事項を含むものとする。

- ① 南海トラフ地震に伴い発生すると予想される地震動及び津波に関する知識
- ② 地震・津波に関する一般的な知識
- ③ 南海トラフ地震が発生した場合に具体的にとるべき行動に関する知識
- ④ 南海トラフ地震が発生した場合に職員等が果たすべき役割
- ⑤ 南海トラフ地震防災対策として現在講じられている対策に関する知識
- ⑥ 南海トラフ地震対策として今後取り組む必要のある課題
- ⑦ 家庭内での地震防災対策の内容

2. 地域住民等に対する教育

町は、関係機関と協力して、ハザードマップの作成・見直し・周知、ワークショップの開催、防災訓練等の機会を通じて、津波からの避難に関する意識の啓発など、地域住民等に対する教育を実施するものとする。

防災教育の内容は、次のとおりとし、地域の実態に応じて地域単位、職場単位等で行うものとする。

なお、その教育方法として、印刷物、ビデオ等の映像、各種集会の実施など地域の実情に合わせた、より具体的な手法により自助努力を促し、地域防災力の向上を図ることに留意しながら、実践的な教育を行うものとする。

- ① 南海トラフ地震に伴い発生すると予想される地震動及び津波に関する知識
- ② 地震・津波に関する一般的な知識
- ③ 南海トラフ地震が発生した場合における出火防止対策、近隣の人々と協力して行う救助活動・避難行動、初期消火及び自動車運転の自粛等防災上とるべき行動に関する知識
- ④ 正確な情報入手の方法
- ⑤ 防災関係機関が講ずる災害応急対策等の内容
- ⑥ 各地域における避難対象地区、急傾斜地崩壊危険箇所等に関する知識
- ⑦ 各地域における避難所、津波一時避難場所及び避難経路に関する知識
- ⑧ 避難生活に関する知識

- ⑨ 地域住民等自らが実施し得る、最低でも3日間、可能な限り1週間分程度の生活必需品の備蓄、家具の固定、出火防止等の平素からの対策及び災害発生時における応急措置の内容や実施方法
- ⑩ 住宅の耐震診断と必要な耐震改修の内容

3. 相談窓口の設置

県及び町は、地震対策の実施上の相談を受けるため必要な窓口を設置するとともに、その旨周知徹底を図るものとする。

第 8 節 津波避難対策緊急事業計画の基本となるべき事項

1. 基本方針

町は、避難すべき区域（津波による浸水が想定される地域）の地域住民等を安全な場所に避難させるために必要な事業を、津波避難先や避難経路等の整備、防災拠点施設の整備等緊急に実施すべき短期事業と、道路改良や橋梁等の耐震化整備事業等の中・長期的な事業に分けて計画を定め、事業実施を推進していくものとする。

2. 事業目標

「第 6 章 第 4 節 5. 避難対策等」で示された津波避難の対象地区ごとに実施すべき事業内容と目標達成期間については、「印南町津波避難対策緊急事業計画」に別に定める。

第9節 南海トラフ沿いにおける地震の時間差発生等への対応

1. 対応方針

- 1) 町は、先に発生した地震で大きな被害を受けた後、時間差を置いて再び大きな揺れ・津波が発生した場合に生じる危険について周知するなど、住民意識の啓発に努める。

- 2) 町は、最初の地震で脆弱になった建築物等を可能な限り迅速に把握し、次の地震で倒壊することによる人的被害を防止するなど、複数回にわたる被災に対して臨機応変に対応できるよう応急活動等に努める。

第10節 復興計画の事前策定について

1. 策定方針

大規模な災害が発生した際、災害への初動対応、復旧等の業務量が膨大となるため、行政は、災害対応で多忙な中、復興の方向性を示し、復興まちづくり計画を立案して、住民合意の形成を図ることが重要であるが、様々な課題が発生した場合、速やかな計画策定が困難となることが想定される。

将来、南海トラフ地震が発生した後、地域の復興に時間がかかりすぎると、住民や企業は疲弊し、再生する意欲を失ったり、まちを離れる事態を招くなど、地域の活力が失われ、まちの存続が危うくなるおそれがある。

大規模災害時の復興事業はこれまで経験したことがないような大規模かつ複合的なものとなるが、被災地において、住民が意欲を持って働き、暮らすためには、迅速に、より良いまちの復興を成し遂げることが重要であり、そのために事前復興計画の策定に取り組む必要がある。

2. 復興計画の事前策定についての進め方

(1) 町の現状把握と復興計画事前策定地区の選定

計画策定を検討するに当たって、町の現況や、各種災害の被害想定などの現況把握を行い、各種の問題点を分析する。また、まちづくりに関する各種計画を確認するとともに、現状に関する課題、住民の評価等を把握したうえで、対象地域を選定する。

(2) 復興計画事前策定対象地区の現状分析とポイント整理

対象地区について地区ごとの特性に関する現状分析を行うとともに、道路が狭い密集市街地等の地区の課題を抽出・分析しポイント整理を行う。

(3) 復興計画事前策定における基本的な方針

復興まちづくりのために、計画策定に当たっての目標達成に関する基本的な方針を策定する。

(4) 復興まちづくりイメージ図の作成

復興まちづくりに当たって、多重防御、移転、嵩上げのパターンを単独、あるいは複合的に検討することとし、地形図に復興まちづくりで行う土地利用計画のイメージ図を作成する。

(5) あらかじめ取り組むべきこと

迅速でより良い復興を実現するため下記の内容について取り組むこととする。

- ① 地籍調査の推進
- ② 利用適地の抽出
- ③ 応急仮設住宅用地や災害廃棄物処理用地等の広域調整
- ④ 復興に向けた体制整備
- ⑤ 事業手法の整理
- ⑥ 地域産業の強化支援
- ⑦ 公共施設の高台移転等への事前取組
- ⑧ 計画策定の合意形成

3. 復興計画事前策定の手順

町は以下の順序により復興計画策定に取り組むこととする。

- ① 町の現状把握と復興計画事前策定地区の選定
- ② 復興計画事前策定対象地区の現状分析とポイント整理
- ③ 復興計画事前策定における基本的な方針策定
- ④ 復興まちづくりイメージ図の作成
- ⑤ あらかじめ取り組むべきことについての着手